# 川崎市景観計画



# **り** 次

序	章	川崎らしい景観をめざして	1
1	ر ت	れまでの川崎市の景観づくり	2
2	景	観計画の改定の基本的な考え方	4
3	JIII	崎市景観計画の体系図	8
第1	章	基本理念・目標及び計画の位置づけ	9
1	景	観形成の基本理念1	0
2	JIII	崎市における景観のとらえ方1	0
3	景	観形成の基本目標(景観法第8条第3項)1	1
4	計i	画の位置づけ1	2
第2	章	<b>景観の特徴</b> 1	3
1	本	市の景観を特徴づけるさまざまな要素1	4
2	本	市の景観の特徴1	6
第3	章	景観計画の区域と良好な景観の形成に関する方針 $2$	8
1	景	観計画の区域(景観法第8条第2項第1号)2	9
2	景	観形成の基本的な考え方等3	0
3	景	観形成方針(景観法第8条第3項)3	5
第4	章	良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項 $4$	1
1	行	為の制限に関する考え方4	2
2	景	観形成基準(景観法第8条第4項第2号)4	4
3	届	出を要する行為5	4
第5	章	屋外広告物等による景観形成に関する事項5	8
1	屋?	外広告物等の表示等による景観形成に関する基本的な考え方5	9
2	屋?	外広告物等の表示及び屋外広告物等を	
	掲	出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項等6	1
第6	章 :	景観重要建造物及び景観重要樹木の指定方針6	4
1	景	観重要建造物及び景観重要樹木の指定に関する基本的な考え方	5
2	景	観重要建造物の指定の方針 6	5
3	景	観重要樹木の指定の方針6	5
第7	章 :	公共施設の整備における景観形成に関する事項6	6
1	公:	共施設の整備における景観形成に関する基本的な考え方6	7
2	景	観重要公共施設の整備及び占用許可等の基準に関する事項	9
第8	章	景観形成の推進方策7	1
1	協	働による景観形成の実践7	2
2	景	観形成に向けた取組体制の構築7	3
3	関	連施策・事業との連携7	4
4	魅	力ある景観情報の発信7	5
5	新	たな技術や社会情勢の変化への対応7	7
6	- 景	観計画の見直し	7

# | 序 章 川崎らしい景観をめざして

# 1 これまでの川崎市の景観づくり

# (1) 第1期 公共事業等の先行による都市イメージの転換

本市の景観形成行政は、川崎駅周辺と新百合ヶ丘駅周辺で始まりました。1981(昭和 56)年度に策定した「川崎市都心アーバンデザイン基本計画」に基づく川崎駅周辺地区の取組は、これまでの川崎の負のイメージを払拭しようと公共事業を明るさ・やさしさ・清潔さをデザインコンセプトとして先行整備し、その効果を民間事業へ波及させようとするものでした。1988(昭和 63)年に「日本都市計画学会賞(計画設計賞)」を受賞する等、10年弱のうちに本市の都市イメージを一新するような街なみが形成されました。

また、新百合ヶ丘駅周辺では、1977(昭和 52)年には、駅の新設にあわせ土地区画整理事業が着工され、1980(昭和 55)年には、地権者等と協力し、街なみ形成に関する土地利用とデザインの基準を定めた「上物建設マスタープラン」を策定しました。市は、これをもとに「新都心」としてふさわしい国際的な科学・文化都市をめざしてまちづくりを推進し、1998(平成 10)年に「都市景観 100 選」に選出される等、内外に高い評価を受ける街なみが出来上がりました。



1950 年代の川崎市のようす



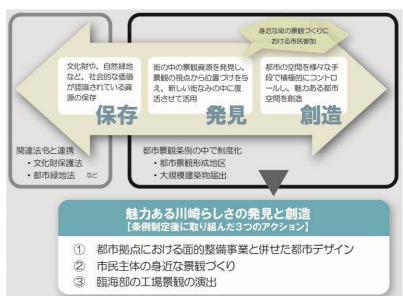
明るさや清潔さをデザインコンセプト として整備された川崎駅前

# (2) 第2期 条例による市民参加の景観づくり

拠点地区における事業を中心としたアーバンデザイン手法は限定的であり限界もあることから、都市 景観行政を拠点地区に限らず、市全体の施策として位置づけ、継続的に取組むとともに、民間建築物の 届出や地域的な景観形成等を制度化するために、1994(平成 6)年度に自主条例として川崎市都市景観 条例を制定しました。

都市景観条例では、都市景観の形成という概念を「保存」、「発見」、「創造」の3つの分野で整理し、開発需要が高く市街化や再開発等が進む本市においては、このうち、主に「発見」と「創造」に主眼をおいた仕組みを定めています。

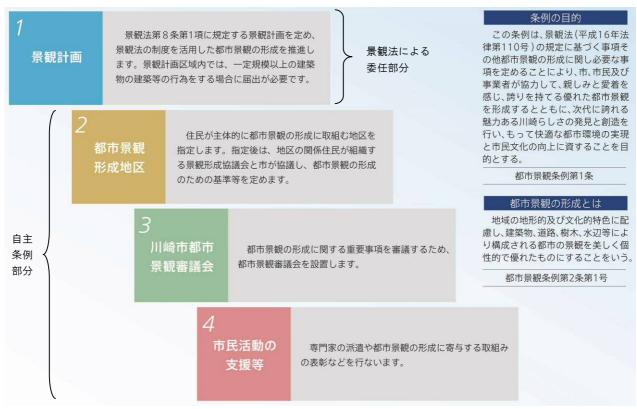
条例制定後は、都市拠点における面的整備事業と併せた都市デザイン、市民主体の身近な景観づくり、臨海部の工場景観の演出等の施策に取組みました。



# (3) 第3期 景観法と自主条例の2層による景観形成の推進

2004 (平成 16) 年度に景観法が制定されたことを受け、本市においても 2007 (平成 19) 年度に川崎市景観計画を策定するとともに、都市景観条例を改定しました。これにより、都市デザイン施策を景観法に基づく施策と条例に基づく施策に整理するとともに、街なみ誘導助成制度の創設等、更なる展開を図っています。

景観計画は、景観法に基づき、景観行政団体が良好な景観の形成を図るため、その区域、良好な景観の形成に関する基本的な方針、行為の制限に関する事項等を定める計画ではありますが、本市では、一定規模以上の建築物の建築行為等について広く緩やかに制限を行う景観法に基づく施策と住民が主体的に都市景観の形成に取組む都市景観形成地区の指定等を行う従来からの都市景観条例に基づく施策を組み合わせて効率的に景観施策に取組みさまざまな景観形成を進めてきました。



都市景観条例の構成(改正前のもの)

# 2 景観計画の改定の基本的な考え方

# (1) 新たなステップを踏み出すための景観計画の改定

本市の景観行政は1980年代からスタートし、第1期、第2期、第3期と段階的に取組を進めてきました。第3期での景観計画策定以降、本市を取り巻く社会情勢は大きく変化するとともに、国による景観施策に関する動向も変化しています。

本市の行政施策としては、川崎市総合計画をはじめとして関連する計画の改定や新規策定が行われています。

また景観計画の運用においては、策定から 10 年以上を 経る中で、一定の実績と成果を上げる一方で、一律的な規 制により、時代に応じたより優れたデザインの創出を抑制 してしまうことや現行基準が近年、活発化が見られる公共 空間の利活用や市有財産の有効活用の取組を想定したも のとなっていない等の幾つかの課題もみられます。

こうした状況を踏まえ、これまでの本市の景観施策を継承しつつも、地域の個性を活かし、時代の変化に対応した 柔軟で質の高い景観形成を推進する本市の新たな景観施 策のマスタープランとするため、景観計画を改定します。

#### 第1期

公共事業等の先行による都市イメージの転換

#### 第2期

条例による市民参加の景観づくり

#### 第3期

景観法と自主条例の2層による景観形成の推進

#### 第4期

時代の変化に対応した 柔軟で質の高い景観形成の推進

# (2) 景観計画改定の具体的な方向性

景観計画の改定にあたっては、次の3つの視点で改定を行います。

### 景観計画改定の3つの視点

## 視点 1

## 地域の個性を活かす

これまで取組んできた地域の個性を活かす取組を更に進め、都市拠点だけでなく、身近な地域においても取組を推進するとともに、景観を「つくる」だけでなく、「保全・活用する」ことで川崎の多彩な魅力をより一層引き出します。

# <sub>視点</sub>2 時代の変化に対応する

社会情勢の変化に伴い、計画に求められる内容も変化しています。時代が求める賑わい空間創出のための広告物について優れたデザインであれば緩和する等、時代の変化に対応した施策を推進します。

# 視点 3 質をマネジメントする

景観に影響を及ぼすものを 広く対象とし、必要な基準の強 化を行うとともに、単に規制を 行うだけでなく、一律の規制に よらない更なる誘導を行うこ とで景観の質をマネジメント します。

具体的な方向性は以降に示すとおりです。

## ア 地域の個性をより活かすための再整理

#### (7) 上位計画や関連施策と景観計画との位置づけの再整理

景観計画の策定以降、上位計画や関連計画についても新たな策定や改定が行われています。景観 計画の改定にあたっては、これらの計画との関係や位置づけを再度整理する必要があります。

近年では、都市農地の持つ景観形成機能が農業分野を始め広く評価され、また、観光分野においては、景観は地域が有する大きな観光資源の一つであり、その活用を図ることが観光振興の有力な手段となります。このように、良好な景観形成を推進するためにはさまざまな分野が関係することから、景観計画においても、改めてこれらの分野との連携を図っていく必要があります。

こうした上位・関連計画の策定・改定及び新たな関連計画との連携を踏まえ、これらの計画との 関係を再整理し、さまざまな施策等との情報共有や連携・調整を積極的に図ります。

#### (イ)ゾーン、軸、拠点のあり方の再整理

景観計画では、市内を4つのゾーンにわけ、景観の拠点や景観軸を設定し、景観の骨格をつくる要素として位置づけてきました。本市における景観の要素、良好な景観形成に向けた施策の展開を踏まえ、これらのあり方についても再度整理する必要があります。

本市における景観のとらえ方及び景観の特徴を整理しなおしました。再整理した景観の特徴を踏まえ区域を区分し、景観形成方針を示し、効果的・効率的な景観の形成を図ります。

#### (ウ) 届出対象要件の見直し等、地域特性に応じた景観誘導が可能となる届出制度の見直し

景観法では、景観計画区域内において行われる一定の行為について届出義務が定められています。 これを受け、本市でも景観計画等において、届出の対象要件や基準等を定めてきました。これまで の実績を踏まえ景観計画の改定にあたり、より地域特性に応じた景観誘導を行うためには、これら の見直しを行う必要があります。

地域の景観に大きな影響を及ぼすものをより細かに抽出し、より適切な景観誘導を行うことができるよう、届出の対象要件を見直しました。特に橋りょう等の大規模な工作物については、景観への影響が大きいことから、新たな届出要件を設け、これまで以上に積極的に景観誘導を行っていきます。

#### (エ) 景観重要公共施設、景観重要建造物・樹木等のあり方の見直し

景観計画において、景観重要公共施設、景観重要建造物・樹木等については、整備に関する事項 や指定の方針等を定めることとなっています。指定等の推進に向け、これらのあり方について見直 しを行う必要があります。

指定の対象をより抽出しやすくするために、他施策との棲み分けを整理した上で対象要件をより 具体的に設定しました。

#### (オ) 坂道景観、眺望景観等を活かした景観形成

これまで本市の景観づくりは、建築物や工作物等による都市空間の形成に力点を置いてきました。 しかしながら、実際には、さまざまな領域が景観を形成するものとされており、「つくる」だけで はなく、「保全・活用する」といった視点についても重要性が増しています。例えば、「坂道」「眺 望」等も景観を構成するものと考えられ、これらを活かした景観づくりが必要となっています。 これらの個性や魅力を引き立てる身近な地域の多様な景観の要素については、まちづくりの重要な資源として、住民主体のまちづくりに積極的に活かしていきます。また、特色ある景観のまとまりを形成しているものについても「景観拠点」として位置づけ良好な景観を創出・先導していきます。さらに「坂道」等は、良好な景観の形成のために重要な役割を果たすものとしてとらえ、景観重要公共施設の指定において、適宜位置づけるものとします。

### イ 時代の変化に対応した優れた景観創出の誘導

#### (7) 公共空間を活用した「新たな賑わい創出」のための取組への対応

近年、地域活性化や賑わい創出の場としての公共空間の活用等に対する期待が高まっています。 公共空間を活用したイベント等が行われる場合には、あわせて広告物等も掲出されますが、優れた デザインで魅力ある広告物は、魅力ある景観の形成、イベント期間等の街の雰囲気を盛り上げるこ とに繋がります。

また、広告物等の掲出により、エリアマネジメント等の地域活動の財源を確保し、更なるまちの活性化を図る等の取組もみられます。

そうしたことを踏まえ、「新たな賑わい創出」に資する取組に対しては、従来の規制にとどまらない新たな視点が必要となります。

賑わいの創出や地域の魅力向上に資する広告物等の取扱いについては、一部景観計画上の基準の 見直しを検討し、柔軟な運用の取組を推進します。

#### (イ) 財産の有効活用のための取組への対応

公共施設の老朽化に伴う財政負担の増大や財政の硬直化への対応として、財産の有効活用の取組拡大が求められています。今後、公共施設への広告掲出やネーミングライツ(命名権)の導入が進むことが考えられますが、景観形成に大きな影響を与えることも考えられ、財産の有効活用と景観形成の両立という視点が必要です。

周辺の景観との調和に十分配慮し、公共施設や公共空間に掲出するものとしてふさわしい形態・ デザインとするものとした上で、基準の柔軟な運用を推進します。

#### (ウ) 積極的な情報発信と共感・シビックプライドの醸成

本市の景観の魅力を国内外に向けて情報発信を行う等、景観施策においても、都市イメージの向上を図り、市民のまちに対する愛着を高める取組が求められています。

引続き、イベントやワークショップによる景観啓発に取組むとともに、新たな媒体を利用した情報発信や景観への理解を深める啓発ツールの作成等、積極的な情報発信を行います。

#### (エ) 新たな技術や社会情勢の変化への対応

近年、さまざまな技術の進歩により、広告物等の種類が多様化しており、こういったものについても適切に対応していく必要があります。

技術革新等により新たに出現する事業、社会情勢の変化により規制が必要となる事業等についても、協議の対象としていきます。

### ウ 質をマネジメントするための仕組みの強化

#### (ア) 良好なデザインを誘導する仕組みづくりの推進

建築物等については、景観形成基準に基づき、市から助言・指導を行っています。しかしながら、 景観デザインの多様化が進んでおり、地域の個性に応じたより質の高い都市空間をつくり出すには、 職員による一律の指導では難しくなっています。一定規模以上の建築物等、景観に影響を及ぼすも のについては、統一的な運用として専門家による助言を得る景観アドバイザー制度の導入が行われ ている先進事例もあり、本市でもこういった手法の導入を検討する必要があります。

景観アドバイザー制度のように、専門家による助言を得ながら良好なデザインを誘導する等の仕組みづくりを推進します。

#### (イ) 周囲の景観に対して与える影響の大きい屋外広告物等についての基準の強化

本市の景観計画では、都市拠点等の特別な地区において屋外広告物の詳細な基準等を定め景観誘導を行っていますが、基準を定めていない一般地域においても、幹線道路沿道等では必要以上に派手な色彩で大きな広告物が見受けられます。一般地域においても一定の景観誘導を検討する必要があります。

一般地域においても屋外広告物等の表示に関する基本的な配慮事項を定めるとともに、周囲の景観に対して与える影響の大きい、規模の大きな商業施設等について新たに基準を定め、調和のとれた景観の形成を図ります。

# 3 川崎市景観計画の体系図

本計画の体系を次に示します。

#### 序章 川崎らしい景観をめざして

- これまでの川崎市の景観づくり
- 景観計画の改定の基本的な考え方

## 第1章 基本理念・目標及び計画の位置づけ

- 景観形成の基本理念
- 川崎市における景観のとらえ方
- 景観形成の基本目標(景観法第8条第3項) 計画の位置づけ

## 第2章 景観の特徴

○ 本市の景観を特徴づけるさまざまな要素 ○ 本市の景観の特徴

#### 第3章

# 景観計画の区域と良好な景観の形成 に関する方針

- 景観計画の区域 (景観法第8条第2項第1号)
- 景観形成方針 (景観法第8条第3項)

## 第4章

# 良好な景観の形成のための行為の制 限に関する事項

- 景観形成基準 (景観法第8条第4項第2号)
- 届出を要する行為

#### 第5章 屋外広告物等による景観形成に関する事項

- 屋外広告物等の表示等による景観形成に関する基本的な考え方
- 屋外広告物等の表示及び屋外広告物等を掲出する物件の設置に関する行為の制 限に関する事項等

#### **第6章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定方針**(景観法第8条第2項第3号)

#### 第7章 公共施設の整備における景観形成に関する事項

- 公共施設の整備における景観形成に関する基本的な考え方
- 景観重要公共施設の整備及び占用許可等の基準に関する事項 (景観法第8条第2項第4号)

#### 第8章 景観形成の推進方策

- 協働による景観形成の実践
- 関連施策・事業との連携
- 新たな技術や社会情勢の変化への対応 景観計画の見直し
- 景観形成に向けた取組体制の構築
- 魅力ある景観情報の発信

# 8

\$ 1 早	第1章	基本理念・目標及び計画の位置づけ
--------	-----	------------------

# 1 景観形成の基本理念

本市では、これまで「かわさき百年の風土記づくり」を景観形成の基本理念として定め、社会状況が 目まぐるしく変化する中においても百年単位の展望をし、長い年月を経ても価値を失わない魅力ある景 観を創出することや、大切にすべき地域資源を発見し調和させながら受け継ぐことによる川崎らしい景 観形成を推進してきました。今後も引続きその理念に基づき景観形成を進めるものとします。

# 2 川崎市における景観のとらえ方

# (1)本市における景観とは

これまで川崎市景観計画では、景観を「個々の建物の外壁、屋根、門塀、植栽などと道路、街路樹、街灯などの様々な要素が調和して形成されたもの」と定義してきました。本市の都市景観形成施策が1980年代の川崎市都心アーバンデザイン事業等からスタートし、その後も市街化や再開発が進む中、景観づくりは、建築物や工作物などによる都市空間の形成に力点が置かれてきました。

こうしたなか、日本社会が人口減少期に入り転換期を迎え、本市では、2016(平成 28)年に川崎市総合計画を策定し、「成長と成熟の調和による持続可能な最幸\*のまち」という都市像を目指しています。これまでの都市空間の形成といった「つくる」だけではなく、日常生活の質的な充足や郷土への愛着と誇りを強く感じることができるような「保全・活用する」といった視点についても重要性が増しています。このことから、これまで力点を置いてきた建築物や工作物等に関わるものだけでなく、農や緑、水辺等の自然環境や、商店街を人が行きかう様子など人の活動や営みについても今後は力点を置いていく必要があります。

そのため本市では今回の景観計画の改定にあたり、景観を改めて広く捉えなおすこととします。

景観の とらえ方 都市空間はもとより、自然環境、人の営みにより形づくられる様子など、 普段人々が目にしているながめ

\*「最幸」とは…川崎を幸せのあふれる「最も幸福なまち」にしていきたいという思いを込めて使用しています。

# (2) 魅力的な景観形成により得られる効果

地域の特徴を活かし魅力的な景観形成により得られる効果は多面的です。下図に示すとおり、様々な効果が期待されます。本市においても、魅力的な景観形成により得られる効果の多面性をとらえ、積極的に景観行政に取組みます。

■魅力的な景観形成により得られる効果

類型	景観形成により直接的に得られる効果	発現に比較的時間を要する効果
人	<ul><li>・良好な景観に対する住民の理解や関心が深まる</li><li>・様々な地域活動(イベント等)行われるようになる</li></ul>	・住民の自治意識の向上
	・関係者間(行政・地元組織)の連携が促進される	・景観形成の制度化
空間	<ul><li>・地域の景観的な魅力が高まる</li><li>・地域資源の保全、活用が進む</li></ul>	・まちの魅力の向上
社会	・地域の伝統技術が復元・活用される ・来訪者が増加し地域経済が向上する	• 技術の継承と蓄積
	<ul><li>・地域に賑わいがうまれる</li><li>・地域全体の評価が高まる</li></ul>	・地域の活性化

※『「まちづくり効果」を高める公共事業の進め方(案)~公共事業における景観配慮の事例に学ぶ』 (国土技術政策総合研究所、平成26年)を参考に作成

# 3 景観形成の基本目標(景観法第8条第3項)

基本理念及び次代の景観形成の実現に向け本市の景観形成の基本目標を次のとおり定めます。

## 目標1 川崎を形づくる骨格を活かす

広域的な景観のまとまりを形づくる地形や、市域を広く帯状の 景観を形成する多摩川や二ヶ領用水、多摩川崖線など、本市全体 の景観を特徴づける骨格的な要素を際立たせながら大切に活か します。



## 目標2 個性と魅力ある川崎の顔をつくる

川崎市都市計画マスタープランで位置づけられている拠点をはじめ、地域の自然資源や歴史文化資源等により特色ある景観がみられる地区は、本市の良好な景観形成の先導的役割を果たし川崎市の都市イメージをつくる顔となるよう個性と魅力ある表情豊かな景観づくりをめざします。



## 目標3 地域特性を活かした身近な街なみをまもり・育てる

地域の自然資源や歴史文化資源、新たにつくられた都市的資源 等の地域らしさを発見し、調和させながら受け継いでいくことを めざして、市民の発意による主体的な景観づくりの活動を支援し 身近な街なみをまもり・育てます。



### 目標4 情報発信により川崎の景観への愛着を高める

川崎駅周辺等の都市景観、工場夜景等の産業景観、生田緑地等の自然景観をはじめとして、川崎市の景観の魅力を国内外に向けて効果的かつ戦略的に情報発信します。情報発信により都市イメージの向上を図るとともに、増加が見込まれる来訪者に対する観光やシティプロモーション施策と連携し、市民のまちに対する愛着を高めます。

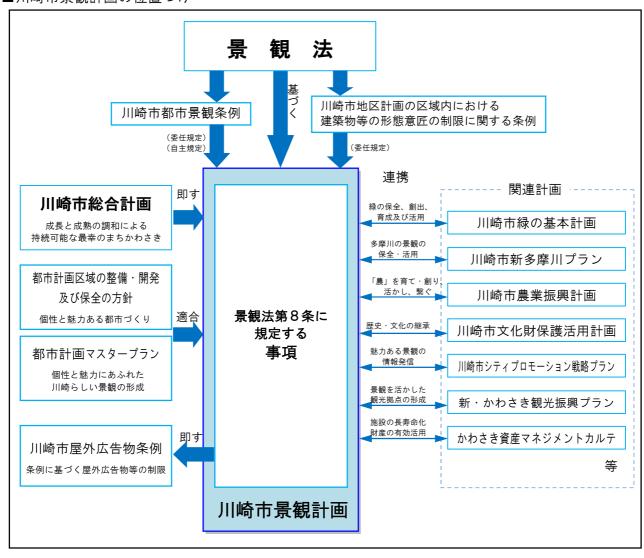


# 4 計画の位置づけ

景観計画は、良好な景観の形成、創出又は保全を図るため、景観行政団体が景観法第8条の規定に基づき定める法定計画です。

川崎市景観計画は、この内容に加え、景観法の委任を受けた川崎市都市景観条例(以下「都市景観条例」という。)及び川崎市地区計画の区域内における建築物等の形態意匠の制限に関する条例(以下、「地区計画形態意匠条例」という。)の規定並びに都市景観条例に基づく本市独自の施策をも網羅するものとします。さらに、「川崎市緑の基本計画」における緑の保全、創出、育成及び活用、「川崎市新多摩川プラン」における多摩川の景観の保全・活用、「新・かわさき観光振興プラン」における景観を活かした観光拠点の形成等、それぞれの関連計画との連携を図ることとするなど、本市における景観施策のマスタープランとして位置づけます。

#### ■川崎市景観計画の位置づけ



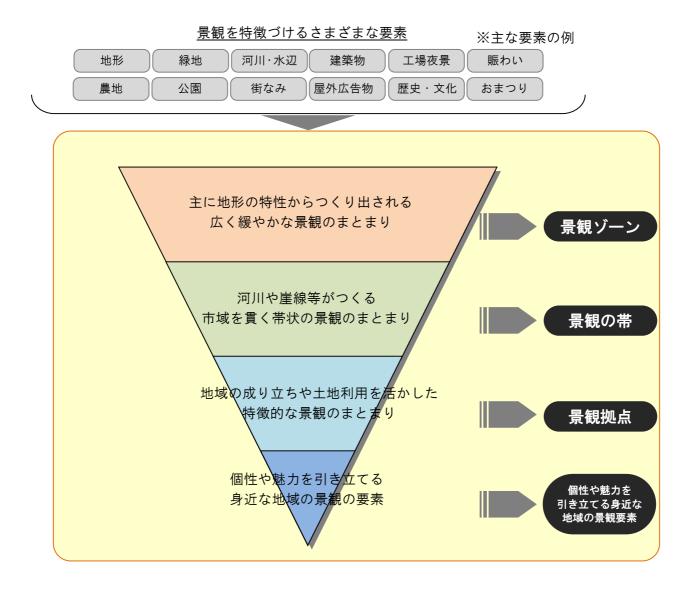
# 第2章 景観の特徴

# 本市の景観を特徴づけるさまざまな要素

現在の川崎市の景観は、多様な地形やみどり、河川等の様々な自然景観、高層建築物等が集積する都市景観、これまで積み重ねられてきたまちの歴史、現在の人々の生活する姿など、多種多様な要素から成り立っています。それらの要素が重なりあい、関係しあうことによって、地域固有の景観がつくりだされています。

川崎市の景観に対する理解を深めるために、景観を特徴づけているさまざまな要素を整理すると、川崎市の景観の特徴は、大きさや性質の異なる4段階の景観のまとまりと要素として表すことが出来ます。

#### ■景観を特徴づけるさまざまな要素と川崎市の景観の特徴



#### ■第2章から第4章までの主な流れ

立てる身近な地域

の景観の要素

本書では、第2章で川崎市の景観の特徴を、大きさや性質の異なる4段階のまとまりと要素として整理します。

を示しています。さらに第4章では、それぞれの景観形成方針を踏まえて、建築物の建築等に対して良好な景観

#### この整理に基づき第3章では、景観のまとまりを「ゾーン」「帯」「拠点」等に分類し、それぞれの景観形成方針 の形成のための行為の制限に関する事項(景観形成基準)を定めています。 第4章 第2章 景観の特徴 第3章 景観計画の区域と良好な景観の形成に関する方針 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項 景観要素 景観の特徴 景観計画区域全体における景観形成 川崎市の景観の骨格 一般基準 ○広く緩やかな景観のまとまりを「景観ゾーン」として位置づけ 平野部ゾーン ○景観ゾーンごとに、守るべき基 ○「丘陵部ゾーン」「平野部ゾーン」「臨海部ゾーン」の3つに区分 本事項を「景観ゾーン基準」と 地形 主に地形の特性か して定める らつくり出される ○それぞれの景観ゾーンの特徴を活かしながら、緩やかに良好な景観 広く緩やかな景観 丘陵部ゾーン の形成を図るよう基礎的な景観形成方針を定める 農地 のまとまり 緑地 景観ゾーン 臨海部ゾーン 多摩川の帯 公園 ○市域を貫く帯状の景観のまとまりを「景観の帯」として位置づけ ○景観の帯ごとに、守るべき基本 二ヶ領用水の帯 ○「多摩川の帯」「二ヶ領用水の帯」「多摩川崖線の帯」「多摩丘陵の帯」 事項を「景観の帯基準」として 河川や崖線等がつ 河川・水辺 の4つを位置づけ 定める くる市域を貫く帯 状の景観のまとま ○景観の帯の美しい景観が際立つとともに周辺地域と一体となった良 多摩丘陵の帯 街なみ 好な景観形成を図るよう、それぞれに景観形成方針を定める 多摩川崖線の帯 建築物 景観の帯 景観形成を先導する 屋外広告物 特色ある景観のまとまりにおける景観形成 ○景観まちづくり先導地区が定め ○地域の成り立ちや土地利用を活かした特徴的な景観のまとまりを られている地区は、それぞれの 工場夜景 「景観拠点」として位置づけ 地区で独自の景観形成基準を定 ○「都市系拠点」「自然系拠点」「文化系拠点」の3つの類型に整理 地域の成り立ちや ○それぞれの特性や上位計画、関連計画等との整合を図りながら景観 歴史・文化 土地利用を活かし ○景観まちづくり先導地区の周辺 自然系拠点 形成方針を示す た特徴的な景観の 都市系拠点 においては、当該地区の景観形 ○区域の全部または一部において景観まちづくり先導地区(景観計画特 まとまり 成基準等に準じる 賑わい 定地区、都市景観形成地区、地区計画(地区整備計画において、建築物の形 態意匠の制限を定めたものに限る)を指定した地区))を定め景観拠点の ○景観まちづくり先導地区の指定がない場合は、各景観拠点 良好な景観を創出・先導 おまつり の景観形成方針を踏まえながら、該当する一般基準(景観 景観拠点 ゾーン基準、景観の帯基準)に適合するものとする。 景観まちづくりの 新たな景観まちづくりの創出・育成 萌芽 ○個性や魅力を引き立てる身近な地域の景観の要素は、景観資源を活 ○個性や魅力を引き立てる身近な地域の景観要素は、景観 かしたまちづくりの重要な資源として、住民主体のまちづくり等に 個性や魅力を引き 形成基準を設けない

積極的に活かす

個性や魅力を引き立てる身近な地域の景観要素

○大規模な土地利用転換等がある場合は、その機会を捉え景観まちづ

くり先導地区の指定を目指す等、新たな景観拠点の形成に取組む

した際に、景観形成基準を定めるものとする

○まちづくりの進捗に応じて、まちづくり先導地区を指定

〇一定規模以

上の建築物

及び工作物

の建築等に

届出を求め

○規模に関わ

らず、地区ご

との届出対

象の要件に

該当する場

合に届出を

求める

# 2 本市の景観の特徴

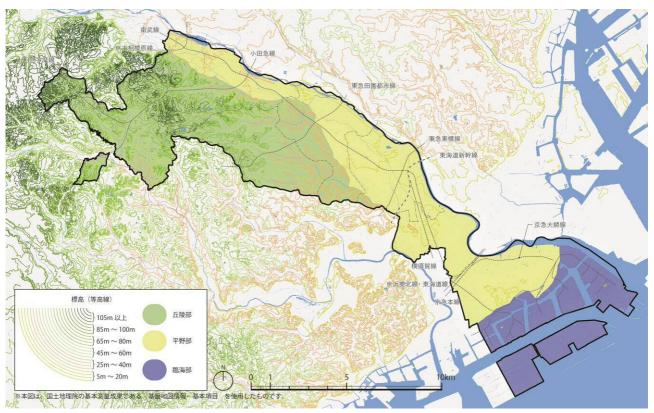
# (1) 主に地形の特性からつくり出される広く緩やかな景観のまとまり

本市は、東西方向に約33kmにおよぶ細長い地域であり、その地形も多様です。北西部は起伏の豊かな丘陵地で、多摩丘陵の東端にあたり、丘陵地に連なる緑のネットワークの一端を担っています。また、多摩丘陵から流れる多摩川水系の流域等には、平野部が形成されています。市の南東に位置し東京湾に接する臨海部には、埋立てによりつくられた平坦な地形が広がっています。

本市ではこうした地形の特性からつくり出される広く緩やかな景観のまとまりがみられ、丘陵部、平野部、臨海部の3つに大きく整理することができます。



### ■川崎市及び周辺の地形



#### ア 丘陵部

## ■起伏に富み農の景観と緑豊かな住宅地が広がる丘陵部

丘陵部では、起伏に富んだ地形が見られます。

市の北西に位置する麻生区では、多摩丘陵の稜線沿いに樹林が 広がり、黒川をはじめとする中小河川によって刻まれた谷戸\*で は、水田や畑などの多摩の原風景が見られます。また、小田急多 摩線の駅を中心に計画的に整備された住宅地が広がっており、住 宅の切れ間から丘陵の緑を望むことができます。

一方、宮前区を中心とした丘陵部では、東急田園都市線沿線に開発され、計画的に整備された住宅地が整然と広がっています。こうした住宅地では開発から時を経て宅地内の緑が成長し、落ち着いた住宅と緑のあいまった景観を作り出しています。住宅地の坂道に上ると、富士山を望むことができ、市街地が見渡せるなど、地形の多様さを感じることができます。

\*谷戸(やと)とは、丘陵地を湧水等により浸食されて形成された谷状の地形を指す。



樹林に囲まれた農地が広がる黒川



整然とした街なみの計画住宅地 (麻生区)

## イ 平野部

## ■市街地の新旧が見られる平野部

平野部は、多摩川と鶴見川が形づくった沖積平野上に位置しています。この二つの水系周辺では、古くから人々の生活が営まれ、江戸時代には二ヶ領用水が開削されるなど、市の発展の礎となった場所です。起伏が少ない土地の特性を利用し、明治時代から戦後にかけて工業都市として発展し、早くから鉄道が整備され、耕地整理等により整備された市街地の基盤が残っています。現在は、川崎駅等の拠点地区の工場跡地を中心に再開発が進み、都市的な景観へと生まれ変わっていますが、その裏には、昔ながらの商店街が活気づくなど、下町情緒が残る場所もあります。

また、南武線や多摩川沿いは、工場が立地し、内陸産業が形成されています。国際競争の激化や国内市場の成熟等を背景に高度化を図り生産拠点から研究開発拠点に転換する一方、移転により跡地が中高層住宅となる動向も見られます。

多摩川緑地では、野球場、グラウンドなどが整備され、スポーツの場や散歩道として利用されるなど、市民が楽しむ姿がみられます。



鹿島田駅周辺の商店街

## ウ 臨海部

## ■明治以降に埋め立てられた平坦な臨海部

臨海部は、明治時代以降に工業の発展を願い埋め立てられた、本市の中でも新しい地形的に平坦な土地です。高度成長期には京浜臨海工業地帯の中核をなし、現在でも広大な土地を活かして港湾施設、工場・物流施設、石油コンビナート等の大規模な建築物等の設備が立地しています。タンカーなどが着岸する様子が見られるなど、産業と海運のダイナミックな景観が見られます。こうした産業景観は本市の景観として特徴づけられ、特に、夜間の管理用照明等によりライトアップされた工場夜景は、観光資源として注目が高まっています。

また、海辺におけるレクリエーション拠点として、市民が利用できる公園緑地や緑道等もあり、海を眺望できる開放的な場所でもあります。

さらに、工場等が集積する臨海部では、地域環境の向上、生物 多様性の保全、景観の向上等を目指し、「『かわさき臨海のもりづ くり』緑化推進計画」を策定し、事業者等との協働により緑化を 推進しています。



工場等が立地する臨海部



運河から望む工場夜景

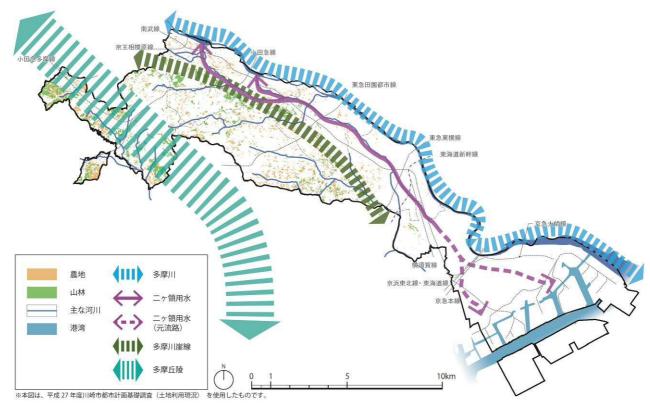


臨海部の公園(東扇島東公園)

# (2) 河川や崖線等がつくる市域を貫く帯状の景観のまとまり

本市には、主に東西方向に多摩川や二ヶ領用水が流れ、多摩川に沿うように多摩川崖線の斜面緑地が連なります。こうした河川や崖線等の市域を貫くように位置する自然資源周辺には、それに沿うように細長い帯状の特徴的な景観のまとまりがみられ、市の広域的な景観を特徴づける重要な要素となっています。

#### ■市域を貫く帯状の景観のまとまり



### ア 多摩川沿い

#### ■都市の貴重な水と緑のオープンスペース

多摩川は、都市における貴重な水と緑のオープンスペースであり、その流れは連続した空間とともに都市景観を形づくる主たる要素となっています。本市における多摩川を代表する景観の一つである桜並木、大河川特有ののどかな河川景観、都市拠点と調和した高水敷\*の姿など、地域の景観と調和した河川の景観の保全・活用が求められています。

また、多摩川にかかる橋は、のびやかな景色を眺望する視点場であると同時に、景観を形づくる重要な要素となっています。

沿川には、稲城市境から河口に向けて、戸建住宅地の中に田畑 が点在し落ち着いた田園景観が見られる地域、中高層住宅を中心



河川沿いにのびやかな景観がみられる 多摩川

とした市街地が形成されている地域、中小の工場が立地する地域、 印象的なスカイラインを形成する超高層住宅が見られる地域、大 規模な研究・業務施設が立地する地域など、さまざまな土地利用 がなされ、それぞれ異なった景観がみられます。また、多摩川の 河口部、大師橋下流部の川崎区殿町緑地周辺を中心に、東京湾に 唯一残った河口干潟「殿町干潟」が広がっています。

\*高水敷とは、通常の川の水が流れている流路を低水路、増水 し低水路からあふれだした水が流れるところをいう。

## イ ニヶ領用水沿い

### ■住宅地内を流れるかつての農業用水

市内を約 18km にわたり縦断する二ヶ領用水は、江戸時代の新田開発に伴い開削された農業用水であり、約 400 年にわたり農業・工業用水として川崎の産業の発達を支えた歴史があります。

現在は、高度経済成長期の住宅化に伴い、治水機能が優先されたことから、暗渠化や蓋掛けされた区間も一部見られますが、住宅地内をぬうように流れ、地域に潤いを与え、親水整備された箇所は地域の憩いの場になっています。

特に久地円筒分水よりも上流の区間においては、周辺の自然を そのまま活かすように桜並木の整備や自然豊かで市民が水に親 しむことができることを目指した親水整備が行われ、水辺に近づ ける場所も多く、付近の市民が水とふれあう貴重な空間として活 用されています。春には多くの桜が咲き、花見を楽しむ人で賑わ います。

久地円筒分水から鹿島田の区間においては、親水整備が実施されている区間もありますが、既成市街地が形成されており、昭和初期から実施されてきた三面張の水路が施工当時のまま残されている部分もあります。

鹿島田より下流の区間は、大正末期の工業化に伴い開発が実施されたことから、現在では、多くの水路が消失し道路や宅地へと姿を変えていますが、昔の水路を復元している区間(大師堀)や緑道として整備されている区間(町田堀)もあります。



二ヶ領用水

### ウ 多摩川崖線沿い

### ■多摩川沿いに緑が連なる多摩川崖線

多摩川崖線沿いの北側斜面には、崖線上に樹林地が残っており、 平野部からは斜面にある樹林の帯状の連なりを市街地の後背に 望むことができます。自然緑地を活かした公園としての活用等に より保存が図られております。

崖線に残る自然緑地は、特別緑地保全地区等の指定が進められ、 豊かな緑の景観として市民に潤いと安らぎを与えています。



多摩川崖線の緑を生かした緑地 (生田緑地)

### エ 多摩丘陵沿い

#### ■起伏に富み稜線沿いに連なる緑

多摩丘陵には、台地上の畑や果樹園、谷戸の樹林など、まとまりのある緑が存在しています。また、八王子市から横浜市にいたる首都圏の広域的な視点からも大切な自然資源として景観の帯となっています。

こうした緑地は、特別緑地保全地区の指定などの施策により保全が進められるとともに、里地里山景観を構成する田畑、雑木林などが将来にわたり次世代に引き継がれるように、市民との協働や連携による管理を推進しています。



特別緑地保全地区(早野五郎池)

# (3)地域の成り立ちや土地利用を活かした特徴的な景観のまとまり

本市には、地域の成り立ちや土地利用などを活かした特徴的な景観のまとまりがあります。それらは 主に、主要な鉄道駅周辺を中心にそれぞれ特徴のある都市景観の形成に取組んでいる「都市(市街地) のまとまり」、今もなお豊かな農地が広がる景観が見られる地域などの「自然的要素によるまとまり」、 歴史や文化が息づいた景観が見られる「文化資源を核としたまとまり」などがあります。こうした特徴 的な景観のまとまりは本市の景観形成においては重要な要素となっています。

#### ア 都市(市街地)のまとまり

## ■川崎の都市景観形成を先導してきた広域拠点

本市の広域拠点である川崎駅周辺地区は 1980 年代の川崎市都心アーバンデザイン計画に基づく事業から始まっています。開発等を契機に公共事業と民間再開発事業を連動させて景観誘導がなされ、本市の都市景観形成を牽引してきました。現在では景観計画特定地区として、川崎の景観を先導するようなシンボリックな景観が創出されています。

また、武蔵小杉駅、新百合ヶ丘駅周辺も広域拠点に位置づけら



川崎駅前の大規模商業施設

れ、市内外から人が訪れる商業・業務・文化・行政機能の中心となっています。それぞれ、景観計画特定地区や都市景観形成地区に指定され、立地などの特徴を活かしながら官民協働で景観形成が進められています。

駅前等において、イルミネーションを設置し、周辺をライトアップする等、魅力的な夜間景観を演出している場所も見られます。

### ■多様な特徴を有する地域生活拠点

登戸・向ヶ丘遊園駅周辺、宮前平・鷺沼駅周辺、溝口駅周辺は、 地域生活拠点に位置づけられ、都市機能が集積し商業や行政等の 地域の中心的な役割を果たしています。地域の特性を活かした商 店街があるなど、個性豊かな賑わい景観が見られるだけでなく、 開発等により今後も必要な都市機能の集積や賑わい形成の促進 が期待されています。

登戸・向ヶ丘遊園駅周辺では土地区画整理事業が進められ、これと合せて地区計画により景観形成を図る計画となっています。また、宮前平駅・鷺沼駅周辺では今後開発が見込まれ、溝口駅周辺では南口駅前広場等の整備が進められるなど、魅力ある生活拠点の形成が進んでいます。

また、新川崎・鹿島田駅周辺も地域生活拠点に位置づけられ、研究開発や先端科学技術によるものづくり施設が立地するという特性に合わせ、次世代型都市としての先進性が感じられる景観づくりが進められています。



地域生活拠点(溝口駅周辺地区)

#### ■新たな開発が進行しつつある臨空臨海都市拠点

浜川崎駅周辺地域や川崎殿町・大師河原地域は、羽田空港や川崎港等の交通結節機能を活かした臨空臨海都市拠点に位置づけられています。研究開発施設を中心とした開発が進んでおり、企業の先進性や清潔感を表現するようなデザイン等、新たな景観がつくられています。

### ■地域の個性ある景観まちづくりが進められている地区

武蔵中原駅などの身近な駅周辺では、地区計画の形態意匠条例 に基づく景観づくりが進められています。



研究開発施設の立地が進む殿町

### イ 自然的要素によるまとまり

### ■川崎市の原風景を残す丘陵部の農の景観

丘陵部を中心とする黒川、岡上、早野地区は、農業振興地域に 指定されており、また緑の基本計画の中でも「緑と農の三大拠点」 として位置づけられ、農の景観が保全されています。丘に囲まれ た谷戸に広がる農地は水田や畑として今も営まれ、四季の移ろい を感じることができます。農地のわきを小川が流れ、多様な生物 が生息する貴重な環境でもあります。こうした自然豊かな環境は、 潤いと安らぎを与える景観となっています。

また、都市部にもまとまった農地が存在します。高津区の久末では市街地の中に市街化調整区域が島状に存在し、広がりのある農地が集約されています。周囲の市街化区域内にも生産緑地などが点在するなど、住宅と優良な農地が共存する都会のオアシスとして、重要な地域となっています。なお緑の基本計画の中でも「農と緑のふれあい拠点」として位置づけられ、地域の振興と併せた樹林地と農地の一体的な保全が進められています。



農地が保全されている黒川



市街地内のまとまった農地(高津区久末)

## ■大規模な公園・緑地

市内には、自然地形や地域の植生を活かした生田緑地などの自然を楽しむ公園があります。

また、自然の緑を活かしつつ競技場や野球場等を整備した等々 力緑地や富士見公園などの大規模な公園もあります。こうした大 規模公園は、市民だけでなく市外からも人が集まりスポーツやレ クリエーション活動を日常的に楽しむ姿が見られます。

中でも、生田緑地は、自然の崖線地形や本来の植生の緑を活か した公園となって、日本の代表的な古民家を集めた民家園や美術 館等と一体となった文化拠点としての景観もつくっています。



大規模な公園(富士見公園)

# ウ 文化資源を核としたまとまり

#### ■川崎市を代表する史跡や神社仏閣

多摩丘陵では旧石器時代にはじまり、縄文時代以降の多くの遺跡が見られます。奈良~平安時代の武蔵国橘樹郡の役所跡とそれに隣接して建てられた寺院の遺跡である橘樹官衙遺跡群は国史跡に指定され、その役所跡の一部は『たちばな古代の丘緑地』として保存されています。

また、川崎市を代表する歴史的な寺社とその周辺には歴史を伝える景観のまとまりが形成されています。中でも川崎大師は900年ほど前に開創した古い寺院で、厄除けの大師として市内外から人が訪れます。川崎大師表参道・仲見世都市景観形成地区に定められており、地域が主体となり景観まちづくりを進めています。



風鈴市(川崎大師)

### ■個性ある商店街

ブレーメン通りでは、ドイツ・ブレーメン市との交流を通じて 培ったまちづくりの精神と手法に基づき、落ち着きと温かみのあ る雰囲気を商店街の街なみづくりに活かしています。次世代に引 き継いでいける美しい街なみづくりを目指し、景観ルールを作る など地元での景観まちづくりが進行しています。



ブレーメン通り

# (4) 個性や魅力を引き立てる身近な地域の景観の要素

これまで(1)~(3)であげてきた景観のまとまりのほかに、生活の中で感じられる身近な景観要素がたくさんあります。中小河川をはじめとする水辺、市街地内の農地、立地や地域の特性を活かした公園・広場などの「水・みどり」の要素。駅前や商店街などでみられるまちの賑わい、雰囲気が異なる住宅の街なみなどの「暮らし」の要素。地域に根差した神社仏閣、街道、産業遺産などの、「歴史文化」の要素。こうした景観要素は、地域の景観の個性と魅力を引き立て、地域の景観に彩りを添えています。

また、景観要素の周辺では、これらを活かした取組が育ちつつある場所もあります。景観要素を発見 し、育てることにより、今後、景観要素を核とした景観まちづくりへと発展することが期待されます。

## ア 水・みどり

## ■身近な水辺

市内には、多摩川や二ヶ領用水の他にも中小河川等も数多く流れており、多摩川水系の五反田川、平瀬川など、鶴見川水系の矢上川、有馬川、早野川、麻生川、片平川などがあります。一部の区間では水辺の遊歩道になっているなど、水と緑が一体となった景観を見ることができます。中でも、平瀬川支川の一部区間では河川改修事業が進められ、市と地元住民との協働により良好な景観づくりが進められています。



中小河川沿いの緑道

### ■生産緑地などの身近な都市農地

市街化区域内の農地が農地面積の7割を占めるなど、市内の随 所で農地が見られます。その大部分は生産緑地に指定され、良好 な都市環境の形成に役立っています。

丘陵部内の住宅地の中には、農地と樹林地や公園と一体となった豊かな農の景観が見られる場所もあります。

多摩川沿いではかつて梨や桃等が盛んに栽培されており、今でも北部を中心とした市内農地において野菜、果樹、花き、植木等が盛んに生産されています。平野部の住宅地においては、多摩川や二ヶ領用水等の水辺空間と一体となった農の景観が見られる一方、丘陵部の住宅地の中には農地と樹林地や公園と一体となった豊かな農の景観が見られる場所もあります。



生産緑地

#### ■市民の憩いの場となっている身近な公園・広場

身近な公園や広場は、地域住民が遊戯・休息等で気軽に緑を感じることのできる場であるとともに、美化運動や地域のイベント等に広く活用できるため、地域コミュニティの場としても機能しています。

また、丘陵部の稜線沿い等には、立地を活かした見晴らしの良い公園が各所にあります。遠くの山並みやビル群、近くの住宅地等が見られる眺望は、地域の重要な景観資源となっています。



見晴らしの良い公園(鷺沼北公園)

## イ 暮らし

#### ■多様な住宅の街なみ

多摩丘陵部には、鉄道駅を中心に丘陵部の起伏のある地形や自然を活かし、計画的に整備された住宅地が広がっています。整然とした街なみとなっており、経年により住宅地内の主要道路沿道や各敷地内での緑が成長し、緑豊かで閑静な雰囲気が感じられます。駅から少し離れたところでは、農地と住宅による緑豊かな街なみが見られます。

また、昭和 40 年代以降に開発された中層の住宅団地や公営住宅もみられます。

一方、平野部では、大正時代から行われた耕地整理や戦後の復興事業を基盤として住宅地が形成されています。工業の発展により、従業者の居住地として急速に市街化が進んだ地域が残るところでは、道路は比較的狭く、その道路沿いは、古い住宅と新しい住宅が混在している街なみが見られます。



整然とした街なみの計画住宅地(宮前区)

### ■広域拠点における賑わい

川崎駅、小杉駅、新百合ヶ丘駅周辺の広域拠点では、業務・文化・商業機能が集積され、広域から人を呼び込む場所となっています。市外在住者や外国からの観光客が行き交うなど、多様な賑わい景観が形成されています。川崎駅周辺では、駅前広場などの公共空間の整備に加えて、これらの空間をつなげる北口自由通路や新たな連絡ペデストリアンデッキの整備などにより利便性と回遊性の強化が進められています。また、近年オープンカフェなどの公共空間を活用した取組に注目が高まっており、新たな賑わいの創出が期待されています。



公共空間を活用したイベント(京急川崎駅)

### ■地域に根差した商店街

広域拠点以外でも鉄道駅周辺や旧街道沿いを中心に地域に根差した商店街が発達し、地域の交流の場にもなっています。下町情緒の感じられる商店街もあり陳列された商品や買い物客などにより、日常を感じさせる賑わい景観が見られます。



地域に根差した商店街(京町商店街)

## ■イベントやお祭り

また、地域資源を活かした数多くのイベントやお祭りが市民により実施されています。例えば、多摩川では毎年花火大会が行われ、夜空に打ちあがる花火は夏の風物詩として人々を魅了しています。川崎駅周辺ではハロウィンパレードが開催され、富士見公園一帯では川崎最大の市民祭りが実施され、多くの人出で賑わいます。

こうした多くの人が集まるイベント等は、街なみに彩りをもたらし、地域イメージの向上や地域の景観まちづくり意識を高めると期待されています。



ハロウィンパレード(川崎駅周辺)

## ウ 歴史文化

#### ■地域に根ざした歴史・文化資源

緑に囲まれた歴史ある寺院や地域の氏神を祀る神社などでは、 地域の歴史を感じることができます。

例えば、影向寺薬師堂(宮前区野川)、長弘寺本堂(幸区南加瀬)、 長念寺本堂(多摩区登戸)などは、文化財としての価値を守るた めの保存修理が行われており、歴史的な建造物のたたずまいや景 観を今に伝えています。



影向寺薬師堂

### ■昔のたたずまいを残す旧街道

市内には、東海道、中原街道、大山街道(矢倉沢往還)、津久 井道など、歴史的に重要な街道筋があり、江戸期には、宿場町や 継立村として賑わいました。都市化の波を受け道路自体の旧街道 らしさは薄らいでしまいましたが、沿道やその界隈には伝統的家 屋や史跡等が残っており、昔の面影をしのぶことができます。

地域の住民が主体となって景観基準を策定し、景観誘導を実施 している場所もあります。大山街道地区では、建物のデザインに 長屋や町屋等の伝統的な家屋や蔵造りの店等、こうした歴史を継 承したデザインを用いています。また、東海道では、川崎宿の歴 史を活かしたまちづくりが進められています。



大山街道

## ■まちの発達を象徴する産業遺産

市内には近代産業化を象徴する大規模な産業遺産もあります。 二ヶ領用水久地円筒分水は、昭和初期に建造され、当時の最新技 術を駆使した分水施設です。都市化の進んだ現在では農業用水や 工業用水としての役割は低くなりましたが、環境用水として大き な役割を担っています。

また、川崎河港水門は、大正時代に物資輸送のために多摩川の 改修とともに造られた経緯があります。

これらの施設は、国登録有形文化財にも指定されています。



川崎河港水門



二ヶ領用水久地円筒分水

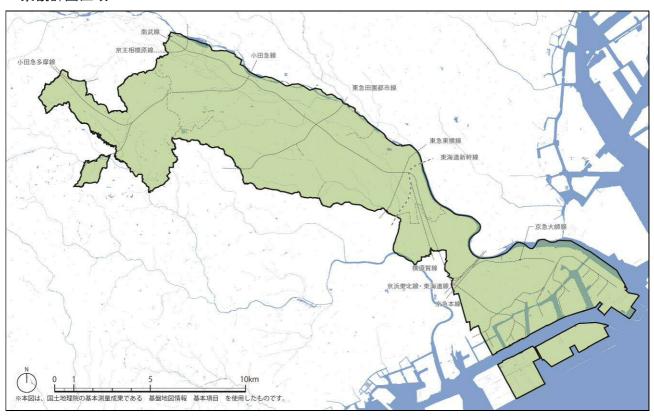
# 第3章 景観計画の区域と 良好な景観の形成に関する方針

# 1 景観計画の区域(景観法第8条第2項第1号)

本市の景観をさらに美しく魅力あるものとするため、また、身近な街なみの景観をまもり・育て次世代へと継承していくために、市全域を景観計画区域として定めます。なお、地域の景観の形成を先導していくべき重要な地区等は、随時「景観計画特定地区」として位置づけます。

景観計画特定地区の区域は、別表第1の各地区の特定地区の区域の項に定めるとおりとします。

#### ■景観計画区域



また本市には、地区計画(地区整備計画において「建築物の形態意匠の制限」を定めているものに限る)及び、住民の主体的な取組により都市景観の形成の推進が期待できる地区を川崎市都市景観条例に基づく都市景観形成地区があります。

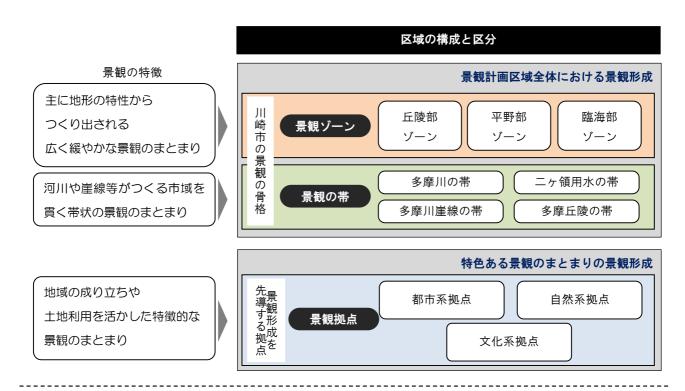
これらも本市の景観形成を図る重要な制度であり、より柔軟で緩やかな誘導を図る地区として位置 づける等、多様な施策を組み合わせることにより効果的な景観形成を図ります。

# 2 景観形成の基本的な考え方等

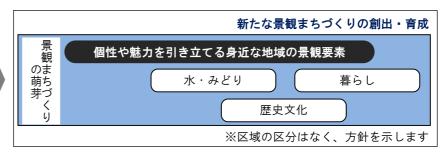
# (1)景観の特徴を踏まえた区域の構成と区分

本市の景観形成の基本理念や基本目標を実現していくためには、これまで培われた景観の特徴を活かしながら、着実に魅力を高めていくことが必要です。

そこで、本市の景観形成方針を示すにあたり、第2章で示した4つの段階の景観のまとまりと要素として表すことのできる本市の景観の特徴を踏まえて景観計画区域を以下のように区分し、効果的・効率的な景観の形成を図ります。



個性や魅力を引き立てる身近 な地域の景観の要素



# (2) 景観形成の基本的な考え方

## ア 景観計画区域全体における景観形成の基本的な考え方

#### (ア)景観ゾーン

主に地形の特性からつくり出される、広く緩やかな景観のまとまりを「景観ゾーン」として位置づけます。景観ゾーンは、市内全域を「丘陵部ゾーン」「平野部ゾーン」「臨海部ゾーン」に区分し、それぞれの景観ゾーンの特徴を活かしながら、緩やかに良好な景観の形成を図るよう基礎的な景観形成方針を定めます。

#### (イ)景観の帯

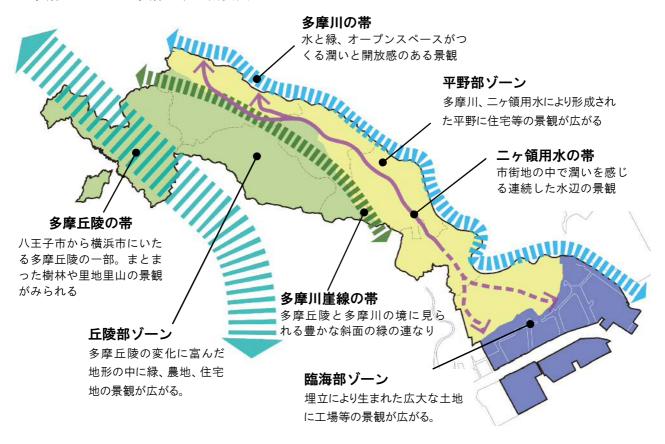
河川や崖線等がつくる市域を貫く帯状の景観のまとまりを「景観の帯」として位置づけます。景観の帯は、「多摩川の帯」「二ヶ領用水の帯」「多摩川崖線の帯」「多摩丘陵の帯」の4つを位置づけ、 景観の帯の美しい景観が際立つとともに周辺地域と一体となった良好な景観形成を図るよう、それ ぞれに景観形成方針を定めます。

「景観ゾーン」及び「景観の帯」は川崎市の景観の骨格を形づくるものであり、市全域の景観形成を 図る基本的な区分として捉えます。

#### ■景観ゾーン及び景観の帯の区分と対象範囲

区分		対象範囲
	丘陵部ゾーン	・本市の北西部に位置する起伏に富んだ丘陵地域 麻生区、宮前区全域、多摩区、高津区、中原区の一部の地域
景観ゾーン	平野部ゾーン	・多摩川右岸に広がる沖積平野 幸区全域、多摩区、高津区、中原区、川崎区の一部の地域
	臨海部ゾーン	・東京湾に臨む主に明治期以降に埋め立てられた地域 川崎区の一部の地域
	多摩川の帯	・多摩川の河川区域及びその周辺において、多摩川の開放的な景観と一体 的な空間が形成されている地域
景観	二ヶ領用水の帯	・二ヶ領用水及びその周辺において、二ヶ領用水の水辺と一体的な空間が 形成されている地域
の帯	多摩川崖線の帯	・丘陵部ゾーンと平野部ゾーンの境界線沿い斜面緑地が連なる範囲及びそ の周辺において、中景としての崖線の緑を見通せる範囲
	多摩丘陵の帯	・本市西部の鶴見川流域のまとまった樹林や里地里山景観がみられる地域

#### ■景観ゾーン及び景観の帯の概要図



## イ 特色ある景観のまとまりにおける景観形成の基本的な考え方

#### (ア)景観拠点

都市機能を集積させ本市の顔をつくる地区や大規模な農や緑、歴史的なたたずまいを有する地区 等、地域の成り立ちや土地利用を活かした特徴的な景観のまとまりを「景観拠点」として位置づけ ます。景観拠点は、その特徴に応じて川崎の顔をつくる「都市系拠点」、川崎の自然資源を活かし、 まもり育てる「自然系拠点」、地域の歴史文化資源を活かし、街なみをまもり育てる「文化系拠点」 に区分します。それぞれの特性や上位計画、関連計画等との整合を図りながら景観拠点の景観形成 方針を示し、拠点の特性に応じた魅力的な景観形成を推進するとともに、周辺にも波及するよう積 極的な景観形成を図ります。

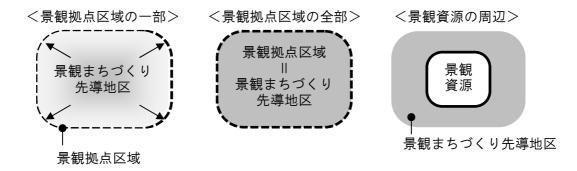
#### <景観まちづくり先導地区>

景観拠点においては、景観拠点ごとに上位計画、関連計画等との整合を図りつつ、それぞれの特徴や個性を活かした景観形成を図るため、区域の全部または一部において、景観計画特定地区、都市景観形成地区、地区計画(地区整備計画において「建築物の形態意匠の制限」を定めているものに限る。)のうちから当該地区に最も相応しい制度の適用を検討します。なお、こうした制度を適用し、景観拠点において景観計画特定地区等を指定した地区を「景観まちづくり先導地区」と呼びます。

景観まちづくり先導地区では、拠点地区に相応しい優れたデザインの道路、広場等の整備を先導するとともに、建築物の建築等を行う際の詳細なルールを定め、誘導すること等により、景観拠点の良好な景観を創出します。

また、まちづくりの動向を踏まえ必要に応じて景観まちづくり先導地区の拡充も目指します。あわせて、景観まちづくり先導地区の周辺においても、当該地区に準じた景観まちづくりを促進します。

#### ■景観まちづくり先導地区の主なパターン



## ウ 新たな景観まちづくりの創出・育成の基本的な考え方

#### (ア)個性や魅力を引き立てる身近な地域の景観要素

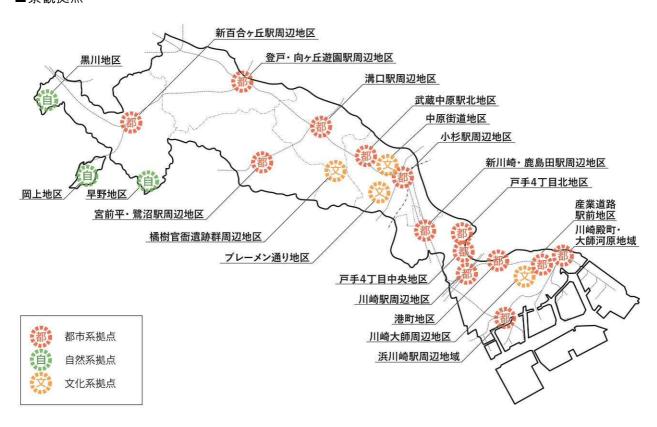
個性や魅力を引き立てる身近な地域の多様な景観要素は、新たなまちづくりの重要な資源として、 住民主体のまちづくり等に積極的に活かします。

大規模な土地利用転換等がある場合はその機会を捉え、景観まちづくり先導地区の指定を目指す 等、新たな景観拠点の形成に向けて取組みます。

## ■景観拠点の区分と対象範囲

区分		対象範囲	
	新百合ヶ丘駅周辺地区	ᆚᆙᄷᅷᄳᅷᆗᅙᆖᄀᄀᄭᅟᇕᆖᅩᆚᆉᅛᄼᄼᅷᄖᄳᆦᆔ	
	小杉駅周辺地区	│川崎市都市計画マスタープランにおいて広域拠点に位置 │づけられた地区	
	川崎駅周辺地区	217 6410に地区	
	登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区		
	宮前平・鷺沼駅周辺地区	川崎市都市計画マスタープランにおいて地域生活拠点に	
	溝口駅周辺地区	位置づけられた地区	
都市系	新川崎・鹿島田駅周辺地区		
拠点	川崎殿町・大師河原地域	川崎市都市計画マスタープランにおいて臨空・臨海都市拠	
	浜川崎駅周辺地域	点に位置づけられた地域	
	港町地区	地区計画によって位置づけられた地域	
	戸手4丁目中央地区		
	武蔵中原駅北地区		
	産業道路駅前地区		
	戸手4丁目北地区		
自然系	黒川地区	- 農業振興地域に指定され、緑と農の3大拠点として位置で - けられた範囲及びその周辺	
拠点	岡上地区		
אשאנ	早野地区		
	橘樹官衙遺跡群周辺地区	国史跡として指定された範囲及びその周辺の遺跡群を含	
文化系		めた一体的な範囲	
拠点	川崎大師周辺地区	川崎大師平間寺及びその周辺を含めた一体的な範囲	
)Xe/iii	ブレーメン通り地区	ブレーメン通り地区都市景観形成地区	
	中原街道地区	中原街道地区都市景観形成地区	

## ■景観拠点



#### ■景観形成の考え方を示す概念図

#### ■景観形成の考え方を示す図

○景観ゾーン(丘陵部ゾーン、平野部ゾーン、臨海部ゾーン) 市全域を3つの景観ゾーンに分類し、ゾーン別の基本となる最 低限のルールにより、本市のベースとなる景観を形成します。

#### ○景観の帯

(多摩川の帯、二ヶ領用水の帯、多摩川崖線の帯、多摩丘陵の帯)

河川や崖線等がつくる市域を貫く帯状の景観のまとまりを有 するエリアを「景観の帯」として位置づけ、その美しい景観が 際立つよう、建築物の建築等を行う場合には、河川や崖線に調 和したものとなるよう誘導します。

#### ○景観拠点(都市系拠点、自然系拠点、文化系拠点)

#### <都市系拠点>

優れたデザインの建築物や道路、広場等の整備を誘導し良 好な景観を創出・先導します。

#### 景観まちづくり先導地区

じた景観まちづくりを促進します。

#### <自然系拠点>

地区そのものを景観形成の対象とし、景観拠点に相応しい 大規模な緑地又はまとまった農地およびその周辺における一定 のまとまりをもつ地区を対象とし、核となる自然を活かした景 観まちづくりを推進します。

#### <文化系拠点>

景観まちづくり先導地区の周辺においては、当該地区に準 地域の核となる歴史文化資源の周辺の一定のまとまりをもつ地 区を対象とし、歴史文化資源の個性を活かした景観まちづくり を推進します。

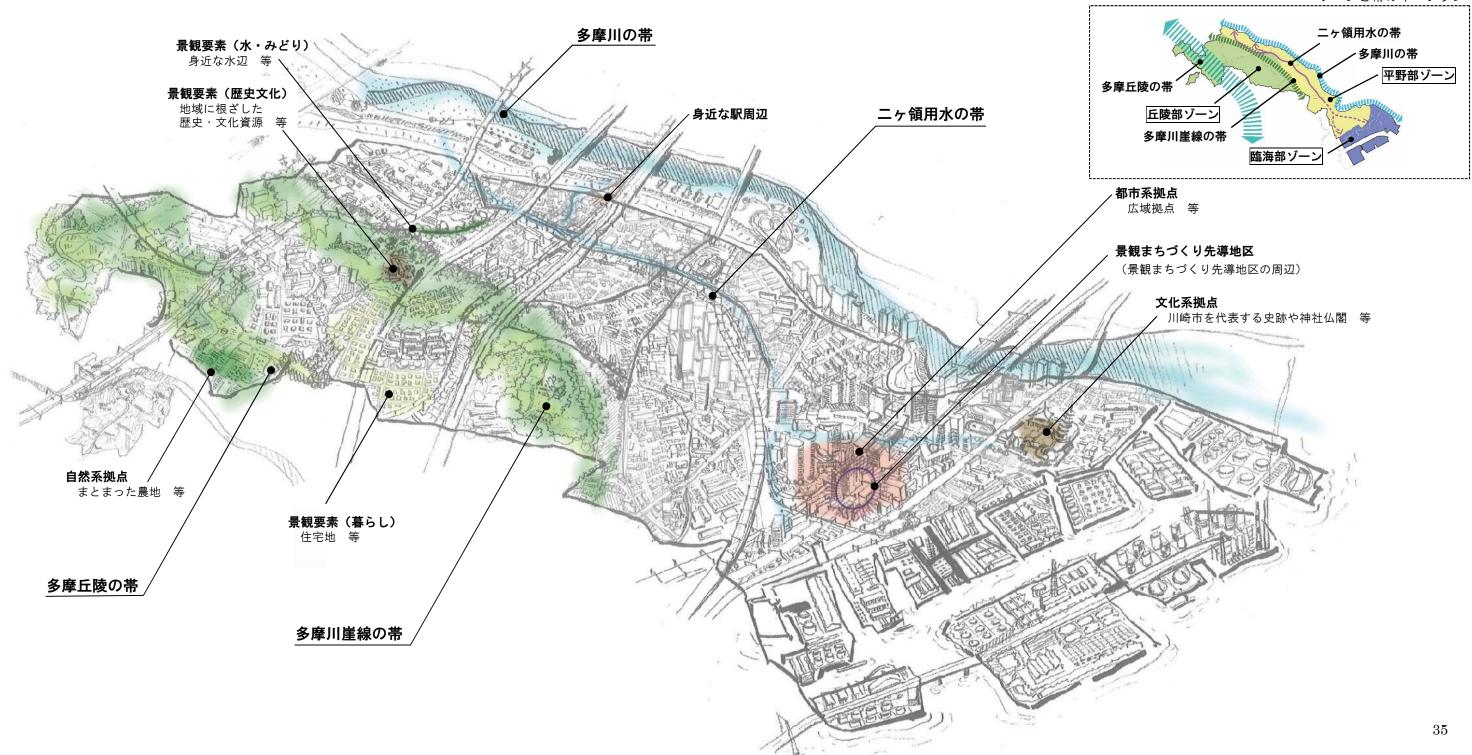
#### 景観拠点の追加(身近な駅周辺)

身近な駅周辺や大規模土地利用転換が行われる地区などは、 まちづくり施策と連携し、適宜景観拠点として育成していき ます。

#### 景観要素(水・みどり、暮らし、歴史文化)

地域の個性や魅力を引き立てる多様な景観の要素は、地域特 性を活かしたまちづくりの重要な資源として、住民主体のま ちづくり等に積極的に活かします。

ゾーンと帯のキープラン



# 3 景観形成方針(景観法第8条第3項)

「景観形成の基本理念」及び「景観形成の基本目標」を実現するために、市民・事業者・市の誰もが地域の個性を活かしながら景観づくりを進めるための考え方を景観形成方針として定めます。

# (1)景観ゾーン及び景観の帯の景観形成方針



# (2) 景観拠点の景観形成方針

景観形成を先導する景観拠点の位置づけの考え方及び景観形成方針を以下に示します。また、景観拠点に景観まちづくり先導地区がある地区については、別途詳細にとりまとめている景観形成方針等の内容に即して景観形成を図るものとします。なお、景観まちづくり先導地区のうち景観計画特定地区の景観形成方針は、別表第1の各地区の景観形成方針の項に定めるとおりとします。

#### ア 都市系拠点

都市機能を集積し本市の顔をつくる地区を都市系拠点として位置づけます。都市系拠点では、景観形成方針に基づき、まちづくり施策と連携し低未利用地等の再整備や更新等を行う地区を景観まちづくり先導地区とし、地区の特性を活かした優れたデザインの建築物や道路、広場等を誘導し良好な景観を創出・誘導します。

また、景観まちづくり先導地区の拡充を推進するとともに、同地区周辺の建築物等についても地区内に準じた景観の誘導に努めます。

景観拠点	景観形成方針
新百合ヶ丘 駅周辺地区	・緑と調和し、芸術と文化の香りがする落ち着きや暖かみを感じる景観の形成をめざします。 ・商業、業務機能が集積した中心地では、華やかさがある中にも秩序ある景観の形成をめざします。 ・背景の緑と調和した景観の形成をめざします。
小杉駅周辺地区	<ul> <li>・小杉駅を中心に、計画的に誘導した高層の建物群により群としての一体感とそれぞれの建物の個性がバランスよく保たれた新しい景観の形成をめざします。</li> <li>・既存商店街と新たな商業施設が調和した、秩序と賑わいのある商業景観をめざします。</li> <li>・多摩川や二ヶ領用水などの景観資源を活かした水と緑の潤いを感じる景観の形成をめざします。</li> </ul>
川崎駅周辺地区	<ul> <li>・羽田空港に隣接する本市の玄関口としてふさわしい多様な賑わいや交流が生み出す魅力と活力あふれた景観の形成をめざします。</li> <li>・駅東西の機能分担に合わせた、それぞれの顔にふさわしい魅力と活力ある景観の形成をめざします。</li> <li>・駅東西の一体化等による回遊性の向上に伴う賑わいと活気のある景観の形成をめざします。</li> <li>・東海道まちなみガイドラインを踏まえた景観の形成をめざします。</li> </ul>
登戸・向ヶ丘 遊園駅周辺 地区	<ul> <li>・多摩川崖線の斜面緑地を背景として生かすとともに、緑の連続性にも配慮した景観の形成をめざします。</li> <li>・緑豊かな落ち着いた住宅地や賑わいのある商業地など、区画整理による新たな市街地にふさわしい個性ある景観の形成をめざします。</li> <li>・多摩川、生田緑地、二ヶ領用水、津久井道などの景観資源を活かした景観の形成をめざします。</li> </ul>

	・駅を中心とした多様な都市機能集積と交通結節機能の強化により地域生活拠点
	にふさわしい核となる景観の形成をめざします
宮前平・鷺沼	・駅近辺の都市的な商業地と近接する緑豊かで計画的に整備された良好な住宅地
駅周辺地区	が調和した魅力ある景観の形成をめざします。
	・地形の高低差が作り出す変化や坂道などの特性を活かした景観の形成をめざし
	ます。
	・商業地として発展してきた特性を活かし、回遊性の高い、商業地の核となる活
溝口駅周辺	気のある景観の形成をめざします。
地区	・大山街道などの景観資源を大切にした魅力と賑わいのある景観の形成をめざし
	ます。
	・新たなものづくり・研究開発機能の導入により洗練された景観の形成をめざし
新川崎·鹿島	ます。
田駅周辺地	・複合的な土地利用が調和した、魅力ある景観の形成をめざします。
区	・二ヶ領用水や加瀬山などの景観資源を活かした潤いある景観の形成をめざしま
	す。
	・羽田空港への近接性や多摩川に面する優れた地域特性を生かすとともに臨海部
川崎殿町·大	の新しい研究開発拠点として魅力ある複合市街地の景観の形成をめざします。
師河原地域	・多摩川と調和した潤いを感じる景観の形成をめざします。
	・殿町3丁目まちづくりガイドラインを踏まえた景観の形成をめざします。
	・研究開発機能と良好な居住機能等が調和した臨海部の新しい拠点として魅力あ
浜川崎駅周	る複合市街地の景観の形成をめざします。
辺地域	・市街地から海辺への連続した歩行者空間の創出により、快適で潤いを感じる景
	観の形成をめざします。
	・既成市街地から多摩川までのアクセス性を向上させるとともに、多摩川の自然
	空間やスーパー堤防整備事業等と連携した緑豊かな憩いの空間の創出をめざし
	ます。
港町地区	・周辺市街地の環境に配慮しながら、土地の高度利用を図り、敷地内に広場等の
	オープンスペースを創出するとともに、歩行者空間とネットワークされた、安
	全で快適な都市空間の形成をめざします。
	・良好な住環境を備えた都市住宅を計画的に導入するとともに、地域の利便に資
	する複合的な機能の導入をめざします。
	・住居と住居以外の用途とを適切に配分することにより、良質な都市型住宅の供
	給と土地の高度利用を促進し、多摩川の景観に配慮した良好な都市型住宅地の
戸手4丁目	形成及びその維持、保全をめざします。
中央地区	・多摩川の自然空間や高規格堤防整備事業等と連携した緑豊かな憩いの空間の創
	出をめざします。
	・既成市街地から多摩川へアクセスできる歩行者空間の確保をめざします。
+ 本山   四   田	・既存施設の機能更新にあわせ、先端技術を中心とした研究開発機能を集積する
武蔵中原駅	など、産業の高度化を図るとともに、周辺市街地環境との調和に配慮した都市
北地区	型工業地を形成し、これらの維持及び保全をめざします。

# ・国際競争拠点の核となる殿町3丁目地区と密接に連携しながら、京浜臨海部を 中心とするネットワークを強化する交通拠点機能を整備するとともに良質な都 産業道路駅 前地区 市型住宅等の計画的な整備と適切な土地利用を誘導し、その維持保全を図るこ とにより、臨海部の都市再生の推進をめざします。 ・土地区画整理事業により住宅、工場の集約を行い、住工が混在した密集市街地 の改善を図り、住宅と工場の土地利用が両立した良好な市街地環境の形成及び その維持、保全をめざします。 ・住居と住居以外の用途とを適切に配分することにより、良質な都市型住宅の供 戸手4丁目 給と土地の高度利用を促進し、多摩川の景観に配慮した良好な都市型住宅地の 北地区 形成及びその維持、保全をめざします。 ・高規格堤防整備事業等と連携し、多摩川の自然空間に調和した憩いの空間の創 出をめざします。 ・既成市街地から多摩川へアクセスできる歩行者空間の確保をめざします。

#### イ 自然系拠点

本市の豊かな自然資源を活かし、その景観をまもり・育てる地区を自然系拠点に位置づけます。 自然系拠点では、地区の景観形成方針に基づき、大規模な緑地やまとまった農地等を核とする一定 のまとまりを景観まちづくり先導地区に指定することに努め、景観まちづくり先導地区を中心とし た景観拠点の育成を推進します。

景観拠点	景観形成方針					
黒川地区						
岡上地区	・農業振興地域に指定された地区を中心に、農地と周辺の樹林地、水辺が有する 水と緑が一体となった農のある景観の形成をめざします。					
早野地区	小こⅳkが ̄冲となうに辰のめる京猷の形成をめさします。 					

#### ウ 文化系拠点

地域の歴史文化資源を活かし、その景観をまもり・育てる地区を文化系拠点に位置づけます。文 化系拠点では、地区の景観形成方針に基づき、文化資源を核とする一定のまとまりを景観まちづく り先導地区に指定することに努め、景観まちづくり先導地区を中心とした景観拠点の育成を推進し ます。

景観拠点	景観形成方針
橘樹官衙遺跡	・地域の歴史を物語る貴重な景観の要素として尊重するとともに、史跡に配慮
群周辺地区	した落ち着きが感じられる景観の形成をめざします。
川崎大師周辺	・賑わいと交流が生まれる街なみ景観の形成をめざします。
地区	・川崎大師につながる歩いて楽しい風情のある街なみ景観の形成をめざします。
	・ブレーメン通りならではの個性ある景観の形成をめざします。
ブレーメン通  り地区	・だれもが「気持ちの良い」と思える景観の形成をめざします。
り地区	・未来に引き継ぐ美しい景観の形成をめざします。
	・歴史・文化を伝える「風情」がある街なみ景観の形成をめざします。
中原街道地区	・人にやさしい街なみ景観の形成をめざします。
	・「住」と「商」、交流が生まれる街なみ景観の形成をめざします。

# (3) 個性や魅力を引き立てる身近な地域の景観要素の景観形成方針

個性や魅力を引き立てる身近な地域の多様な景観要素は、景観資源を活かした新たなまちづくりの 重要な資源として、住民主体のまちづくり等に積極的に活かす等、景観形成の育成を推進します。ま た、大規模な土地利用転換等がある場合はまちづくりの進捗に応じて、まちづくり先導地区の指定を 目指し、新たな景観拠点の形成を推進します。

#### ア 新たな景観まちづくりの育成

#### (ア)地域の景観資源周辺の地区

- ・景観資源周辺で景観資源と調和した建築物が建てられつつある等、景観まちづくりの萌芽と 言えるような取組を尊重し、まもり・育てていきます。地域の景観資源を活かしたまちづく りの機運を捉え、住民主体の景観まちづくりを促進します。
- ・まちづくりの初動期においては、景観まちづくり先導地区等の手法によらない緩やかなルール (ガイドライン等)の活用も図る等、身近な景観まちづくりを支援します。

#### イ 新たな景観まちづくりの創出

#### (ア)身近な駅周辺

- ・身近な駅周辺\*においては、当該地区を景観まちづくり先導地区に位置づけた上で、都市拠点に準じた景観まちづくりを促進します。
  - \*身近な駅周辺:川崎市都市計画マスタープランにおける広域拠点や地域生活拠点以外の 交通利便性が高い駅の周辺

#### (イ)大規模な土地利用転換が予定されている地区

・景観形成に大きな影響がある大規模な土地利用転換が予定されている地区については、まちづくり施策と連携し、施設整備や更新等(都市機能の導入や基盤整備等)を行う地区を景観まちづくり先導地区とし、地区に相応しい優れたデザインの建築物や道路、広場等の整備を誘導し、景観拠点として育成していきます。

第4章 良好な景観の形成のための 行為の制限に関する事項

# 1 行為の制限に関する考え方

# (1) 景観形成基準に基づく景観の誘導

景観形成の基本理念や基本目標を実現し、川崎市らしい魅力ある景観形成を図るためには、景観形成 方針に基づき、個々の建築物や工作物が地域の特徴を踏まえ、周辺の景観との調和や街なみづくりに貢献するよう計画することが求められます。

そのため本市では、第3章で示した景観計画区域の構成と区分ごとに、それぞれ建築物及び工作物を対象とした景観形成基準を定めます。そして、建築等の行為に際し要する届出等の手続によって、景観の誘導を図ります。

# (2)景観形成基準の構成

#### ア 景観計画区域全体における景観形成基準(一般基準)

景観計画区域の全域においては、景観法に基づく行為の制限に関する事項として景観形成基準を定めます。

#### (ア)景観ゾーン基準

主に地形的な要素から区分した3つのゾーン「丘陵部ゾーン」「平野部ゾーン」「臨海部ゾーン」それぞれの景観形成方針を踏まえ、守るべき基本事項を「景観ゾーン基準」として定めます。

なお、具体的な誘導には、「景観計画届出マニュアル」を活用します。

#### (イ)景観の帯基準

4つの景観の帯「多摩川の帯」「二ヶ領用水の帯」「多摩川崖線の帯」「多摩丘陵の帯」それぞれの 景観形成方針を踏まえ、守るべき基本事項を「景観の帯基準」として定めます。

#### イ 特色ある景観のまとまりにおける景観形成基準

#### 景観拠点基準

景観拠点においては、景観まちづくり先導地区を定め、それぞれの地区ごとに、該当する景観拠点の景観形成方針を踏まえたうえで、活用制度に基づく景観形成基準を定めます。

#### (ア)景観計画特定地区の基準

景観計画特定地区では、景観法に基づく行為の制限に関する事項として景観形成基準を定めます。

#### (イ)都市景観形成地区の基準

都市景観形成地区では、都市景観条例に基づく景観形成基準を定めます。

#### (ウ)地区計画の区域の基準

地区計画の区域では、地区整備計画において、建築物の形態意匠の制限として定めた事項を景観形成基準とします。

# (3) 景観形成基準の適用について

#### ア 景観ゾーン及び景観の帯における景観形成基準の適用

景観計画区域で建築行為等を行う場合、当該行為が位置する景観ゾーンにおける景観形成基準 (景観ゾーン基準)が適用されます。また当該行為が景観の帯の対象範囲にある場合、景観ゾーン 基準に加えて該当する景観の帯における景観形成基準(景観の帯基準)も適用されます。

#### イ 景観拠点における景観形成基準の適用

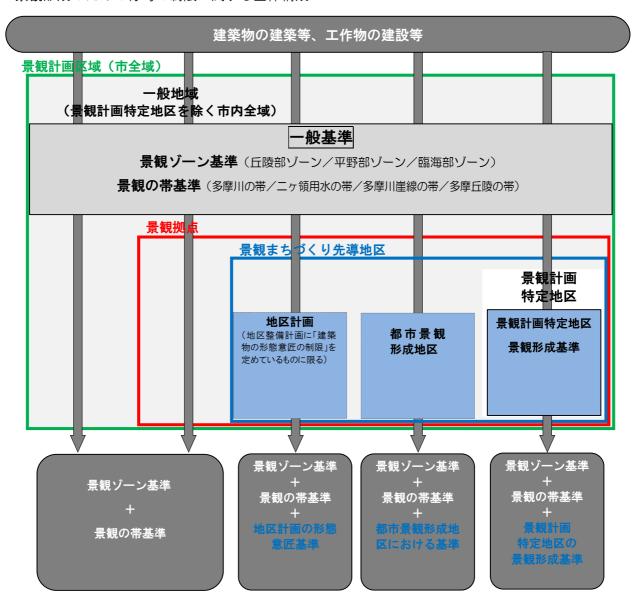
#### (ア)景観まちづくり先導地区

地区ごとに、それぞれの活用制度に基づく景観形成基準が適用されます、なお、景観計画特定地区のうち、景観形成基準が制定されてない地区については、(イ)に準じます。

#### (イ)景観まちづくり先導地区以外の地区

景観拠点独自の景観形成基準はありませんので、アの一般基準が適用されます。ただし、それぞれの景観拠点ごとに定められた景観形成方針には、配慮する必要があります。

■景観形成のための行為の制限に関する全体構成



# 2 景観形成基準 (景観法第8条第4項第2号)

# (1) 景観ゾーン及び景観の帯の景観形成基準 (建築物及び工作物)

一般地域における景観形成基準を次のとおり定めます。

景観形成基準は「平野部ゾーン」を基本としています。また、ゾーンの中には、帯基準が含まれます。その他、別に景観形成のためのガイドライン等を定めている地域においてはそちらの基準も適用されますので別途確認する必要があります。

景観形成基準には、定性基準、定量基準があります。定性基準及びガイドラインが定める基準に関しては、配慮事項となりますが、定量基準は、勧告・変更命令の対象となります。変更命令に違反した場合等には景観法に基づく罰則規定が適用されます。

	ガイドライン等に基づく基準(別途参照)					
			丘陵部ゾーン	平野部ゾーン	臨海部ゾーン	
			_	_	臨海部色彩ガイドライン	
		多 摩 川	_	多摩川景観形成ガイドライン	多摩川景観形成ガイドライン	
ドライン等	帯	二ヶ領用水	_	二ヶ領用水宿河原堀沿線地区景観まちづくりプラン	_	
				景観形成基準(定性基準)		
			丘陵部ゾーン	平野部ゾーン	臨海部ゾーン	
割			・街区や道路と敷地の関係を把握し、			
辺			・本市の骨格的景観への視線が抜ける			
竟			・本市の骨格的景観や周辺の建築物郡	¥のスカイラインとの調和を図り、著しく突出した高さの建築物は避ける。		
とか			・周辺の景観資源(緑地、農地、小洋	可川、神社旧跡)との調和した景観を形成する。		
調			・壁面の位置や高さなど周辺との連絡	<b>徳性を意識したものとする。</b>		
和死			・住宅地及び住宅地に隣接する敷地で	?は、周辺に圧迫感を与えないような配置・規模とする。		
び			を形成する。			
周辺環竟との調和及び配置			・坂道や斜面地など地形の変化がある場合は、これを活かした配置とす		・周辺の公園や緑地、水辺のオープンスペースとの回遊性を高め、市	
			<u> </u>		が海への広がりある景観を親しめる工夫をする。	
規 奠					_	
		崖 線	・崖線の樹林地に隣接する敷地では、崖線の低地部から見たときに、崖線 ・坂道や斜面地などの地形の変化がある場所では、これを活かした配置	の日地部の倒不の取局向さを超えないようにする。		
			とする。			
	***	多 摩 川	_	・河川の線形を活かした建築物等の配置やオープンスペースの設置など、	河川空間と一体的な空間となるよう配置の工夫をする。	
	帯 -	_		・水路の線形を活かした建築物等の配置やオープンスペースの設置など、		
		ケー		水路に背を向けた印象とならない工夫をする。		
		領用	<del>-</del>	・建築物や工作物は、二ヶ領用水側の高さをおさえる、二ヶ領用水側に	_	
		水		庭を設けて建築物を二ヶ領用水側から離すなどにより、圧迫感を軽減		
				する。		
		多	・隣接して農地がある場合、農地側に空地を設けるなど、通風や日照な			
		摩	どを考慮した配置とする。	_	<u>_</u>	
		丘陵	・丘陵の緑や周辺の街なみの緑が連続する配置とする。			
		收				

				景観形成基準(定性基準)	
			丘陵部ゾーン	平野部ゾーン	臨海部ゾーン
形態·意匠	•		・シルエットやスカイラインに配慮した質の高い形態・意匠とする。 ・高層の建築物等は、頂部、中間部、低層部を明快に意識できる魅力ある表情となるような工夫をする。 ・長大な壁面は分節化を図り、圧迫感を軽減させる。 ・住宅地及び住宅地に隣接する敷地では、隣接する住宅との連続性に配慮するとともに周辺環境と調和する形態・意匠とする。 ・駅周辺や商店街など賑わいのある場所では、建築物等の低層部は賑わいの演出に配慮し、高層部においては風格と落ち着きのある形態・意匠とする。 ・アイストップを意識し、道路からの見え方に配慮してデザインを際立たせるなどの演出に努めた形態・意匠とする。		
			<ul><li>・斜面緑地では、周辺の緑と調和した色彩の勾配屋根にすることや屋上及び壁面の緑化をほどこすなど、斜面緑地と調和したものとする。</li><li>・坂道や斜面地など地形の変化がある場合は、その勾配になじむ形態・意匠とする。</li></ul>		・工場等は、タンクやプラントなどの形態を活かすとともに活力を感じるデザインとする。 ・敷地内に複数の建築物がある場合は、統一感のあるデザインとする。
		多摩川崖線	・崖線の景観との一体性や調和が図られるよう、周辺の主要な・崖線の緑や丘陵部ゾーンの豊かな緑と調和する形態・意匠とする。 ・斜面緑地に計画する際は、できるだけ既存樹木を保全するとともに、 緑を回復・育成する。	な眺望点(道路・河川・公園など)からの見え方に配慮する。 ・崖線の緑や周辺の街なみとの調和する形態・意匠とする。	
				・水辺の自然環境に調和	する形態・意匠とする。
#F.	景観	多摩川	_	・河川区域内のオープンスペースや多摩川沿いの歩道、橋梁などの周辺の主要な眺望点からの見え方に配慮する。 ・多摩川に面して長大で平滑な壁面を避け、圧迫感の軽減を図るとともに、できる限り開口部を多くするなど、多摩川からの見え方に配慮する。	・工場等においても、橋梁や対岸からの見え方に配慮する。
	既の帯	二ヶ領用水		・水辺の自然環境に調和する形態・意匠とする。 ・二ヶ領用水水沿いの歩道や橋梁などの周辺の主要な眺望点からの見え 方に配慮する。 ・二ヶ領用水に面して長大で平滑な壁面を避ける、勾配屋根にするなど により圧迫感の軽減を図るとともに、できる限り開口部を多くするな ど、二ヶ領用水からの見え方に配慮する。	
		多摩丘陵	・周辺の農地や樹林地と調和する形態・意匠とする。 ・丘陵の景観との一体性や調和が図られるよう、周辺の主要な眺望点(道路・河川・公園など)からの見え方に配慮する。 ・斜面緑地に計画する際は、できるだけ既存樹木を保全するとともに、 屋上緑化などにより緑を復元する。	_	_
外観の色彩・素材	の 色 彩		・過度に明度差(コントラスト)の大きな配色、著しく彩度の高い配色を極力避け、適切な明度対比を持たせた同系色を用いるなど周辺との街なみの連続性に配慮する。 ・周辺建築物や建物全体の形態・意匠と調和する色彩とする。 ・外壁の素材は、自然素材や質の高い素材を使用するなど、経年後の劣化を考慮したものとする。 ・建築物のデザイン性を高めたり、街の賑わいを演出したりするためにアクセントとして使用する色彩については、周辺に十分な配慮をするとともに、建築物の特徴や形態に合わせた使い方や面積とし、場所性をふまえた色使いとする。また、低層部に用いることを基本とする。 ・住宅地及び住宅地に隣接する敷地では、住宅地らしい安らぎが感じられる暖色系の低彩度色を基本とする。 ・服周辺や商店街など賑わいのある場所では、周辺の街なみとの調和に配慮し、過度に鮮やかな色彩や対比の強い配色を避けることとする。 ・工場や物流施設等は、周辺環境と調和する落ち着いた色彩を基本とし、形態の変化に応じて色彩を分節化するなど、威圧感を低減する。 ・斜面緑地等、緑に囲まれた環境に計画する建築物等は、木材や石材などの自然素材を活用し、周辺の緑と調和しない明るすぎる色彩は避けるなど配慮する。 ・色彩デザイン提案制度を活用するなど、明るく活力のある景観を形成する。 ・色彩デザイン提案制度を活用するなど、明るく活力のある景観を形成する。		

				形成基準(定性基準)	
			丘陵部ゾーン	平野部ゾーン	臨海部ゾーン
敷地境界部及び敷地内の外構	敷地境界部及び敷地内の外構		・敷地内緑化、屋上緑化などにより、 ・オープンスペースや屋上などには、 ・緑化や水の空間の演出などにより混 ・高い擁壁は、ひな壇状の形状とする ・大規模な敷地では、沿道にオープン ・敷地内には適切に緑を配置し、緑に ・住宅地及び住宅地に隣接する敷地で フェンスの道路側を植栽帯により傾 ・商業・業務系の建築物等は、沿道に ・敷地内の舗装の仕上げは、歩道との	建築物等や敷地が道路と一体となった景観を形成する。 周辺の緑との調和した緑豊かなゆとりのある景観を形成する。 潤いの感じられるよう緑化をほどこす。 いのある景観を形成する。 など圧迫感の軽減に努めるともに、化粧型枠等の仕様や樹木による緑化をでえる。 こ包まれた落ち着きのある景観を形成する。 で塀などを設ける場合は、道路境界線から後退させたうえ、周辺景観に調和 を景するなど潤いのある沿道景観を形成する。 ニオープンスペースを創出するなど、人が歩いて楽しい快適な歩行空間となり連続性に配慮し、官民境界を意識させない空間づくりをおこなう。	コした色彩のフェンスなどを使用し、
			態・意匠となるよう、素材や意匠を工夫するなど魅力ある坂道景観を		
		多摩川崖線	形成する。 ・敷地内の接道面など視認性の高い場所は、積極的に緑化し、周辺の緑と・崖線の緑や緑のスカイラインに配慮し、既存の高木や状態の良い樹木は・緑化にあたっては、崖線の植生に調和した樹種を選定するとともに、植・擁壁は可能な限り自然素材を使用し、緑化と併用するなど多摩川崖線の・坂道や斜面地などの地形の変化がある場合は、外構及び低層部のデザインにこれを活かした工夫をする。	、可能な限りそれを活かした外構計画とする。 動物の良好な生育が可能となるよう、植栽地盤を工夫する。	
		多摩川	——————————————————————————————————————	・多摩川に面する敷地の境界は積極的に緑化し、河川区域内オープンスペースの緑と一体となった魅力的なみどりと水の空間となるような工夫をする。	_
	帯	二ヶ領用水		・二ヶ領用水側の敷地境界部については、みどり豊かな潤いのある街なみとするため、生垣とする、塀やフェンスのなどの前面及び足元に植栽帯や花壇を設けるなど、緑化に努める。また、緑化が難しい場合は、敷地内に中高木を植えるなど、沿川からの緑の景観に配慮する。	
		多摩丘陵	<ul> <li>・坂道や斜面地などの地形の変化がある場合は、外構及び低層部のデザインにこれを活かした工夫をする。</li> <li>・既存の高木や状態の良い樹木は、可能な限りそれを活かした外構計画とする。</li> <li>・緑化にあたっては、丘陵の植生に調和した樹種を選定するとともに、植物の良好な生育が可能となるよう、植栽地盤を工夫する。</li> <li>・農地や樹林地との境界は緑化することなどにより緑の連続性を図る。</li> <li>・擁壁は可能な限り自然素材を使用し、緑化と併用するなど周辺環境と調和させる。</li> </ul>		
駐車場・ゴミ置場		・駐車場(立体駐車場を含む)、駐輪場、ゴミ置場などは建築物等などの本体に組み込むデザインとすることや植栽による緑化を図るなど、街なみから目立たせないような工夫をする。 ・機械式駐車場を計画する場合は、周辺から目立たないようにするためピット式などとするよう努める。やむを得ず地上式とする場合は、ルーバーや壁面緑化などにより修景をする。 ・平面駐車場は、周辺を緑化するだけでなく、内側にも適所に高木を配置するなど潤いを感じられるよう積極的な緑化をほどこす。 ・街なみを彩る植栽、舗装、ストリートファニチャーについても、景観を形成する重要な要素として十分考慮する。 ・自動販売機を設置する場合は、街なみと調和するような工夫をする。			
工作物    一	#	二ヶ領用水	_	・二ヶ領用水側に面している部分は、ゴミ置場、自動販売機などは、直接見えにくいよう、設置位置や囲いの形態に配慮する。若しくは、植栽による目隠しや、色彩を建築物本体及び周辺の景観と調和させる。	_

		景観形成基準(定性基準)					
			丘陵部ゾーン	平野部ゾーン	臨海部ゾーン		
建築附帯設備		・バルコニーの物干しあるいはエア ・工業または物流系の建築物等で配		数地では、周辺に配慮し附帯設備類を露出しないものとする。 エアコン室外機などの設備類は、外部から目立たせないような工夫をする。 ご配管など一部の設備類をアクセントとする場合は、周辺と調和させるものとする。 - で見えにくくする、屋根の一部となるようデザインし建築物等と一体化させるなど、周辺からの見え方を工夫する。			
		多摩川崖線	・建築物に附帯する設備は、崖線からの見下ろしや歩行者からの見上げ、	周辺からの見え方に配慮し、建築物と調和させるものとする。			
		多摩川	_	・建築物に附帯する室外機・配管設備・ダクト類や屋外階段などは、多摩川に面して露出しないよう建築物と一体的に計画するなど、周辺に 配慮する。	・工場等においても、橋梁や対岸からの見え方を意識し、雑然とした空間にならないよう、秩序ある施設の設置等をおこなう。		
	帯	二ヶ領用水	_	・二ヶ領用水側に面している部分は、屋外設備類(ガスメーターやエアコン室外機など)は、直接見えにくいよう、設置位置や囲いの形態に配慮する。若しくは、植栽による目隠しや、色彩を建築物本体及び周辺の景観と調和させる。	_		
		多摩丘陵	・農地から見える建築物に附帯する設備などが目立たなくなるよう工夫する。				
屋外照明			・周辺地域の夜間景観を意識し、それぞれの施設の特徴を活かしながら、街なみに調和する照明計画をおこなう。 ・駅周辺や商店街などにおいては、建築物等の低層部における賑わいを演出する一方で過度な演出照明は避けるものとする。 ・高層建築や大型施設の外観照明においては、周辺の景観から突出し過ぎない節度あるものとする。 ・住宅地や住宅地に隣接する敷地における建築物等の共用部分などにおいては、住宅地の調和に配慮し、落ち着きと暖かみが感じられるまぶしさを抑えた光源や器具を使用する。 ・歩道に隣接する敷地では、歩行者が安心して通行できるよう、敷地内に暗がりをつくらないよう配慮する。 ・屋外照明が点滅するもの、光の色が極端に変化するもの、回転サーチライトなど、周辺に光害を与える恐れのある光源や器具はさける。				
					・施設の特徴ある形態を浮かび上がらせるなどの工夫をする。		

# <景観形成基準(定量基準):色彩に関する基準>

一般地域内の建築物及び工作物の外観に使用する色彩については、マンセル表色系\*による定量的な 基準を定めます。景観形成基準(定性基準)の「外観の色彩・素材」に加えて、次の「色彩基準」に基 づいて計画するものとします。

\*日本工業規格 JIS Z8721 (色の表示方法) に定める「色相」、「明度」、「彩度」の 3 つの属性の組み合わせによって客観的に表す表示方法

#### 【色彩基準】

建築物及び工作物の外観に使用する色彩は、次の場合を除き、景観ゾーン別の推奨基準を基本と し、共通基準に適合した色彩とする。

- ・表面に着色していない自然石、木材、土壁及びガラス等の素材本来が持つ色彩でかつ景観ゾーン基準に記載されている「外観の色彩・素材」を十分踏まえた計画である場合。
- ・建築物及び工作物の見付面積の5分の1未満の範囲で、外観のアクセント色として着色される部分(大規模小売店舗の壁面広告物を含む)の色彩の場合。ただし、高彩度(JIS Z8721 に定める彩度で、OR~9.9Y においては彩度 10 超、その他の色相においては彩度 8 超)の色彩を用いる場合については、見付面積の5分の1未満かつ100 ㎡以下の範囲に限る。

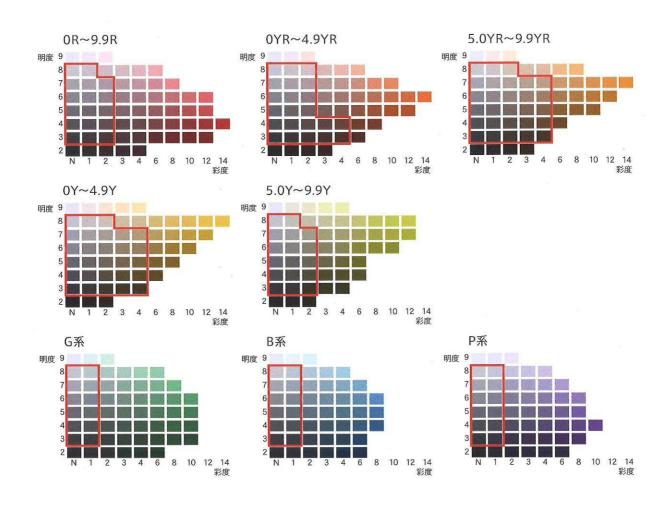
ただし、次に示す場合、適用除外を認めるものとする。

- ・景観まちづくり先導地区として、個別の基準を定めている場合(それぞれの地区の色彩基準を 優先とする)
- ・工作物の色彩について、他の法令等で使用する色彩が定められている場合
- ・質の高いデザインであり、ランドマークとしての役割を果たす建築物で、都市景観審議会の意見を聴いて市長が景観形成上必要と認める場合。
- ・橋りょう等で市民のなじみが深く、地域イメージの核となっており、地域のランドマークの役割を果たしており、かつ都市景観審議会の意見を聴いて市長が景観形成上必要と認める場合。
- ・川崎市臨海部色彩ガイドラインに基づき、市と協議して色彩計画を策定した場合。

# ア 景観ゾーンの推奨基準

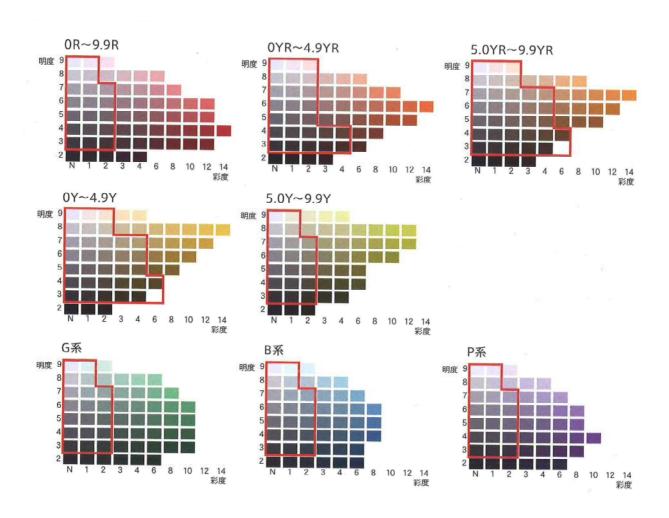
<丘陵部ゾーンの推奨基準>

色相		明度	彩度
R系	0 R~9.9 R	8以上9未満	1以下
八术	01(79.91)	3以上8未満	2以下
	0 Y R~4.9 Y R	5以上9未満	2以下
Y R系	01K~4.91K	3以上5未満	4以下
1八示	5.0 Y R~9.9 Y R	8以上9未満	2以下
		3以上8未満	4以下
	0 Y~4.9 Y 5.0 Y~9.9 Y	8以上9未満	2以下
Y系		3以上8未満	4以下
一		8以上9未満	1以下
		3以上8未満	2以下
その他の色相		3以上9未満	1以下



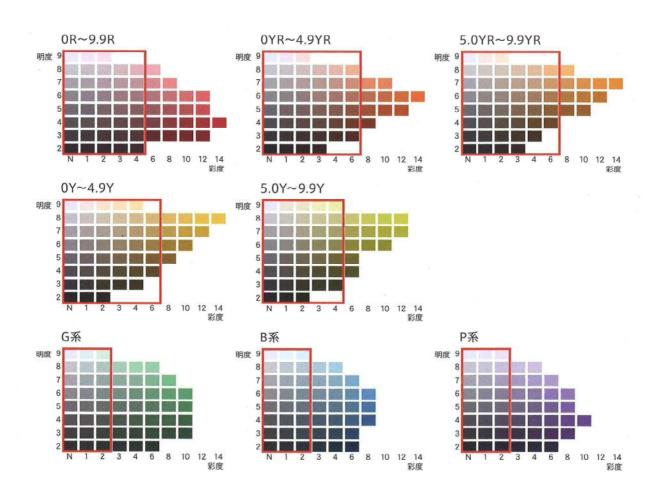
#### <平野部ゾーンの推奨基準>

	色相	明度	彩度
DÆ	0.0.0.0	8以上	1 以下
R系	0 R~9.9 R	3以上8未満	2以下
	0 Y R~4.9 Y R	5以上	2以下
	01K~4.91K	3以上5未満	4以下
YR系	5.0 Y R~9.9 Y R	8以上	2以下
		5以上8未満	4以下
		3以上5未満	6以下
	0 Y~4.9 Y	8以上	2以下
		5以上8未満	4以下
Y系		3以上5未満	6以下
	5.0 Y~9.9 Y	8以上	1 以下
		3以上8未満	2以下
	その他の名相	8以上	1 以下
その他の色相		3以上8未満	2以下



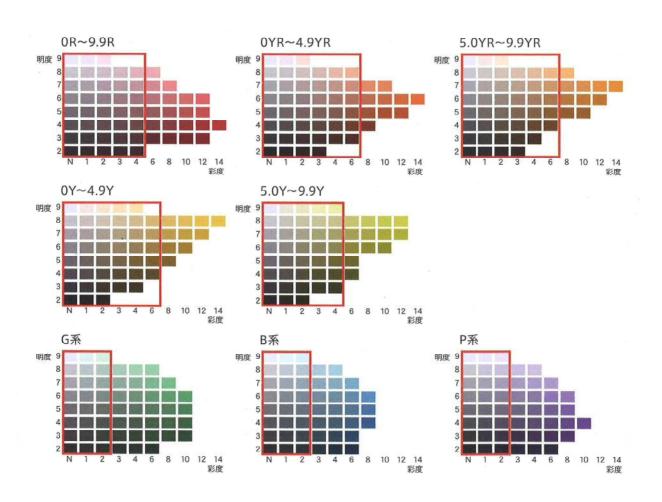
#### <臨海部ゾーンの推奨基準>

色相		明度	彩度
R系	0 R~9.9 R	_	4以下
YR系	0 Y R~9.9 Y R	_	6以下
VZ	0 Y~4.9 Y	_	6以下
Y系	5.0 Y~9.9 Y	_	4以下
その他の色相		_	2以下



# イ 共通基準

色相		明度	彩度
R系	0 R~9.9 R	_	4以下
YR系	0 Y R~9.9 Y R	_	6以下
VZ	0 Y~4.9 Y	_	6以下
Y系	5.0 Y~9.9 Y	_	4以下
その他の色相		_	2以下



# (2) 景観拠点の行為の制限について

景観拠点において、景観まちづくり先導地区が定められている地区については、景観まちづくり先導地区に定められた景観形成基準等に適合するものとします。なお、景観まちづくり先導地区のうち景観計画特定地区の行為の制限は、別表第1の各地区の行為の制限の項に定めるとおりとします。

景観まちづくり先導地区の周辺においては、当該地区の景観形成基準等に準じるよう努めます。 景観拠点において、景観まちづくり先導地区の指定がない場合は、各景観拠点の景観形成方針を踏まえながら、該当する一般基準(景観ゾーン基準、景観の帯基準)に適合するものとします。

#### ■各景観拠点の行為の制限に関する考え方

区分		活用制度	景観まちづくり先導地区	
		景観計画特定地区	新百合ヶ丘駅周辺地区	
	新百合ヶ丘駅周辺地区	*** 로 워 판 라 바 다	新百合ヶ丘駅周辺地区	
		都市景観形成地区	新百合山手地区	
		景観計画特定地区	武蔵小杉周辺地区	
		地区計画	新丸子東3丁目南部地区	
	小杉駅周辺地区		小杉町2丁目地区	
		地区計画	小杉町3丁目東地区	
			小杉町1・2丁目地区	
		   景観計画特定地区	川崎駅周辺地区	
	川崎駅周辺地区	京観計画付足地区	川崎駅西口大宮町地区	
都市系		都市景観形成地区	たちばな通地区	
拠点	登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区	地区計画	登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区	
	宮前平・鷺沼駅周辺地区	景観計画特定地区	鷺沼駅前地区	
	溝口駅周辺地区	都市景観形成地区	大山街道地区	
	   新川崎・鹿島田駅周辺地区	景観計画特定地区	新川崎地区	
	初川町ル田町山町八月足地区		鹿島田駅西部地区	
	川崎殿町・大師河原地域	地区計画	殿町3丁目地区	
	浜川崎駅周辺地域	_	_	
	港町地区	地区計画	港町地区	
	戸手4丁目中央地区	地区計画	戸手4丁目中央地区	
	武蔵中原駅北地区	地区計画	武蔵中原駅北地区	
	産業道路駅前地区	地区計画	産業道路駅前地区	
	戸手4丁目北地区	地区計画	戸手4丁目北地区	
自然系	黒川地区	地区計画	黒川実習農場地区	
世	岡上地区	_	_	
12世紀	早野地区	_	_	
	橘樹官衙遺跡群周辺地区	_	_	
文化系	川崎大師周辺地区	都市景観形成地区	川崎大師表参道・仲見世地区	
拠点	ブレーメン通り地区	都市景観形成地区	ブレーメン通り地区	
	中原街道地区	都市景観形成地区	中原街道地区	

# 3 届出を要する行為

# (1) 届出の対象となる行為

景観法第 16 条第 1 項に基づく、届出の対象となる行為及びその規模は下表のとおりです。 届出をしなかった場合等は、景観法に基づく罰則規定が適用されます。

#### ■届出の対象となる行為及び規模

			行為の規	模
			市全域	景観計画
			(景観計画特定地区を除く)	特定地区
行為	建築物	○建築物の新築、増築、改築若 しくは移転、外観を変更する こととなる修繕若しくは模 様替又は色彩の変更**1	高度地区等によって異なります。 詳しくは(2)ア(ア)を参照してください。	すべく
の内容	工作物	○工作物の新設、増築、改築若 しくは移転、外観を変更する こととなる修繕若しくは模 様替又は色彩の変更	高度地区等によって異なります。 詳しくは(2)ア(イ)を参照 してください。	

※1 ガラス面の内側からの表示物(窓裏広告)は、建築物等の一部として扱い、届出対象とします。

なお、都市景観形成地区、地区計画形態意匠条例適用区域に該当する場合も届出が必要となります。都市景観形成地区については、地区ごとに届出対象の要件を定めていますので、各地区の要件に応じて届出が必要となります。

# (2) 行為規模等による届出の要件

#### ア 市全域(景観計画特定地区を除く)

#### (ア) 建築物

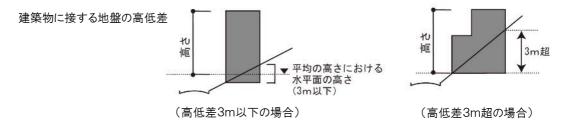
市全域(景観計画特定地区を除く)における建築物の建築等については、下表に示す A)から C) のいずれかの要件に該当するものを届出対象とします。

#### ■要件

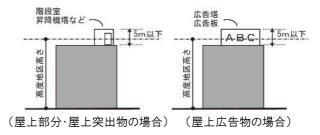
区域区分及び 高度地区		要件		
		A)高さ <sup>※1</sup>	B)壁面の長さ <sup>※2</sup>	C)その他
市	第1種高度地区	10m超	30m超	景観の形成に
街化	第2種高度地区	15m超	50m超	
区	第3・4種高度地区	20m超	70m超	大きな影響を与えると
域	高度地区指定なし	3 1 m超	70m超	市長が認める建築物
市往	5化調整区域	10m超	30m超	

#### ※1 高さに関する解説

・建築物の高さは、建築物が周囲の地面と接する位置の平均の高さにおける水平面からの高さ とします。ただし、建築物が周囲の地盤と接する位置の高低差が3メートルを超える場合に おいては、周囲の接する地盤のうち最も低い位置からの見付の高さとします。

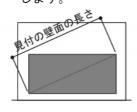


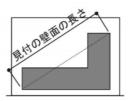
・建築基準法に基づく建築物の高さ に参入されない塔屋や広告塔を含 めた高さとします。

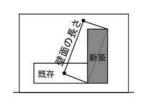


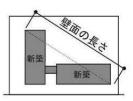
#### ※2 壁面の長さに関する解説

・壁面の長さは、一棟とみなされる建築物において、もっとも長く見える見付の壁面の長さと します。









(増築の建築物) (意匠上一棟とみなされる建築物)

#### (イ) 工作物

市全域(景観計画特定地区を除く)における工作物 $^{*1}$ の建設等については、下表に示す A)から C)のいずれかの要件に該当するものを届出対象とします。

#### ■要件

区域区分及び 高度地区		要件		
		A)高さ <sup>※2</sup>	B)構造等	C)その他
市	第1種高度地区	10m超	橋梁 <sup>※3</sup> の場合であって	景観の形成に
街	第2種高度地区	15m超	橋長が100m超	大きな影響を
化区	第3・4種高度地区	20m超	│     又は │ 鉄道駅 <sup>※4</sup> の場合であって	与えると
域	高度地区指定なし	3 1 m超	高架鉄道の駅若しくは	市長が認める
市街化調整区域		10m超	跨線橋と一体となった駅	工作物

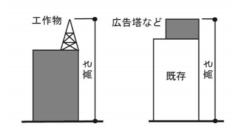
※1 工作物とは、川崎市都市景観条例施行規則第3条各号に掲げるものを対象とします。

川崎市都市景観条例施行規則第3条

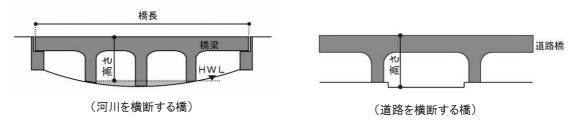
- (1) 門、塀、垣、さくその他これらに類するもの
- (2) 擁壁、護岸、堤防その他これらに類するもの
- (3) 煙突その他これに類するもの
- (4) 装飾塔、記念塔、物見塔、高架水槽その他これらに類するもの
- (5) 広告塔、広告板その他これらに類するもの
- (6) 駐車施設、駐輪施設その他これらに類するもの
- (7) 観覧車、飛行塔、コースターその他の遊戯施設
- (8) 石油タンク、ガスタンク、穀物サイロその他の貯蔵施設
- (9) 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの(電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第120条第1項に規定する認定電気通信事業の用に供する施設及び電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第16号に規定する電気事業の用に供する施設を除く。)
- (10) 石油精製施設、コンクリート製造施設その他の製造施設
- (11) ごみ焼却施設、汚物処理施設その他の処理施設
- (12) 橋りょう、高架道路、高架鉄道その他これらに類するもの
- (13) 道路、公園又は広場に設置される公衆電話所、バス停留所、標識、照明灯、アーケード、ベンチその他これらに類するもの
- (14) その他市長が指定するもの

#### ※2 高さに関する解説

- ・工作物の高さは、建築物の高さの算定方法に準じて算定するものとします。
- ・既存の建築物・工作物に屋上広告物等を設置 する場合又は既存の建築物に工作物を設置 する場合も届出対象とします。



- ※3 橋梁には、鉄道橋なども含みます。
  - ・高さは、河川を横断する橋の場合、HWL(河川の計画高水位)より橋梁の上端部までの高さ、 道路を横断する橋の場合、道路の最下面から橋の上端部までの高さとします。



- ※4 駅舎は外壁などの外観(立面図上で外壁と判断できるもの)のみとし、駅構内(改札内)の プラットホームの上屋、跨線橋などの施設は除きます。
- (注) 第4章3(2) 行為規模等による届出の要件の内容は、平成31年第1回川崎市議会定例会における川崎市都市景観条例の一部改正に関する議決を経て確定します。

第5章 屋外広告物等による 景観形成に関する事項

# 1 屋外広告物等の表示等による景観形成に関する基本的な考え方

#### ■ 屋外広告物の特性

屋外広告物は、表示された情報を必要とする人や地域を訪れる来訪者にとっては有効な情報伝達手段となります。しかし、屋外広告物が無秩序な状態で掲出されると、情報伝達機能が低下するだけではなく、良好な景観を損ねることにもなります。一方、優れたデザインの屋外広告物をイベント要素やブランディング要素として、地域らしさの演出に効果的に活用することにより、地域の魅力の向上やまちづくりに取組む事例もみられます。このように屋外広告物は、地域の魅力や景観に大きな影響を与える重要な要素であると言えます。そのため、屋外広告物は、屋外広告物法によって、景観に配慮するよう規制されています。また、広場や公園等の特定の地域等への設置も制限されています。

#### ■ 規制緩和の動向

近年、本市においては、急激な人口減少や高齢者の急増が見込まれる中で、健康で快適な生活や持続可能な都市経営の確保が重要な課題になっています。これらの課題を解決するために都市イメージの向上を図り、本市の強みや魅力を、市民や他都市の方にもっと広くアピールすることが必要です。また、地域の賑わい創出のためのオープンカフェを始めとした路上イベントといった取組が活発化してきており、こうした地域活動を円滑に実施できるよう、国でもその収益が地域に還元されるものに関しては道路占用許可や屋外広告物規制の弾力的な運用を行うなど緩和の方針を打ち出しています。これらの動向を踏まえ、景観施策にも対応が求められています。

#### ■ 新たな技術等の動向

また、幹線道路沿いに見られる周囲の景観に悪影響を与えている大規模商業施設の屋外広告物や屋外広告物と類似する性格を有し屋外広告物と同様に景観形成に大きな影響を与える表示物、デジタルサイネージ等の様々な技術の進歩等への対応も求められています。

こうした状況を踏まえ、屋外広告物及び屋外広告物に類似する表示物についての景観形成に関する基本的な考え方を示します。

# (1)屋外広告物条例に基づく一般的規制に加え、基本的な配慮事項を定めるとともに、景観計画特定地区等や大規模小売店舗<sup>※1</sup>について行為の制限を定め、良好な景観の形成を図る

本市では、全ての屋外広告物<sup>\*2</sup>が「屋外広告物条例」に基づく設置等の許可が必要となっています。景観計画では、市内全域で適用される川崎市屋外広告物条例に定める一般規制に加え、屋外広告物等の表示に関する基本的な配慮事項を定めるとともに、特に良好な景観の形成を目指すべき地区である景観計画特定地区や住民主体の景観形成を図る都市景観形成地区において、地域の特性にあわせた行為の制限等を定めます。さらに、景観配慮が求められている大規模小売店舗についても、行為の制限を定めることで、調和の取れた景観の形成を目指します。

- ※1 大規模小売店舗立地法第2条の「大規模小売店舗」に該当する建築物(一の建築物であって 小売業(飲食店業を除くものとし、物品加工修理業を含む)を行うための店舗の用に供され る床面積の合計が1,000 ㎡を超える店舗)を指す。
- ※2適用除外広告物(法令の規定によるもの、公共的目的によるもの等)を除く

# (2)屋外広告物と類似する性格を有した表示物も一体的に捉えた屋外広告 物等による良好な景観の形成を図る

本市では、屋外広告物法に規定された屋外広告物とともに、建築物等の窓面の内側を利用した広告物など、屋外広告物と類似する性格を有し景観に影響を与える表示物も一体的に捉え、屋外広告物等として誘導を行い、良好な景観の形成を図ります。<sup>※1</sup>

※1 本書では、「屋外広告物」と「屋外広告物等」の定義を以下とします。

屋外広告物 :屋外広告物法第2条に定義されている「常時又は一定の期間継続して屋外で公

衆に表示されるものであって、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、

広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれら

に類するもの。」とします。

屋外広告物等:屋外広告物法の定義に基づく「屋外広告物」に加えて、建築物等の窓面の内側

を利用した広告物など、屋外広告物と類似する性格を有し景観に影響を与える

表示物を含めたもの、とします。

# (3)屋外広告物等の特性を活かした賑わいの創出や地域の魅力向上を図る

魅力ある広告物は、魅力ある景観の形成、イベント時等の賑わいの創出などの街の雰囲気を盛り上げることに繋がります。よって、場所、期間、運営主体などを考慮したうえで、賑わいの創出や地域の魅力向上に資する広告物等の取扱いについては、一部景観計画上の基準の見直しを検討し、柔軟な運用の取組を推進します。

# 2 屋外広告物等の表示及び屋外広告物等を掲出する物件の 設置に関する行為の制限に関する事項等

# (1)屋外広告物等の表示に関する基本的な配慮事項

屋外広告物等の設置を検討する際は、川崎市屋外広告物条例に定める一般的な規制に加え、次の事項にも配慮して計画するものとします。

#### ■屋外広告物等の表示に関する基本的な配慮事項

一般	・地域の性格に合わせた節度あるものとする。なお、特に屋上広告物を 設置する際は、周辺景観に与える影響が大きいことを踏まえ、必要以 上に伝達効果や視覚的効果を持たせたデザインは避け、周辺景観との
	調和を図るものとする。
配置	・必要以上に数を増やしたりすることは避け、集約化し統一的なデザイ
	ンとする。
高層部における	・高層部に設ける屋外広告物は避ける。ただし、建築物の壁面に表示す
広告物の設置	る施設名称はこの限りではない。
住宅地における	・人々が暮らす空間にふさわしい落ち着きのある色彩、形態とする。
広告物の設置	
照明	・LEDやネオン管などの発光型サインは、街なみとの調和に配慮した
	節度あるものとし、点滅するものや光の色が変化するものは避ける
映像装置を有する	・映像装置等を有する広告物は、周辺の明るさ等の状況(昼間、夕方、
広 <del>告</del> 物	夜間)に応じて輝度や点灯時間、音声等について配慮する。

# (2) 市全域(景観計画特定地区を除く)の行為の制限に関する事項

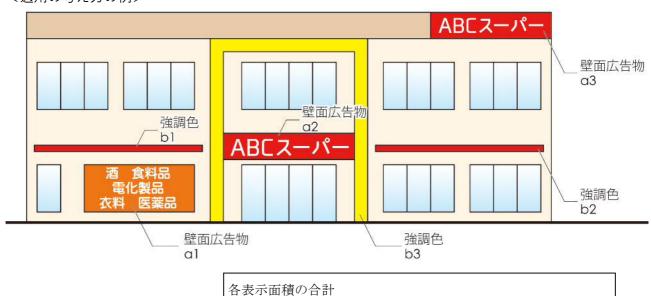
大規模小売店舗に設置される屋外広告物は、周囲の景観に対して与える影響が大きいことから、 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置等に関する行為の制限を定めます。

#### ■届出を要する行為と行為の制限

届出を要する行為	屋外広告物に関する行為の制限の内容
「大規模小売店舗」の壁面を利用する 広告物又は掲出物件(以下「壁面広 告物」という)の設置、変更、改造	壁面広告物の1つの壁面における表示面積の合計は、当該 壁面の面積の5分の1未満かつ100㎡以下※1とする※2。

- ※1形状が切文字式の場合は、その面積に1/2を乗じて計算するものとする。
- ※2壁面広告物を掲出する建築物に関しては、建築物の壁面のアクセント色として着色される部分の色彩の使用面積には、壁面広告物を含めるものとし、当該壁面の面積の5分の1未満とする。ただし、高彩度色(JIS Z8721 に定める彩度で、OR~9.9Y においては彩度 10 超、その他の色相においては彩度 8 超の色彩)が含まれる場合は、5 分の1 未満かつ 100 ㎡以下とする。

#### <適用の考え方の例>



a1+ a2+ a3...+b1+b2.../A1<壁面全体の 1/5

かつ

□100m2(高彩度色が含まれる場合)

# (3) 景観計画特定地区の行為の制限に関する事項

景観計画特定地区においては、地区ごとに詳細な屋外広告物等の表示等に関する行為の制限に関する事項等を定めます。ここでは、窓裏広告物等、屋外広告物法の規定が適用されない表示物についての基準も含まれており、これにより良好な景観の形成を誘導します。

なお、景観計画特定地区内で行われる地域活性化、賑わい創出を目的とした路上イベント等において、一定の期間設置される広告物等の取扱いについては、優れたデザインのものであって、エリアマネジメント等の組織によって適切に運用されるものに限り、自家用広告物に限定するなどの基準について一部緩和を検討し、柔軟な運用を推進します。

景観計画特定地区における屋外広告物等の表示等に関する行為の制限は、別表第1の各地区の屋 外広告物等に関する行為の制限の項に定めるとおりとします。

# (4)都市景観形成地区の広告物等に関する基準

川崎市都市景観条例に基づく都市景観形成地区においては、地区ごとに屋外広告物等の表示等に 関する基準を定めます。

各地区の基準等の内容は、地区の特徴を踏まえ、別途地区ごとにとりまとめることとします。

# 第6章 景観重要建造物及び 景観重要樹木の指定方針

# 1 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定に関する基本的な考え方

景観重要建造物及び景観重要樹木は、地域の景観上重要な建造物(建築物及び工作物)又は樹木について、市長が指定することにより、地域の個性ある景観づくりの核として、その維持、保全及び継承を図るものです。

景観重要建造物を中心としたまちづくりや、景観重要樹木を中心としたシンボルロードの形成等、良好な景観形成の可能性が期待できることから、本市では、今後、積極的に指定することを検討していきます。

# 2 景観重要建造物の指定の方針

景観重要建造物は、単に歴史的または文化的価値を問うものではなく、地域の自然、歴史、文化、生活等から地域の特性を表す外観を有している建造物や産業遺産等、良好な景観形成を推進する上で重要である建造物を景観法に基づいて指定するものです。

本市では、道路その他の公共の場所から誰もが容易に望見できること、また次のいずれかに該当することを要件とし、良好な景観の形成に重要と認められるものを、所有者の意見を聴いた上で、景観重要 建造物として指定します。

- 1 地域の歴史や文化を後世に伝える建造物
- 2 地域のシンボルとして親しまれている建造物
- 3 景観形成に先導的な役割を持つ建造物

なお、指定に際しては、あらかじめ川崎市都市景観審議会の意見を聴くものとします。

# 3 景観重要樹木の指定の方針

景観重要樹木は、単に歴史的または文化的価値を問うものではなく、地域の自然、歴史、文化、生活 等から地域の特性を表す樹容を有している樹木、良好な景観形成を推進する上で重要である樹木を景観 法に基づいて指定するものです。

本市では、道路やその他の公共の場所から誰もが容易に望見できること、また、次のいずれかに該当することを要件とし、良好な景観の形成に重要と認められる樹木や並木を、所有者の意見を聴いた上で、 景観重要樹木として指定します。

- 1 地域の自然、歴史、文化、生活等の観点から、地域の資源として景観を特徴づける樹木
- 2 樹高や樹形が地域のシンボル的な存在となっており、良好な景観の形成に寄与する樹木
- 3 市民に広く愛され、親しまれている樹木

なお、指定に際しては、あらかじめ川崎市都市景観審議会の意見を聴くものとします。

第7章 公共施設の整備における 景観形成に関する事項

# 1 公共施設の整備における景観形成に関する基本的な考え方

道路、河川、公園、公共建築物などの公共施設は、都市空間において主要な部分を占めています。そのため、良好な景観の形成にあたっては、公共施設が先導的な役割を果たすことが必要となります。また、公共施設は、市民生活に密接に関わっており、そこで生活し働く市民が愛着と誇りを持てる施設とすることが求められています。これらのことから、本市では、「公共空間景観形成ガイドライン」を策定し道路、河川、公園、公共建築物などの公共施設の整備における景観形成の基本的な考え方やその具体的な手法について示すとともに、公共施設の整備にあたっては、良好な景観形成に用いる仕組みづくりの検討等も含め景観に配慮した取組を推進しています。

一方で、公共施設の整備にあたっては社会的な要請の多様化、逼迫する財政状況によるコスト低減の 要請や公有財産管理の観点等、景観だけでなく、多岐にわたる対応が求められています。

近年、こういった背景を受け、公共施設又はその案内板、公共掲示板等を活用した広告物及び歩道橋等でのネーミングライツを活用した企業名を表示することにより、その広告料収入をこれらの施設等の維持管理に要する費用に充てる取組も見られます。

この他にも、地域の活性化や都市における賑わい創出等の観点から、官民一体となって取組むイベントの場として公共空間が注目され、様々な活用の事例が見られます。今後、広告料収入を活用した案内板等の設置や公共空間を活用した賑わいの創出等の動きがますます活発化することが見込まれます。

しかしながら、これらの取組により公共空間において掲出する広告物等が無秩序なものとなってしまうと、公共施設に求められる景観形成の先導的な役割を果たせなくなることも懸念されます。

こうした動きやこれまでの取組を踏まえ、本市の公共施設の整備を行う際の景観形成に関する基本的な考え方を示します。

# (1)快適な道路空間づくり

快適で魅力的な道路空間の創出は都市景観を向上させ、都市イメージを高めます。本市では、電線類の地中化の推進、ストリートファニチャーの整備、ポケットパークの創出等、地域特性や状況に応じた景観整備に努めます。

また、道路空間の魅力や快適性の向上に向け、川崎の歴史・文化を活かすなど、わかりやすい公 共サインの整備をすすめます。

# (2) 橋梁や道路、鉄道等の高架橋の景観づくり

多摩川を渡る大型の橋梁においては、川崎の玄関口として、象徴的な修景を図り、河川の広がりを背景とするランドマークとなるよう努めます。また、河川の緑豊かな広がりや多摩川崖線などを眺望する地点として、舗装や照明等も橋梁と一体的にデザインし親しみやすい歩行者空間づくりに努めます。

また、視覚的に周辺景観を分断しがちな高架橋は、積極的に修景を図り、周辺の景観に調和するよう配慮します。また、高架下では、橋脚や桁裏の修景を図るなど、暗い空間とならないように工夫し、景観に配慮します。

# (3) 多彩な水辺景観づくり

港、河川、用水の親水空間の整備等や親しみのある多様な水辺空間の創出に努めます。多摩川及 び二ヶ領用水沿いについては、水に親しめる歩行空間の整備に努めるとともに、多摩川においては、 「川崎市新多摩川プラン」を踏まえて良好な景観の創出に努めます。

また、臨海部においては、本市を象徴する産業景観が形成されており、民間企業との連携を図りつつ、「臨海部色彩ガイドライン」を踏まえ、工場や物流施設と港湾施設が調和した活力ある海辺景観の創出に努めます。

# (4) 市街地の緑化推進と緑地の適切な保全・管理

市街地における緑化の推進を図るため、公共施設では積極的な緑化に努めます。また、本市の景観に大きな影響を与える多摩川崖線を構成する緑地の適切な保全・管理に努めます。

# (5) 景観形成の先導的役割を果たす公共建築物の整備

都市景観形成の先導的役割を果たす公共建築物は、周辺景観との調和に十分配慮した魅力的なデザインとするよう努めます。

# (6)公共空間を活用した魅力的な賑わい景観の創出

拠点地区等で賑わいの創出が求められる地区においては、公共空間を活用した多様で魅力的な賑わい景観の創出に努めていきます。また、地域活性化や賑わいの創出に寄与し、デザイン的に優れた占用物件及び屋外広告物等については、場所、期間、運営主体などを考慮した上で、一部景観計画上の基準見直しを検討する等、柔軟な運用の取組を推進します。

【公共空間を活用した魅力的な賑わい景観の創出のイメージ】

- ○道路空間を活用したイベントやオープンカフェの実施
- ○多摩川や二ヶ領用水などの水辺空間を活用したイベント・活動の実施
- ○公園や駅前広場等でのライトアップやイルミネーション等、魅力的な夜間照明による演出
- ○公共空間に掲出する屋外広告物等を活用した賑わいの創出

# (7)公共広告等の景観配慮

公共施設や公共空間に掲出する広告物等は、周辺の景観や公共施設との調和に十分配慮し、公共施設や公共空間に掲出するものとしてふさわしい形態・デザインとします。また、公共施設の維持管理に寄与する民間が掲出する広告物については、優れたデザインで、周辺の景観に調和しており、支障がないと認められる場合は、基準の柔軟な運用を推進します。

【主な公共広告等のイメージ】

- ○公共案内板等に設置する広告物
- ○スポンサー企業名やブランド名を名称として付与するネーミングライツを活用して掲げられる愛称名・企業名

# 2 景観重要公共施設の整備及び占用許可等の基準に関する事項

(景観法第8条第2項第4号口)

景観法では、公共施設のうち良好な景観の形成のために重要な役割を果たす公共施設を、公共施設管理者の同意に基づき景観重要公共施設として位置づけることで、公共施設の管理者と連携しながら公共施設とその周辺を一体として良好な景観の形成を図ることを可能としています。

同制度を活用するにあたり、本市における、景観重要公共施設に関する基本的な考え方、景観重要公共施設の整備に関する事項、景観重要公共施設の占用許可等の基準に関する考え方について次に示します。

# (1) 景観重要公共施設に関する基本的な考え方

次のいずれかに該当する公共施設のうち良好な景観の形成のために重要な役割を果たす公共施設を景観重要公共施設として位置づけるものとします。

- ア 景観拠点や本市の景観の骨格を形成する景観の帯などの一部を構成する公共施設
- イ 地域の景観形成の先導的な役割を果たす上で重要な公共施設

景観重要公共施設として定める公共施設及び景観法第8条第2項第4号ロの景観重要公共施設の整備等に関する事項は、別表第2に定めるとおりとします。

#### 【公共施設の種類別の例】

#### <景観重要公園・緑地>

(例)地形を活かし良好な眺望を有する視点場がある公園景観的な特徴を活かし人々の憩いやレクリエーションの場となっている公園、など

#### <景観重要道路等>

(例) 景観形成基準を有する都市拠点における駅前広場 地形を活かし良好な眺望を有する坂道 風格があり景観に優れた街路樹を有する道路、など

#### く景観重要河川>

(例)良好な眺望を有する視点場がある河川 景観的な特徴を活かし人々の憩いやレクリエーションの場となっている河川、など

# (2) 景観重要公共施設の整備に関する事項

景観重要公共施設に位置づけた公共施設については、公共施設管理者と協議の上、その整備にあたり景観上配慮すべき事項を定め、より効果的に良好な景観形成を図ります。

#### 【整備に関する事項の例】

(例) 景観重要公園においては、緑、水、地形等の景観特性を活かした整備に努める 景観重要道路においては、街灯や舗装等を景観に配慮したものとする 景観重要河川においては、河川や周辺環境が織りなす個性的な魅力づくりに配慮し たものとする、など

# (3) 景観重要公共施設の占用許可等の基準に関する考え方

景観重要公共施設に位置づけると、当該景観重要公共施設において景観上の特徴を維持、増進するために必要な占用許可等の基準を定めることが可能になります。本市では、地域の賑わい創出や良好な眺望を保全する等、良好な景観形成に必要な場合、公共施設管理者と協議の上、必要に応じて景観重要公共施設における占用許可等の基準を定め、より積極的な景観形成を図ります。

#### 【占用許可等の基準の例】

(例) 景観重要道路内でのオープンカフェの実施による沿道建築物等と一体となった空間 の活用に関する基準や、イベントの開催等に伴うバナーフラッグの掲出等の賑わい の創出に関する基準の設定

景観重要河川内の視点場からの眺望に配慮した工作物の高さや色彩基準の設定、など

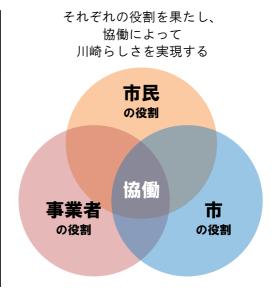
# | 第8章 景観形成の推進方策

# 1 協働による景観形成の実践

川崎市の魅力あふれる景観形成を推進していくためには、市民・事業者・市がそれぞれの役割を果たし、景観づくりに関わる様々な取組を協働で実践していくことが求められます。市民・事業者・市が協働して、景観形成に取組んでいきます。

#### ■市民・事業者・市の役割

市民 の役割	○積極的に身近な生活環境の景観形成に努める ○良好な景観形成を行うための施策への協力
事業者 の役割	○土地利用等の事業活動において、良好な景観の 形成に努める ○良好な景観形成を行うための施策への協力
市の役割	○景観行政団体として良好な景観形成を行うため、市域の特性に応じた施策の策定・実施 〇普及啓発活動等を通じた景観づくりの意識醸成 ○公共施設管理者として、景観に配慮した公共施 設の整備を推進し、地域の景観形成を先導



## 2 景観形成に向けた取組体制の構築

本計画で示した川崎らしい景観形成に向けて次に示すような体制を構築するとともに、進捗状況など を評価・検証しながら景観形成を推進していきます。

#### (1)景観形成の推進体制

本市では、景観法の制定に先立って川崎市都市景観条例を定め、景観形成を誘導してきました。これまで取組んできた施策を引き続き推進しつつ、景観の質の向上を目指し、新たな取組についても検討していきます。

ア 都市景観の形成に関する重要な事項を調査審議するために設置している<u>川崎市都市景観</u> 審議会を適切に活用し、有識者や市民の意見を景観施策に反映していきます。



川崎市都市景観審議会

イ 建築物の建築、工作物の建設及び屋外広告物等の表示等について、良好なデザインの誘導を行うために専門家による技術的な助言を行う<u>景観アドバイザー制度</u>等の創設を検討します。

## (2)協働のためのサポート体制

市民、事業者と協力して優れた都市景観を形成していくために、適切な役割分担の中で景観形成の 取組を行うとともに、そのためのサポートを行っていきます。

- ア 市とともに良好な景観の形成に取組む住民を支援するために必要な事業の実施を積極的に行う主体となる<u>景観整備機構</u>について積極的に指定を行います。地域住民等を含めた民間活力の活用により、役割分担をしながら、ともに良好な景観の形成の推進を図ります。
  - \*景観整備機構:市長は、NPO法人等を景観整備機構として指定することができます。景 観整備機構では、良好な景観の形成に関する事業を行う者に対し、アドバ イザーの派遣、情報の提供、相談その他の援助を行うことや、景観重要建 造物又は景観重要樹木の管理などを行うことができます。
- イ 川崎市都市景観条例に基づく地区の関係住民により組織される<u>景観形成協議会</u>を認定する とともに、地域の個性を活かした景観形成の推進に向けた活動を継続して支援していきます。
- ウ 景観形成活動への技術的援助や活動費用の助成を行っていきます。

## 3 関連施策・事業との連携

景観は、自然、歴史文化、公共施設、まちづくり、観光など、多様な分野と関連性が高いため、良好な景観形成を推進するためには、各種関連施策や事業との連携が大切です。そのため、さまざまな施策等との情報共有や連携・調整を積極的に図っていきます。

#### 「取組の例]

- ○他の関連する施策と連携し、以下に掲げる地区等を<u>都市景観形成地区に指定すること等を検討</u> していきます。
  - ・ 緑地や公園を核としたまちの魅力を高める活動が行われる地区など
  - ・ 生産緑地等を中心とした農のある風景を次代に伝えるための活動が行われる地区など
  - ・ 関連文化財群や個々の文化財を核として、これを次代に伝えるための活動が行われる地区など
- ○景観法や景観条例による取組だけではなく、<u>さまざまなまちづくり制度を活用</u>することで、さらなる景観形成を推進します。
  - ・ 建築協定、地区まちづくり育成条例など
- ○他の関連する施策と景観重要公共施設等の制度と組み合わせる等、さまざまな施設等における 景観に配慮した保全や整備等を推進します。
  - ・ 水辺を活かした護岸等の整備が行われる河川など
  - · みどりや眺望を活かした整備が行われる公園、広場など
  - ・ シンボル並木等による街路整備が行われる道路など
  - ・現行の文化財保護制度に位置づけられないものの、川崎市地域文化財顕彰制度の候補になるようなもので景観的価値の認められる歴史的建造物など(指定、登録されていない文化財等)
- ○より幅広い領域を「景観」として捉え、施策の連携による相乗効果を図ります。
  - ・ 景観形成の取組を進めることにより、シビックプライドの醸成や都市イメージの向上を図ります。
  - ・ 観光(案内)サイン等のデザインの統一化や観光地での景観形成を進めることにより、観光都 市としてのブランド構築を図ります。
  - ・ 案内板への広告掲示やネーミングライツなど財産の有効活用により公共施設の維持管理を適正 に進め、良好な景観形成を図ります。

# 4 魅力ある景観情報の発信

市民が景観をより身近に感じ、関心を持って主体的に景観形成に取組んでもらうためには、景観について考えるきっかけづくり、学ぶ機会の創出が大切です。川崎の魅力ある景観情報を発信する取組を積極的に行い、これまで以上に、市民や事業者との協働による景観まちづくりを推進します。

#### 「取組の例】

#### ○イベントの開催など

市民が気軽に参加できるイベントの開催により、景観づくりの意欲の向上やまちのイメージアップ を図ります。



まちづくり塾 (現地視察ツアー)



景観カードラリー

#### ○市民まつり、区民祭等の場での景観情報発信

多くの市民が集まる市民祭りや区民祭の場を捉えて、積極的に景観の情報を発信していきます。



#宮前坂道フォトコン(宮前区民祭)

#### ○景観形成に寄与した個人、団体に対する表彰

本市の良好な都市景観形成に御協力いただいた方々について、表彰しその功績を称えることで、さらなる良好な景観形成への意欲を高めます。





川崎市都市景観形成協力者表彰

#### ○SNS等各種媒体を用いた情報発信

現在、SNS等さまざまな媒体による情報発信が可能となっています。このような、新たな媒体を 積極的に活用し、市民の身近に景観情報を発信します。



フェイスブックを活用した 市の景観施策、取組の発信



インスタグラムを活用した 川崎の景観資源の紹介

#### ○ 景観教育の実施・教育啓発につながる景観啓発ツールの活用

ひとりでも多くの人が関心を持って積極的に景観まちづくりに関わるようになってもらうため、景 観まちづくり教育に取組みます。

特に、将来景観まちづくりの担い手となる子どもたちに景観や景観まちづくりの必要性を学んでもらうことは、100年先の景観づくりにつながります。子どもたちが楽しみながら景観を学べるようなツール等を積極的に活用していきます。



景観ボードゲームの作成・活用



景観をテーマにした夏休みの自由研究の ためのワークショップの開催 (写真は多摩区エコフェスタの模様)

# 5 新たな技術や社会情勢の変化への対応

近年、様々な技術の進歩により、広告物等の種類が多様化しています。これまで景観誘導の対象としてこなかったものの、景観として大きく影響を及ぼす事例も出てきています。そのため、社会情勢の変化や技術の進歩にあわせ現行計画の中で制限として記載されていないものについても、協議の対象としていくことで適切な景観形成を誘導していきます。

#### [協議対象の例]

- ・デジタルサイネージ、壁面ラッピング、プロジェクションマッピング、メディアファサード等 の広告物
- ・建築物のファサードに用いられる照明、光のオブジェ、イルミネーション等の演出照明

など

# 6 景観計画の見直し

本計画は、長い年月を経ても価値観を失わない魅力ある景観を創出するため将来の都市像を展望し、基本目標・基本理念を定めていますが、上位・関連計画との整合を図るため、基本的に概ね10年を計画の期間とします。ただし、上位・関連計画の変更や地域の景観に対する意識の醸成や土地利用の推移、景観に係る材料や製品の技術革新などの景観形成に関する環境の変化や社会状況の変化などにより必要が生じた場合は適宜見直しを行います。

- 別表第1 第3章 景観計画特定地区の区域関係
  - 第3章 景観計画特定地区の景観形成方針関係
  - 第4章 景観計画特定地区の行為の制限関係
  - 第5章 屋外広告物等に関する行為の制限関係

#### 1 川崎駅西口大宮町地区

景観計画特定地区の区域

景観形成方針

- 1 都市景観の形成に関する基本目標
- (1) 豊かな文化に育まれた地区にふさわしい「落ちつきと知性」が感じられる街なみづくり
- (2) 川崎駅西口の表玄関にふさわしい「風格と象徴性」が感じられる街なみづくり
- (3) 年月とともに成熟する地区にふさわしい「暖かさと深み」が感じられる街なみづくり
- 2 都市景観の形成に関する方針
- (1)人工地盤や公開空地のネットワークにより、潤いのある緑空間や、新たな都市活動を誘発する広場空間を形成する。
- (2) スケールの大きな街区構成の中に、ひだや影を感じさせるヒューマンスケールの街なみを形成する。
- (3) 段階的な整備に対応し、居住空間と業務・商業空間が呼応しながら、共に成熟する街なみを形成する。

		る。					
景観	行為の制限(建築物又は工作物の形態意匠	区分	A	В	С		
景観形成基準		建築物等のデザイン	<ul> <li>(1)基壇部は旧レンガ倉庫のイメージを踏襲したデザインとし、ひだ、回廊などを用行きの感じられる多様な表情をつくる。</li> <li>(2)中高層部の壁面は、単調なイメージにならないように、フレームなどで変化をつ(3)高層建築物は、基壇部と中高層部のデザインを切り替えるなど、圧迫感を軽減すに配慮し、単調なデザインにならないようにする。</li> <li>(4)建築物の付帯施設や設備は建築物と一体的にデザインするか、又は、緑化などである。</li> <li>(5)日除けテントを設置する場合は、窓面全面を覆ってはならない。</li> <li>(6)基壇部地上レベルに設置する日除けテントの色彩は、原則としてマンセル値でり以下とする。</li> </ul>				
	の制限)	色彩に関する制限	(1) 高調ン色 発解的 はル 発解 はル イ イ い の 、値 か 段 き き き き と り れ 、 ら き き き き り れ 、 ら き き き き き き き き き き き き き き き き き き	ら8.5、彩度4以下とする。	マンセル値で色相RからYR、明度5かンセル値で色相RからYR、明度3.		

	色は、マンセル値で色
	相RからY
	R、明度 3.
	5から6.
	5、彩度 5
	以下とすしる。
	(3)街区全体で街なみに配慮した建築計画及び色彩計画を定めており、かつ、都市景観審議
	会の意見を聴いて、市長が認めた場合、又は表面に着色していない自然石、木材、土壁、ガラ
	ス等の素材自体が持つ色彩で、かつ、周辺の街なみと調和する場合においては、外壁の色彩に
	関する制限によらない色彩を使用できるものとする。
広	(1) ベンチなどのストリートファニチュアは建築物やデッキと一体的なデザインとする。
場の	(2) 建築物の附属施設や設備類は建築物と一体的にデザインするか、又は緑化などで修景
デ	する。 (3) デッキの舗装は歩きやすいものとし、歩行者動線の節目となる部分には、歩行者が憩
ザイ	える場を設ける。
	(4) ストリートファニチュアなどの景観要素の配置やデザインによりアート性の感じられ
	る景観をつくる。
	(5) 遊具などは、街なみと調和した色彩、素材などに配慮したデザインとする。
ブ	(1) エレベーターシャフトや階段はシンボル性の高いデザインとする。
リリッ	(2) 住居系のエリアと業務・商業系のエリアを結ぶブリッジは、シンプルで洗練されたデザーインとする。
ジ	(3) 同一エリア内の街区を結ぶブリッジは、デッキと一体的なデザインとする。
の	(4) ブリッジの舗装は歩きやすいものとし、異なる素材やパターンがぶつかる場合には、
#	境界のデザインに配慮する。
	(1) に芝切除状は、氷体をしたことがよれて、パカーとは、白体のなめま
通り	(1)歩道部舗装は、洗練されたシンプルなイメージを表現するパターンとし、自然の色や素材感のある材料とする。
	(2) 異なる舗装材がぶつかる部分では、境界のデザインに配慮する。
デ	(3) 歩車道境界部は、開放感のあるデザインとする。
'7	(4) ベンチ、車止めなどのストリートファニチュアは道路空間と調和したデザインとする。
	(5) ストリートファニチュアやポール類の色彩は、原則としてダークグレー色を基調とす
	(6)敷地内空地と歩道部の舗装は一体的なデザインとし、マンホール蓋、みぞ蓋などは周辺 の舗装と調和したデザインとする。
٠	(1)屋外空間では、演色性が高く、かつ、暖かみのある光源を基調とする。
あ	(2) 光源の位置や配光は、周辺街区への光害に配慮する。
	(3) 地区のシンボル施設や歩行者の主動線を顕在化させるあかりの計画を行う。
デザ	(4) 原則として過度に点滅する照明は使用しない。
ザイ	
	(1)人工地盤などの構造物の印象を和らげる緑を活用する。
みど	(2) 広場などでは四季の変化を取り入れ、人々の活動の場を形成する。
l b	(3) 基壇部では、見下ろされる視点に配慮した緑の配置を行う。
のデザ	(4) 管理者は、植栽に対し、維持、管理に努める。
イン	

屋外は	.  義	(1)「基壇部」とは、地上から高さ15メートル以下の部分をいう。 (2)「中層部」とは、地上から高さ15メートルを超え地上から45メートル以下の部分を		
広告	<u>.</u>	(1) [		
告物	J	(3)「高層部」とは、地上から高さ45メートルを超える部分をいう。		
等に		(4)「接地階」とは、地上階又はデッキ部分に接している階をいう。		
に   関	i	(5)「基壇部地上レベル」とは、地上から高さ6メートル以下の部分をいう。		
す		(6)「屋上広告物」とは、建築物の上部に広告表示するものをいう。		
する 行		(7)「壁面看板」とは、建築物又は工作物(以下「建築物等」という。)の壁面(建築物の主		
行		たる壁面の垂直線上の上部に設ける目隠しの工作物がある場合は、壁面に含むものとす		
が の		る。)に対して平面的に広告表示するもののうち、「壁面広告幕」、「枠付懸垂幕」及び「窓		
制		面広告物」を除いたものをいう。 (8)「勝天内は暮りしば、左、ばっ、は然に広にまる」、建築物体の勝天に対して東天的に		
限	:	(8)「壁面広告幕」とは、布、ビニール等に広告表示し、建築物等の壁面に対して平面的に 取り付けたものをいう。ただし、壁面に取り付けられた枠等に固定されたものは除く。		
		(9)「枠付懸垂幕」とは、建築物等の壁面に取り付けられた枠に固定された布、ビニール等		
		に広告表示するもので、一辺の長さが壁面看板の大きさの基準の一辺あたりの長さを超し		
		えるものをいう。		
		(10)「袖看板」とは、建築物等の壁面等に取り付けられた工作物の突出面に広告表示するも		
		のをいう。		
		(11)「窓面広告物」とは、窓、扉等のガラス部分の外側に広告表示するものをいう。		
		(12)「窓裏広告物」とは、窓、扉等のガラス部分の内側に表示される広告物で屋外から視認		
		されるものをいう。		
		(13)「広告塔・広告板」とは、接地階の床又は地盤に固定した工作物等に広告表示されるも		
		のをいう。		
		(14) 「電柱等利用広告物」とは、電柱その他の柱類(以下「電柱等」という。)を利用する		
		添加看板及び巻付け看板をいう。		
		(15)「バナーフラッグ」とは、建築物等の壁面を利用した工作物等につり下げて表示する旗		
		又はこれらに類するものをいう。		
		(16)「仮設広告物」とは、表示又は設置期間が3月以内であるものをいう。ただし、壁面		
		に取り付けられた枠等に固定されたもので、枠の設置期間が3月を超えるものを除く。 (1)できる限り基壇部に集約して設置する。		
	共			
	(3) 建築物のフレームを活かした配置とする。			
	(4) 高彩度色 (マンセル値による各色相の最高彩度の3分の2以上の値の彩			
	場合は広い面積に使用することを避け、アクセントカラーとして効果的に使用する。			
		(5) 基壇部ではレンガ系の外壁に調和したデザインとする。		
		(6) 点滅型の広告物は原則として禁止する。		
		(7) 回廊内は、制限を適用しない。		
		_ (8) 広告物の表示内容は、自家広告物に限るものとする。		
		(9) 広告物の形状は、切文字式とすることを推奨する。		
	照	(1)ネオン管灯を露出して使用する広告物は設置しないものとする。た		
	明	だし、ネオン管灯(2色以内を推奨する。)を、切文字式の広告物の文		
		字の一部として線状に使用する場合は、この限りでない。		
		- (2)「地」が発光する箱型内照式看板の使用は、避けることを推奨する。 (3) 広告物の照明は、過度な明るさを避け、暖かみのある雰囲気を演出		
		する光源の使用(切文字式の広告物で、節度ある落ち着いた色合いと		
		明るさの照明を使用する場合を除く。)を推奨する。		
	h	広告物のデザインは、色数及び文字数を可能な限り少なくするととも		
	色彩	に、文字又は図形の形状若しくは配置が乱雑にならないように配慮し、シ		
	•	ンプルで洗練されたデザインとなるよう工夫するものとする。		
	文字	(1) 広告物に使用する色彩は、原則として3色以内とし、蛍光色は使用		
	0	色彩 しないものとする。また、広告物に使用する色彩の中に明度4以上か		
	のデザ	一		
	サイ	2色以内とするよう努めるものとする。		
l	ン			

	(2) 広告物の「地」の部分には、明度4以下又は彩度4以下の色彩を使用することを推奨する。ただし、やむを得ず広告物の「地」の部分に明度4かつ彩度4を超える色彩を使用する場合は、次の各号に掲げる範囲内とするよう努めるものとするとともに、広告物の文字の部分に使用する色彩を明度4以下とは彩度4以下とするよう努めるものとする。ア 色相0Rから9.9Rの範囲であり、明度5以下かつ彩度14以下、又は明度7以下かつ彩度8以下 ク 色相0YRから9.9YRの範囲であり、明度6以下かつ彩度14以下、又は明度7以下かつ彩度8以下
	原則として、広告物の文字面積の3分の2以上の部分を8文字以下(会社名等の単一の固有名称を使用する場合で、当該 固有名称の文字数が8文字を超える場合は、当該固有名称の
_	

屋上	原則として屋上広告物を設置してはならない。ただし、基壇部デッキ上において、建築物と
上広告物	一体的なデザインとした場合などは、緩和することができる。
壁面看板・壁面広告幕	(1) 高層部は、ビル名称等に限り設置することができる。 (2) 建築物と調和したデザインとし、できる限り切文字式とする。 (3) 壁面線より 0. 4 メートル以上突出してはならない。 (4) 基壇部地上レベルにおいて壁面線より 0. 1 メートル以上突出する場合は、地上から 3. 5 メートル以下に設置し、大きさは縦1. 5 メートル以下とする。なお、この場合 においても帯状の広告物については縦0. 9 メートル以下とする。なお、この場合 においても帯状の広告物については縦0. 9 メートル以下とする。 (5) 壁面看板は、基壇部の高さを超える位置に設置してはならないもの とする。ただし、当該建築物の主たる壁面の頂部から15メートルの範囲に限り、当該建築物の名称若しくはこれに類するものを切り文字で表示し、かつ、その面積に2分の1を乗じて計算した面積の合計が、当該広告物を設置する主たる壁面の頂部から15メートルの範囲の面積の15パーセント以下とした場合、又は中層部において、当該建築物の名称若しくはテナントの名称を表示する場合は、この限りでない。 (6) 前号において、中層部に設置する壁面看板の面積の合計は、当該広告物を設置する壁面の中層部の面積の5パーセント以下(切り文字の場合は、その面積に2分の1を乗じて計算する。)とするものとする。(7) 壁面広告幕は、基壇部の高さを超える位置に設置してはならないものとする。 (8) 基壇部に設置する壁面看板及び壁面広告幕の面積の合計は、当該広告物を設置する壁面の基壇部の面積の5パーセント以下(切り文字の場合は、その面積に2分の1を乗じて計算する。)とするものとする。ただし、ショーウィンドウの内側に設置する場合は、この限りでない。(9) 壁面看板(仮設広告物及び枠付懸垂幕等を除く。)の大きさは、1点につき縦の長さ4メートル以下、横の長さ5メートル以下の切り文字とした場合は、この限りでない。)とし、複数の広告物を連続して設置する場合は、その大きさ、設置する位置及び間隔を揃えるものとする。ただし、建築物の形状等により、当該基準の適合が難しいと判断される場合は、可能な限りとする。(10) 地上又はデッキに接する部分の開口部の上部に設置する壁面看板は、縦の長さ1メートル以下とし、かつ、同一の寸法で統一すること
枠付懸垂幕等	設置しないものとする。
置看板、立看板及び広告旗	(1)置看板は設置数を1か所とし、高さ1.35メートル、幅及び奥行き0.6メートル以内とする。 (2)立看板、広告旗は原則として禁止する。ただし、周辺環境に配慮し、敷地内に設置するもので、入居募集、又は6箇月以内のものは除く。

	袖看板	<ul> <li>(1)地上又はデッキに接する部分以外の位置には設置しないものとする。</li> <li>(2)突出幅1.5メートル以下とし、箱型内照式の場合は1.2メートル以下とする。</li> <li>(3)箱型内照式の下端高さは地上から3.5メートル以上とし、基壇部デッキ上においては、デッキレベルから2.5メートル以上とする。</li> <li>(4)箱型内照式の表示面の地色は、原則としてマンセル値で明度4以下とする。</li> </ul>
	窓面広告物・窓裏広告物	(1) 高層部に設置してはならない。 (2) 窓面に店舗名称及び会社名称などを表示する場合は、設置当該窓面積の2分の1以下とする。ただし、切り文字式とした場合や掲示板、ショーケースなどで表示する場合は、この限りでない。  (3) 窓面を利用して広告物を設置する場合は、窓面に直接貼り付けず、室内側に表示することを推奨する。 (4) 窓面広告物の面積の合計は、当該広告物を設置する壁面について、階ごとの窓面積の合計の10パーセント以下とし、窓裏広告物の面積の合計は、当該広告物を設置する壁面について、階ごとの窓面積の合計は、当該広告物を設置する壁面について、階ごとの窓面積の合計に10パーセントを乗じた面積から窓面広告物の面積を差し引いた面積以下とするものとする。ただし、仮設広告物の場合は、その面積に2分の1を乗じて計算するものとする。 (5) 窓面広告物又は窓裏広告物を複数階の窓面に設置する場合は、設置位置及び幅を統一するものとする。ただし、仮設広告物の場合は、この関りでない。なお、切り文字の場合は、設置
-	日除けテント	文字を入れる場合は文字高を O. 2 メートル以下とし、テント下端に記入するものとする。
	広告塔・広告板	(1) 高さ3メートルを超えて地上に設置する場合は、幅1メートル以下とする。 (2) デッキ上に設置する場合は、高さ10メートル以下、幅2.5メートル以下とする。 (3) 基壇部壁面線を越えてデッキ上に設置してはならない。
	電柱等利用広告物	電柱その他の柱類(以下「電柱等」という。)を利用する添加看板及び巻付け看板は、設置しないものとする。ただし、電柱等の所有者若しくは管理者が管理する必要により表示し、若しくは設置する場合又は国若しくは地方公共団体が公共的目的をもって表示し、若しくは設置する場合は、この限りでない。
	その他の広告物	(1) 懸垂幕や大型印刷物などを設置する場合は中層部以下とし、建築壁面とのバランスに配慮したフレームを設置する。 (2) バナーフラッグなどは照明柱などと併せて積極的に設置し、まちの賑わいを演出する。 (3) 自動販売機は、できる限り景観に配慮した色彩とする。 (4) 映像表示などの新しいメディアを活用する場合は建築壁面とのバランスに配慮したものとし、賑わいの演出を行う。 (5) 画像、文字等の映像を映し出す広告物の規模は15平方メートル以下とするとともに、設置する位置を地上から上端まで20メートル以下の高さとし、その数は1の建築物あたり1か所以内とするものとする。 (6) 音声と連動させて画像、文字等の映像を映し出す場合は、地上又はデッキに接する部分以外の位置には設置しないものとする。

# 週用除る

次の各号に該当する場合で、景観形成方針と合致しており、かつ、周辺の景観形成に支障がないと認められる場合は、屋外広告物等に関する行為の制限を適用しないものとする。また、地区外の建築物等に表示又は設置された屋外広告物で、地区内に突出するものについては、屋外広告物等に関する行為の制限を適用しないものとする。

- (1) 法令によって規定された表示方法によって表示し、又は設置することが義務付けられている場合
- (2) 公共的目的をもって表示し、又は設置する場合
- (3) 道標等の誘導案内を目的として表示し、又は設置する場合
- (4) 公職選挙法(昭和25年法律第100号)による選挙運動のために表示し、又は設置する場合
- (5) 冠婚葬祭又は祭礼等のため、一時的に表示し、又は設置する場合
- (6) 即時に取り外し、又は取り付けができる方法で設置する場合で、表示面積が1平方メートル以下の場合
- (7) 一般の歩行者が、道路、公開空地等から容易に望めない部分に表示し、又は設置する場合
- (8) 区分Bにおいて、令和2年4月1日の時点で基準を超えており、その位置及び大きさを変えないで、その表示内容の変更のみを行うもので、旧景観形成基準に適合する場合
- (9) その他市長が認める場合

#### 2 新百合丘駅周辺地区

景観計画特定地区の区域 日本市景観の形成に関する基本目標

景観形成

針

- (1) 地域の個性と華やかさが演出されているまちづくり
- (2) 自然や地域とのふれあいを大切にしたまちづくり
- (3)人々が集まり、ゆとりと安心感のあるまちづくり
- 2 都市景観の形成に関する方針
- (1) 豊かな自然の風景や人々の生活が見えるヒューマンスケールの新都心景観づくり
- (2) 奥行きや深み、変化を感じさせる街なみ景観づくり
- (3) 人々を誘引するような開放的で連続性のある街路景観づくり
- (4) 落ち着きや暖かみが感じられ、秩序のある建物景観づくり
- (5) 地域の独自性を活かした、にぎやかで楽しい商業景観づくり

景観形成基準

行

為

 $\mathcal{O}$ 

制

限

建

築物

又はエ

作

物

の形

態

意

匠の

制

限

# 建築物等のデザイン

区

分

#### Α

F

- (1) 大規模な建築物は、周辺との調和を考え、圧迫感をなくし単調な表情とならないようなデザインとする。
- (2) 汚れにくいものや変色しにくいものなど、美観の持続性を考慮した素材を使用する。
- (3) 外壁、屋根などに広い面積にわたって高彩度色を使用することを避け、自然景観と調和した落ち着いた色彩を基調とする。
- (4) 屋外階段は、建築物と一体化してデザインするよう努める。
- (5) ベランダ、バルコニーは、建築物本体と調和したものとし、洗濯物や室外機などが見え にくいようバルコニーの手摺の形態や室外機などの位置に配慮する。
- (6) ゴミ置き場など建築付帯施設や屋外設備類は、直接見えにくいよう、位置や囲いの形態 に配慮する。また、できるだけ緑化などで修景するとともに、色彩は建築物本体及び周辺 の景観と調和するよう配慮する。
- (7) 高層の建築物は、低層部 (2階以下かつ地上から高さ10メートル以下の部分。以下同じ。) と中高層部 (低層部以外の部分。以下同じ。) のデザインを切り替えるなどして、低層部で変化のある表情をつくるよう配慮する。
- (8)窓のデザインは、壁面全体のバランスを考え、単調とならないよう配置、形状、割り付けに配慮する。また、窓面を利用したインテリアサインとして広告物を設置する場合は、 当該窓面の2分の1以内の大きさとする。
- (9) 通りと接する部分では、建築物の形状を工夫し、歩行者を引き込むようなオープンスペース的な空間(滞留空間)が形成されるよう配慮する。また、滞留空間の形成が困難な場合は、エントランス部を開放的なデザインとする。
- (10) 日除けテントを設置する場合は、窓全面を覆ってはならない。また、テントの色彩は、 原則として落ち着いたものとする。

色彩に関する

建築物の色彩は、街なみの調和に配慮した、暖かみと落ち着きのあるものとし、基調色はマンセル値で、次の色彩を使用するものとする。

(1) 中高層部は、色相5YRから10Y、 明度7.0以上、彩度15以下とする。 建築物の色彩は、街なみの調和に配慮した、暖かみと落ち着きのあるものとし、基調色はマンセル値で、次の色彩を使用するものとする。

- (1) 中高層部は、色相10Rから5Y、明度 6.5以上、彩度2.5以下とする。
- (2) 低層部は、色相10Rから5Y、明度5.

	制	(2)低層部は、色相 5 Y R から 1 O Y 、明 O以上、彩度 3.5以下とする。	
	限	度5.0以上、彩度2.5以下とする。	
		街の玄関口としてのシンボル性を考慮し、 建築物との調和を図りながら、敷地内はでき	
	緑		
	のデ	壁面後退などによる空地の部分には、景観の   る限り緑化し、周囲に柵などが必要な場合は、生   ぱくいしょなる (別) ない   しょうはしょく はいにないる	
	ザ	ポイントとなる個性や四季の感じられる植 垣を主体とした植栽に努める。	
	イ	栽を考えるものとする。	
	ン	(1)積極的な緑の自然空間の確保に努める。	
		(2)歩行者専用路などに面する部分は、植栽帯をできるだけ広くとり、歩行者専用路と一体	
		となったものとする。このため仕切り柵は極力避けることとし、設ける場合にも、植栽を	
		からめるなどの配慮をする。	
		(3) 駐車場及びバックヤードの周囲は、駐車している自動車や仮置きしている商品などの目	
		隠しとなるよう、外周に生垣などの植栽帯を設けることを原則とする。また、駐車場内に	
		おいても積極的に植栽を行うものとする。	
		(4)滞留空間(オープンスペース)は、通りと一体的な空間とし、舗装素材との調和を図りな	
		がら積極的な緑化に努める。	
		(5)公共空間に面する外壁などの部分は、建築物が周囲に与える圧迫感を和らげるよう樹木	
	\	の高さ及び位置に配慮しながら植栽する。	
	通	通りと敷地の境界には、原則として塀や柵	
	り	を設けない。	
	のゴ	(1)歩道やストリートファニチュアなどには、自然が感じられる色や素材をできるだけ使用	
	デザ	(a) (the least of the line of the line of the last of	
	Ĺ.	(2) 街路灯やサイン類などは、できるだけ集約化し、シンプルで洗練されたデザインとする。	
	イン	(3) 建築物や敷地の特性に配慮して、境界部やエントランス部のデザインを行う。	
		(4) 外壁の後退などにより生じた空間は、道路などの公共空間と一体となった開放的な空間として整備するよう努める。	
		(1)原則として色温度の低い暖かな照明を使用する。	
	あ	(1) 原則として色温度の低い暖がな思明を使用する。   (2) 原則として点滅する照明は使用しない。	
	かり		
り (3) 室内からのもれあかりを見せたり、外壁面を照らすなど、夜間にかけて(の) キの海出に配慮する			
一			
	ザイ	(5) 建築物や植栽等をライトアップし、夜間景観の演出に配慮する。	
	シ	(6) 拠点サインやバスシェルターなどを防犯上のあかり施設としてとらえてデザインするよ	
		う努める。	
	定	(1)「接地階」とは、地上又は歩行者デッキ(以下、「接地面」という。)に接している階	
屋  外	義	をいう。	
一」広	3~		
告		(2) 「壁面看板」とは、建築物をは上げ物(以下、「建築物等」という。」の壁面に対して   平面的に広告表示するもののうち、「広告幕」、「窓面広告物」及び「広告塔・広告板」	
物等		を除いたものをいう。	
に		(3) 「袖看板」とは、建築物等の壁面に取り付けられた工作物の突出面に広告表示するもの	
関		をいう。	
する		(4) 「窓面広告物」とは、窓面の外側に広告表示するものをいう。	
行		(5) 「窓裏広告物」とは、窓、扉等のガラス部分の内側に表示される広告物で屋外から視認	
為		されるものをいう。	
制		(6)「ショーウィンドウ」とは、建築物の壁面に設置する掲出物件(外面がガラス等で覆れ	
限		ているものに限る。)を利用して広告表示するものをいう。	
		(7)「広告塔・広告板」とは、接地面の地盤又は床に固定した工作物等に広告表示されるも	
		のをいう。	
		(8) 「バナーフラッグ」とは、建築物等の壁面を利用した工作物等につり下げて表示する旗	
		又はこれらに類するものをいう。	
		(9)「電柱等利用広告物」とは、電柱その他の柱類(以下「電柱等」という。)を利用する	
		添加看板及び巻付け看板をいう。	
		(10)「屋上広告物」とは、建築物の上部に広告表示するものをいう。	
	下	配 広告物は、できる限り集約化し抑制に努めるとともに、位置や大きさを揃える等、乱雑	
	記	置にならないような配置を工夫するものとする。	
	0	表 広告物の表示内容は、自家広告物に限るものとする。	
	1	示	

1	h-1			
	名			
		` —	広	芸告物の形状は、切文字式とすることを推奨するものとする。
		' l	/_	TENSON VIOLET DECEMBER 1 DOSE 1 DO
	共	照	(1	) 電球等により点滅を繰り返す装置を使用した広告物は設置しないものとする。
	通	明		)ネオン管灯を露出して使用する広告物は設置しないものとする。ただし、ネオン管
	す	-		灯(2色以内を推奨する。)を、切文字式の広告物の文字の一部として線状に使用す
	2			る場合は、この限りでない。
	事			) 「地」が発光する箱型内照式看板の使用は、避けることを推奨するものとする。
	項		(4	) 広告物の照明は、過度な明るさを避け、暖かみのある雰囲気を演出する光源の使用 を推奨するものとする。ただし、切文字式の広告物で、節度ある落ち着いた色合いと
				明るさの照明を使用する場合は、この限りでない。
		色	広	(告物のデザインは、色数及び文字数を可能な限り少なくするとともに、文字又は図形
		彩		※状若しくは配置が乱雑にならないように配慮し、シンプルで洗練されたデザインとな
		•		う工夫するものとする。
		文	色	(1)広告物に使用する色彩は、原則として3色以内とし、蛍光色は使用しないもの
		字	彩	とする。また、広告物に使用する色彩の中に明度4以上かつ彩度4以上の色彩
		の		が含まれる場合は、広告物に使用する色彩の数を2色以内とするよう努めるも
		デ		のとする。
		ザ		(2) 広告物の「地」の部分には、明度4以下又は彩度4以下の色彩を使用すること
		イン		を推奨するものとする。ただし、やむを得ず広告物の「地」の部分に明度4かつ 彩度4を超える色彩を使用する場合は、次の各号に掲げる範囲内とするよう努
				めるとともに、広告物の文字の部分に使用する色彩を明度4以下又は彩度4以
				下とするよう努めるものとする。
				ア 色相0Rから9.9Rの範囲であり、明度5以下かつ彩度14以下、又は
				明度7以下かつ彩度8以下
				イ 色相0YRから9.9YRの範囲であり、明度6以下かつ彩度14以下、
				又は明度7以下かつ彩度8以下
				ウ 色相0Yから2.4Yの範囲であり、明度8以下かつ彩度14以下         - 2470
				エ 色相2.5Yから9.9Yの範囲であり、明度7以下かつ彩度10以下 オ 色相0GYから9.9GYの範囲であり、明度7以下かつ彩度10以下
				カ 色相 0 G から 9 . 9 P の範囲であり、明度 5 以下かつ彩度 1 0 以下、又は
				明度7以下かつ彩度8以下
				キ 色相0RPから9.9RPの範囲であり、明度5以下かつ彩度12以下、
				又は明度7以下かつ彩度8以下
				(3)第1号及び第2号に掲げる基準において、色相及び彩度が共通し、明度のみが
				異なる色彩は、1色とみなすものとする。また、第1号及び第2号に掲げる基準
				において、アクセントとして小さい面積(文字として使用する場合は文字面積
				の15パーセント以下、文字以外の部分で使用する場合は文字以外の部分の面
				積の15パーセント以下とし、かつ、その合計が広告面積の15パーセント以下であるものに限る。)で使用する色彩、会社名等に係るロゴタイプ(図形とし
				て一体的にデザインされ、かつ、原則として、色彩、字体を含めた図形として商し
				標登録されたもの。)として使用する色彩及び写真等(乱雑でないものに限る。)
				の一部として使用する色彩で市長が認めた場合については、適用しないものと
				する。
			文	(1) 広告物の文字面積は40パーセント以下とするとともに、原則として、広告物
			字	の文字面積の3分の2以上の部分を8文字(会社名等の単一の固有名称 を使
				用する場合で当該固有名称の文字数が8文字を超える場合は、当該固有名称の
				文字数)以下の単一の文節で構成するよう努めるものとする。ただし、広告物の
				文字面積を20パーセント以下とした場合は、この限りでない。 (2)第1号に掲げる基準において、広告物の文字面積の10分の9以上の部分を
				(2) 第1号に掲げる基準において、広告初の文子面積の10分の9以上の部分を   4文字以下の単一の文節で構成し、文字の大きさ、色、字体及び文字の水平方向
				又は垂直方向の位置を揃える等、一定のまとまりを持たせて配置した場合は、
				広告物の文字面積を50パーセントまで拡大できるものとする。
				(3) 第1号に掲げる基準において、広告物の文字数を4文字以下の単一の文節で
				構成し、文字の大きさ、色、字体及び文字の水平方向又は垂直方向の位置を揃え
				る等、一定のまとまりを持たせて配置した場合は、広告物の文字面積を60パー
				ーセントまで拡大できるものとする。 (4) アメス・ジャート 然の文本 オウベの根 へは、第1日、第2日 77年 2月
				(4)アルファベット等の音素文字等の場合は、第1号、第2号及び第3号に掲げる

基準に係る文字数の算出を行う際に、文字数に2分の1を乗じて計算できるも のとする。 (5) 第1号、第2号、第3号及び第4号に掲げる基準は、接地階に設置する1.5 平方メートル以下の広告物については、適用しないものとする。 建築物の上部を利用する広告物は、設置しないものとする。 上広 告 歩行者デッキに接している建築物は、デッキ部分に接する階を1階とみなすものとする。 面 壁面1面につき20平方メートルとし、 壁面1面につき5平方メートルとし、かつ、 看 かつ、壁面全面の合計で60平方メートル 壁面全面の合計で15平方メートル以内とする 以内とするものとする。ただし、3階以上 ものとする。ただし、3階以上に設置する切文 に設置する切文字式の壁面看板及び2階以 字式の壁面看板及び2階以下に設置する壁面看 下に設置する壁面看板については、広告物 板については、広告物の面積を2分の1とみな の面積を2分の1とみなして換算するもの して換算するものとする。 とする。 色彩は、原則として、会社名等に係る商標登録に使用されている色彩を使用するものとする。 ただし、3階以上に設置する壁面看板の地色に使用できる色彩は、次の各号に掲げる範囲内と するものとする。 ア 色相0Rから9.9Yの範囲であり、彩度5未満 イ 色相0GYから9.9Gの範囲であり、彩度4未満 色相0BGから9.9Bの範囲であり、彩度3未満 エ 色相0 P B から9. 9 P の範囲であり、彩度4未満 オ 色相0RPから9.9RPの範囲であり、彩度5未満 袖看板は、設置しないものとする。 (1) 袖看板は、1壁面当たり1か所に集約する ものとする。 (2) 袖看板の上端は、地上から9メートル以 下とし、下端は、歩道上では路面から2. 5メートル以上、車道上では路面から4. 5メートル以上とし、道路への路端からの 出幅は、0.9メートル以下とするものと する。 日除けテントは、窓全面を覆ってはならないものとする。また、日除けテントに使用する色 彩は、次の各号に掲げる範囲内とするものとする。 除 け 色相0Rから9.9Yの範囲であり、彩度10未満 色相0GYから9.9Gの範囲であり、彩度8未満 色相0BGから9.9Bの範囲であり、彩度6未満 エ 色相0 P B から9. 9 P の範囲であり、彩度8 未満 オ 色相0RPから9.9RPの範囲であり、彩度10未満 (1) 窓面広告物、窓裏広告物、ショーウィンドウの掲出については、窓、扉等のガラス部分 に直接貼り付けず、屋内又はショーウィンドウ内に、設置又は表示するものとする。この 面 場合、1壁面において、階ごとの各広告物の面積の合計を、窓、扉等のガラス部分及びシ 牛 ョーウィンドウの面積の合計の50パーセント以下とし、また、非常用の進入口を妨げず、 物 ガラス部分からの離隔距離を一定に保ち、広告物本体が容易に傾かないよう固定するもの 窓裏広告物 とする。ただし、次の各号に該当するものは、この限りでない。 ア 窓、扉等のガラスの屋内側から剥がれにくい材料等で、広告物の全面を密着 1壁面において、階ごとの各広告物の面積の合計を、窓、扉等のガラス部分及びショー ウィンドウの面積の合計の20パーセント以下とし、非常用の進入口である旨の表示を 妨げず、広告物の高さをできる限り統一し、ビル全体で計画した位置に揃えて設置した シ もの。 彐 イ アに掲げる広告物及び窓、扉等のガラス部分に直接貼り付けず、屋内側又はショーウ ゥ ィンドウ内に設置又は表示した広告物の面積の合計を、窓、扉等のガラス部分及びショ 1 ーウィンドウの面積の合計の50パーセント以下としたもの。 ド (2) 広告物は、切文字式を優先し、切文字式でない場合は、広告物の地色に使用する色彩を 明度4以下若しくは彩度4以下とするものとする。ただし、次の各号に該当するもので、 市長が認めたものについては、この限りでない。 ア アクセントとして広告面積の15パーセント以下の面積で使用する色彩 イ 会社名等に係る商標登録に使用されている色彩

広告塔・広告板	ウ 写真等(乱雑でないものに限る。)の一部として使用する色彩 (3)各広告物は、見やすいものとなるよう、色数、文字数及び字体の種類をできる限り少なくするとともに、文字の大きさをできる限り統一し、文字又は図形の形状若しくは配置が乱雑にならないよう配慮し、シンプルで洗練されたデザインとするものとする。 (4)各広告物を複数階(接地階を除く。)に設置する場合は、設置位置及び幅をできる限り統一するものとする。 広告塔及び広告板は、次によるものとする。 ア できる限り集約し、設置は、建築物の主要な出入口ごとに1か所までとするものとする。イ 縦の長さ4.5メートル以下、横の長さ1.2メートル以下とするものとする。ただし、縦の長さ2.5メートル以下のものについては、Aの区分に係る区域においては、横の長さ4メートル以下、Bの区分に係る区域においては、横の長さ2メートル以下とするものとする。
置看板	置看板は、次によるものとする。 ア 1基当たりの大きさを、高さ1.2メートル、幅0.9メートル以内とし、できる限り 隣接する看板の大きさを揃えるものとする。 イ できる限り集約するとともに、建築物の外壁から1メートル以内に整列させるものとする。 ウ 道路敷地内に設置しないものとする。 エ 風等で容易に転倒や移動しないことなど安全な方法で設置するものとする。
立看板等・広告旗・広告幕	立看板等、広告旗(バナーフラッグを除く。)又は広告幕は、設置しないものとする。ただし、次のいずれかに該当するものは、この限りでない。 ア 立看板等又は広告旗にあっては、講演会、展覧会、音楽会等のため表示し、又は設置する場合で、当該催事が開催される日の前日から終了する日まで設置するもの。また、道路敷地内に設置せず、容易に転倒しないなど安全な方法で設置するもの。 イ 広告幕にあっては、講演会、展覧会、音楽会等のため表示し、又は設置する場合で、当該催事が開催される日の30日前から終了する日まで設置するもの。また、できる限り汚れにくい幕又は汚れが目立ちにくい幕を使用するもの。
バナーフラッグ	バナーフラッグの大きさは、横の長さ1メートル以下とし、設置高さは、地上又は歩行者デッキから9メートル以下とするものとする。複数設置する場合は、設置高さ及びバナーフラッグの縦の長さを揃えて設置するものとする。
映像装置	画像、文字等の映像を映し出す広告物又はこれに類するものを使用する広告物は、次によるものとする。 ア 画像、文字等の映像を映し出す広告物は、接地階のみに設置し、その数は、1壁面当たり1か所(当該壁面が複数のテナントに使用されている場合には、1テナント当たり1か所)までとするものとする。 イ 画像、文字等の映像を映し出す広告物の規模は、1壁面当たり3平方メートル以下とするものとする。
電柱等利用広告物	電柱等利用広告物は、設置しないものとする。ただし、電柱等の所有者若しくは管理者が管理する必要により表示し、若しくは設置する場合又は国若しくは地方公共団体が公共的目的をもって表示し、若しくは設置する場合は、この限りでない。
アーチサイン等	アーチサインなどの設置は、商店会等に限るものとする。設置にあたっては、街の賑わいを 高めるとともに、周辺環境と調和させるものとする。

用除外

次の各号に該当する場合で、景観形成方針と合致しており、かつ、周辺の景観形成に支障がないと認められる場合は、屋外広告物等に関する行為の制限を適用しないものとする。また、地区外の建築物等に表示、又は設置された屋外広告物で、地区内に突出するものについては、屋外広告物等に関する行為の制限を適用しないものとする。

- (1) 法令によって規定された表示方法によって表示し、又は設置することが義務付けられてい場合
- (2) 公共的目的をもって表示し、又は設置する場合
- (3) 道標等の誘導案内を目的として表示し、又は設置する場合
- (4) 公職選挙法(昭和25年法律第100号)による選挙運動のために表示し、又は設置する場合
- (5) 冠婚葬祭又は祭礼等のため、一時的に表示し、又は設置する場合
- (6) 即時に取り外し、又は取り付けができる方法で設置する場合で、表示面積が1平方メートル以下の場合
- (7) 一般の歩行者が、道路、公開空地等から容易に望めない部分に表示し、又は設置する場合
- (8) その他市長が認める場合

#### 3 川崎駅周辺地区

_3	川崎駅周辺地区									
景観計画特定地区の区域	第二联前来地区 第二联前来地区									
景観形	区分		東口駅前地区	東口駅前東地区	西口駅前北地区	西口駅前中央地区				
景観形成方針	1 基本目標			わしい「明るさと開放 感じられる街なみづく	<ul><li>(1) 商業・交流機能の核にふされしい「賑わいと象徴性」が感じられる街なみづくり</li><li>(2) 人々が憩い交流する「ゆとりるな」のある街なみづくり</li></ul>	川崎駅西口駅前広場 を核とする「落ち着き と風格」が感じられる 街なみづくり				
	2 方針	(2	配置を行い、駅前広り 放的な都市空間を形成り の西口・東口地区を対 を形成する。	語ぶ回遊性の高い空間 のわせ、人々が交流し、	(1) 計ない。 一を性がある。 一を性がない。 かり、いのでは、いのでは、いのでは、いのでは、いのでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、いい	(1) 取前広場を 中心ととがで間に、のらいでは、ののいではないでででである。 (2) 空には、のののは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では				
景観形	行為	区分	東口駅前地区	東口駅前東地区	西口駅前北地区	西口駅前中央地区				
形成基準	の制限(建築物又は工	施設計画・建築物等の	建築物の配置に となった、明る 魅力が感じられ とする。 (2)川崎駅東口の 一ジを高める洗 インとするもの (3)建築物は、シ	して正面性を持たせたより、駅前広場と一体く、開放的で、都市のるデザインとするもの 正面玄関としてのイメ 練された風格あるデザとする。 ルエット、スカイライ質の高い形態及び意匠	(1) 建築物及で付帯成とでは、 を設になっては、シャットとする。 (1) 建築物及で構成 が構成 では、 では、ののしてでは、 ででは、 ででは、 ででは、 ででは、 ででは、 ででは、 ででは、 ででは、 ででは、 ででは、 ででは、 ででは、 ででは、 ででいる。 ででいる。	<ul><li>(1)建築物は、風格 及び落ち着きが感 じられるデザイン とするものと る。</li><li>(2)建築物は、基壇 部と中高層部のできるががするだがインとする とともに、基壇部</li></ul>				

	'L`	12. 4.1 > 400 4.1	( o ) 74 Well ) 1 + 1-	
1	作 デ	となるよう努めるものとする。	(2)建築物は、基壇	については周辺の
半	物ザ		部と中高層部の切	建築物との連続性
	カーイ		り替えが意識でき	に配慮したデザイ
Ħ	形レン		るデザインとする	ンとするものとす
息	態		とともに、基壇部	る。
意	意		については周辺の	(3)建築物は、シル
E	丘		建築物との連続性	エット、スカイラ
0	カ		に配慮したデザイ	イン等に配慮した
伟	制		ンとするものとす	質の高い形態及び
[3]	限		る。	意匠となるよう努
	_		(3) 建築物は、シル	めるものとする。
			エット、スカイラ	(4) 隣接敷地にデッ
			イン等に配慮した	キの高さで通り抜
			質の高い形態及び	けることのできる
			意匠となるよう努	歩行者動線を設け
			めるものとする。	るものとする。
			(4)施設内に交流機	
			能の核となる広場	
			空間を設け、川崎	
			駅東西自由通路と	
			デッキの高さで連	
			結することで、都	
			おりることで、卸   市軸を構成するも	
			=,,,,,	
			のとする。	
			<ul><li>(5) 隣接敷地にデッ</li></ul>	
			キの高さで通り抜	
			けることのできる	
			歩行者動線を設け	
			るものとする。	H
		(1)建築物の壁面が長大となる場合は、ス		壁面のテザインを分節化
		する等、圧迫感を軽減させる工夫に努め		S = . 44 > FB
		(2) 建築物の低層部は、大きな開口部や閉		
		活動が見えるようにするなどにぎわいの		-
		(3) 建築物の外壁の素材は、汚れにくく、	変色しにくい等、 美観の	持続性に配慮した質の
		高い素材を使用するものとする。	#ad - D = #	11.11.2 - 20.20
		(4) バルコニーは外部に露出させず、建築	製物の外壁の外枠に組み込	む等、一体的なデザイ
		ンとなるよう努めるものとする。		and file fifes and the same
		(5) 建築物付帯施設又は屋外設備類は、記		
		周辺から直接見えにくくするとともに、	<b>建築物と一体的にアサイ</b>	ンするよう労めるもの
		とする。 (a) オなは (   ## # =	744.5 四 10 10 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11	フェーフ マ カ
		(6) 建築物付帯施設又は屋外設備類は、		- ,
		は、建築物本体及び周辺の景観と調和する。		-
		(7)窓のデザインは、壁面全体のバランス	くを考え、配置、形状及び	割り付けに配慮するも
		のとする。	サントフカハマル 746年	の形はオート・ルケナ
		(8)通りと接する部分又は歩行者デッキに		
		を引き込むような開放的な空間を創出す		【口部分についても開放
		的なデザインとするよう努めるものとす		
		(9) 日除けテントを設置する場合は、窓台(10) 日際けテントを設置する場合は、窓台(10) 日際けテントの名がい。 医型しょう		10295.
	LJ	(10) 日除けテントの色彩は、原則として落		(1) RHT ~~+2
	外	(1) 明るく、開放的で、都市の魅力が感		(1) 風格及び落ち着
	壁	じられるよう、白を基調とした色彩計	ンドマークとし	きが感じられる色
	0	画とする。	て、テーマ性及び	彩計画とする。
	色彩	(2) 建築物等の外壁の色彩は、次の各号	アート性を有した	(2) 建築物等の外壁
	彩	の範囲内とする。	色彩計画とする。	の色彩は、次の各
	に	ア 中高層部(地上10メートルを超	(2)建築物等の外壁	号の範囲内とす
	関	える部分をいう。)は、マンセル値で	の色彩は、次の各	る。
	す	色相5 Y R から9.9 Y の範囲であ	号の範囲内とす	アー中高層部(地
	る	り、明度5以上かつ彩度1以下とす	る。	上12メート
	制	る。	アー中高層部(地	ルを超える部

限	イ 低層部(地上10メートル以下の	上12メート	分をいう。) は、
	部分。) は、マンセル値で色相 5 Y R	ルを超える部	マンセル値で
	から9.9Yの範囲であり、明度3	分をいう。) は、	色相0Rから
	以上かつ彩度3以下とする。	マンセル値で	9.9Yの範囲
	(3) 建築物等の壁面の 5 パーセントを超	色相5YRか	であり、明度 5
	えない範囲で使用するアクセントカラ	ら4.9Yの範	以上かつ彩度
	ーについては、第2号の基準は適用し	囲であり、明度	3以下とする。
	ないものとする。	5以上かつ彩	イ 低層部(地上
		度1以下とす	12メートル
		る。	以下の部分。)
		イ 低層部 (地上 12メートル	は、マンセル値で色相のRか
		以下の部分。)	ら9.9Yの範
		は、マンセル値	囲であり、明度
		で色相 5 Y R	5以上かつ彩
		から4.9 Yの	度3以下、又
		範囲であり、明	は、明度3以上
		度3以上かつ	5 未満かつ彩
		彩度3以下と	度5以下とす
		する。	る。
		(3) 建築物等の壁面	(3) 建築物等の壁面
		の20パーセント	の5パーセントを
		を超えない範囲で	超えない範囲で使
		使用するアクセン	用するアクセント
		トカラーについて は、第2号の基準	カラーについて
		は適用しないもの	は、第2号の基準 は適用しないもの
		とする。	とする。
		(4) 次の各号を満た	C / 0°
		している場合で、	
		都市景観審議会の	
		意見を聴いて、市	
		長が認めた場合	
		は、前項の範囲を	
		40パーセントま	
		で拡大できるもの	
		とする。 ア 地区のラン	
		ドマークにふ	
		さわしい、質の	
		高い建築デザ	
		インの構成要	
		素として使用	
		する色彩であ	
		ること。	
		イアクセント	
		カラーの色数	
		は、2色を超え ないこと。	
		ウアクセント	
		カラーを使用	
		する壁面は、開	
		口部や凹凸が	
		少ないシンプ	
		ルで整形な形	
		状であること。	

街区全体で街なみに配慮した建築計画及び色彩計画を定めており、かつ、都市景観審議会専門部会の意見を聴いて、市長が認めた場合、又は表面に着色していない自然石、木材、土壁、ガラス等の素材自体が持つ色彩で、かつ、周辺の街なみと調和する場合においては、外壁の色

	彩に関する制限によらない色彩を使用できるものとする。		
民	敷地内通路については、明るく開放的で 敷地や通りは、シン 敷地や通りは、風格		
有	都会性を演出したデザインとなるよう努め   ボリックでゆとりと楽   及び落ち着きが感じら		
地	るものとする。 しさが感じられるデザ れるデザインとするも		
-54	インとするものとす   のとする。		
敷	<u>්</u> තිං		
地	(1) 通りと敷地の境界には、原則として塀及び柵を設けないものとする。		
	(2) 敷地内の舗装の仕上げは、歩道と調和するよう配慮するものとする。		
通	(3) 外壁の後退などにより生じた空間や広場は、道路等の公共空間と一体となった開放的		
路	な空間として整備するよう努めるものとする。		
•	(4)敷地内通路については、自然素材又は質感のある舗装材を使用するよう努めるものと		
広	する。		
場	(5) 車止め、街灯、誘導サイン、ベンチその他の工作物は、シンプルで洗練されたデザイ		
の	ンとするものとする。		
デ	(6) 車止め等は、原則として「地」の色彩となる低明度の色又は金属等の素材色とするも		
ザ	のとする。		
1	(7)大きな敷地においては、通り抜けが可能な通路、小広場等を設け、回遊性の確保及び		
ン	奥行きのある歩行者空間の形成に努めるものとする。		
照	(1)屋外照明は、周辺の環境に配慮した節度あるものとするとともに、原則として過度に点		
明	滅する照明は使用しないものとする。		
の	(2) 建築物の外構に設置される屋外照明で道路から視認されるものは、演色性が高く、か		
デ	つ、暖かみのある光源を基調とするものとする。		
ザ	(3) 建築物の低層部の室内において使用する照明は、演色性が高く、かつ、暖かみのあるも		
イ	のとするよう努めるものとする。ただし、にぎわいを演出する良質な景観照明、又は用途		
ン	上やむを得ない場合は、この限りでない。		
	(4) 光源の眩しさを考慮して、できるだけ光源が直接見えないように努めるものとする。		
	(5)屋外照明は、照度の確保及び外構デザインとの調和に配慮し、夜間の景観を演出するために対明的に記聞されている。		
7,	めに効果的に設置するよう努めるものとする。		
みど	川崎駅東口駅前広場の植栽と一体的とな 多様な緑の演出により潤いのある屋外空間を った景観を形成するよう、樹種及び配置を つくるものとする。		
l c	つた京観を形成りるよう、個性及び配直を   つくるものとりる。   揃えるものとする。		
0	(1) 緑化の空間の演出等により、潤いのある景観の形成に努めるものとする。		
デ	(1) 縁忙の空間の傾面等により、個でのめる景観の形成に劣めるものとする。 (2)接道部、開放的な空間、建築物の屋上等は、可能な限り緑化に努めるものとする。		
ザ	(2)		
イ			
レン			
	- │ 共 │ 明るく開放的で、広域拠点として │ 風格及び落ち着きを感じさせるデザインとす		
公共	通   の都市の魅力を感じさせるデザイン   るとともに、立体的で回遊性の高い歩行者空間		
用用	とするものとする。  を活かし、多様な滞留空間及び新たな都市活動		
地	の場を創出するものとする。		
道	駅前広場のデザインは、視界の中で認識しやすくするべき「図」の要素と、「図」を認		
路	識しやすくするための背景としての「地」の要素を明確にし、メリハリのあるわかりや		
•	すい景観を形成するものとする。		
交通広場	歩道部の舗装は、低明度の無彩色 歩道部の舗装は、無彩色又は低彩度、かつ、低		
広	舗   少垣前の舗装は、低例及の無彩色   少垣前の舗装は、無彩色又は低彩度、パラ、低   装   とするものとする。   明度の暖色とするものとする。		
場	(1) 生労切の結果は、光速されたことがよりが成成のたて事けたは田したごぜんとした		
等の	歩してものしよう		
デ	道		
ザ	(3) 開放感のある景観を創出するため、無電柱化を図るものとする。		
イン	工 (1)地下街 地下街への入口等 (1)ペデストリアンデッキは、無彩色又は低彩		
_	作   への入 の構造物は、白色を   度の暖色とするものとする。		
	物  口、機械 基本とし、ガラスを (2)ペデストリアンデッキは、建築物基壇部の		
	室及びト 用いる等、明るく開 連続的な街なみと調和したシンプルなデザ		
	イレ等の 放的なデザインとす インとし、回遊性の高い歩行者空間を創出		
	上屋並びるものとする。 するものとする。		
	にペデス		
	トリアン		
	デッキ等		

			のはをしスるる的イるす)へ入西路自にるはトたとン象デとの構、基、を等くなンもる地の口連、由設屋、性せもプ徴ザする情をあれ、開デとの。下中、絡北通置 ゲをるにル的イるに物色とラい明放ザすと 街央東通口路す根一持とシでなンもよ			
			の工作物は	、シンプルで洗練された 柵、車止め及び街灯は、	チ、バス乗場上屋、ペデス たデザインとするものとす 「地」の色彩となる低明度	<sup>ト</sup> る。
		照明			爰かみのある光源を基調と	こするものとする。
		サイン	歩行者が認 (2) 各種サイ きりと浮か (3) 各種サイ	識しやすい配置とする。 ンの「地」の部分の色彩 び上がるような明度の( ンの統一、ピクトグラ	彩は、シンプルな単色とし 氐いものを基本とするもの ム及び多言語によるユニ/	ン、白抜き文字等がくっ Oとする。
	適用除外	ない (1 (2	ての各号に該当すいと認められる場() 法令によってたいる場合	合は、建築物又は工作物 見定された表示方法によ が、道路、公開空地等か	のとする。 計と合致しており、かつ、原 めの形態意匠の制限を適用 って表示し、又は設置する いら容易に望めない部分の	しないものとする。 ることが義務付けられて
屋外広	区分	J	東口駅前地区	東口駅前東地区	西口駅前北地区	西口駅前中央地区
仏告物等に関する行	定義	(3)	以下の部分をい 2)「中層部」とは を超え地上45 3)「高層部」とは 4)「接地範囲」と のうち、接地面 5)「壁面看板」と	う。 、地上12メートル(東 メートル以下の部分をい は、地上45メートルを けは、地上又は歩行者デ に接している部分をいう は、建築物又は工作物	超える部分をいう。 ッキ(以下、「接地面」と	東地区は10メートル) いう。) に接している階 う。) の壁面 (建築物の

為			する。) に対して平面的に広告表示するもののうち、「壁面広告幕」、「窓面広告物」及び「広
の 制 限		(6	告塔・広告板」を除いたものをいう。  5)「壁面広告幕」とは、布、ビニール等に広告表示し、建築物等の壁面に対して平面的に取り付けたものをいう。ただし、壁面に取り付けられた枠等に固定されたものは、壁面看
			板とみなす。 7)「ショーウィンドウ」とは、建築物の壁面に設置する掲出物件(外面がガラス等で覆われているものに限る。)を利用して広告表示するものをいう。
			3)「窓面広告物」とは、窓面の外側に広告表示するものをいう。 9)「窓裏広告物」とは、窓、扉等のガラス部分の内側に表示される広告物で屋外から視認 されるものをいう。
		(1	0)「枠付懸垂幕等」とは、「壁面看板」のうち、建築物等の壁面に取り付けられた枠に固定 された布、ビニール等に広告表示するもので、一辺の長さが壁面看板の大きさの基準の一
		(1	辺あたりの長さを超えるものをいう。 1)「袖看板」とは、建築物等の壁面に取り付けられた工作物の突出面に広告表示するものをいう。
			2)「バナーフラッグ」とは、建築物等の壁面を利用した工作物等につり下げて表示する旗 又はこれらに類するものをいう。
			3)「広告塔・広告板」とは、接地範囲の床又は地盤に固定した工作物等に広告表示される ものをいう。 4) 「電柱等利用広告物」とは、電柱その他の柱類(以下「電柱等」という。)を利用する
		(1	添加看板及び巻付け看板をいう。 5) 「屋上広告物」とは、建築物の上部に広告表示するものをいう。
		(1)	6)「仮設広告物」とは、表示期間が3月(建築物を新築した場合等の入居募集等の場合は 1年)を超えないものをいう。ただし、壁面に取り付けられた枠などに固定されたもの で、枠の設置期間が3月(建築物を新築した場合等の入居募集等の場合は1年)を超える ものを除く。
	下記	配置	広告物はできる限り集約化し、抑制に努めるとともに、位置や大きさを揃える等、乱 雑にならないような配置を工夫するよう努めるものとする。
	この各項目	表示内容	広告物の表示内容は、建築物の名称又はテナントの名称とするものとする。ただし、 仮設広告物の場合はこの限りでなく、また、枠付懸垂幕等、窓面広告物、窓裏広告物及 び接地階に表示する広告物については、自己の事業又は営業の内容(自己が販売し、若 しくは提供する商品若しくはサービスの特定の名称若しくは商標又はそれらの製造元、
	に共		販売元若しくは提供元の特定の者の名称若しくは商標を含む。)を表示することができるものとする。
	通す	形状	広告物の形状は、切文字式とすることを推奨する。
	る事項	照明	(1) 電球等により点滅を繰り返す装置を使用した広告物は、設置しないものとする。 (2) ネオン管灯を露出して使用する広告物は設置しないものとする。ただし、ネオン 管灯 (2色以内を推奨するものとする。) を、切文字式の広告物の文字の一部とし て線状に使用する場合は、この限りでない。
			(3)「地」が発光する箱型内照式看板の使用は、避けることを推奨する。 (4) 広告物の照明は、過度な明るさを避け、暖かみのある雰囲気を演出する光源の使用を推奨する。ただし、切文字式の広告物で、節度ある落ち着いた色合いと明るさの照明を使用する場合は、この限りでない。
		色彩・	広告物のデザインは、色数及び文字数を可能な限り少なくするとともに、文字又は図 形の形状若しくは配置が乱雑にならないように配慮し、シンプルで洗練されたデザイン となるよう努めるものとする。
		文字の	色 (1) 広告物に使用する色彩は、原則として3色以内とし、蛍光色は使用しない ものとする。また、広告物に使用する色彩の中に明度4以上かつ彩度4以上 の色彩が含まれる場合は、広告物に使用する色彩の数を2色以内とするよう
		デザ	努めるものとする。 (2) 広告物の「地」の部分には、明度4以下又は彩度4以下の色彩を使用する
		イン	ことを推奨するものとする。ただし、やむを得ず広告物の「地」の部分に明度4かつ彩度4を超える色彩を使用する場合は、次の各号に掲げる範囲内とするよう努めるものとするとともに、広告物の文字の部分に使用する色彩を
			明度4以下又は彩度4以下とするよう努めるものとする。 ア 色相 OR から9.9 Rの範囲であり、明度5以下かつ彩度14以下、又は 明度7以下かつ彩度8以下
			イ 色相0YRから9.9YRの範囲であり、明度6以下かつ彩度14以下、

又は男度7以下かつ彩度8以下 ウ 色相の2から2、4Yの総囲であり、明度8以下かつ彩度14以下 エ 色相0GYから9、9Yの範囲であり、明度7以下かつ彩度10以下 オ 色相0GYから9、9Fの範囲であり、明度7以下かつ彩度10以下 カ 色相0GYから9、9Fの範囲であり、明度7以下かつ彩度10以下 カ 色相0GYから9、9Fの範囲であり、明度5以下かつ彩度10以下 スは明度7以下かつ彩度8以下 キ 色相0FPから9、9FPの範囲であり、明度5以下かつ彩度12以下、 又は明度7以下かつ彩度8以下 (3)第1号及び第2号に掲げる基準において、色相及び彩度が第2号に掲げる基準において、アウセントとしてからい。請例で学として独自る場合は文字山外の部分の面積の15パーセント以下、文字以外の部分で使用する場合は文字山外の部分の面積の15パーセント以下、文字以外の部分で使用する場合は文字山外の部分の面積の15パーセント以下、文字以外の部分で使用する場合は文字山外の部分の面積の15パーセント以下とし、かつ、その台計が広告面積の15パーセント以下をした。会社条学に係らロゴタイプ(図形として一体的にデザインされ、かつ、原明として、色彩、字体を含めた図形として一体的にデザインされ、かつ、原明として、色彩、字体を含めた図形として一体的にデザインされ、かつ、原明として、企影、字体を含めて実面がと目前する分の2以上の部分を8文字以下(会社名等の単一の固有名称を使用する場合で、当該固有名称の文字面積40パーセント以下とした場合は、、当級とデジーの表で有成して、全級の文字面積40パーセント以下とした場合は、この限りでない。 (2)第1号に掲げる基準において、広告物の文字動積の10分の9とよる。ただし、高層部において、広告物の文字教64文字の水平方向文は垂直内の位置を構成る第一定の大きさ、色、字体及び文字の水平方向文は垂直内の位置を指える等。一定のまとまりを行たせ配置した場合は、広告物の文字面積を60パーセントまで拡大できるものとする。。 (4)アルファット等の音を20パーセントまで拡大できるものとする。 (5)第1号、第2号、第3号及び第4号に掲げる基準は、特付懸重幕等、仮設広名を置してはならないものとする。ただし、高層部において、当版・基準に係る文字数の第出を行う際に、文字数に2分の1を乗じて計算できるものとする。ただし、高層部において、当版・基準に終めることではならないものとする。ただし、高層部において、当版・基準級の高さを超える位置してはならないものとする。ただし、高層部において、当版・基準級の高さを超えるを位置に設置してはならないものとする。ただし、高層部において、当版・基準級の書とるを述してはならないものとする。ただし、高層部において、当版・基準級の主たるを描してはならないものとする。ただし、高層部において、当版・基準級の主たるを確かの正さるを確かの正さるを確かの正さるを確かの正さるを確かの正さるを確かの正さるを確かの正さらを記して、当成に対して、当成に対して、当成に対して、当成に対して、当成に対して、当成に対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、					
中 色相のYから9、4 Yの範囲であり、明度7以下かつ彩度10以下		又以	ま明度7以下かつ彩度8	以下	
# 色相のGYから9.9GYの範囲であり、明度7以下か一彩度10以下、又は明度7以下かつ彩度10以下、又は明度7以下かつ彩度8以下  * 色相のRPから9.9RPの範囲であり、明度5以下かつ彩度10以下、又は明度7以下かつ彩度8以下  * 2は明度7以下かつ彩度8以下  * 2は明度7以下かつ彩度8以下  (3) 第1号及び第2号に掲げる基準において、色相及び彩度が共通し、明度のみが異なる色彩は、1色とみなすものとする。また、第1号及び第2号に掲げる基準において、アクセントとして小さい価積(文字として使用する場合は文字面積の15パーセント以下とし、かつ、その合計が広告面積の15パーセント以下、文字以外の部分で使用する場合は文字面積の15パーセント以下とし、かつ、その合計が広告面積の15パーセント以下とし、かつ、その合計が広告面積の15パーセント以下とし、かつ、その合計が広告面積の15パーセント以下とし、かつ、その合計が広告面積の15パーセント以下とし、かつ、その合計が広告面積の15パーセント以下とし、かつ、その合計が広告面積の15パーセント以下とし、かつ、原則として、色彩、字体を含めた図形として前標登録されたもの)として使用する色彩とび写真等(乱様でないものに限る)の一部として使用する色彩で市長が認めた場合については、適用しないものとする。ただし、広告物の文字面積を20パーセント以下としま場合は、この世でない、(2)第1号に掲げる基準において、広告物の文字面積の3分の2以上の部分を4文字以下の単一の文節で構成し、文字の大きさ、色、字体及び文字の水平方向又は垂直方向の位置を揃える等、一定のまとまりを持たせて配置した場合は、広告物の文字面積を60パーセントまで拡大できるものとする。(3)第1号に掲げる基準において、広告物の文字面積を60パーセントまで拡大できるものとする。(5)第1号、第2号、第3号及び第4号に掲げる基準は、株付懸垂幕等、仮設広告を収入るでは、第1号、第2号及び第3号に掲げる基準に係る文字数の第出を行う際に、文字数に2分の1を乗じて計算できるものとする。(1)整面看板は、低層部の高さを超える位置に設置してはならないものとする。ただ、高層部において、当該建築物の主たるとする。ただし、高層部において、当該建築物の主たる壁面の頂部から1のメートルの範囲					かつ彩度14以下
カ 色相のGから9、9 Pの範囲であり、明度5以下かつ彩度10以下、又は明度7以下かつ彩度8以下		工 1	色相2. 5Yから9. 9	Yの範囲であり、明度71	以下かつ彩度10以下
明度 7以下かつ彩度 8 以下		才 1	色相0GYから9. 9G	Yの範囲であり、明度71	以下かつ彩度10以下
字 色相 0 R P から 9 の R P の範囲であり、明度 5 以下かつ彩度 1 2 以下、又は明度 7 以下かつ彩度 8 以下 (3) 第 1 号及 び第 2 号に掲げる基準において、色相及び彩度が共通し、明度のみが異なる色彩は、1 色とみなすものとする。また、第 1 号及び第 2 号に掲げる基準において、アクセントとして小さい面積 (文字として使用する場合は文字以外の部分の面積の 1 5 パーセント以下、文字以外の部分で動情の 1 5 パーセント以下、文字以外の部分で動情の 1 5 パーセント以下とし、かつ、その合計が広告面積の 1 5 パーセント以下であるものに限る。) で使用する色彩、会社名等に係るロゴタイプ (図形として一体的にデザインされ、かつ、原則として、色彩、字体を含めた図形として商標登録されたもの。) として使用する色彩及び写真等 (乱雑でないものに限る。) の一部として使用する色彩のび写真等 (乱雑でないものに限る。) の一部として使用する色彩の単一の固有名称を使用する場合で、当該固相名称の文字数とする。) の単一の文節で構成するよう努めるものとする。ただし、広告物の文字面積を 2 0 パーセント以下とした場合は、この9以上の部分を 4 文字以下の単一の文節で構成し、文字の大きさ、色、字体及び文字の水平方向又は垂直方向の位置を揃える等、一定のまとまりを持たせて配置した場合は、広告物の文字面積を 2 0 パーセントまで拡大できるものとする。 (3) 第 1 号に掲げる基準において、広告物の文字数を 4 文字以下の単一の文節で構成し、文字の大きさ、色、字体及び文字の水平方向又は垂直方向の位置を指える等、一定のまとまりを持たせて配置した場合は、広告物の文字面積を 2 の、第 1 号、第 2 号及び第 3 号及び第 4 号に掲げる基準は、体付懸垂幕等、仮設広告物とする。 (4) アルファベット等の音素文字等の場合は、第 1 号、第 2 号及び第 3 号及び第 4 号に掲げる基準は、体付懸垂幕等、仮設広告物とする。 (5) 第 1 号、第 3 号及び第 4 号に掲げる基準は、体付懸垂幕等、仮設広告物とする。 (1) 壁面看板は、低層部の高さを超える位置に設置してはならないものとする。 ただし、高層部においても、適 産品の高さを超える位置に設置してはならないものとする。 ただし、高層部において、当該建築物の主たる 整面の頁部から 1 0 メートルの範囲		力(	色相0Gから9.9Pの	範囲であり、明度5以下が	かつ彩度10以下、又は
又は明度7以下かつ彩度8以下 (3)第1号及び第2号に掲げる基準において、色相及び彩度が共通し、明度の みが異なる色彩は、1色とみなすものとする。また、第1号及び第2号に掲 げる基準において、アクセントとして小さい面積(文字として使用する場合 は文字面積の15パーセント以下としてからい面積(文字として使用する場合 は文字面積の15パーセント以下とし、かつ、その合計が広告面積の1 5パーセント以下であるものに限る。)で使用する色彩で赤線を10条として一体的に下ザインされ、かつ、原則として、色彩、字体 を含めた図形として一体的にデザインされ、かつ、原則として、色彩、字体 を含めた図形として画標登録されたもの。)として使用する色彩で赤臭が図写真等 (乱雑でないものに限る。)の一部として使用する色彩で赤臭が図写真等 で加ては、適用しないものとする。 文字 (1)広告物の文字面積は40パーセント以下とするとともに、原則として、広告 物の文字面積の3分の2以上の部分を8文字以下(会社名等の単一の固合名称 を使用する場合で、当該固有名称の文字数が8文字を超える場合は、当該固有 名称の文字数をする。の単一の文節で構成するよう努めるものとする。ただ し、広告物の文字面積を20パーセント以下とした場合は、当のとりなる。ただ し、広告物の文字面積を50パーセントまで拡大できるものとする。 (3)第1号に掲げる基準において、広告物の文字数を4文字は下の単一の文節で構えし、文字の大きさ、色、字体及び文字の水平方 向又は重直方向の位置を前 は、広告物の文字面積を50パーセントまで拡大できるものとする。 (3)第1号に掲げる基準において、広告物の文字数では一の文節に 構成し、文字の大きさ、色、字をかとすの文節に 者成の文字面積を60パーセントまで拡大できるものとする。 (4)アルファベット等の音素文字等の場合は、第1号、第2号及び第3号に掲げる基準に接い、な告物の文字面積を60パーセントまで拡大できるものとする。 (4)アルファベット等の音素文字等の場合は、第1号、第2号及び第3号に掲げる基準に係る文字数の算出を行う際に、文字数に2分の1を乗じて計算できるものとする。 (5)第1号、第2号、第3号及び第4号に掲げる基準は、枠付懸垂幕等、仮設 広告物のようる。 (1)壁面面を20パーマ字数に2分の1を乗じて計算できるものとする。 (4)アルファベット等の音素文字等の場合は、第1号、第2号及び第3号に掲げる基準によるを超える位置に設置してはならないものとする。ただし、高層部において、適層部において、当該建築物の主たる を超える位置 に設置の頂部から1 のメートルの範囲 りメートルの範囲		明月	度7以下かつ彩度8以下		
(3) 第1号及び第2号に掲げる基準において、色相及び彩度が共通し、明度の みが異なる色彩は、1色とみなすものとする。また、第1号及び第2号に掲 げる基準において、アクセントとして小さい面積 欠字として使用する場合 は文字面積の15パーセント以下、文字以外の部分で使用する場合は文字以 外の部分の面積の15パーセント以下とし、かつ、その合計が広音面積の1 5パーセント以下であるものに限る。で使用する色彩、会社名等に係るロゴタイプ (図形として一体的にデザインされ、かつ、原則として、色彩、字体を含めた図形として簡糠登録されたもの。)として使用する色彩を認めた場合については、適用しないものとする。 (1) 広告物の文字面積は40パーセント以下とするとともに、原則として、広告参の文字面積の3分の2以上の部分を8文字以下(会社名等の単一の固有名称を使用する場合で、当該固有名称の文字数が8文字を起える場合は、当該固有名称の文字動をも文字ないでは、広告物の文字面積の10分の9以上の部分を名文字以下(会社名等の単一の固有を名称を使用する場合で、当該固有名称の文字面積の10分の9以上の部分を4文字以下の単一の文部で構成し、文字の大きさ、色、字体及び文字の水平方向又は垂直方向の位置を摘える等、一定のまとまりを持たせて配置した場合は、広告物の文字面積を50パーセントまで拡大できるものとする。ただし、高層のの文字面積を60パーセントまで拡大できるものとする。 (3) 第1号に掲げる基準において、広告物の文字を4文字以下の単一の文節で構成し、文字の大きさ、色、字体及び文字の水平方向又は垂直方向の位置を指える等、一定のまとまりを持たせて配置した場合は、広告物の文字面積を60パーセントまで拡大できるものとする。 (4) アルファベット等の音表文字等の場合は、第1号、第2号及び第3号に掲げる基準に係る文字数の第出を行う際に、文字数に2分の1を乗じて計算できるを第一で記すとする。と、第8号及び第4号に掲げる基準は、枠付懸垂幕等、仮設用しないものとする。たでし、高層の高さを超える位置に設置してはならないものとする。ただし、高層の高さを超える位置に設置してはならないものとする。ただし、高層部において、当該建築物の主たる壁面の頂部から10メートルの範囲のまたる壁面の頂部から10メートルの範囲		+ 1	色相0RPから9. 9R	Pの範囲であり、明度5.	以下かつ彩度12以下、
みが異なる色彩は、1色とみなすものとする。また、第1号及び第2号に掲げる基準において、アクセントとして小さい面積(文字として機用する場合は文字画積の15パーセント以下、文字以外の部分で使用する場合は文字以外の部分の面積の15パーセント以下とし、かつ、その合計が広告面積の15パーセント以下とし、かつ、その合計が広告面積の15パーセント以下とし、かつ、その合計が広告面積の15パーセント以下さる色彩、会社名等に係るロゴタイプ(図形として一体的に帰る。)で使用する色彩、会社名等に係るロゴタイプ(図形として一体的に帰る。)の上ので使用する色彩のど写真等(乱雑でないものに限る。)の一部として使用する色彩で写真等(乱雑でないものに限る。)の一部として使用する色彩で写真等(乱雑でないものに限る。)の一部として使用する色彩で写真等(乱雑でないものに限る。)の一部として使用する色彩で可えいる。ただし、広告物の文字面積の3分の2以上の部分を8文字以下(会社名等の単一の固有名称を使用する場合で、当該固有名称の文字数が8文字を超える場合は、当該固有名称の文字数が8文字を超える場合は、二の限りでない。(2)第1号に掲げる基準において、広告物の文字面積の10分の9以上の部分を4文字以下の単一の文節で構成し、文字の大きさ。の一定のまとまりを持たせて配置した場合は、広告物の文字の面積を50パーセントまで拡大できるものとする。(3)第1号に掲げる基準において、広告物の文字数を4文字以下の単一の文節で構成し、文字の大きさ。(今年及び文字の水平方向又は垂直方向の位置を摘える等、一定のまとまりを持たせて配置した場合は、広告物の文字面積を60パーセントまで拡大できるものとする。(4)アルファベット等の音素文字等の場合は、第1号、第2号及び第3号に掲げる基準に係る文字数の算出を行う際に、文字数に2分の1を乗じて計算できるものとする。(1)壁面看板は、低層部の高さを超える位置に設置してはならないものとする。ただし、高層部において、当該建築の高さを超える位置に設置してはならないものとならないものとならないものとならないものとならないものとならないものとならないものとならないものとならないものとならないものとならないものとまる。ただし、高層部において、当該建築物の主たる壁面の頂部から1のことものの音がありまたる壁面の頂部から1のアートルの範囲ではならないものとなないものとまる。ただし、高層部において、当該建築物の主たる壁面の頂部から1のアートルの範囲でが見上に対してはならないものとないのでは、第450年に対してはならないものとなないものとなないものとなないものとなないものとなないものとなないものとなないものとする。ただし、高層部において、当該建築物の主たる壁面の頂部から1のアートルの範囲で10メートルの記述で10メートルので10メートル		又以	は明度7以下かつ彩度8	以下	
げる基準において、アクセントとして小さい面積(文字として使用する場合は文字面積の15パーセント以下、文字以外の部分で使用する場合は文字以外の部分の面積の15パーセント以下とし、かつ、その合計が広告面積の15パーセント以下をし、かつ、その合計が広告面積の15パーセント以下をし、かつ、その合計が広告面積の15パーセント以下をしる。で使用する色彩、会社名等に係るロゴタイプ(図形として一体的にデザインされ、かつ、原則として、色彩、字体を含めた図形として商標登録されたもの。)として使用する色彩で市長が認めた場合については、適用しないものとする。  (1) 広告物の文字面積は40パーセント以下とするとともに、原則として、広告物の文字面積は3分の2以上の部分を8文字以下(会社名等の単一の固有名称を使用する場合で、当該固有名称の文字数が8文字を超える場合は、当該固有名称の文字数を10分の文字面積を20パーセント以下とした場合は、この限りでない。 (2)第1号に掲げる基準において、広告物の文字数を10分の以上の部分を4文字以下の単一の文節で構成し、文字の大きさ、色、字体及び文字の水平方向又は垂直方向の位置を揃える等、一定のまとまりを持たせて配置した場合は、広告物の文字面積を50パーセントまで拡大できるものとする。 (3)第1号に掲げる基準において、広告物の文字数を4女字以下の単一の文節で構成し、文字の大きさ、色、字体及び文字の水平方向又は垂直方向の位置を揃える等、一定のまとまりを持たせて配置した場合は、広告物の文字面積を60パーセントまで拡大できるものとする。 (4)アルファベット等の音素文字等の場合は、第1号、第2号及び第3号に掲げる基準に係る文字数の算出を行う際に、文字数に2分の1を乗じて計算できるものとする。 (5)第1号、第2号、第3号及び第4号に掲げる基準は、枠付懸垂幕等、仮設広告物又は接地範囲に設置する2平方メートル以下の広告物については、適層部の高さを超える位置に設置してはならないものとする。ただし、高層部において、当該建築物の主たると壁面の頂部から1のとまる。ただし、高層部において、当該建築物の主たる壁面の頂部から1のメートルの範囲		(3)第	1号及び第2号に掲げる	基準において、色相及び	彩度が共通し、明度の
は文字面積の15パーセント以下、文字以外の部分で使用する場合は文字以外の部分の面積の15パーセント以下であるものに限る。)で使用する色彩、会社名等に係るロゴタイプ(図形として一体的にデザインされ、かつ、原則として、色彩、字体を含めた図形として商標登録されたもの。)として使用する色彩及び写真等(乱雑でないものに限る。)の一部として使用する色彩及び写真等(乱雑でないものに限る。)の一部として使用する色彩で市長が認めた場合については、適用しないものとする。  文字 (1)広告物の文字面積は40パーセント以下とするとともに、原則として、広告物の文字面積の3分の2以上の部分を8文字以下(会社名等の中の固有名階を使用する場合で、当該固有名称の文字数が8文字を超える場合は、当該固有名称の文字数が8文字を超える場合は、当該内名称の文字数で構成するよう努めるものとする。ただし、広告物の文字面積を20パーセント以下とした場合は、この限りでない。 (2)第1号に掲げる基準において、広告物の文字面積の10分の9以上の部分を4文字以下の単一の文節で構成し、文字の大きさ、色、字体及び文字の木平方向又は垂直方向の位置を揃える等、一定のまとまりを持たせて配置した場合は、広告物の文字の本でする。(3)第1号に掲げる基準にて、広告物の文字数を4文字以下の単一の文節で構成し、文字の大きさ、色、字体及び文字の水平方向又は垂直方向の位置を描える等、一定のまとまりを持たせて配置した場合は、広告物の文字動積を60パーセントまで拡大できるものとする。 (4)アルファベット等の音素文字等の場合は、第1号、第2号及び第3号に掲げる基準に係る文字数の算出を行う際に、文字数に2分の1を乗じて計算できるものとする。 (4)アルファベット等の音素文字等の場合は、原用の高さを超える位置に設置してはいるとする。 (5)第1号、第2号、第3号及び第4号に掲げる基準は、枠付懸垂幕等、仮設広告物又は接地範囲に設置する2平方メートル以下の広告物については、適層の高さを超える位置に設置してはならないものとなどでは、10、壁面看板は、低層部の高さを超える位置に設置してはならないものとなるただし、高層部において、当該建築物の主たるとする。ただし、高層部において、当該建築物の主たる壁を面の頂部から1のよりに対して、当該建築物の主たる壁を面の頂部から1のメートルの範囲		みが	異なる色彩は、1色とみ	なすものとする。また、	第1号及び第2号に掲
外の部分の面積の15パーセント以下とし、かつ、その合計が広告面積の15パーセント以下であるものに限る。)で使用する色彩、会社名等に係るロゴタイプ(図形として一体的にデザインされ、かつ、原則として、色彩、字体を含めた図形として商標登録されたもの。)として使用する色彩及び写真等(乱雑でないものに限る。)の一部として使用する色彩及び写真等(乱雑でないものに限る。)の一部として使用する色彩及び写真等(乱雑でないものに限る。)の一部として使用する色彩で市長が認めた場合については、適用しないものとする。  文 (1) 広告物の文字面積は40パーセント以下とするとともに、原則として、広告物の文字面積は3分の2以上の部分を8文字以下(会社名等の単一の固有名称を使用する場合で、当該固有名称の文字数が8文字を超える場合は、当該固有名称の文字数とする。の単一の文節で構成し、立字のとうに、広告物の文字面積を20パーセント以下とした場合は、この限りでない。 (2) 第1号に掲げる基準において、広告物の文字面積の10分の9以上の部分を4文字以下の単一の文節で構成し、文字の大きさ、色、字体及び文字の水平方向又は垂直方向の位置を揃える等、一定のまとまりを持たせ配置した場合は、広告物の文字面積を50パーセントまで拡大できるものとする。 (3) 第1号に掲げる基準において、広告物の文字面積を60パーセントまで拡大できるものとする。 (4) アルファベット等の音素文字等の場合は、第1号、第2号及び第3号に掲げる基準に依め文字数に2分の1を乗じて計算できるものとする。 (4) アルファベット等の音素文字等の場合は、第1号、第2号及び第3号に掲げる基準は、枠付懸垂幕等、仮設広告物文は接地範囲に設置した場合は、第1号、第2号及び第3号に掲げる基準は、枠付懸垂幕等、仮設広告物文は接地範囲に設置した場面を描えるを超える位置に設置してはならないものとする。ただし、高層部に設置してはならないものとする。ただし、高層部に設置してはならないものとする。ただし、高層部に設置してはならないものとする。ただし、高層部に設置してはならないものとする。ただし、高層部に設置してはならないものとする。ただし、高層部において、当該建築物の主たる壁面の頂部から1 とする。ただし、高層部において、当該建築物の主たる壁面の頂部から1 以子トルの範囲 0メートルの範囲 0メートルの範囲					
5パーセント以下であるものに限る。)で使用する色彩、会社名等に係るロゴタイプ(図形として一体的にデザインされ、かつ、原則として、色彩、字体を含めた図形として商標登録されたもの。)として使用する色彩及び写真等(乱雑でないものに限る。)の一部として使用する色彩で市長が認めた場合については、適用しないものとする。  文 (1) 広告物の文字面積は40パーセント以下とするとともに、原則として、広告物の文字面積の3分の2以上の部分を8文字とを超える場合は、当該固有名称の文字数とする。)の単一の文節で構成するよう努めるものとする。ただし、広告物の文字面積を20パーセント以下とした場合は、この限りでない。 (2) 第1号に掲げる基準において、広告物の文字面積の10分の9以上の部分を4文字以下の単一の文節で構成し、文字の大きさ、色、字体及び文字の水平方向又は垂直方向の位置を揃える等、一定のまとまりを持たせて配置した場合は、広告物の文字面積を50パーセントまで拡大できるものとする。 (3) 第1号に掲げる基準において、広告物の文字数を4文字以下の単一の文節で構成し、文字の大きさ、色、字体及び文字の水平方向又は垂直方向の位置をが構成し、文字の大きさものとする。 (4) アルファベット等の音素文字等の場合は、第1号、第2号及び第3号に掲げる基準に係る文字数の算出を行う際に、文字数に2分の1を乗じて計算できるものとする。 (4) アルファベット等の音素文字等の場合は、第1号、第2号及び第3号に掲げる基準に係る文字数の算出を行う際に、文字数に2分の1を乗じて計算できるものとする。 (4) アルファベット等の音素文字等の場合は、第1号、第2号及び第3号に掲げる基準に依る文字数の算出を行う際に、文字数に2分の1を乗じて計算できるものとする。 (1) 壁面看板は、低層部の高さを超える位置に設置してはならないものとする。 (1) 壁面看板は、低層部の高さを超える位置に設置してはならないものとする。ただし、高層部に設置してはならないものとする。ただし、高層部において、当該建分ないものとする。ただし、高層部において、当該建分ないものとする。ただし、高層部において、当該建築物の主たる壁面の頂部から1 0メートルの範囲 0メートルの範囲					
タイプ (図形として一体的にデザインされ、かつ、原則として、色彩、字体を含めた図形として商標登録されたもの。)として使用する色彩及び写真等(乱雑でないものに限る。)の一部として使用する色彩で市長が認めた場合については、適用しないものとするとともに、原則として、広告物の文字面積は40パーセント以下とするとともに、原則として、広告物の文字面積の3分の2以上の部分を8文字以下(会社名等の単一の固有名称を使用する場合で、当該固有名称の文字数が8文字を超える場合は、当該固有名称の文字数とする。)の単一の文節で構成するよう努めるものとする。ただし、広告物の文字面積を20パーセント以下とした場合は、この限りでない。(2)第1号に掲げる基準において、広告物の文字面積の10分の9以上の部分を4文字以下の単一の文節で構成し、文字の大きさ、色、字体及び文字の水平方向又は垂直方向の位置を揃える等、一定のまとまりを持たせて配置した場合は、広告物の文字面積を50パーセントまで拡大できるものとする。 (3)第1号に掲げる基準において、広告物の文字数を4文字以下の単一の文節で構成し、次字の大きさ、色、字体及び文字の水平方向又は垂直方向の位置を揃える等、一定のまとまりを持たせて配置した場合は、広告物の文字面積を60パーセントまで拡大できるものとする。 (4)アルファベット等の音素文字等の場合は、第1号、第2号及び第3号に掲げる基準に係る文字数の算出を行う際に、文字数に2分の1を乗じて計算できるものとする。 (5)第1号、第2号、第3号及び第4号に掲げる基準は、枠付懸垂幕等、仮設広告物又は接地範囲に設置する2平方メートル以下の広告物については、適用しないものとする。 (1)壁面看板は、低層部の高さを超える位置に設置してはならないものとする。ただし、高層部に設してはならないものとする。ただし、高層部において、当該建築物の主たる壁をあるたる壁を面の頂部から1のメートルの範囲					
を含めた図形として商標登録されたもの。)として使用する色彩及び写真等 (乱雑でないものに限る。)の一部として使用する色彩で市長が認めた場合については、適用しないものとする。 文 (1) 広告物の文字面積は40パーセント以下とするとともに、原則として、広告物の文字面積の3分の2以上の部分を8文字以下(会社名等の単一の固有名称を使用する場合で、当該固有名称の文字数が8文字を超える場合は、当該固有名称の文字数とする。)の単一の文節で構成するよう努めるものとする。ただし、広告物の文字面積を20パーセント以下とた場合は、この限りでない。 (2) 第1号に掲げる基準において、広告物の文字面積の10分の9以上の部分を4文字以下の単一の文節で構成し、文字の大きさ、色、字体及び文字の水平方向又は垂直方向の位置を揃える等、一定のまとまりを持たせて配置した場合は、広告物の文字面積を50パーセントまで拡大できるものとする。 (3) 第1号に掲げる基準において、広告物の文字の水平方向又は垂直方向の位置を揃える等、一定のまとまりを持たせて配置した場合は、広告物の文字面積を60パーセントまで拡大できるものとする。 (4) アルファベット等の音表文字の場合は、第1号、第2号及び第3号に掲げる基準に係る文字数の算出を行う際に、文字数に2分の1を乗じて計算できるものとする。 (4) アルファベット等の音表文字等の場合は、第1号、第2号及び第3号に掲げる基準に係る文字数の算出を行う際に、文字数に2分の1を乗じて計算できるものとする。 (5) 第1号、第2号、第3号及び第4号に掲げる基準は、枠付懸垂幕等、仮設広告物又は接地範囲に設置する2平方メートル以下の広告物については、適用しないものとする。ただし、高層部において、適定置してはならないものとする。ただし、高層部において、当該建築物の主たる壁でありまがは、1)壁面の頂部から10メートルの範囲					
(乱雑でないものに限る。)の一部として使用する色彩で市長が認めた場合については、適用しないものとする。 (1)広告物の文字面積は40パーセント以下とするとともに、原則として、広告物の文字面積の3分の2以上の部分を8文字以下(会社名等の単一の固有名称を使用する場合で、当該固有名称の文字数が8文字を超える場合は、当該固有名称の文字数とする。)の単一の文節で構成するよう努めるものとする。ただし、広告物の文字面積を20パーセント以下とした場合は、この限りでない。 (2)第1号に掲げる基準において、広告物の文字面積の10分の9以上の部分を4文字以下の単一の文節で構成し、文字の大きさ、色、字体及び文字の水平方向又は垂直方向の位置を揃える等。一定のまとまりを持たせて配置した場合は、広告物の文字面積を50パーセントまで拡大できるものとする。 (3)第1号に掲げる基準において、広告物の文字数を4文字以下の単一の文節で構成し、文字の大きさ、色、字体及び文字の水平方向又は垂直方向の位置を揃える等、一定のまとまりを持たせて配置した場合は、広告物の文字面積を60パーセントまで拡大できるものとする。 (4)アルファベット等の音素文字等の場合は、第1号、第2号及び第3号に掲げる基準に係る文字数の第出を行う際に、文字数に2分の1を乗じて計算できるものとする。 (5)第1号、第2号、第3号及び第4号に掲げる基準は、枠付懸垂幕等、仮設広告物又は接地範囲に設置する2平方メートル以下の広告物については、適用しないものとする。 (1)壁面看板は、低層部の高さを超える位置に設置してはならないものとする。ただし、高層がに設置してはならないものとする。ただし、高層がに設してはならないものとする。ただし、高層がにおいて、当該建築物の主たる壁面の頂部から10メートルの範囲の頂部から10メートルの範囲					
文字 (1) 広告物の文字面積は40パーセント以下とするとともに、原則として、広告物の文字面積の3分の2以上の部分を8文字以下(会社名等の単一の固有名称を使用する場合で、当該固有名称の文字数が8文字を超える場合は、当該固有名称の文字数を9次での大きる。ただし、広告物の文字面積を20パーセント以下とした場合は、この限りでない。(2)第1号に掲げる基準において、広告物の文字面積の10分の9以上の部分を4文字以下の単一の文節で構成し、文字の大きさ、色、字体及び文字の水平方向又は垂直方向の位置を揃える等、一定のまとまりを持たせて配置した場合は、広告物の文字面積を50パーセントまで拡大できるものとする。(3)第1号に掲げる基準において、広告物の文字数を4文字以下の単一の文節で構成し、文字の大きさ、色、字体及び文字の水平方向又は垂直方向の位置を揃える等、一定のまとまりを持たせて配置した場合は、広告物の文字面積を60パーセントまで拡大できるものとする。 (4)アルファベット等の音素文字等の場合は、第1号、第2号及び第3号に掲げる基準に係る文字数の算出を行う際に、文字数に2分の1を乗じて計算できるものとする。 (5)第1号、第2号、第3号及び第4号に掲げる基準は、枠付懸垂幕等、仮設広告初又は接地範囲に設置する2平方メートル以下の広告物については、適用しないものとする。 (1)壁面看板は、低層部の高さを超える位置に設置してはならないものとする。ただし、高層部に設置してはならないものとする。ただし、高層部において、当該建築物の主たる壁を動の重流から1のメートルの範囲					
文字 (1) 広告物の文字面積は40パーセント以下とするとともに、原則として、広告物の文字面積の3分の2以上の部分を8文字以下(会社名等の単一の固有名称を使用する場合で、当該固有名称の文字数が8文字を超える場合は、当該固有名称の文字数とする。の単一の文節で構成するよう努めるものとする。ただし、広告物の文字面積を20パーセント以下とした場合は、この限りでない。 (2) 第1号に掲げる基準において、広告物の文字面積の10分の9以上の部分を4文字以下の単一の文節で構成し、文字の大きさ、色、字体及び文字の水平方向又は垂直方向の位置を揃える等、一定のまとまりを持たせて配置した場合は、広告物の文字面積を60パーセントまで拡大できるものとする。 (3) 第1号に掲げる基準において、広告物の文字面積を60パーセントまで拡大できるものとする。 (4) アルファベット等の音素文字等の場合は、第1号、第2号及び第3号に掲げる基準に係る文字数の算出を行う際に、文字数に2分の1を乗じて計算できるものとする。 (4) アルファベット等の音素文字等の場合は、第1号、第2号及び第3号に掲げる基準に係る文字数の算出を行う際に、文字数に2分の1を乗じて計算できるものとする。 (5) 第1号、第2号、第3号及び第4号に掲げる基準は、枠付懸垂幕等、仮設広告物又は接地範囲に設置する2平方メートル以下の広告物については、適用しないものとする。 (1) 壁面看板は、低層部の高さを超える位置に設置してはならないものとする。ただし、高層部において、当該建築物の主たる壁を面の頂部から1の主たる壁を面の頂部から1のメートルの範囲の主たる壁を面の頂部から1					3で巾長か認めた場合に
を使用する場合で、当該固有名称の文字数が8 文字を超える場合は、当該固有名称の文字数とする。の単一の文節で構成するよう努めるものとする。ただし、広告物の文字面積を2 0 パーセント以下とした場合は、この限りでない。 (2) 第1号に掲げる基準において、広告物の文字面積の1 0 分の9以上の部分を4 文字以下の単一の文節で構成し、文字の大きさ、色、字体及び文字の水平方向又は垂直方向の位置を揃える等、一定のまとまりを持たせて配置した場合は、広告物の文字面積を5 0 パーセントまで拡大できるものとする。 (3) 第1号に掲げる基準において、広告物の文字数を4 文字以下の単一の文節で構成し、文字の大きさ、色、字体及び文字の水平方向又は垂直方向の位置を揃える等、一定のまとまりを持たせて配置した場合は、広告物の文字面積を6 0 パーセントまで拡大できるものとする。 (4) アルファベット等の音素文字等の場合は、第1号、第2号及び第3号に掲げる基準に係る文字数の算出を行う際に、文字数に2分の1を乗じて計算できるものとする。 (5) 第1号、第2号、第3号及び第4号に掲げる基準は、枠付懸垂幕等、仮設広告物又は接地範囲に設置する2平方メートル以下の広告物については、適用しないものとする。 (1) 壁面看板は、低層部の高さを超える位置に設置してはならないものとする。 位置に設置してはならないものとする。ただし、高層部において、当該建築物の主たる壁物の主たる壁面の頂部から1 0メートルの範囲					いた。原則しいで、内内
を使用する場合で、当該固有名称の文字数が8 文字を超える場合は、当該固有名称の文字数とする。の単一の文節で構成するよう努めるものとする。ただし、広告物の文字面積を2 0 パーセント以下とした場合は、この限りでない。 (2) 第1号に掲げる基準において、広告物の文字面積の1 0 分の9以上の部分を4 文字以下の単一の文節で構成し、文字の大きさ、色、字体及び文字の水平方向又は垂直方向の位置を揃える等、一定のまとまりを持たせて配置した場合は、広告物の文字面積を5 0 パーセントまで拡大できるものとする。 (3) 第1号に掲げる基準において、広告物の文字数を4 文字以下の単一の文節で構成し、文字の大きさ、色、字体及び文字の水平方向又は垂直方向の位置を揃える等、一定のまとまりを持たせて配置した場合は、広告物の文字面積を6 0 パーセントまで拡大できるものとする。 (4) アルファベット等の音素文字等の場合は、第1号、第2号及び第3号に掲げる基準に係る文字数の算出を行う際に、文字数に2分の1を乗じて計算できるものとする。 (5) 第1号、第2号、第3号及び第4号に掲げる基準は、枠付懸垂幕等、仮設広告物又は接地範囲に設置する2平方メートル以下の広告物については、適用しないものとする。 (1) 壁面看板は、低層部の高さを超える位置に設置してはならないものとする。 位置に設置してはならないものとする。ただし、高層部において、当該建築物の主たる壁物の主たる壁面の頂部から1 0メートルの範囲		文   (1) 仏音			
名称の文字数とする。の単一の文節で構成するよう努めるものとする。ただし、広告物の文字面積を20パーセント以下とした場合は、この限りでない。 (2)第1号に掲げる基準において、広告物の文字面積の10分の9以上の部分を4文字以下の単一の文節で構成し、文字の大きさ、色、字体及び文字の水平方向又は垂直方向の位置を揃える等、一定のまとまりを持たせて配置した場合は、広告物の文字面積を50パーセントまで拡大できるものとする。 (3)第1号に掲げる基準において、広告物の文字数を4文字以下の単一の文節で構成し、文字の大きさ、色、字体及び文字の水平方向又は垂直方向の位置を揃える等、一定のまとまりを持たせて配置した場合は、広告物の文字面積を60パーセントまで拡大できるものとする。 (4)アルファベット等の音素文字等の場合は、第1号、第2号及び第3号に掲げる基準に係る文字数の算出を行う際に、文字数に2分の1を乗じて計算できるものとする。 (5)第1号、第2号、第3号及び第4号に掲げる基準は、枠付懸垂幕等、仮設広告物又は接地範囲に設置する2平方メートル以下の広告物については、適用しないものとする。 (1)壁面看板は、低層部の高さを超える位置に設置してはしてはならないものとする。 を超える位置、える位置に設置してはならないものとならないものとならないものとする。ただし、高層部において、当該建築物の主たる壁面の頂部から1のメートルの範囲の頂部から1のメートルの範囲					
し、広告物の文字面積を20パーセント以下とした場合は、この限りでない。 (2)第1号に掲げる基準において、広告物の文字面積の10分の9以上の部分を4文字以下の単一の文節で構成し、文字の大きさ、色、字体及び文字の水平方向又は垂直方向の位置を揃える等、一定のまとまりを持たせて配置した場合は、広告物の文字面積を50パーセントまで拡大できるものとする。 (3)第1号に掲げる基準において、広告物の文字数を4文字以下の単一の文節で構成し、文字の大きさ、色、字体及び文字の水平方向又は垂直方向の位置を揃える等、一定のまとまりを持たせて配置した場合は、広告物の文字面積を60パーセントまで拡大できるものとする。 (4)アルファベット等の音素文字等の場合は、第1号、第2号及び第3号に掲げる基準に係る文字数の算出を行う際に、文字数に2分の1を乗じて計算できるものとする。 (5)第1号、第2号、第3号及び第4号に掲げる基準は、枠付懸垂幕等、仮設広告物又は接地範囲に設置する2平方メートル以下の広告物については、適用しないものとする。 (1)壁面看板は、低層部の高さを超える位置に設置してはならないものとする。ただし、高層のとする。ただし、高層部において、当該建築物の主たる壁を動の真部から1、0メートルの範囲を動の実たる壁面の頂部から1のメートルの範囲					
(2) 第1号に掲げる基準において、広告物の文字面積の10分の9以上の部分を4文字以下の単一の文節で構成し、文字の大きさ、色、字体及び文字の水平方向又は垂直方向の位置を揃える等、一定のまとまりを持たせて配置した場合は、広告物の文字面積を50パーセントまで拡大できるものとする。 (3) 第1号に掲げる基準において、広告物の文字数を4文字以下の単一の文節で構成し、文字の大きさ、色、字体及び文字の水平方向又は垂直方向の位置を揃える等、一定のまとまりを持たせて配置した場合は、広告物の文字面積を60パーセントまで拡大できるものとする。 (4) アルファベット等の音素文字等の場合は、第1号、第2号及び第3号に掲げる基準に係る文字数の算出を行う際に、文字数に2分の1を乗じて計算できるものとする。 (5) 第1号、第2号、第3号及び第4号に掲げる基準は、枠付懸垂幕等、仮設広告物又は接地範囲に設置する2平方メートル以下の広告物については、適用しないものとする。 (1) 壁面看板は、低層部の高さを超える位置に設置してはならないものとする。ただし、高層部に設置してはならないものとする。ただし、高層部において、当該置してはならないものとする。ただし、高層部において、当該とする。ただし、高層部において、当該建築物の主たる壁面の頂部から10メートルの範囲					
4 文字以下の単一の文節で構成し、文字の大きさ、色、字体及び文字の水平方 向又は垂直方向の位置を揃える等、一定のまとまりを持たせて配置した場合 は、広告物の文字面積を5 0パーセントまで拡大できるものとする。 (3) 第1号に掲げる基準において、広告物の文字数を4 文字以下の単一の文節で 構成し、文字の大きさ、色、字体及び文字の水平方向又は垂直方向の位置を揃 える等、一定のまとまりを持たせて配置した場合は、広告物の文字面積を6 0 パーセントまで拡大できるものとする。 (4) アルファベット等の音素文字等の場合は、第1号、第2号及び第3号に掲げる基準に係る文字数の算出を行う際に、文字数に2分の1を乗じて計算できる ものとする。 (5) 第1号、第2号、第3号及び第4号に掲げる基準は、枠付懸垂幕等、仮設 広告物又は接地範囲に設置する2平方メートル以下の広告物については、適 用しないものとする。 (1) 壁面看板は、低 低層部の高さを超える位置に設置してはならないものとする。た を超える位置に設置してはならないはならないものとならないものとする。ただし、高層部に設置してはならないものとする。ただし、高層部において、当ならないものとなる。ただし、高層部において、当該建築物の主たる壁面の頂部から1 り、一、当該建築 物の主たる壁 第物の主たる壁面の頂部から1 のメートルの範囲					· · · · ·
向又は垂直方向の位置を揃える等、一定のまとまりを持たせて配置した場合は、広告物の文字面積を50パーセントまで拡大できるものとする。         (3)第1号に掲げる基準において、広告物の文字数を4文字以下の単一の文節で構成し、文字の大きさ、色、字体及び文字の水平方向又は垂直方向の位置を揃える等、一定のまとまりを持たせて配置した場合は、広告物の文字面積を60パーセントまで拡大できるものとする。         (4)アルファベット等の音素文字等の場合は、第1号、第2号及び第3号に掲げる基準に係る文字数の算出を行う際に、文字数に2分の1を乗じて計算できるものとする。         (5)第1号、第2号、第3号及び第4号に掲げる基準は、枠付懸垂幕等、仮設広告物又は接地範囲に設置する2平方メートル以下の広告物については、適用ないものとする。         (1)壁面看板は、低低層部の高さを超える位置に設置しては、監置してはならないものとする。を超える位置に設置してはならないものとする。ただし、高層部において、当該置してはならないものとする。ただし、高層部において、当該建築物の主たる壁を面の頂部から1のメートルの範囲を整面の頂部から1のメートルの範囲を変換の主たる壁を面の頂部から1のメートルの範囲を対してはならないものとする。ただし、高層部において、当該建築物の主たる壁面の頂部から1のように対してはならないものとする。ただし、高層部において、当該建築物の主たる壁面の頂部から1のメートルの範囲					
は、広告物の文字面積を50パーセントまで拡大できるものとする。 (3)第1号に掲げる基準において、広告物の文字数を4文字以下の単一の文節で構成し、文字の大きさ、色、字体及び文字の水平方向又は垂直方向の位置を揃える等、一定のまとまりを持たせて配置した場合は、広告物の文字面積を60パーセントまで拡大できるものとする。 (4)アルファベット等の音素文字等の場合は、第1号、第2号及び第3号に掲げる基準に係る文字数の算出を行う際に、文字数に2分の1を乗じて計算できるものとする。 (5)第1号、第2号、第3号及び第4号に掲げる基準は、枠付懸垂幕等、仮設広告物又は接地範囲に設置する2平方メートル以下の広告物については、適用しないものとする。 (1)壁面看板は、低層部の高さを超える位置に設置してはならないものとなる位置に設置してはならないものとならないものとならないものとならないものとならないものとならないものとならないものとならないものとならないものとする。ただし、高層部において、当該建築物の主たる壁物の主たる壁物の主たる壁面の頂部から1のメートルの範囲					
(3) 第1号に掲げる基準において、広告物の文字数を4文字以下の単一の文節で構成し、文字の大きさ、色、字体及び文字の水平方向又は垂直方向の位置を揃える等、一定のまとまりを持たせて配置した場合は、広告物の文字面積を60パーセントまで拡大できるものとする。 (4) アルファベット等の音素文字等の場合は、第1号、第2号及び第3号に掲げる基準に係る文字数の算出を行う際に、文字数に2分の1を乗じて計算できるものとする。 (5) 第1号、第2号、第3号及び第4号に掲げる基準は、枠付懸垂幕等、仮設広告物又は接地範囲に設置する2平方メートル以下の広告物については、適用しないものとする。 (1) 壁面看板は、低層部の高さを超える位置に設置してはならないものとなる。を超える位置に設置してはならないものとないものとならないものものとならないものものものものものものものものものものものものものものものものものものもの					•
構成し、文字の大きさ、色、字体及び文字の水平方向又は垂直方向の位置を揃える等、一定のまとまりを持たせて配置した場合は、広告物の文字面積を60パーセントまで拡大できるものとする。 (4)アルファベット等の音素文字等の場合は、第1号、第2号及び第3号に掲げる基準に係る文字数の算出を行う際に、文字数に2分の1を乗じて計算できるものとする。 (5)第1号、第2号、第3号及び第4号に掲げる基準は、枠付懸垂幕等、仮設広告物又は接地範囲に設置する2平方メートル以下の広告物については、適用しないものとする。 (1)壁面看板は、低層部の高さを超える位置に設置しては、る位置に設置してはならないものとする。ただし、高層のとする。ただし、高層がにおいて、当該置してはならないものとする。ただし、高層がにおいて、当該建築物の主たる壁を面の頂部から1のメートルの範囲を対象の主たる壁を面の頂部から1のメートルの範囲					
える等、一定のまとまりを持たせて配置した場合は、広告物の文字面積を60パーセントまで拡大できるものとする。 (4)アルファベット等の音素文字等の場合は、第1号、第2号及び第3号に掲げる基準に係る文字数の算出を行う際に、文字数に2分の1を乗じて計算できるものとする。 (5)第1号、第2号、第3号及び第4号に掲げる基準は、枠付懸垂幕等、仮設広告物又は接地範囲に設置する2平方メートル以下の広告物については、適用しないものとする。 (1)壁面看板は、低層部の高さを超える位置に設置して低層部の高さを超える位置に設置してはならないものとないものとないものとならないものとならないものとならないものとならないものとならないものとならないものとならないものとならないものとならないものとならないものとならないものとならないものとならないものとならないものとないものとならないものものとならないものとならないものものものものものものものものものものものものものものものものものものもの					
(4) アルファベット等の音素文字等の場合は、第1号、第2号及び第3号に掲げる基準に係る文字数の算出を行う際に、文字数に2分の1を乗じて計算できるものとする。 (5) 第1号、第2号、第3号及び第4号に掲げる基準は、枠付懸垂幕等、仮設広告物又は接地範囲に設置する2平方メートル以下の広告物については、適用しないものとする。  (1) 壁面看板は、低層部の高さを超えを超える位置に設置してはならないものとする。ただし、高層部において、当ならないものとする。ただし、高層部において、当ならないものとする。ただし、高層部において、当該建築物の主たる壁物の主たる壁物の主たる壁面の頂部から1のメートルの範囲の頂部から1のメートルの範囲のメートルの範囲					
本のとする。		パーセ	ントまで拡大できるもの	のとする。	
<ul> <li>ものとする。         <ul> <li>(5)第1号、第2号、第3号及び第4号に掲げる基準は、枠付懸垂幕等、仮設広告物又は接地範囲に設置する2平方メートル以下の広告物については、適用しないものとする。</li> <li>(1)壁面看板は、低低層部の高さを超えを超える位置に設置してはいまるを超える位置に設置してはいまるないものとならないものではならないものではないで</li></ul></li></ul>		(4) アバ	/ファベット等の音素文字	字等の場合は、第1号、第	第2号及び第3号に掲げ
(5) 第1号、第2号、第3号及び第4号に掲げる基準は、枠付懸垂幕等、仮設 広告物又は接地範囲に設置する2平方メートル以下の広告物については、適 用しないものとする。  (1) 壁面看板は、低 層部の高さを超え を超える位置 える位置に設置 る位置に設置して に設置しては してはならないものと ならないものと する。ただし、高 層部において、当 該建築物の主たる 整面の頂部から1 物の主たる壁 築物の主たる壁 壁面の頂部から1 0メートルの範囲		る基準	<b>準に係る文字数の算出を</b>	行う際に、文字数に2分の	01を乗じて計算できる
広告物又は接地範囲に設置する2平方メートル以下の広告物については、適用しないものとする。   壁		ものと	さする。		
田しないものとする。					
壁面看板は、 面 電 面 (1)壁面看板は、 (1)壁面看板は、低 (低層部の高さ を超える位置 に設置しては に設置しては ならないものと ならないものと ならないものと ならないものと ならないものと ならないものと ならないものと ならないものと ものとする。た だし、高層部において、当 に高層部において、当該建築物の主たる 等物の主たる壁 物の主たる壁(1)壁面看板は、低 層部の高さを超える位置に設置して はならないものと する。ただし、高 層部において、当 該建築物の主たる 壁面の頂部から1 のメートルの範囲				る2平方メートル以下の原	左告物については、適
<ul> <li>低層部の高さ を超える位置 を超える位置に設置してはに設置してはに設置してはいるらないものとならないではならないものとならないではならないものとならないではならないものとならないではならないものとならないではならないものとならないではならないものとならないではならないものとならないではならないものとならないではならないものとならないではならないものとならないものとならないものとならないものとならないものとならないではならないではならないものとならないではならないではならないものとならないではならないものとならないではならないものとならないではならないではならないではならないではならないものとないものとならないものものとならないものとならないものとならないものとならないものとならないものとならないものとならないものとならないものとならないものとならないものとならないものとならないものとならないものとならないものとならないものとならないものとならないものとならないものものとならないものとならないものとならないものとならないものとならないものとならないものとならないものとならないものとならないものとならないものとならないものとならないものとならないものとならないものとならないものとならないものとならないものとならないものものとならない</li></ul>					
<ul> <li>価 低層部の高さ 層部の高さを超え る位置に設置して なる位置に設置して はならないものと ならないもの と ならないものと ならをでし、高層部に おいて、当</li></ul>	壁				
<ul> <li>板・</li> <li>壁 ならないものとならないものとする。ただし、高面はならないものとする。ただし、高層部において、当なりではならないものとする。ただし、高層部において、当該建築物の主たる場がで、当該建築物の主たる場がで、当該建築物の主たる場がで、当該建築物の主たる場がで、当該建築物の主たる場がで、当該建築物の主たる場がである。</li> <li>場 はならないものとする。ただし、高層部において、当該建築物の主たる場がである。</li> <li>場 はならないものとする。ただし、高層部において、当該建築物の主たる場がである。</li> <li>場 はならないものとする。ただし、高層部において、当該建築物の主たる場がである。</li> <li></li></ul>					
壁     ならないもの     ものとする。た     する。ただし、高層部において、当成生物の主たる場合       古のとする。ただし、高層部において、当な建築物の主たる場合     はなりなどののとする。ただし、高層部において、当該建築物の主たる場合     対の主たる壁を面の頂部から1のメートルの範囲       おいて、当該建築物の主たる壁を面の頂部から1を面の頂部から1を面の頂部から1を面の頂部から1を面の頂部から1のメートルの範囲     のメートルの範囲	看				
面 広 告 幕とする。ただ し、高層部にお いて、当該建築 物の主たる壁だし、高層部に おいて、当該建築 築物の主たる壁 面の頂部から1 面の頂部から1 のメートルの範囲層部において、当 該建築物の主たる 壁面の頂部から1 のメートルの範囲	•				
広告幕し、高層部において、当該建築物の主たる場合おいて、当該建築物の主たる壁を面の頂部から1該建築物の主たる壁を面の頂部から1壁面の頂部から1物の主たる壁を面の頂部から1のメートルの範囲					
告幕     いて、当該建築     築物の主たる壁     壁面の頂部から1     壁面の頂部から1       物の主たる壁     面の頂部から1     0メートルの範囲		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			
物の主たる壁 面の頂部から1 0メートルの範囲 0メートルの範囲	告			·	•
	幕				
面の頂部から 0メートルの範 に限り、当該建築 に限り、当該建築					
10メートル 囲に限り、当該 物の名称若しくは 物の名称若しくは			· ·		
の範囲に限り、建築物の名称若しこれに類するものこれに類するもの					
当該建築物のしくはこれに類しを切り文字で表示を切り文字で表示					
名称若しくは するものを切り し、かつ、その面 し、かつ、その面					
これに類する   文字で表示し、					
ものを切り文かつ、その面積して計算した面積して計算した面積					
字で表示し、か に2分の1を乗 の合計が、当該広 の合計が、当該広					
つ、その面積にじて計算した面告物を設置する主告物を設置する主					
2分の1を乗 積の合計が、当 たる壁面の頂部か たる壁面の頂部か		2分の1を乗		たる壁面の頂部か	たる壁面の頂部か
じて計算した 該広告物を設置 ら10メートルの ら10メートルの		じて計算した	該広告物を設置	ら10メートルの	ら10メートルの
面積の合計が、 する主たる壁面 範囲の面積の15 範囲の面積の15		声待の合計が	オス主たス辟面	新囲の面積の15	新囲の <u></u> 面積の15
┃					

- (2)壁面広告幕 は、低層部の高 さを超える位 置に設置して はならないも のとする。
- (4)低層部に設置 する壁面看板 及び壁面広告 幕の面積の合 計は、当該広告 物を設置する 壁面の低層部 の面積の15 パーセント以 下(切り文字の 場合は、その面 積に2分の1 を乗じて計算 する。) とする ものとする。た だし、ショーウ ィンドウの内 側に設置する 場合は、この限 りでない。
- (5)壁面看板(仮 設広告物及び 枠付懸垂幕等 を除く。)の大 きさは、1点に

- メの一し中てのテをはいいの1以、に建しのる限がかった層当称ンテ表、に建しのる限がよっすのにない。
- (2)壁面広告幕は、 低層部の高さを 超える位置に設 置してはならな いものとする。
- (4) 低層部に設置 する壁面看板及 び壁面広告幕の 面積の合計は、 当該広告物を設 置する壁面の低 層部の面積の1 5パーセント以 下(切り文字の 場合は、その面 積に2分の1を 乗じて計算す る。) とするもの とする。ただし、 ショーウィンド ウの内側に設置 する場合は、こ の限りでない。
- 広告物及び枠付除さき物及び枠をきる。) 1 点さらん ( の以の はん ( の以の はん ( のの はん ) がん ( のの ) がったい ( のの )

(5)壁面看板(仮設

- した場合、又は中層部において、当該建築物の名称若しくはテナントの名称を表示する場合は、この限りでない。
- (2)壁面広告幕は、 低層部の高さを超 える位置に設置し てはならないもの とする。
- (3) 中層部に設置する壁面看板の音計は、 を動を設置するを を物を設置がある。 を物を設置がある。 を物をでででは、 の25パーウンでのでは、 以下では、 場合は、 と2分の1を に2分の1を に2分の1を に2かっとする。 るものとする。
- (4) 低層部に設置す る壁面看板及び壁 面広告幕の面積の 合計は、当該広告 物を設置する壁面 の低層部の面積の 5パーセント以下 (切り文字の場合 は、その面積に2 分の1を乗じて計 算する。) とするも のとする。ただし、 ショーウィンドウ の内側に設置する 場合は、この限り でない。
- (5)壁面看板(仮設 広告物及び枠付懸 垂幕等を除く。)の 大きさは、1点に つき縦の長さ8メ ートル以下、横の 長さ8メートル以 下 (縦の長さ3メ ートル以下の切り 文字とした場合、 又は建築物の主た る壁面の頂部から 10メートルの範 囲において、縦の 長さ5メートル以 下の切り文字とし た場合は、この限 りでない。)とし、 複数の広告物を連 続して設置する場

- した場合、又は中層部において、当該建築物の名称若しくはテナントの名称を表示する場合は、この限りでない。
- (2)壁面広告幕は、 低層部の高さを超 える位置に設置し てはならないもの とする。
- (3) 中層部に設置で る壁面看板、当まで の合計は置いの当まで 告物を設置のの上で を 面のもパーセン字の で は、の1を と かのは、の1を と かのとする。 ものとする。
- (4) 低層部に設置す る壁面看板及び壁 面広告幕の面積の 合計は、当該広告 物を設置する壁面 の低層部の面積の 5パーセント以下 (切り文字の場合 は、その面積に2 分の1を乗じて計 算する。) とするも のとする。ただし、 ショーウィンドウ の内側に設置する 場合は、この限り でない。
- (5)壁面看板(仮設 広告物及び枠付懸 垂幕等を除く。)の 大きさは、1点に つき縦の長さ4メ ートル以下、横の 長さ4メートル以 下 (縦の長さ3メ ートル以下の切り 文字とした場合、 又は建築物の主た る壁面の頂部から 10メートルの範 囲において、縦の 長さ5メートル以 下の切り文字とし た場合は、この限 りでない。)とし、 複数の広告物を連 続して設置する場

た場合、又は建

- つき縦の長さ 6メートル以 下、横の長さ6 メートル以下 (縦の長さ3 メートル以下 の切り文字と した場合、又は 建築物の主た る壁面の頂部 から10メー トルの範囲に おいて、縦の長 さ5メートル 以下の切り文 字とした場合 は、この限りで ない。)とし、 複数の広告物 を連続して設 置する場合は、 その大きさ、設 置する位置及 び間隔を揃え るものとする。 ただし、建築物 の形状等によ り、当該基準の 適合が難しい と判断される 場合は、可能な 限りとする。
- 口部の上部に 設置する壁面 看板は、縦の長 さ1メートル 以下とし、か つ、同一の寸法 で統一するこ とを推奨する。 (7)平成22年1 月1日の時点 で基準を超え ている壁面看 板及び壁面広 告幕について は、その位置及 び大きさを変 えないで、その 表示内容の変 更のみを行う 場合で、かつ、 別に定める適 用除外の条件 に適合させる 場合に限り、壁 面看板及び壁

面広告幕の基

(6)接地範囲の開

- 築物の主たる壁 面の頂部から1 0メートルの範 囲において、縦 の長さ5メート ル以下の切り文 字とした場合 は、この限りで ない。)とし、複 数の広告物を連 続して設置する 場合は、その大 きさ、設置する 位置及び間隔を 揃えるものとす る。ただし、建築 物の形状等によ り、当該基準の 適合が難しいと 判断される場合 は、可能な限り とする。
- (6)接地範囲の開口部の上部に設置する壁面看板は、縦の長下を上、がつ、同一の対法で統一することを推奨する。
- (7) 東口駅前東地 区指定施行日の 時点で基準を超 えている壁面看 板及び壁面広告 幕については、 その位置及び大 きさを変えない で、その表示内 容の変更のみを 行う場合で、か つ、別に定める 適用除外の条件 に適合させる場 合に限り、壁面 看板及び壁面広 告幕の基準によ らないものとす ることができ る。ただし、当該 広告物を設置す る建築物等を建 替えた場合にお いては、この限 りでない。

- (6)接地範囲の開口 部の上部に設置する壁面看板は、縦 の長さ1メートル 以下とし、かつ、 同一の寸法で統す することを推奨する。
- (7) 平成22年1月 1日の時点で基準 を超えている壁面 看板及び壁面広告 幕については、そ の位置及び大きさ を変えないで、そ の表示内容の変更 のみを行う場合 で、かつ、別に定 める適用除外の条 件に適合させる場 合に限り、壁面看 板及び壁面広告幕 の基準によらない ものとすることが できる。ただし、 当該広告物を設置 する建築物等を建 替えた場合におい ては、この限りで ない。

- (6)接地範囲の開口部の上部に設置する壁面看板は、縦の長さ1メートル以下とし、かつ、同一の寸法で統一することを推奨する。
- (7) 平成22年1月 1日の時点で基準 を超えている壁面 看板及び壁面広告 幕については、そ の位置及び大きさ を変えないで、そ の表示内容の変更 のみを行う場合 で、かつ、別に定 める適用除外の条 件に適合させる場 合に限り、壁面看 板及び壁面広告幕 の基準によらない ものとすることが できる。ただし、 当該広告物を設置 する建築物等を建 替えた場合におい ては、この限りで ない。

1			
	準によらない		
	ものとするこ		
	とができる。た		
	だし、当該広告		
	物を設置する		
	建築物等を建		
	替えた場合に		
	おいては、この		
	限りでない。		
枕	(1)枠付懸垂幕等	(1) 枠付懸垂幕等	枠付懸垂幕等は、設置しないものとする。
枠付	は、できるだけ	は、できるだけ	
懸	設置しないこ	設置しないこと	
懸垂幕等	ととし、やむを	とし、やむを得	
<b>操</b>	得ず設置する	ず設置する場合	
4	場合は、当該枠	は、当該枠付懸	
	付懸垂幕等の	垂幕等の1壁面	
	1壁面あたり	あたりの面積の	
	の面積の合計	合計を設置する	
	を設置する壁	壁面の面積の3	
	面の面積の3	ペーセント以下	
	回の回傾の3 パーセント以	とするものとす	
	下とするもの	とり <b>るものとり</b> る。ただし、3月	
	' '		
	とする。ただ	以内の期間で掲	
	し、3月以内の	出する場合は、	
	期間で掲出す	その面積に2分	
	る場合は、その	の1を乗じて計	
	面積に2分の	算するものとす	
	1を乗じて計	る。	
	算するものと	(2) 東口駅前東地	
	する。	区指定施行日の	
	(2)平成22年1	時点で基準を超	
	月1日の時点	える枠付懸垂幕	
	で基準を超え	等の外枠が設置	
	る枠付懸垂幕	されている場合	
	等の外枠が設	は、基準に関わ	
	置されている	らずその表示面	
	場合は、基準に	積 (外枠の面積)	
	関わらずその	を上限とする。	
	表示面積(外枠	ただし、当該広	
	の面積) を上限	告物を設置する	
	とする。ただ	建築物等を建替	
	し、当該広告物	えた場合におい	
	を設置する建	ては、この限り	
	築物等を建替	でない。	
	えた場合にお	<u> </u>	
	いては、この限		
	りでない。		
polen	(1)窓面を利用し	(1)窓面を利用し	(1)窓面を利用して広告物を設置する場合は、
窓面	て広告物を設	て広告物を設置	窓面に直接貼り付けず、室内側に表示する
置	置する場合は、	する場合は、窓	ことを推奨する。
告	窓面に直接貼	面に直接貼り付	(2)窓面広告物の面積の合計は、当該広告物を
物	り付けず、室内	けず、室内側に	27 窓面公日初の面積の日前は、日成公日初を 設置する壁面について、階ごとの窓面積の
窓	側に表示する	表示することを	合計の10パーセント以下とし、窓裏広告
真	側に衣小りる ことを推奨す	衣小りることを 推奨する。	物の面積の合計は、当該広告物を設置する
裏広:		(2) 窓面広告物の	物の面積の合計は、当該広告物を設直する壁面について、階ごとの窓面積の合計に1
告	る。 (2)窓面広告物の	(2) 窓面広告物の 面積の合計は、	型面について、階ことの窓面積の合計に1 0パーセントを乗じた面積から窓面広告物
物			
	面積の合計は、	当該広告物を設置する時面に	の面積を差し引いた面積以下とするものと
	当該広告物を	置する壁面につ	する。ただし、仮設広告物の場合、窓面広告
	設置する壁面	いて、階ごとの	物及び窓裏広告物の1壁面あたりの面積の

について、階ご との窓面積の 合計の20パ ーセント以下 とし、窓裏広告 物の面積の合 計は、当該広告 物を設置する 壁面について、 階ごとの窓面 積の合計に2 0パーセント を乗じた面積 から窓面広告 物の面積を差 し引いた面積 以下とするも のとする。ただ し、仮設広告物 の場合、窓面広 告物及び窓裏 広告物の1壁 面あたりの面 積の合計が当 該壁面の15 パーセント以 下の場合又は 接地階におい て別に定める 適用除外の条 件に適合させ た場合は、この 限りでない。な お、切り文字の 場合は、その面 積に2分の1 を乗じて計算 するものとす

窓面積の合計の 20パーセント 以下とし、窓裏 広告物の面積の 合計は、当該広 告物を設置する 壁面について、 階ごとの窓面積 の合計に20パ ーセントを乗じ た面積から窓面 広告物の面積を 差し引いた面積 以下とするもの とする。ただし、 次の各号のいず れかに該当する 場合は、この限 りでない。

ア 仮設広告物 の場合

- ウ 接地範囲に おいて別に定 める適用除外 の条件に適合 させた場合
- 工 窓面広告物 を設置又は表 示しない階 で、全ての窓 裏広告物をガ ラス部分に直 接貼り付けず 設置又は表示 し、その面積 の合計が、当 該広告物を設 置する壁面に ついて、階ご との窓面積の 合計の50パ ーセント以下 の場合

なお、切り文字の場合は、その面積に2分の 1を乗じて計算するものとする。

(3)窓面広告物又 は窓裏広告物を

- 合計が当該壁面の3パーセント以下の場合 又は接地範囲において別に定める適用除外 の条件に適合させた場合は、この限りでな い。なお、切り文字の場合は、その面積に2 分の1を乗じて計算するものとする。
- (3) 窓面広告物又は窓裏広告物を複数階の窓面に設置する場合は、設置位置及び幅を統一するものとする。ただし、仮設広告物の場合は、この限りでない。

			複数階の窓面に	
			設置する場合	
			は、設置位置及	
			び幅を統一する	
			ものとする。た	
			だし、仮設広告	
			物の場合は、こ	
			の限りでない。	
	屋	建築物の上部を利	用する広告物は、設置し	ないものとする。ただし、建築物の主たる壁面の
	上広	垂直線上の上部に設	ける目隠しの工作物を利	刊用して、当該建築物の名称又はこれに類するも
	告	のを切り文字で表示	する場合は、この限りて	ごない。
	物			
	袖	(1)接地範囲に設	(1)接地範囲に設	(1)接地範囲に設置する袖看板の下端は、接地
	袖看	置する袖看板	置する袖看板の	面から2.5メートル以上とするものとす
	板	の下端は、接地	正明る相相似の下端は、接地面	る。ただし、平成22年1月1日の時点で基
		面から2.5メ	から2.5メー	**を超えている袖看板がある場合に限り、
		ートル以上と	トル以上とする	その接地面からの高さ以上とすることがで
		するものとす	ものとする。た	きる。
		る。ただし、平	だし、東口駅前	(2)接地範囲に設置する袖看板は、大きさ及び
		成22年1月	東地区指定施行	接地面からの高さを統一し、縦の長さ0.7
		1日の時点で	日の時点で基準	メートル以下、壁面からの出幅1メートル
		基準を超えて	を超えている袖	以下とするものとする。
		いる袖看板が	看板がある場合	(3) 袖看板は、接地範囲以外の位置には設置し
		ある場合に限	に限り、その接	ないものとする。
		り、その接地面	地面からの高さ	(\$V · 0 V) C 9 / D o
		からの高さ以	以上とすること	
		上とすること	ができる。	
		ができる。	(2)接地範囲に設	
		(2)接地範囲に設	置する袖看板	
		置する袖看板	は、大きさ及び	
		は、大きさ及び	接地階の床又は	
		接地面からの	地盤からの高さ	
		高さを統一し、	を統一し、縦の	
		縦の長さ0.7	長さ0.7メー	
		メートル以下、	トル以下、壁面	
		壁面からの出	からの出幅1メ	
		幅1メートル	ートル以下とす	
		以下とするも	るものとする。	
		のとする。	(3)接地範囲以外	
		(3)駅前広場に面	の位置に設置す	
		する部分に設	る袖看板は、1	
		置する袖看板	の壁面につき1	
		は、接地範囲以	か所(複数のテ	
		外の位置には	ナント名等を表	
		設置しないも	示する場合で	
		のとする。ただ	も、同一の外枠	
		し、地上から	の内部に連続的	
		3.5メートル	に表示し、全体	
		以上の範囲で、	を一体的にデザ	
		縦の長さ25	インした場合	
		メートル以下、	は、1か所の袖	
		壁面からの出	看板とみなす。)	
		幅1メートル	とするものとす	
1		以下の板状で	る。この場合に	
1		厚みのない看	おいて、袖看板	
1		板を外壁の内	は、縦の長さ2	
		側に組み込み、	5メートル以	
		1面のみを表	下、壁面からの	

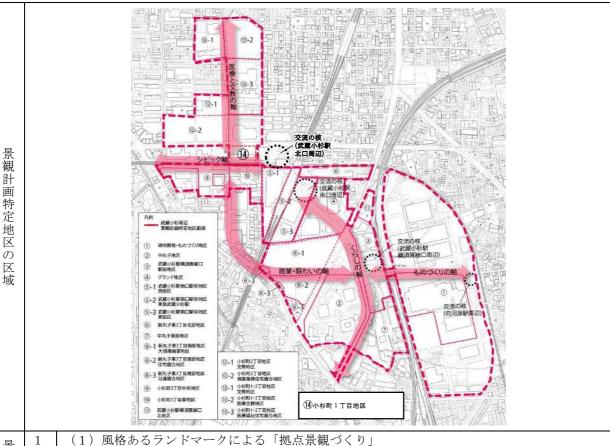
示することに	出幅1メートル	
よって、壁面と	以下で、建築物	
一体的に認識	の壁面と隙間を	
できるような	空けずに設置	
デザインとし	し、側面には広	
た場合で、1の	告物を表示しな	
壁面につき 1	いものとする。	
か所以内の設	(4) 東口駅前東地	
置とした場合	区指定施行日の	
は、壁面看板と	時点で基準を超	
して扱うこと	える袖看板につ	
ができるもの	いては、その位	
とする。	置及び大きさを	
(4)駅前広場に面	変えないで表示	
しない部分に	内容の変更のみ	
設置する袖看	を行う場合に限	
板で、接地範囲	り、袖看板の基	
以外の位置に	準によらないも	
設置するもの	のとすることが	
は、1の壁面に	できる。ただし、	
つき1か所(複	当該広告物を設	
数のテナント	置する建築物等	
名等を表示す	を建替えた場合	
る場合でも、同	においては、こ	
一の外枠の内	の限りでない。	
部に連続的に		
表示し、全体を		
一体的にデザ		
インした場合		
は、1か所の袖		
看板とみな		
す。) とするも		
のとする。この		
場合において、		
袖看板は、縦の		
長さ20メー		
トル以下、壁面		
からの出幅1		
メートル以下		
で、建築物の壁		
面と隙間を空		
けずに設置し、		
側面には広告		
物を表示しな		
いものとする。		
(5)平成22年1		
月1日の時点		
で基準を超え		
る袖看板につ		
いては、その位		
置及び大きさ		
を変えないで		
表示内容の変		
更のみを行う		
場合に限り、袖		
看板の基準に		
よらないもの		
とすることが		
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
できる。ただ		

		し、当該広告物
		を設置する建
		築物等を建替し
		た場合におした。
		りでない。
	バー	- りとない。 -   -   -   -   -   -   -   -   -   -
	ナースを	ものとする。
	フラ	
	ツ	
	グ	
)	広 (:	1) 広告塔又は広告板は、縦の長さ3メートル以下、横の長さ5メートル以下、表示面積の
	告格	合計30平方メートル以下とするものとする。ただし、建築物の名称又はこれに類するも
	4	のを表示する広告塔又は広告板を敷地の入口付近に設置する場合は、縦の長さ5メート
] ]	広	ル以下、横の長さ4メートル以下、表示面積の合計40平方メートル以下とするものとす
	告 版	る。
	( :	2)広告塔又は広告板はできるだけ集約化するとともに、複数設置する場合は、大きさ及び
		位置を揃えるよう努めるものとする。
	<del></del>	電柱等利用広告物は、設置しないものとする。ただし、電柱等の所有者若しくは管理者が管
1 4	笠 上生	する必要により表示し、若しくは設置する場合又は国若しくは地方公共団体が公共的目的
j	利 を『	もって表示し、若しくは設置する場合は、この限りでない。
	用	
4	告	
1	物	
	映 (	1) 画像、文字等の映像を映し出す広告物の規模は15平方メートル以下とするとともに、
	象	設置する位置を地上から上端まで20メートル以下の高さとし、その数は1の建築物あ
	装置	たり1か所以内とするものとする。
		2)音声と連動させて画像、文字等の映像を映し出す場合は、接地範囲以外の位置には設置
		しないものとする。
ì	旧山	<b>屋外広告物等に関する行為の制限 (壁面看板及び壁面広告幕) 第7号、及び屋外広告物等に</b>
	用 関で	する行為の制限(窓面広告物及び窓裏広告物)第2号に規定する別に定める適用除外の条件
	έN ———	次の各項に定めるものとする。
	$\mathcal{D} \mid \mathcal{L}'$	広告物のデザインは、色数及び文字数を可能な限り少なくするとともに、文字又は図形の形
	1	告しくは配置が乱雑にならないように配慮し、シンプルで洗練されたデザインとするもの   +
		する。
	色彩	1 (1) 広告物に使用する色彩は、原則として3色以内とし、蛍元色は使用しないものと する。また、広告物に使用する色彩の中に明度4以上かつ彩度4以上の色彩が含ま
	彩	する。また、広告物に使用する色彩の中に明度4以上がつ彩度4以上の色彩が含まれる場合は、広告物に使用する色彩の数を2色以内とするものとする。
		(2) 広告物の「地」の部分には、明度4以下又は彩度4以下の色彩を使用するよう努力
		めるものとする。ただし、やむを得ず広告物の「地」の部分に明度4かつ彩度4を
		超える色彩を使用する場合は、次の各号に掲げる範囲内とするとともに、広告物の
		文字の部分に使用する色彩を明度4以下又は彩度4以下とするものとする。
		ア 色相0Rから9.9Rの範囲であり、明度5以下かつ彩度14以下、又は明
		度7以下かつ彩度8以下
		イ 色相0YRから9.9YRの範囲であり、明度6以下かつ彩度14以下、又
		は明度7以下かつ彩度8以下
		ウ 色相0Yから2.4Yの範囲であり、明度8以下かつ彩度14以下
		エ 色相2.5 Yから9.9 Yの範囲であり、明度7以下かつ彩度10以下
		オ 色相0GYから9.9GYの範囲であり、明度7以下かつ彩度10以下
		カ 色相0Gから9.9 Рの範囲であり、明度5以下かつ彩度10以下、又は明
		度7以下かつ彩度8以下
		キ 色相0RPから9.9RPの範囲であり、明度5以下かつ彩度12以下、又
		は明度7以下かつ彩度8以下
		(3) 第1号及び第2号に掲げる基準において、色相及び彩度が共通し、明度のみが異
		なる色彩は、1色とみなすものとする。また、第1号及び第2号に掲げる基準にお
		いて、アクセントとして小さい面積(文字として使用する場合は文字面積の15パー・セントリエー文字リカの郊へで使用する場合は文字リカの郊への英様の15パー・セントリエー文字リカの郊への英様の15パー・
		ーセント以下、文字以外の部分で使用する場合は文字以外の部分の面積の15パー

	セント以下とし、かつ、その合計が広告面積の15パーセント以下であるものに限る。)で使用する色彩、会社名等に係るロゴタイプ(図形として一体的にデザインされ、かつ、原則として、色彩、字体を含めた図形として商標登録されたもの。)として使用する色彩及び写真等(乱雑でないものに限る。)の一部として使用する色彩で市長が認めた場合については、適用しないものとする。
	文字 (1) 広告物の文字面積は40パーセント以下とするとともに、原則として、広告物の文字面積の3分の2以上の部分を8文字以下(会社名等の単一の固有名称を使用する場合で、当該固有名称の文字数が8文字を超える場合は、当該固有名称の文字数とする。)の単一の文節で構成するものとする。ただし、広告物の文字面積を20パーセント以下とした場合は、この限りでない。 (2) 第1号に掲げる基準において、広告物の文字面積の10分の9以上の部分を4文字以下の単一の文節で構成し、文字の大きさ、色、字体及び文字の水平方向又は垂直方向の位置を揃える等、一定のまとまりを持たせて配置した場合は、広告物の文字面積を50パーセントまで拡大できるものとする。 (3) 第1号に掲げる基準において、広告物の文字数を4文字以下の単一の文節で構成し、文字の大きさ、色、字体及び文字の水平方向又は垂直方向の位置を揃える等、一定のまとまりを持たせて配置した場合は、広告物の文字面積を60パーセントまで拡大できるものとする。 (4) アルファベット等の音素文字等の場合は、第1号、第2号及び第3号に掲げる基準に係る文字数の算出を行う際に、文字数に2分の1を乗じて計算できるものとする。 (5) 第1号、第2号、第3号及び第4号に掲げる基準は、仮設広告物又は接地範囲に
一	設置する2平方メートル以下の広告物については、適用しないものとする。
適用除外	次の各号に該当する場合で、景観形成方針と合致しており、かつ、周辺の景観形成に支障がないと認められる場合は、屋外広告物等に関する行為の制限を適用しないものとする。また、地区外の建築物等に表示、又は設置された屋外広告物で、地区内に突出するものについては、屋外広告物等に関する行為の制限を適用しないものとする。 (1) 法令によって規定された表示方法によって表示し、又は設置することが義務付けられている場合 (2) 公共的目的をもって表示し、又は設置する場合 (3) 道標等の誘導案内を目的として表示し、又は設置する場合 (4) 公職選挙法(昭和25年法律第100号)による選挙運動のために表示し、又は設置する場合 (5) 冠婚葬祭又は祭礼等のため、一時的に表示し、又は設置する場合 (6) 即時に取り外し、又は取り付けができる方法で設置する場合で、表示面積が1平方メートル以下の場合 (7) 鉄道線路に直接面する部分に表示し、又は設置する場合
	(8) 一般の歩行者が、道路、公開空地等から容易に望めない部分に表示し、又は設置する場

- (8) 一般の歩行者が、道路、公開空地等から容易に望めない部分に表示し、又は設置する場
- (9) 東口駅前東地区において、駅前広場から望めない部分に表示し、又は設置する場合
- (10) その他市長が認める場合

#### 武蔵小杉周辺地区



景観 形 成

基

本

目

標

(1) 風格あるランドマークによる「拠点景観づくり」

各ランドマークの個性を活かしつつ、地区全体でまとまりを感じる建物景観づくりを行う。

(2) 駅を中心とする「にぎわい景観づくり」 独自性を活かしたにぎわいの演出を図りつつ、秩序ある商業景観づくりを行う。

(3) 快適で一体感のある公共的空間をめざす「沿道景観づくり」

ア 地区全体で統一感のあるサインやストリートファニチャー等を効果的に配置し、快適さ と安心感を与える景観づくりを行う。

- 安心感及び安全性を向上させるとともに、夜間の街を演出する、街区の特性に合わせた 効果的なあかり景観づくりを行う。
- (4) 回遊性を高める「みどりと水の景観づくり」

みどりと水を効果的に配置し、連続感ある潤いと彩りの景観づくりを行う。

2 (1) ものづくりの軸

ア 空間構成の考え方

方 針

- (ア) 開放的で洗練された環境の中に、機能的かつ象徴的に配置された新たなものづくり産 業拠点の形成
- (イ)武蔵小杉駅横須賀線口と向河原駅周辺の2つの交流の核を結ぶ都市的な歩行者軸の創 出
- (ウ) 研究者や市民の憩いの場となる広場空間の創出

デザインの考え方

(ア) デザインのキーワード

ものづくりの軸にかかるゾーンは、先端研究開発機能のイメージが有する「デジタル 感」、「新しさ」や、ものづくりに必要な豊かな創造力がもたらす「軽快感」を想起させ るデザインを施し、「端正で洗練された街なみ」をつくる。

- (イ) 建築デザイン
  - a 高層部は、明るく洗練されたイメージを醸し出す無彩色の素材を中心に用い、軽快 感のあるデザインとする。
  - b 低層部は、無彩色の素材を中心に、ガラス、金属等の素材を効果的に用い、端正な アイレベル景観を演出する。
  - 高層部及び低層部のデザインを切り分け、メリハリのある建築物デザインとする。
  - d 高層部は、遠景及び中景からのランドマーク性を強調した風格あるデザインとす る。
  - 低層部は、ファサードに変化を持たせる等、ヒューマンスケールな設えとすると

ともに、開口部を大きく設ける等、内部の活動を感じることのできるデザインとなるよう配慮する。

#### (ウ) 舗装デザイン

通り空間及び沿道の敷地内の空地等においては、モノトーンカラーの舗装材をボーダー状又はドット状に敷設する等、規則的かつ直線的に用い、ハイテク感を演出するとともに、落ち着いた雰囲気を演出する。

## (エ) 植栽デザイン

- a 通り空間の植栽は、幾何学的な配置とし、交流の核間を結ぶ歩行者軸の連続性を強調し、沿道景観としての一体感を持たせる。
- b 敷地内の空地等の植栽は、樹木を規則的に配置し、幾何学的なデジタル感のあるランドスケープデザインとする。

### (オ) 照明デザイン

- a 通り空間及び沿道の敷地内の空地等においては、照明は新しさと軽快感があるシンプルで直線的なデザインとする。
- b 光源は、夜遅くまで研究開発に勤しむ人々に対しても、安心感を与えることができる色温度の低い温かみのあるものを用いる。

### (2) くらしの軸

### ア 空間構成の考え方

- (ア)都市的居住空間の整備と、その足元に広がるヒューマンスケールな空間の形成
- (イ) 武蔵小杉駅南口と横須賀線口の2つの交流の核を繋ぐうるおいとゆとりのある歩行者 軸の創出
- (ウ) 周辺街区と連絡する通り抜け通路やオープンスペースの確保

# イ デザインの考え方

(ア) デザインのキーワード

くらしの軸にかかるゾーンは、都市型住宅としての良好な住環境に求められる「温かみ」、「安らぎ」及び「落ち着き」を想起させるデザインを施し、地域の人々のふれあいを誘発する「温かみと安らぎのある街なみ」をつくる。

# (イ) 建築デザイン

- a 高層部は、高明度かつ低彩度又は暖色系のアースカラーの素材を中心に用い、風格 が感じられるデザインとする。
- b 低層部は、深みのある暖色系のアースカラーの色彩を基調とし、石、木材等の自然 の風合いを感じさせる素材を効果的に用いて、落ち着きと温かみのある景観を創出する。
- c 高層部及び低層部のデザインを切り分け、メリハリのある建築物デザインとする。
- d 高層部は、遠景及び中景からのランドマーク性を強調した風格あるデザインとする。
- e 低層部は、ファサードに変化を持たせる等、ヒューマンスケールな設えとするとともに、商業業務施設等では開口部を大きく設ける等、内部の活動を感じることのできるデザインとなるよう配慮する。

#### (ウ) 舗装デザイン

通り空間及び沿道の敷地内の空地等においては、原則として、やさしさや落ち着きを 演出する暖色系のアースカラーを基調とした自然の風合いを感じさせる舗装材を用い る。

#### (エ) 植栽デザイン

- a 通り空間に面した空地等には、積極的に植栽を施し、街路樹と合わせて潤いのある 街路景観を創出する。
- b 敷地内の空地等については、多様な樹種をランダムに配植し、自然な森のようなナチュラル感のあるデザインとする。

### (オ) 照明デザイン

- a 通り空間及び沿道の敷地内の空地等においては、居住空間として、夜間の落ち着きと安らぎを演出するために、照明は丸みを帯びた優しく親しみやすいデザインとする。
- b 光源は、夜遅く帰宅する人々に対しても、安心感を与えることができる色温度の低い温かみのあるものを用いる。

### (3) 商業・にぎわいの軸

ア 空間構成の考え方

(ア) 広域拠点の玄関口にふさわしいにぎわいのある都市活動拠点である「交流の核」の一

翼を担う集客交流拠点の形成

- (イ) 外に開かれた商業空間、アクティビティあふれる街の創造
- (ウ) 地区住民や来街者を引き込むための歩行者空間と人々の休息の場にもなるオープンスペースの確保
- イ デザインの考え方
- (ア) デザインのキーワード

商業・にぎわいの軸にかかるゾーンは、大規模商業施設の集客力や、既存商店街における「界隈性」を活かし、人々が出会うことによる「にぎわい」や「アクティビティ」、「活気」が感じられるデザインを施し、「にぎわいと快適さが感じられる街なみ」をつくる。

- (イ) 建築デザイン
  - a それぞれの個性が発揮された魅力的な街なみを形成する。
  - b 大規模商業施設については、武蔵小杉の新たな「街のゲート」をイメージさせるテーマ性を持ったにぎわいを感じさせるデザインとするとともに、歩行者を引き込む開放的な設えのエントランスや、建築物内の吹き抜け、通り抜け空間等を工夫する。
  - c 人々のコミュニケーションを創出する広場や通り抜けが可能な通路等を設け、にぎ わいや楽しさを演出する印象的なデザインとするとともに、温かみのある街なみを演 出するため、アースカラーを基調色としつつ、自然石、木材、土等の自然素材の風合 いを感じさせる色彩によるデザインとする。
  - d 開口部を大きく設ける等、内部の活動を感じることのできるデザインとなるように 配慮する。
  - e 大規模商業施設については、ヒューマンスケールな設えとするとともに、適切な開口部の配置等による表情豊かなファサードとなるよう工夫し、個性と風格ある街なみを形成するデザインとする。
- (ウ) 舗装デザイン

通り空間及び沿道の敷地内の空地等においては、商業・にぎわいの軸の連続性に配慮 し、自然を感じさせる素材とするとともに、アースカラーを基調とする。

- (エ) 植栽デザイン
  - a 建築物前面やオープンスペース等で可能な限り緑化等を行うことで、街なみや隣接 する敷地との調和に配慮する。
  - b 大規模商業施設については、都市的空間のアクセントとして、スケール感を活かした、シンボリックな高木や群としての中高木等、自然を感じられるようなデザインとする等、歩行者に木陰を提供するとともに、空間を演出し、駅と住まいを結ぶ心地良い小路を提供する。
  - c 建築物は、壁面及び階段状のテラス、屋上を活用し、可能な限り緑化する。
- (オ) 照明デザイン

通り空間及び沿道の敷地内の空地等においては、照明は、暗がりを無くすよう配慮するとともに、夜のにぎわいを演出する温かみのある光源を用いる。

# (4) シビック軸

ア 空間構成の考え方

- (ア) 多くの人々が集い、活発な交流が行われる開かれた街なみ空間の創出
- (イ) 既成市街地の高度利用化に伴う都市機能の更新
- (ウ) 高齢者や障がい者をはじめとした誰もが気軽に往来できる歩行者空間の創出 イ デザインの考え方
- (ア) デザインのキーワード

シビック軸にかかるゾーンは、行政施設が集積する地区であることから、様々な人々が集うことによる「交流」や、沿道の再開発によって形成される多様な用途の建築物が一定の調和を見せながら「共生」した「親しみと落ち着きのある街なみ」をつくる。

- (イ) 建築デザイン
  - a 人々が気軽に立ち寄りたくなるような開放感と親近感を演出するため、温かみのある落ち着いた色彩を基調とするとともに、内部の活動が見えるような開口部を多く設ける等の工夫をする。
  - b 低層部は、ヒューマンスケールを感じさせるとともに、開放感あるデザインとする。
  - c 高層部は、壁面が単調なイメージにならないようフレーム等で変化をつけるととも に、行政の中心地にふさわしい落ち着きのあるデザインとする。
- (ウ) 舗装デザイン

通り空間及び沿道の敷地内の空地等においては、親しみと落ち着きを醸し出す低彩度の暖色系の色彩を基調とした舗装材を用いる。

# (エ) 植栽デザイン

- a 通り空間の限られたスペースを有効に活用し、多様な交流を生み出す、潤いや四季 を感じさせる緑化空間を創出する。
- b 沿道敷地内の空地等は、通りのにぎわいを敷地内に引き込む等、開放感や公共空間 との一体性に配慮しつつ、緑視効果が得られる設えとする。
- (オ) 照明デザイン

通り空間及び沿道の敷地内の空地等においては、照明は、落ち着きと品格が感じられるシンプルで優しく親しみやすいデザインとし、光源は、色温度の低い温かみのあるものを用いる。

# (5) 医療と文教の軸

ア 空間構成の考え方

- (ア) 医療・文教・住宅等の各機能の相互の繋がりが感じられる交流空間の創出
- (イ) 北口駅前の活気あるまちから、緑豊かな等々力緑地に向けたにぎわいと緑の連携性の 創出
- (ウ) 利用者に温かさ安らぎが感じられる潤いのある街なみ空間の創出

### イ デザインの考え方

(ア) デザインのキーワード

医療と文教の軸にかかるゾーンは、医療・文教機能に求められる「安らぎ」「温かさ」「落ち着き」や、住宅・商業等を含めた各機能の「交流」を誘発するデザインを施し、『温かさや安らぎが感じられる潤いのある街なみ』をつくる。

#### (イ) 建築デザイン

- a 高層部は、明るく温かみのある素材を用い、洗練されたデザインとする。
- b 低層部は、安らぎと温かさを感じさせる暖色系のアースカラーの色彩を基調とし、 多様な交流を誘発するデザインを施す。
- c 高層部と低層部のデザインを切り分けるなどして、メリハリのある建築物デザインとする。
- d 高層部は、遠景及び中景からのランドマーク性を強調した洗練されたデザインとする。
- e 低層部は、界隈性と周辺の街なみとの連続性に特に配慮するとともに、ヒューマンスケールな設えとするなど、にぎわいを創出し、交流の促進を図るデザインとする。
- (ウ) 舗装デザイン

通り空間及び沿道の敷地内の空地等においては、安らぎや落ち着きを演出する暖色系のアースカラーを基調とした自然の風合いを感じさせる舗装材を用いる。

- (エ) 植栽デザイン
  - a 通り空間の植栽は、北口駅前や等々力緑地への連続性に配慮するとともに季節を感じさせる街路景観を創出する。
  - b 沿道敷地内の空地等は、多様な交流や潤いを感じる緑の空間を創出する。
- (オ) 照明デザイン

通り空間及び沿道の敷地内の空地等において照明は、安らぎや落ち着きが感じられる デザインとし、光源は、色温度の低い温かみのあるものを用いる。

# (6) 交流の核(武蔵小杉駅横須賀線口周辺)

ア デザインの考え方

- (ア) デザインのキーワード
  - a 駅前広場に面する街区の「一体感」及び新しい駅前空間としての「都会性」を創出する。
  - b 交通結節性の向上によって交流を促進し、駅前空間にふさわしい「にぎわい」と「交流」を創出する。
  - c 「くらしの軸」と「ものづくりの軸」の結節点にふさわしい「温かさ」と「端正さ」 を兼ね備えた空間とする。
- (イ) 駅前広場のデザイン
  - a バスシェルターや駐輪場、ストリートファニチャー等の附帯施設は、都市の顔にふさわしく、都会的で軽快さを感じさせるよう金属やガラス等の素材を中心に、シンプルで洗練されたデザインとする。
  - b 都市の顔としての象徴性を演出し、「ものづくりの軸」との連続性に配慮したモノトーンを基調とした舗装材を用いる。
  - c 街の玄関口の潤いの演出のために積極的に緑化を推進しつつ、開放感を確保したデザインとする。

- d 照明は、都会性を演出するシンプルで直線的なデザインとし、色彩はダークグレー 等駅前広場の附帯施設との調和に配慮する。
- e 照明の光源は、夜遅くまで研究開発に勤しむ人等にも、安心感を与えることができる色温度の低い温かみのあるものを用いる。

# (7) 交流の核(向河原駅周辺)

### ア デザインの考え方

- (ア) デザインのキーワード
  - a 新しい駅前広場周辺にふさわしい「一体感」と「都会性」を創出する。
  - b 先端研究開発をイメージさせる「開放的」で「ダイナミック」な景観を創出する。
  - c 都市の顔、「ものづくりの軸」を受け止める場所にふさわしい洗練さと端正さが感じられる空間を創出する。

### (イ) 駅前広場のデザイン

- a バスシェルターや駐輪場、ストリートファニチャー等の附帯施設は、都市の顔にふさわしく、都会的で軽快さを感じさせるよう金属やガラス等の素材を中心に、シンプルで洗練されたデザインとする。
- b 都市の顔としての象徴性を演出し、「ものづくりの軸」との連続性に配慮したモノトーンを基調とした舗装材を用いる。
- c 街の玄関口の潤いの演出のために積極的に緑化を推進しつつ、開放感を確保したデザインとする。
- d 照明は、都会性を演出するシンプルで直線的なデザインとし、色彩はダークグレー 等駅前広場の附帯施設との調和に配慮する。
- e 照明の光源は、夜遅くまで研究開発に勤しむ人等にも、安心感を与えることができる色温度の低い温かみのあるものを用いる。

## (8) 交流の核(武蔵小杉駅南口周辺)

### ア デザインの考え方

- (ア) デザインのキーワード
  - a 東急線武蔵小杉駅周辺の「一体感」及び街の玄関口としての「象徴性」を創出する。
  - b 周辺の商業施設を中心とした、駅前空間としての「にぎわい」と「楽しさ」を創出 する。
  - c 都市の顔、「くらしの軸」を受け止める場所にふさわしい「洗練さ」と「温かさ」 を兼ね備えた空間とする。

### (イ) 駅前広場のデザイン

- a バスシェルターや地下駐輪場出入口、ストリートファニチャー等の附帯施設は、都 市の顔にふさわしく、都会的で軽快さを感じさせるよう金属やガラス等の素材を中心 に、シンプルで洗練されたデザインとする。
- b 都市の顔としての象徴性を演出するモノトーンを基調とした舗装材を用いる。
- c 出入口交差点歩道部は、駅前広場と舗装材を統一し、駅前広場の広がりが感じられるデザインとする。
- d 街の玄関口の潤いの演出のために積極的に緑化を推進しつつ、開放感を確保したデザインとする。
- e 照明は、都会性を演出するシンプルで直線的なデザインとし、色彩はダークグレー 等駅前広場の附帯施設との調和に配慮する。
- f 照明の光源は、「くらしの軸」との連続性を考慮し、安心感を与えることができる 色温度の低い温かみのあるものを用いる。

# (9) 交流の核(武蔵小杉駅北口周辺)

### ア デザインの考え方

- (ア) デザインのキーワード
  - a 駅及び駅前空間とまちのつながりを創出する、広域拠点にふさわしい景観を形成する。
  - b 周辺建物と「調和」を図るとともに、「洗練」されたデザインによる街なみを形成 する。
  - c ペデストリアンデッキレベルに面して店舗を配置し、周辺の「にぎわい」と「交流」 の空間とつながることで連続した空間を創出する。

ŧ		1 研究開発・ものづくり地区における景観形成の考え方及び行為の制限				
景観形成の考え方		<ul> <li>(1)「ものづくりの軸」の景観コンセプトを踏まえた、研究開発の先進的でクリエイティブな雰囲気を想起させる次世代型都市景観の創出</li> <li>(2)幾何学性と規則性を有し人工的であると同時に人々の利用やヒューマンスケールにも配慮した街なみの形成</li> <li>(3)モノトーンを基調とした端正で洗練された空間の形成</li> <li>(4)2つの交流の核を結ぶ歩行者軸である「ものづくりの軸」を中心に広がる、モノトーン景観への差し色としての緑豊かなオープンスペースの充実</li> </ul>				
行為の帯隊(対象物文に工作物	つ削退 (書庭)勿ては二年勿	施設計画・建築物等のデザイン	<ul><li>(1)ハイテク産業の先進性及び優れた企業イメージを感じさせる洗練された外観とするものとする。</li><li>(2)低層部及び中高層部を明確に意識したデザインとするとともに、頂部は、遠景を意識したランドマークとしてふさわしいデザインとするものとする。</li></ul>			
の形態意匠の帯附)	ジはまごつ削	外壁の色彩に関する制限	(1) 建築物等の色彩は、マンセル値で、明度7.5以上、彩度0.5以下とし、清潔感と品格を感じさせるものとするとともに、周辺に威圧感を与えないよう配色するものとする。 (2) 建築物等の壁面の20パーセントを超えない範囲で使用するアクセントカラーについては、前号の基準は適用しないものとする。 街区全体で街なみに配慮した建築計画及び色彩計画を定めており、かつ、都市景観審議会専門部会の意見を聴いて、市長が認めた場合、又は表面に着色していない自然石、木材、土壁、ガラス等の素材自体が持つ色彩で、かつ、周辺の街なみと調和する場合においては、外壁の色彩に関する制限によらない色彩を使用できるものとする。			
		民有地 敷地・通路・広場のデザイン	<ul><li>(1)鉄道の車窓からの眺めを意識し、地形的な変化、空間的な連続性を与える等の工夫により、広がり及び奥行きの感じられる景観を演出するものとする。</li><li>(2)広場等は、道路歩道部の設えとの調和に配慮するとともに、境界には柵を設けない等、開放感ある憩いの空間の演出に努めるものとする。</li><li>(3)水景施設を効果的に配置し、都市の潤いの演出に努めるものとする。</li></ul>			
		照明のデザイン	<ul><li>(1)照明は、広場等に暗がりをなくすよう配慮するとともに、外構デザインと調和するよう効果的に設置し、夜間の景観の演出に努めるものとする。</li><li>(2)光源は、眩しさを考慮して、なるべく直接見えないよう努めるものとする。</li></ul>			
		みどりのデザイン	多様な樹種を選択し、四季の移ろいを感じる緑豊かな景観を創出するものとする。 ただし、ものづくりの軸沿いについては、同一の樹種を幾何学的に配置することを推奨するものとする。			
		適	次の各号に該当する場合で、景観形成方針と合致しており、かつ、周辺の景観形成に支			

が義務付けられ
付け看板は、設
必要により表示
て表示し、若し
つ、周辺の景観
限を適用しない
ことが義務付け
表示し、又は設
表示面積が1平
<b>《八·</b> 田/頁// · Ⅰ
し、又は設置す
出するものにつ
ш <i>т</i> Э О У / (С Э

景		2 中丸子地区における景観形成の考え方及び行為の制限			
景観形成基準	景観形成の考え方	(2	) 超高層住宅による土地の高度利用とその足元周りの自然を感じさせるヒューマンスケールなゆとりの空間の両立 )「くらしの軸」の連続性に配慮した温かみと安らぎが感じられる武蔵小杉駅周辺における都市型居住環境の中核的空間の創出 ) 周辺街区との回遊性を向上させる、水と緑が彩る通り抜け通路やオープンスペースの確保 ) 通りとの一体感が感じられる歩道状空地等の確保		
	行為の制限(建築物又は工作物の形態意匠の制限)	施設計画・建築物等のデザイン	<ul><li>(1)低層部は、緑との一体感を意識し、自然素材又は温かみのあるアースカラーの素材を用いるものとする。</li><li>(2)壁面は、単調なイメージにならないようにフレーム又は外装材の形状等で変化をつけるものとする。</li><li>(3)中高層部は、遠景を意識し、明るく軽快なイメージとなるよう配色するものとする。</li></ul>		
		外壁の色彩に関する制限	(1) 建築物等の外壁の色彩は、次に掲げる範囲内とするものとする。 ア 中高層部(地上10メートルを超える部分) (ア)マンセル値で色相0YRから9.9YRの範囲であり、明度7を超え9以下かつ彩度2以下、明度6を超え7以下かつ彩度4以下又は明度5以上6以下かつ彩度6以下 (イ)マンセル値で色相0Yから5Yの範囲であり、明度7を超え9以下かつ彩度2以下又は明度5以上7以下かつ彩度4以下イ低層部(地上10メートル以下の部分) (ア)マンセル値で色相0YRから9.9YRの範囲であり、明度6を超え7以下かつ彩度4以下又は明度3.5以上6以下かつ彩度6以下 (イ)マンセル値で色相0Yから5Yの範囲であり、明度3.5以上7以下かつ彩度4以下(2)建築物等の壁面の20パーセントを超えない範囲で使用するアクセントカラーについては、前号の基準は適用しないものとする。  街区全体で街なみに配慮した建築計画及び色彩計画を定めており、かつ、都市景観審議会専門部会の意見を聴いて、市長が認めた場合、又は表面に着色していない自然石、木材、土壁、ガラス等の素材自体が持つ色彩で、かつ、周辺の街なみと調和する場合においては、外壁の色彩に関する制限によらない色彩を使用できるものとする。		
		民有地 敷地・通路・広場のデザイン 照明のご	(1) 隣接する敷地との隔たりを設けず、連続性のある設えとし、緑豊かで奥行きを感じる 開放的な空間となるよう整備するものとする。 (2) 歩道状空地の舗装の設えは、道路歩道部との調和に配慮するとともに境界には塀及び 柵を設けないものとする。 (3) 水景施設を効果的に配置し、都市の潤いの演出に努めるものとする。 (1) 照明は、演色性が高く、かつ、温かみのある光源を基調として用いるものとする。 (2) 光源は、眩しさを考慮して、なるべく直接見えないよう努めるとともに住宅地では、ヒューマンスケールに合わせた低い位置へ設置するよう努めるものとする。		
		デザイン	(3) 照明は、敷地内に暗がりをなくすよう配慮するとともに、外構デザインと調和するよう効果的に設置し、夜間の景観の演出に努めるものとする。		

		<del>-</del>
	みどりのデザイン	多様な樹種を選択し、四季の移ろいを感じる緑豊かな景観を創出するものとするものとする。
	適用除外	次の各号に該当する場合で、景観形成方針と合致しており、かつ、周辺の景観形成に支障がないと認められる場合は、建築物又は工作物の形態意匠の制限を適用しないものとする。 (1)法令によって規定された表示方法によって表示し、又は設置することが義務付けられている場合
  屋	表	(2) 一般の歩行者が、道路、公開空地等から容易に望めない部分の場合 (3) その他市長が認める場合 屋外広告物は、原則として禁止するものとする。ただし、建築物の名称を表示するものは
<b>一</b>	4. 不内容等	除くものとする。
に	配置	大きさ及び数量は、節度あるものとするものとする。
関する行為の制限	デザイン	建築物及び外構と調和したデザインとするものとする。
Σίγ	屋上広告物	建築物の上部を利用する広告物は、設置しないものとする。ただし、建築物の主たる壁面の垂直線上の上部に設ける目隠しの工作物を利用して、当該建築物の名称又はこれに類するものを切り文字で表示する場合は、この限りでない。
	電柱等利用広告物	電柱その他の柱類(以下「電柱等」という。)を利用する添加看板及び巻付け看板は、設置しないものとする。ただし、電柱等の所有者若しくは管理者が管理する必要により表示し、若しくは設置する場合又は国若しくは地方公共団体が公共的目的をもって表示し、若しくは設置する場合は、この限りでない。
	適用除外	(1) 次に掲げるものに該当する場合で、景観形成方針と合致しており、かつ、周辺の景観形成に支障がないと認められる場合は、屋外広告物等に関する行為の制限を適用しないものとする。 ア 法令によって規定された表示方法によって表示し、又は設置することが義務付けられている場合 イ 公共的目的をもって表示し、又は設置する場合 ウ 道標等の誘導案内を目的として表示し、又は設置する場合 エ 公職選挙法(昭和25年法律第100号)による選挙運動のために表示し、又は設置する場合 オ 冠婚葬祭又は祭礼等のため、一時的に表示し、又は設置する場合 カ 即時に取り外し、又は取り付けができる方法で設置する場合で、表示面積が1平方メートル以下の場合 キ 一般の歩行者が、道路、公開空地等から容易に望めない部分に表示し、又は設置する場合 ク 共同住宅等の入居募集若しくは販売広告のために表示し、又は設置する場合 ケ 工事期間中の仮囲いに表示し、又は設置する場合 コ 6月以内の仮設として表示し、又は設置する場合 サ その他市長が認める場合 (2) 地区外の建築物等に表示、又は設置された屋外広告物で、地区内に突出するものについては、屋外広告物等に関する行為の制限を適用しないものとする。

景 3 武蔵小杉駅横須賀線口駅前地区における景観形成の考え方及び行為の制					
景観形成基準	<ul><li>(1)「ものづくりの軸」と「くらしの軸」の結節点にふさわしい暖かさと端正さを兼ね備えた街なみの形成</li><li>(2)武蔵小杉駅横須賀線口交通広場周辺街区の一体感の創出</li><li>(3)街の玄関口にふさわしいランドマークの形成</li><li>(4)駅前空間にふさわしいにぎわいと開放感がある交流空間の創出</li></ul>				
行為の制限(建築物又は工作物の形態)	施設計画・建築物等のデザイン	<ul> <li>(1) 高層部は、個性あるデザインを工夫し、都会的な軽快さを演出するものとする。</li> <li>(2) 低層部は、高層部のデザインと切り替え、歩行者の目線でまとまりが感じられる街なみを演出するものとする。</li> <li>(3) 低層部は、ヒューマンスケールを演出するため、デザインに変化をもたせる等、壁面の分節化を工夫するものとする。</li> <li>(4) 駅前広場に面する街区の建築物は、駅前にふさわしい品格と商業施設等によるにぎわいを演出するために、自然石等を用いたデザインを、商業業務施設等ではガラス等を用い、内部の活動が見えるようなデザインを工夫するものとする。</li> </ul>			
態意匠の制限)	外壁の色彩に関する制限	(1)駅周辺の都会性が感じられるよう壁面の色彩は、高明度かつ低彩度の色彩を基調とするものとする。 (2)建築物等の外壁の色彩は、次に掲げる範囲内とする。なお、くらしの軸沿いの建築物は暖色系、ものづくりの軸沿いの建築物はモノトーンの色彩を基調とすることを推奨するものとする。 ア 高層部(地上20メートルを超える部分) マンセル値で色相5YRから0Yの範囲であり、明度8以上かつ彩度1以下又は明度7以上8未満(各面の見付面積の2分の1未満の範囲で、明度3以上7未満を使用できる。)かつ彩度2以下イ低層部(地上20メートル以下の部分)マンセル値で色相5YRから0Yの範囲であり、明度8以上かつ彩度2以下、明度5以上8未満かつ彩度4以下又は明度3以上5未満かつ彩度6以下(3)建築物等の壁面の20パーセントを超えない範囲で使用するアクセントカラーについては、前号の基準は適用しないものとする。  街区全体で街なみに配慮した建築計画及び色彩計画を定めており、かつ、都市景観審議会専門部会の意見を聴いて、市長が認めた場合、又は表面に着色していない自然石、木材、土壁、ガラス等の素材自体が持つ色彩で、かつ、周辺の街なみと調和する場合においては、外壁の色彩に関する制限によらない色彩を使用できるものとする。			
	民有地 敷地・通路・広場のデザイン 昭	<ul> <li>(1)歩道状空地の舗装の設えは、道路歩道部との調和に配慮するとともに、境界には塀及び柵を設けないものとする。</li> <li>(2)舗装材は、くらしの軸の連続性に配慮し、自然を感じさせる素材とするとともに、アースカラーを基調とするものとする。</li> <li>(3)駅前広場に面する街区の広場状の空地は、駅前広場との一体性及びものづくりの軸との調和に配慮したモノトーンを基調とし、歩道部とも一体的にデザインするものとする。</li> </ul>			
	照明のデ	<ul><li>(1)通りの照明は、演色性が高く、かつ、温かみのある光源を基調として用いるものとする。ただし、商業施設のにぎわいを演出する景観照明は、この限りではない。</li><li>(2)駅前広場に面する街区の広場状の空地は、駅前広場との一体性に配慮し、灯具等は直線的なデザインとするとともに、色彩はダークグレー等駅前広場の附帯施設との調和に</li></ul>			

	ザイン	配慮する。 (3) フットライト、ポールライト等を用いて、街のにぎわいを演出するものとする。
	みどりのデザイン	<ul><li>(1)緑化は、限られた空間を有効に活用し、潤いの演出に配慮しつつ、過度な植栽で街の開放感が失われないよう効果的に行うものとする。</li><li>(2)駅前広場に面する街区の広場状の空地は、都会的な景観を演出するとともに、ものづくりの軸との連続性に配慮し、規則的な配置等により植栽するものとする。</li></ul>
	適用除外	次の各号に該当する場合で、景観形成方針と合致しており、かつ、周辺の景観形成に支障がないと認められる場合は、建築物又は工作物の形態意匠の制限を適用しないものとする。 (1)法令によって規定された表示方法によって表示し、又は設置することが義務付けられている場合 (2)一般の歩行者が、道路、公開空地等から容易に望めない部分の場合 (3)その他市長が認める場合
屋外広告物等に関する行為の制限	定義	(1)「壁面看板」とは、建築物又は工作物(以下、「建築物等」という。)の壁面(建築物の主たる壁面の垂直線上の上部に設ける目隠しの工作物がある場合は、壁面に含むものとする。)に対して平面的に広告表示するもののうち、「壁面広告幕」、「窓面広告物」及び「広告塔・広告板」を除いたものをいう。 (2)「壁面広告幕」とは、布、ビニール等に広告表示し、建築物等の壁面に対して平面的に取り付けたものをいう。ただし、壁面に取り付けられた枠等に固定されたものは、壁面看板とみなす。 (3)「窓面広告物」とは、窓面の外側に広告表示するものをいう。 (4)「窓裏広告物」とは、窓、扉等のガラス部分の内側に表示される広告物で屋外から視認されるものをいう。 (5)「袖看板」とは、建築物等の壁面に取り付けられた工作物の突出面に広告表示するものをいう。 (6)「バナーフラッグ」とは、建築物等の壁面を利用した工作物等につり下げて表示する旗又はこれらに類するものをいう。 (7)「広告塔・広告板」とは、地上又は歩行者デッキの床又は地盤に固定した工作物等に広告表示されるものをいう。 (8)「電柱等利用広告物」とは、電柱その他の柱類(以下「電柱等」という。)を利用する添加看板及び巻付け看板をいう。 (9)「屋上広告物」とは、建築物の上部に広告表示するものをいう。自家広告物以外は設置しないものとする。
	容等配置	広告物又は掲出物件は、他の広告物又は掲出物件と隣接し合ったり、乱雑にならないよう にするものとする。
	照明	点滅し、又はネオン管を露出する装置は使用しないものとする。
	壁面看板・壁面広告幕	<ul> <li>(1)同一壁面を利用する全ての壁面看板の合計の面積は、30平方メートル以下とし、かつ、壁面の全面で利用する全ての壁面看板の合計の面積は、60平方メートル以下とする。ただし、建築物の1階部分に設置するもの及び公共施設の名称を表示するものの面積は、算入しないものとする。</li> <li>(2)壁面看板の地の色彩は、外壁の色彩基準の範囲内又はマンセル値で明度4以下とする。ただし、1階部分に設置するものは、この限りでない。</li> <li>(3)1階部分に設置する壁面看板は、大きさ及び設置する高さを統一し、かつ、縦の長さを0.9メートル以下とするものとする。</li> <li>(4)壁面広告幕は、設置しないものとする。</li> </ul>

窓面広告物	(1) 建築物のガラス面に直接貼り付ける広告物は、設置しないものとする。 (2) 建築物の窓面を利用し、掲示板、ショーケース等により設置する広告物に表示する文字の大きさは、縦の長さ0.6メートル以下を基本としてデザインするものとする。
・窓裏広告物	
屋上広告物	建築物の上部を利用する広告物は、設置しないものとする。ただし、建築物の主たる壁面の垂直線上の上部に設ける目隠しの工作物を利用して、当該建築物の名称又はこれに類するものを切り文字で表示する場合は、この限りでない。
袖看板	袖看板は、設置しないものとする。
バナーフラッグ	バナーフラッグは、設置しないものとする。
広告塔・広告板	広告塔及び広告板は、原則として1の建築物(当該建築物が複数のテナントに使用されている場合には、1のテナント)につき1か所とし、規模は、縦の長さ2.5メートル以下、横の長さ2メートル以下とするものとする。
置看板、立看板及び広告旗	置看板、立看板及び広告旗は、設置しないものとする。ただし、行事又は催物類の用に供するために一時的に設置する場合は、この限りでない。
電柱等利用広告物	電柱等利用広告物は、設置しないものとする。ただし、電柱等の所有者若しくは管理者が管理する必要により表示し、若しくは設置する場合又は国若しくは地方公共団体が公共的目的をもって表示し、若しくは設置する場合は、この限りでない。
適用除外	(1)次に掲げるものに該当する場合で、景観形成方針と合致しており、かつ、周辺の景観 形成に支障がないと認められる場合は、屋外広告物等に関する行為の制限を適用しない ものとする。 ア 法令によって規定された表示方法によって表示し、又は設置することが義務付け られている場合 イ 公共的目的をもって表示し、又は設置する場合 ウ 道標等の誘導案内を目的として表示し、又は設置する場合 エ 公職選挙法(昭和25年法律第100号)による選挙運動のために表示し、又は設置する場合

- オ 冠婚葬祭又は祭礼等のため、一時的に表示し、又は設置する場合
- カ 即時に取り外し、又は取り付けができる方法で設置する場合で、表示面積が1平方メートル以下の場合
- キ 一般の歩行者が、道路、公開空地等から容易に望めない部分に表示し、又は設置する場合
- ク 共同住宅等の入居募集若しくは販売広告のために表示し、又は設置する場合
- ケ 工事期間中の仮囲いに表示し、又は設置する場合
- コ 6月以内の仮設として表示し、又は設置する場合
- サ その他市長が認める場合
- (2) 地区外の建築物等に表示、又は設置された屋外広告物で、地区内に突出するものについては、屋外広告物等に関する行為の制限を適用しないものとする。

		4 グランド地区における景観形成の考え方及び行為の制限			
景観形成	(2	) 一体感のある 2 棟の超高層住宅を中心とした、「くらしの軸」の入口を飾るゲート的空間の形成 形成 ) 「くらしの軸」の連続性に配慮した温かみと安らぎが感じられる都市型居住環境の創出			
の考え方		) 通りとの一体性が感じられる緑豊かな敷地内の憩いの空間の創出 ) 武蔵小杉駅南口駅前広場との一体感の確保			
行為の制限(建築物又は工作物の形態意匠の制限)	施設計画・建築物等のデザイン 外壁の色彩に関する制限	(1)武蔵小杉駅南口線をはさむ2棟の建築物を統一したデザインとし、通りのゲートを構成するデザインを工夫するものとする。 (2)高層部は、ランドマーク性を強調した表情豊かなデザインを工夫するものとする。 (3)低層部は、高層部のデザインと切り替え、歩行者の目線でまとまりが感じられる街がみを演出するものとする。 (4)低層部は、駅前広場からの通りのにぎわいを演出するために、商業施設等ではガラン等を用い内部の活動が見えるようなデザインを工夫するものとする。 (5)低層部は、ヒューマンスケールを演出するため、デザインに変化をもたせる等、壁間の分節化を工夫するものとする。 (6)駅前広場前の交差点に面する建築物のコーナー部は、各建築物のコーナー部と呼応させたデザインを工夫し、「街のゲート」をイメージさせるよう演出するものとする。 (1)温かみのある街なみを演出するためアースカラーを基調色として用いるものとする。 (2)建築物等の外壁の色彩は、次に掲げる範囲内とするものとする。 で高層部(地上20メートルを超える部分)マンセル値で色相5YRから0Yの範囲であり、明度8以上かつ彩度1以下又は明度5以上8未満かつ彩度2以下イで層部(地上20メートル以下の部分)マンセル値で色相5YRから0Yの範囲であり、明度8以上かつ彩度2以下、明度5以上8未満かつ彩度4以下又は明度3以上5未満かつ彩度6以下 (3)建築物等の壁面の20パーセントを超えない範囲で使用するアクセントカラーについては、前号の基準は適用しないものとする。 街区全体で街なみに配慮した建築計画及び色彩計画を定めており、かつ、都市景観審議会専門部会の意見を聴いて、市長が認めた場合、又は表面に着色していない自然石、木材、力壁の色彩に関する制限によらない色彩を使用できるものとする。			
	有地 敷地・通路・広場のデザイン	び柵を設けないものとする。 (2) 水景施設を効果的に配置し、都市の潤いの演出に努めるものとする。 (3) 舗装材は、くらしの軸の連続性に配慮し、自然を感じさせる素材とするとともに、色彩は、アースカラーを基調とするものとする。  (1) 通りの照明は、演色性が高く、かつ、温かみのある光源を基調として用いるものとす			
	照明のデザイン	(1) 通りの無明は、演色性が高く、かり、価がみのある光線を基調として用いるものとする。ただし、商業施設のにぎわいを演出する景観照明は、この限りではない。 (2) 光源の眩しさを考慮して、なるべく光源が直接見えないよう努めるものとする。 (3) 照明は、敷地内に暗がりを無くすよう配慮するとともに、外構デザインと調和する。 う効果的に設置し、夜間の景観の演出に努めるものとする。			

	みどりのデザイン	植栽は、多様な樹種を不規則に配置し、自然的な森を感じさせる緑豊かな景観を創出するものとする。
	適用除外	次の各号に該当する場合で、景観形成方針と合致しており、かつ、周辺の景観形成に支障がないと認められる場合は、建築物又は工作物の形態意匠の制限を適用しないものとする。 (1)法令によって規定された表示方法によって表示し、又は設置することが義務付けられている場合 (2)一般の歩行者が、道路、公開空地等から容易に望めない部分の場合
		(3) その他市長が認める場合
屋外広告物等に関する行為の制限	定義	(1)「壁面看板」とは、建築物又は工作物(以下、「建築物等」という。)の壁面(建築物の主たる壁面の垂直線上の上部に設ける目隠しの工作物がある場合は、壁面に含むものとする。)に対して平面的に広告表示するもののうち、「壁面広告幕」、「窓面広告物」及び「広告塔・広告板」を除いたものをいう。 (2)「壁面広告幕」とは、布、ビニール等に広告表示し、建築物等の壁面に対して平面的に取り付けたものをいう。ただし、壁面に取り付けられた枠等に固定されたものは、壁面看板とみなす。 (3)「窓面広告物」とは、窓面の外側に広告表示するものをいう。 (4)「窓裏広告物」とは、窓、扉等のガラス部分の内側に表示される広告物で屋外から視認されるものをいう。 (5)「袖看板」とは、建築物等の壁面に取り付けられた工作物の突出面に広告表示するものをいう。 (6)「バナーフラッグ」とは、建築物等の壁面を利用した工作物等につり下げて表示する旗又はこれらに類するものをいう。 (7)「広告塔・広告板」とは、地上又は歩行者デッキの床又は地盤に固定した工作物等に広告表示されるものをいう。 (8)「電柱等利用広告物」とは、電柱その他の柱類(以下「電柱等」という。)を利用する添加看板及び巻付け看板をいう。
	表示内容等	(9)「屋上広告物」とは、建築物の上部に広告表示するものをいう。 自家広告物以外は設置しないものとする。
•	配置	広告物又は掲出物件は、他の広告物又は掲出物件と隣接し合ったり、乱雑にならないようにするものとする。
	照明	点滅し、又はネオン管を露出する装置は使用しないものとする。
	壁面看板・壁面広告幕	<ul> <li>(1)同一壁面を利用する全ての壁面看板の合計の面積は、30平方メートル以下とし、かつ、壁面の全面で利用する全ての壁面看板の合計の面積は、60平方メートル以下とするものとする。ただし、建築物の1階部分に設置するもの及び公共施設の名称を表示するものの面積は算入しないものとする。</li> <li>(2)壁面看板の地の色彩は、外壁の色彩基準の範囲内又はマンセル値で明度4以下とするものとする。ただし、1階部分に設置するものは、この限りではない。</li> <li>(3)1階部分に設置する壁面看板は、大きさ及び設置する高さを統一し、かつ、縦の長さを0.9メートル以下とするものとする。</li> <li>(4)壁面広告幕は、設置しないものとする。</li> </ul>

窓面広告物	(1) 建築物のガラス面に直接貼り付ける広告物は、設置しないものとする。 (2) 建築物の窓面を利用し、掲示板、ショーケース等により設置する広告物に表示する文字の大きさは、縦の長さ0.6メートル以下を基本としてデザインするものとする。
・窓裏広告物	
屋上広告物	建築物の上部を利用する広告物は、設置しないものとする。ただし、建築物の主たる壁面の垂直線上の上部に設ける目隠しの工作物を利用して、当該建築物の名称又はこれに類するものを切り文字で表示する場合は、この限りでない。
袖看板	袖看板は、設置しないものとする。
広告塔·広告板	広告塔及び広告板は、原則として1の建築物(当該建築物が複数のテナントに使用されている場合には、1のテナント)につき1か所とし、規模は、縦の長さ2.5メートル以下、横の長さ4メートル以下とするものとする。
置看板・立看板及び広告旗	置看板、立看板及び広告旗は、設置しないものとする。ただし、行事又は催物類の用に供するために一時的に設置する場合は、この限りでない。
電柱等利用広告物	電柱等利用広告物は、設置しないものとする。ただし、電柱等の所有者若しくは管理者が管理する必要により表示し、若しくは設置する場合又は国若しくは地方公共団体が公共的目的をもって表示し、若しくは設置する場合は、この限りでない。
適用除外	(1) 次に掲げるものに該当する場合で、景観形成方針と合致しており、かつ、周辺の景観形成に支障がないと認められる場合は、屋外広告物等に関する行為の制限を適用しないものとする。  ア 法令によって規定された表示方法によって表示し、又は設置することが義務付けられている場合 イ 公共的目的をもって表示し、又は設置する場合 ウ 道標等の誘導案内を目的として表示し、又は設置する場合 エ 公職選挙法(昭和25年法律第100号)による選挙運動のために表示し、又は設置する場合 オ 冠婚葬祭又は祭礼等のため、一時的に表示し、又は設置する場合 カ 即時に取り外し、又は取り付けができる方法で設置する場合で、表示面積が1平方メートル以下の場合 キ 一般の歩行者が、道路、公開空地等から容易に望めない部分に表示し、又は設置する場合 ク 共同住宅等の入居募集若しくは販売広告のために表示し、又は設置する場合

	ケ 工事期間中の仮囲いに表示し、又は設置する場合 コ 6月以内の仮設として表示し、又は設置する場合 サ その他市長が認める場合 (2)地区外の建築物等に表示、又は設置された屋外広告物で、地区内に突出するものについては、屋外広告物等に関する行為の制限を適用しないものとする。
--	---

景 5 武蔵小杉駅南口駅前地区における景観形成の考え方及び行為の制限 観 (1) 東街区は「くらしの軸」の景観コンセプトを踏まえた温かみと安らぎのある街なみ、西街 形 区は「シビック軸」の景観コンセプトを踏まえた親しみと落ち着きのある街なみの形成と両 成 形 街区の一体感の創出 基 ĦΫ (2) 街の玄関口にふさわしいランドマークの形成 進  $\mathcal{D}$ 老 (3) 駅前空間にふさわしいにぎわいと潤いが感じられる交流空間の創出 (4) 地区のまとまりを創出する外周歩行者空間の創出 (1)高層部は、武蔵小杉駅周辺の核としての存在感を感じさせるデザインとするとともに、 行 為 グランド地区とは一定の差別化を図り東街区及び西街区の一体感を強調するため、両街 設  $\mathcal{O}$ 区ともにフレーム等の工夫により安定感のある落ち着いたデザインで統一するものと 制 画 する。 限 (2)頂部のデザインは、明度の高い色彩を用い軽快な印象を与えるよう工夫するとともに、 (建 東街区及び西街区における共通性を意識したデザインとするものとする。 築物又は (3) 低層部は、高層部のデザインと切り替え、歩行者の視線でまとまりが感じられる街な みを演出するものとする。  $\mathcal{O}$ (4) 低層部は、ヒューマンスケールを演出するため、デザインに変化をもたせる等、壁面 I. ザ 作 の分節化を工夫するものとする。 物 (5) 低層部は、にぎわいを演出するために、ガラス等によりできるだけ内部の活動が見え  $\mathcal{O}$ るようにするものとする。 形 態意匠 (6) 駅前広場前の交差点に面する建築物のコーナー部は、各建築物のコーナー部と呼応さ せたデザインを工夫し、「街のゲート」をイメージさせるよう演出するものとする。 (7) 駅舎等は、壁面の分節化やガラス等を用いたにぎわいを創出するデザインを工夫する 0 制 ものとする。 限 (1)温かみのある街なみを演出するためアースカラーを基調色として用い、くらしの軸の 壁 街なみの連続性に配慮するものとする。 (2) 駅舎等は、地区の一体的な印象を与えるため、基調色等にアースカラーを用いるもの  $\mathcal{O}$ 色 とする。 彩 (3) 建築物等の外壁の色彩は、次に掲げる範囲内とするものとする。 に ア 頂部 (建築物の最上部から20メートルの範囲の部分) 関 マンセル値で色相5YRから0Yの範囲であり、明度8以上かつ彩度1以下 す イ 高層部(地上20メートルを超える部分) マンセル値で色相5YRから0Yの範囲であり、明度8以上かつ彩度1以下又は る 制 明度5以上8未満かつ彩度2以下 限 ウ 低層部(地上20メートル以下の部分) マンセル値で色相5YRから0Yの範囲であり、明度8以上かつ彩度2以下、明度 5以上8未満かつ彩度4以下又は明度3以上5未満かつ彩度6以下 (4)建築物等の壁面の20パーセントを超えない範囲で使用するアクセントカラーについ ては、前号の基準は適用しないものとする。 街区全体で街なみに配慮した建築計画及び色彩計画を定めており、かつ、都市景観審議会 専門部会の意見を聴いて、市長が認めた場合、又は表面に着色していない自然石、木材、土 壁、ガラス等の素材自体が持つ色彩で、かつ、周辺の街なみと調和する場合においては、外 壁の色彩に関する制限によらない色彩を使用できるものとする。 (1)歩道状空地の舗装の設えは、道路歩道部との調和に配慮するとともに、境界には塀及 民 び柵を設けないものとする。 地 (2) 武蔵小杉駅を中心とした交流の核としての一体感をもたせるために、地区を囲むルー プ状の道路を統一的にデザインするものとする。 (3) 舗装材の色彩は、武蔵小杉駅南口線との連続性に配慮したアースカラーに、都会的な 地 景観を演出するため、グレーを混色させるものとする。 诵 路 広 場 照 (1) 通りの照明は、演色性が高く、かつ、温かみのある光源を基調として用いるものとす 眀 る。ただし、商業施設のにぎわいを演出する景観照明は、この限りでない。  $\mathcal{O}$ (2) 通りの照明は、くらしの軸との連続性に配慮し、灯具等は丸みを帯びたデザインとす

(3) 建築物をライトアップする等、武蔵小杉駅を中心とした交流の核としての象徴性を高

るとともに、色彩はダークグリーンとするものとする。

デ

ボ

	1						
	イ   めるよう工夫するものとする。   ン (4)フットライト、ポールライト等を用いて、街のにぎわいを演出するものとする。						
		/	(4) フットライト、ポールライト等を用いて、街のにぎわいを演出するものとする。				
		みど	緑化は、限られた空間を有効に活用し、潤いの演出に配慮しつつ、過度な植栽で街の開放 感が失われないよう効果的に行うものとする。				
		b)	/記://-	·人424いよいよ ア <u>州</u> 末月110円	1 / ものとりる。		
		Ø					
		デザイ					
		シ					
		適			景観形成方針と合致しており、		
		用		ないと認められる場合は、	建築物又は工作物の形態意匠の	制限を適用しないものとす	
		除外	る。	\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \			
		71	(1		表示方法によって表示し、又は	設置することが義務付けられ	
			( 0	ている場合		±17.1 0.1 □ A	
					公開空地等から容易に望めない	部分の場合	
		<b>→</b>	(3	)その他市長が認める場合			
	屋	区八		東街区	西街区	東急武蔵小杉駅	
	外広	分	(1	) 「低屋切」 ) / 4 4 1.1			
	告	定		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	0メートル&下の部分をいう。 0メートルを超え地上45メー	しょいての如ハないる	
	物	義			- 5メートルを超える部分をいう		
	等				:又は歩行者デッキ(以下「接地		
	に			階のうち、接地面に接して			
	関				: かる品がという。 :物又は工作物(以下「建築物等	」という )の辟面(建築物	
	す		(0		上部に設ける目隠しの工作物が		
	る				こ広告表示するもののうち、「昼		
	行			及び「広告塔・広告板」を			
	為			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	、ビニール等に広告表示し、建	築物等の壁面に対して平面的	
	0)			· -	ただし、壁面に取り付けられた		
	制			面看板とみなす。			
限 (7)「ショーウィンドウ」とは、建築物の壁面に設置する掲出物件(外面						出物件(外面がガラス等で覆	
				われているものに限る。)	を利用して広告表示するものを	いう。	
					【面の外側に広告表示するものを		
(9)「窓裏広告物」とは、窓、扉等のガラス部分の内側に表示						示される広告物で屋外から視	
				認されるものをいう。			
			(10	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	「壁面看板」のうち、建築物等		
					に広告表示するもので、一辺の	長さが壁面看板の大きさの基	
			(11	準の一辺あたりの長さを超		<b>やっか</b> リエンマととまったマメ	
			(11		等の壁面に取り付けられた工作	初の突出面に広告表示するも	
			(19	のをいう。 ハ 「バナーフラッガ」しけ	、建築物等の壁面を利用したエ	佐物竿につり下げて丰子する	
				加 「ハノーノフラク」 こは 旗又はこれらに類するもの		IF物等にラグ下りで表示する	
						、接地範囲の床又は地盤に固定	1 た工作物等に広生素示され
			(10	グ 「本口石 本口板」とは るものをいう。	、放地範囲ッパスは地面に固た	した工作の寺に四日衣がです。	
			(14	· ·	は、電柱その他の柱類(以下「	雷柱等」という )を利用す	
			(1)	る添加看板及び巻付け看板			
			(15		築物の上部に広告表示するもの。	をいう。	
				·	示期間が3月を超えないものを		
					もので、枠の設置期間が3月を		
		下	配		集約化し、抑制に努めるとともに		
		記	置	乱雑にならないような配	置を工夫するものとする。		
		0					
		各	表	広告物は、自己の氏名、	名称、店名若しくは商標又は自	己の事業若しくは営業の内容	
		項	示	を表示するため、自己の何	主所等に表示するものに限るもの	のとする。	
		目	内宏				
		に	容				
		共					

		通	形	広	告物の形状は、切文字式とすることを推奨するものとする。			
		す	状					
		る						
		事	照	,	) 電球等により点滅を繰り返す装置を使用した広告物は、設置しないものとする。			
		項	明	(2	)ネオン管灯を露出して使用する広告物は設置しないものとする。ただし、ネオン管灯(2色以内を推奨する。)を、切文字式の広告物の文字の一部として線状に			
					使用する場合は、この限りでない。			
		) 「地」が発光する箱型内照式看板の使用は、避けることを推奨するものとする。						
		)広告物の照明は、過度な明るさを避け、温かみのある雰囲気を演出する光源の						
	使用を推奨するものとする。ただし、切文字式の広告物で、節度ある落 色合いと明るさの照明を使用する場合を除く。							
			色	広告物のデザインは、色数及び文字数を可能な限り少なくするとともに、文字				
			彩		の形状若しくは配置が乱雑にならないように配慮し、シンプルで洗練されたデザ			
			文	イン	となるよう工夫するものとする。			
			字	色彩	(1) 広告物に使用する色彩は、原則として3色(色相及び彩度が同じ値の色彩は、1色とみなす。) 以内とし、蛍光色は使用しないものとする。			
			のデ	彩	(2) 広告物に使用する色彩の中に明度4以上かつ彩度4以上の色彩が含まれる			
			デザ		場合は、広告物に使用する色彩の数を2色(色相及び彩度が同じ値の色彩は、			
			イン		1色とみなす。) 以内とするよう努めるものとする。			
					(3) 広告物の「地」の部分には、明度4以下又は彩度4以下の色彩を使用する			
					ことを推奨するものとする。ただし、やむを得ず広告物の「地」の部分に明			
					度4かつ彩度4を超える色彩を使用する場合は、次に掲げる範囲内とするよ			
					う努めるとともに、広告物の文字の部分に使用する色彩を明度4以下又は彩			
					度 4 以下とするよう努めるものとする。 ア 色相 0 R から 9 . 9 R の範囲であり、明度 5 以下かつ彩度 1 4 以下、明			
					度5を超え7以下かつ彩度8以下			
					イ 色相0YRから9.9YRの範囲であり、明度6以下かつ彩度14以下、			
					明度6を超え7以下かつ彩度8以下			
					ウ 色相0Yから2.4Yの範囲であり、明度8以下かつ彩度14以下			
					エ 色相2.5 Υから9.9 Υの範囲であり、明度7以下かつ彩度10以下			
					オ 色相0GYから9.9GYの範囲であり、明度7以下かつ彩度10以下			
			カ 色相0Gから9.9Pの範囲であり、明度5以下かつ彩度10以下、明度5を超え7以下かつ彩度8以下					
					キ 色相 0 RPから 9.9 RPの範囲であり、明度 5 以下かつ彩度 1 2 以下、			
					明度5を超え7以下かつ彩度8以下			
					(4)第1号から第3号に掲げる基準において、アクセントとして小さい面積(文			
					字として使用する場合は文字面積の15パーセント以下、文字以外の部分で			
					使用する場合は文字以外の部分の面積の15パーセント以下とし、かつ、そ			
					の合計が広告面積の15パーセント以下であるものに限る。)で使用する色			
					彩、会社名等に係るロゴタイプ (図形として一体的にデザインされ、かつ、原則として、色彩、字体を含めた図形として商標登録されたもの。) として使			
					用する色彩及び写真等(乱雑でないものに限る。)の一部として使用する色			
					彩で市長が認めた場合については、適用しないものとする。			
				-	(1) 広告物の文字面積は40パーセント以下とするとともに、原則として、広			
				文字	告物の文字面積の3分の2以上の部分を8文字以下(会社名等の単一の固有			
					名称を使用する場合で、当該固有名称の文字数が8文字を超える場合は、当			
					該固有名称の文字数とする。)の単一の文節で構成するよう努めるものとす			
					る。ただし、広告物の文字面積を20パーセント以下とした場合は、この限りでない。			
					(2)前号に掲げる基準において、広告物の文字面積の10分の9以上の部分を			
					4 文字以下の単一の文節で構成し、文字の大きさ、色、字体及び文字の水平			
					方向又は垂直方向の位置を揃える等、一定のまとまりを持たせて配置した場			
					合は、広告物の文字面積を50パーセントまで拡大できるものとする。			
					(3)第1号に掲げる基準において、広告物の文字数を4文字以下の単一の文節			
					で構成し、文字の大きさ、色、字体及び文字の水平方向又は垂直方向の位置を揃える等、一定のまとまりを持たせて配置した場合は、広告物の文字面積			
					を 6 0 パーセントまで拡大できるものとする。			
					(4) アルファベット等の音素文字等の場合は、第1号から第3号に掲げる基準			
					に係る文字数の算出を行う際に、文字数に2分の1を乗じて計算できるもの			

とする。

(5) 第1号から第4号に掲げる基準は、枠付懸垂幕等、仮設広告物又は接地範囲に設置する2平方メートル以下の広告物については、適用しないものとする。

壁面看板・壁面広告募

- (1)壁面看板は、中層部の高さを超える位置に設置してはならないものとする。ただし、高層部において、当該建築物の壁面の上端から10メートルの範囲において、当該建築物の名称若しくはこれに類するものを切り文字で表示し、かつ、その面積に2分の1を乗じて計算した面積の合計が、当該広告物を設置する主たる壁面の頂部から10メートルの範囲の面積の15パーセント以下とする場合又は共同住宅における居住者の入居開始前に行う入居募集若しくは販売広告のために表示し、若しくは設置する場合は、この限りでない。
- (2)壁面広告幕は、中層部の高さを超える位置に設置して はならないものとする。ただし、共同住宅における居住者 の入居開始前に行う入居募集又は販売広告のために表示 し、若しくは設置する場合は、この限りでない。
- (3) 低層部に設置する壁面看板及び壁面広告幕の面積の合計は、当該広告物を設置する壁面の低層部の面積の15パーセント以下(切り文字の場合は、当該切り文字の面積に2分の1を乗じて計算する。)とするものとする。ただし、ショーウィンドウの内側に設置する場合又は共同住宅における居住者の入居開始前に行う入居募集若しくは販売広告のために表示し、若しくは設置する場合は、この限りでない。
- (4) 中層部に設置する壁面看板及び壁面広告幕の面積の合計は、当該広告物を設置する壁面の中層部の面積の5パーセント以下(切り文字の場合は、当該切り文字の面積に2分の1を乗じて計算する。)とするものとする。ただし、共同住宅における居住者の入居開始前に行う入居募集又は販売広告のために表示し、若しくは設置する場合は、この限りでない。
- (5)壁面看板(仮設広告物及び枠付懸垂幕等を除く。)の大きさは、1点につき縦の長さ5メートル以下、横の長さ5メートル以下(共同住宅における居住者の入居開始前に行う入居募集若しくは販売広告のために表示し、若しくは設置する場合、縦の長さ3メートル以下の切り文字とする場合又は建築物の壁面の上端から10メートルの範囲において、縦の長さ5メートル以下の切り文字とする場合は、この限りでない。)とし、複数の広告物を連続して設置する場合は、その大きさ、設置する位置及び間隔を揃えるものとする。ただし、建築物の形状等により、当該基準の適合が難しいと判断される場合は、可能な限りとするものとする。
- (6)接地範囲の開口部の上部に設置する壁面看板は、縦の 長さ1メートル以下とし、かつ、同一の寸法で統一することを推奨するものとする。

- (1)壁面看板は、接地範囲 の高さを超える位置に 設置してはならないも のとする。ただし、当該 建築物の名称若しくは テナントの名称を表示 する場合は、この限り でない。
- (2)壁面広告幕は、接地範囲の高さを超える位置に設置してはならないものとする。
- (4)接地範囲以外に設置する壁面看板の面積の合計は、当該広告地範囲以外の面が表立。 設置する壁面の接面の接地ででは、 設置する壁面の接地ででは、 が、イーセント以ですの場合は、 り文字の場合は、 り文字の面積に り文字の面で計算する。 とするものとする。
- (5)壁面看板(仮設広告物 及び枠付懸垂幕等を除 く。) の大きさは、1点 につき縦の長さ5メー トル以下、横の長さ5 メートル以下(縦の長 さ3メートル以下の切 り文字とした場合は、 この限りでない。)と し、複数の広告物を連 続して設置する場合 は、その大きさ、設置す る位置及び間隔を揃え るものとする。ただし、 建築物の形状等によ り、当該基準の適合が 難しいと判断される場 合は、可能な限りとす

	るものとする。 (6)接地範囲の開口部の 上部に設置する壁面看 板は、縦の長さ1メー トル以下とし、かつ、同 ーの寸法で統一するこ とを推奨するものとす る。
枠付懸垂幕等	枠付懸垂幕等は設置しない 特付懸垂幕等は、できるだ け設置しないこととし、やむ おのとする。 お得ず設置する場合は、広告 表示期間を6月以内とした上で、同一内容のものを繰り返し表示しないものとする。この場合において、枠付懸垂幕 等の1壁面あたりの面積の合計は、設置する壁面の面積の 3パーセント以下とし、かつ、1の建築物あたり2か所以内とするものとする。
窓面広告物・窓裏広告物	<ul> <li>(1)窓面広告物又は窓裏広告物に表示する文字の大きさは、縦の長さ0.6メートル以下を基本とするものとする。</li> <li>(2)窓面広告物又は窓裏広告物は、窓面に直接貼り付けず、室内側に表示することを推奨するものとする。</li> <li>(3)窓面広告物の面積の合計は、当該広告物を設置する壁面について、階ごとの窓面積の合計の20パーセント以下とし、窓裏広告物の面積の合計は、当該広告物を設置する壁面について、階ごとの窓面積の合計に20パーセントを乗じた面積から窓面広告物の面積を差し引いた面積以下とするものとする。ただし、仮設広告物の場合、共同住宅における居住者の入居開始前に行う入居募集若しくは販売広告のために表示し、若しくは設置する場合(東急武蔵小杉駅を除く。)、窓面広告物及び窓裏広告物の1壁面あたりの面積の合計が当該壁面の3パーセント以下の場合又は窓に直接貼り付けて表示する広告物を表示若しくは設置しない場合は、この限りでない。なお、切り文字の場合は、当該切り文字の面積に2分の1を乗じて計算することができるものとする。</li> <li>(4)窓面広告物又は窓裏広告物を複数階の窓面に設置する場合は、設置位置及び幅を統一するものとする。ただし、仮設広告物の場合は、この限りでない。</li> </ul>
屋上広告物	建築物の上部を利用する広告物は、設置しないものとする。ただし、建築物の主たる壁面の垂直線上の上部に設ける目隠しの工作物を利用して、当該建築物の名称又はこれに類するものを切り文字で表示する場合は、この限りでない。
袖看板	<ul><li>(1) 袖看板は、接地範囲以外の位置には設置しないものとする。</li><li>(2) 接地範囲に設置する袖看板の下端は、接地面から2.5メートル以上とするものとする。</li><li>(3) 接地範囲に設置する袖看板は、大きさ及び接地面からの高さを統一し、縦の長さ0.7メートル以下、壁面からの出幅1メートル以下とするものとする。</li></ul>
バナーフラッグ	バナーフラッグの大きさは、横の長さ1メートル以下とし、地上からの高さを揃えて設置 するものとする。
置看板、	置看板、立看板及び広告旗(バナーフラッグを除く。)は、設置しないものとする。
立看板及	

び	
広生	
告姪	
旗 広告塔・広告板 映像装置	(1) 広告塔及び広告板は、縦の長さ2.5メートル以下、横の長さ5メートル以下、表示面積の合計25平方メートル以下とするものとする。ただし、建築物の名称又はこれに類するものを表示する広告塔及び広告板を敷地の入口付近に設置する場合は、縦の長さ6メートル以下、横の長さ1.5メートル以下、表示面積の合計18平方メートル以下とするものとする。 (2) 広告塔及び広告板は、主要な入口あたり1か所(敷地の入口付近に設置する場合は、敷地の入口あたり1か所)の設置を基本とし、やむを得ず複数設置する場合は、できるだけ集約化するとともに、大きさ及び位置を揃えるよう努めるものとする。 (1) 画像、文字等の映像を映し出す広告物は、接地範囲のみの設置と映し出す広告物は、接地範囲のみの設置と地範囲のみの設置と地範囲のみの設置と地範囲のみの設置と地範囲のみの設置と地範囲のみの設置と地範囲のみの設置とがよりまた。
	か所(当該壁面が複数の テナントに使用されている場合には、1の ト当たり1か所)までとするものとする。 (2) 画像、文字等の映像を 映し出す広告物の規模 は、1壁面当たり3平方 メートル以下とするものとする。 とする。 (2) 画像、文字等の映像を 映し出す広告物の規模 は、1壁面当たり3平方 メートル以下とするものとする。 とする。 (2) 画像、文字等の映像を 除く。)壁面広告幕、窓面 広告物、被動とする。 (2) 画像、文字等の映像を 除く。)壁面広告幕、窓面 広告物、被看板及びパナーフラッグ を設置しない場合は、1 の建築物当たり1か所ま で設置できるものとする。 (2) 画像、文字等の映像を 映し出す広告物の規模 は、1壁面当たり3平 方メートル以下とするものとする。 (2) 画像、文字等の映像を 映し出す広告物の規模 は、1壁面当たり5平方 メートル以下とするものとする。 (2) 画像、文字等の映像を 映し出す広告物の規模 は、1壁面当たり5平方 メートル以下とするものとする。 ただし、前号た だし書に規定する広告物 については、15平方メ ートル以下とするものと する。
電柱等利用広告物	電柱等利用広告物は、設置しないものとする。ただし、電柱等の所有者若しくは管理者が管理する必要により表示し、若しくは設置する場合又は国若しくは地方公共団体が公共的目的をもって表示し、若しくは設置する場合は、この限りでない。
適用除外	(1)次に掲げるものに該当する場合で、景観形成方針と合致しており、かつ、周辺の景観 形成に支障がないと認められる場合は、屋外広告物等に関する行為の制限を適用しない ものとする。 ア 法令によって規定された表示方法によって表示し、又は設置することが義務付け られている場合 イ 公共的目的をもって表示し、又は設置する場合 ウ 道標等の誘導案内を目的として表示し、又は設置する場合 エ 公職選挙法(昭和25年法律第100号)による選挙運動のために表示し、又は設

置する場合

- オ 冠婚葬祭又は祭礼等のため、一時的に表示し、又は設置する場合
- カ 即時に取り外し、又は取り付けができる方法で設置する場合で、表示面積が1平方メートル以下の場合
- キ 一般の歩行者が、道路、公開空地等から容易に望めない部分に表示し、又は設置する場合
- ク その他市長が認める場合
- (2) 地区外の建築物等に表示、又は設置された屋外広告物で、地区内に突出するものについては、屋外広告物等に関する行為の制限を適用しないものとする。

	景観形成基準	Ħ
		I
スカー 行為の制限(建築物又は工作物の形態意匠の制限)	一景鶴形成の考え方一気	

設計

画

建

築物

等

のデ

ザ

イ

壁の

色彩

関

す

る

制

限

6 新丸子東3丁目北部地区における景観形成の考え方及び行為の制限

- (1) 交流の核の一翼を担う、街の玄関口にふさわしいアイストップの形成と、業務機能と都市型住居機能が連続したゆとりと安らぎの醸成
- (2) 効果的に配置された緑と低層部での建築デザインの切り替えといった、ヒューマンスケールに配慮した設えによる、開放的で憩いの感じられる空間の創出
- (3) 武蔵小杉駅南口駅前広場との一体感の確保
  - (1)商業又は業務機能を有する建築物の低層部は、大きな開口部や開放的なデザインとし、 ガラス等を用いて内部の活動が見えるようにするなどにぎわいの演出に配慮するもの とする。
  - (2) 低層部は、中高層部のデザインと切り替え、歩行者の目線でまとまりが感じられる街なみを演出するものとする。
  - (3) 低層部は、ヒューマンスケールを演出するため、デザインに変化をもたせるなど壁面の分節化を工夫するものとする。
  - (4) 建築物の壁面が長大となる場合は、スリットを設けるか、又は壁面のデザインを分節 化する等、圧迫感を軽減させる工夫に努めるものとする。
  - (5) 建築物の外壁の素材は、汚れにくく、変色しにくい等、美観の持続性に配慮した質の高い素材を使用するものとする。
  - (6) 建築物付帯施設又は屋外設備類は、設置位置、垣、柵等の囲いの形態等に配慮して、 周辺から直接見えにくくするとともに、建築物と一体的にデザインするよう努めるもの とする。
  - (7)窓のデザインは、壁面全体のバランスを考え、配置、形状及び割り付けに配慮するものとする。
  - (8) 商業又は業務機能を有する建築物では、通りと接する部分において、建築物の形状を 工夫し、歩行者を引き込むような開放的な空間を創出するとともに、エントランス部を 開放的なデザインとするよう努めるものとする。
  - (9) 日除けテントを設置する場合は、窓全面を覆ってはならず、その色彩は、原則として 落ち着いたものとするものとする。
  - (1)武蔵小杉駅南口駅前広場と既成市街地に挟まれた地区となるため、駅前広場からの連続性に配慮しつつ周囲と調和する街なみとなるよう配色するものとする。
  - (2) 建築物等の外壁の色彩は、次に掲げる範囲内とするものとする。
    - ア 中高層部(地上10メートルを超える部分)

マンセル値で色相 5 Y R から 4.9 Y の範囲であり、明度 8 以上かつ彩度 1 以下又は明度 5 以上 8 未満 (各面の見付面積の 5 分の 3 未満の範囲で、明度 3 以上 5 未満を使用できる。) かつ彩度 2 以下

イ 低層部(地上10メートル以下の部分)

マンセル値で色相5YRから4.9Yの範囲であり、明度8以上かつ彩度2以下、明度5以上8未満かつ彩度4以下又は明度3以上5未満かつ彩度6以下

(3) 建築物等の壁面の20パーセントを超えない範囲で使用するアクセントカラーについては、前号の基準は適用しないものとする。

街区全体で街なみに配慮した建築計画及び色彩計画を定めており、かつ、都市景観審議会専門部会の意見を聴いて、市長が認めた場合、又は表面に着色していない自然石、木材、土壁、ガラス等の素材自体が持つ色彩で、かつ、周辺の街なみと調和する場合においては、外壁の色彩に関する制限によらない色彩を使用できるものとする。

民有地

敷地

通路

及

び広

場

- (1) 通りと敷地の境界には、原則として塀及び柵を設けないものとする。
- (2)舗装材は、武蔵小杉駅南口駅前広場との連続性に配慮するとともに、自然を感じさせる素材とし、既成市街地側では暖色系のアースカラーを基調とするものとする。
- (3) 敷地内の舗装の仕上げは、歩道と調和するよう配慮するものとする。
- (4) 外壁の後退などにより生じた空間や広場は、道路等の公共空間と一体となった開放的な空間として整備するよう努めるものとする。
- (5)敷地内通路については、自然素材又は質感のある舗装材を使用するよう努めるものとする。
- (6) 車止め、街灯、誘導サイン、ベンチその他の工作物は、シンプルで洗練されたデザインとするものとする。
- (7) 車止め等は、原則として「地」の色彩となる低明度の色又は金属等の素材色とするものとする。
- (8) 通り抜けが可能な通路、小広場等を設け、回遊性の確保及び奥行きのある歩行者空間

130

	0	の形成に努めるものとする。
	デ	
	ザ	
	イ	
	ン	
	照	(1)屋外照明は、省エネルギー効果の高い物の使用に努めるとともに、原則として過度に
	明	点滅する照明は使用しないものとする。
	のデ	(2) 建築物の外構に設置される屋外照明で道路から視認されるものは、演色性が高く、か
	ザ	つ、温かみのある光源を基調とするものとする。
	イン	(3) 建築物の低層部の室内において使用する照明は、演色性が高く、かつ、温かみのある
		ものとするよう努めるものとする。ただし、にぎわいを演出する良質な景観照明、又は 用途上やむを得ない場合は、この限りでない。
		一角速上でむを得ない場合は、この限りでない。   (4) 光源の眩しさを考慮して、できるだけ光源が直接見えないように努めるものとする。
		(4) 元族の眩しさを考慮して、できるだけ元族が直接兄んないように劣めるものとする。 (5) 屋外照明は、照度の確保及び外構デザインとの調和に配慮するものとする。
		(6) 夜間の景観を演出するために効果的に設置するよう努めるものとする。
	み	(1) 植栽は、多様な樹種を規則的に配置し、緑豊かな景観を創出するものとする。
	ど	(2)緑化の空間の演出等により、潤いのある景観の形成に努めるものとする。
	Ŋ	(3)接道部、開放的な空間、建築物の屋上等は、可能な限り緑化に努めるものとする。
	の	(6)
	デ	
	ザ	
	1	
	ン	
	適	次の各号に該当する場合で、景観形成方針と合致しており、かつ、周辺の景観形成に支
	用用	障がないと認められる場合は、建築物又は工作物の形態意匠の制限を適用しないものとす
	除	る。
	外	(1) 法令によって規定された表示方法によって表示し、又は設置することが義務付けられ
		ている場合
		(2) 一般の歩行者が、道路、公開空地等から容易に望めない部分の場合
		(3) その他市長が認める場合
屋	定	(1) 「低層部」とは、地上10メートル以下の部分をいう。
外広	義	(2)「中層部」とは、地上10メートルを超え地上45メートル以下の部分をいう。
丛生		(3)「高層部」とは、地上45メートルを超える部分をいう。
告物		(4)「接地範囲」とは、地上又は歩行者デッキ(以下「接地面」という。)に接している
等		階のうち、接地面に接している部分をいう。 (パス・ロッキュー) (1987年 1987年 1
に関		(5)「壁面看板」とは、建築物又は工作物(以下「建築物等」という。)の壁面(建築物
す		の主たる壁面の垂直線上の上部に設ける目隠しの工作物がある場合は、壁面に含むもの   とする。) に対して平面的に広告表示するもののうち、「壁面広告幕」、「窓面広告物」
る行		こりる。) に対して平面的に広古衣がりるものの ) ら、「壁面広古器」、「志面広古物」  及び「広告塔・広告板」を除いたものをいう。
行為		(6) 「壁面広告幕」とは、布、ビニール等に広告表示し、建築物等の壁面に対して平面的
$\mathcal{O}$		に取り付けたものをいう。ただし、壁面に取り付けられた枠等に固定されたものは、壁
制限		面看板とみなす。
PIX		(7)「ショーウィンドウ」とは、建築物の壁面に設置する掲出物件(外面がガラス等で覆し
		われているものに限る。)を利用して広告表示するものをいう。
		(8) 「窓面広告物」とは、窓面の外側に広告表示するものをいう。
		(9)「窓裏広告物」とは、窓、扉等のガラス部分の内側に表示される広告物で屋外から視
		認されるものをいう。
		(10) 「枠付懸垂幕等」とは、「壁面看板」のうち、建築物等の壁面に取り付けられた枠に
		固定された布、ビニール等に広告表示するもので、一辺の長さが壁面看板の大きさの基
		準の一辺あたりの長さを超えるものをいう。
		(11) 「袖看板」とは、建築物等の壁面に取り付けられた工作物の突出面に広告表示するも
		のをいう。
		(12) 「バナーフラッグ」とは、建築物等の壁面を利用した工作物等につり下げて表示する
		旗又はこれらに類するものをいう。 (12) 「皮皮皮」などなどではまっされ
		(13) 「広告塔・広告板」とは、接地範囲の床又は地盤に固定した工作物等に広告表示され
		るものをいう。   (14) 「電柱等利用広告物」とは、電柱その他の柱類(以下「電柱等」という。)を利用す
		(14) 「竜任寺利用広告物」とは、竜任での他の任類(以下「竜任寺」という。)を利用す     る添加看板及び巻付け看板をいう。
		(15) 「屋上広告物」とは、建築物の上部に広告表示するものをいう。
		(10/ 「圧工四日物」とは、圧米物ツ上即に四日女小りのもいていり。

		(16	i) 「仮設広告物」とは、表示期間が3月を超えないものをいう。ただし、壁面に取り付けられた枠等に固定されたもので、枠の設置期間が3月を超えるものを除く。
	下記の各項目に共通す	配置	広告物は、できる限り集約化し、抑制に努めるとともに、位置や大きさを揃える等、 乱雑にならないような配置を工夫するものとする。
		表示内容	広告物は、自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所等に表示するものに限るものとする。
		形状	広告物の形状は、切文字式とすることを推奨するものとする。
	る事項	照明	<ul> <li>(1)電球等により点滅を繰り返す装置を使用した広告物は、設置しないものとする。</li> <li>(2)ネオン管灯を露出して使用する広告物は設置しないものとする。ただし、ネオン管灯(2色以内を推奨する。)を、切文字式の広告物の文字の一部として線状に使用する場合は、この限りでない。</li> <li>(3)「地」が発光する箱型内照式看板の使用は、避けることを推奨するものとする。</li> <li>(4)広告物の照明は、過度な明るさを避け、温かみのある雰囲気を演出する光源の使用を推奨するものとする。ただし、切文字式の広告物で、節度ある落ち着いた色合いと明るさの照明を使用する場合を除く。</li> </ul>
		色彩・文	広告物のデザインは、色数及び文字数を可能な限り少なくするとともに、文字又は 図形の形状若しくは配置が乱雑にならないように配慮し、シンプルで洗練されたデザインとなるよう工夫するものとする。
		文字のデザイン	(1) 広告物に使用する色彩は、原則として3色(色相及び彩度が同じ値の色彩は、1色とみなす。)以内とし、蛍光色は使用しないものとする。 (2) 広告物に使用する色彩の中に明度4以上かつ彩度4以上の色彩が含まれる場合は、広告物に使用する色彩の物を2色(色相及び彩度が同じ値の色彩は、1色とみなす。)以内とするよう努めるものとする。 (3) 広告物の「地」の部分には、明度4以下又は彩度4以下の色彩を使用することを推奨する。ただし、やむを得ず広告物の「地」の部分に明度4かつ彩度4を超える色彩を使用する場合は、次に掲げる範囲内とするよう努めるとともに、広告物の文字の部分に使用する色彩を明度4以下又は彩度4以下とするよう努めるものとする。 ア 色相0 Rから9.9 Rの範囲であり、明度5以下かつ彩度14以下、明度5を超え7以下かつ彩度8以下 イ 色相0 Y Rから9.9 Y Rの範囲であり、明度7以下かつ彩度10以下、明度6を超え7以下かつ彩度8以下 ウ 色相0 Y Rから9.9 Y Rの範囲であり、明度7以下かつ彩度10以下、由程10 G Y から9.9 Y の範囲であり、明度7以下かつ彩度10以下、色相0 G Y から9.9 P の範囲であり、明度5以下かつ彩度10以下、カ 色相0 G N ら9.9 P の範囲であり、明度5以下かつ彩度10以下、明度5を超え7以下かつ彩度8以下 キ 色相0 R P から9.9 R P の範囲であり、明度5以下かつ彩度10以下、明度5を超え7以下かつ彩度8以下 ・ 色相0 R P から9.9 R P の範囲であり、明度5以下かつ彩度10以下、明度5を超え7以下かつ彩度8以下 ・ 会相0 R P から9.9 R P の範囲であり、明度5以下かつ彩度10以下、明度5を超え7以下かつ彩度8以下・10以下・10以下・10以下・10以下・10以下・10以下・10以下・10
			文 (1) 広告物の文字面積は40パーセント以下とするとともに、原則として、広告物の文字面積の3分の2以上の部分を8文字以下(会社名等の単一の固有名称を使用する場合で、当該固有名称の文字数が8文字を超える場合は、当該固有名称の文字数とする。)の単一の文節で構成するよう努めるものとする。ただし、広告物の文字面積を20パーセント以下とした場合は、この限りでない。
			(2)前号に掲げる基準において、広告物の文字面積の10分の9以上の部分を

4 文字以下の単一の文節で構成し、文字の大きさ、色、字体及び文字の水平 方向又は垂直方向の位置を揃える等、一定のまとまりを持たせて配置した場 合は、広告物の文字面積を50パーセントまで拡大できるものとする。 (3) 第1号に掲げる基準において、広告物の文字数を4文字以下の単一の文節 で構成し、文字の大きさ、色、字体及び文字の水平方向又は垂直方向の位置 を揃える等、一定のまとまりを持たせて配置した場合は、広告物の文字面積 を60パーセントまで拡大できるものとする。 (4) アルファベット等の音素文字等の場合は、第1号から第3号に掲げる基準 に係る文字数の算出を行う際に、文字数に2分の1を乗じて計算できるもの (5) 第1号から第4号に掲げる基準は、枠付懸垂幕等、仮設広告物又は接地範 **囲に設置する2平方メートル以下の広告物については、適用しないものとす** 壁 (1)壁面看板は、中層部の高さを超える位置に設置してはならないものとする。ただし、 面 高層部において、当該建築物の壁面の上端から10メートルの範囲において、当該建築 物の名称若しくはこれに類するものを切り文字で表示し、かつ、その面積に2分の1を 看 板 乗じて計算した面積の合計が、当該広告物を設置する主たる壁面の頂部から10メート ルの範囲の面積の15パーセント以下とする場合又は共同住宅における居住者の入居 壁 開始前に行う入居募集若しくは販売広告のために表示し、若しくは設置する場合は、こ 面 の限りでない。 広 (2)壁面広告幕は、中層部の高さを超える位置に設置してはならないものとする。ただし、 告 共同住宅における居住者の入居開始前に行う入居募集又は販売広告のために表示し、若 幕 しくは設置する場合は、この限りでない。 (3) 低層部に設置する壁面看板及び壁面広告幕の面積の合計は、当該広告物を設置する壁 面の低層部の面積の15パーセント以下(切り文字の場合は、当該切り文字の面積に2 分の1を乗じて計算する。)とするものとする。ただし、ショーウィンドウの内側に設 置する場合又は共同住宅における居住者の入居開始前に行う入居募集若しくは販売広 告のために表示し、若しくは設置する場合は、この限りでない。 (4)中層部に設置する壁面看板及び壁面広告幕の面積の合計は、当該広告物を設置する壁 面の中層部の面積の5パーセント以下(切り文字の場合は、当該切り文字の面積に2分 の1を乗じて計算する。)とするものとする。ただし、共同住宅における居住者の入居 開始前に行う入居募集又は販売広告のために表示し、若しくは設置する場合は、この限 りでない。 (5)壁面看板(仮設広告物及び枠付懸垂幕等を除く。)の大きさは、1点につき縦の長さ 5メートル以下、横の長さ5メートル以下(共同住宅における居住者の入居開始前に行 う入居募集若しくは販売広告のために表示し、若しくは設置する場合、縦の長さ3メー トル以下の切り文字とする場合、接地範囲の開口部の上部に設置するもので縦の長さ1 メートル以下とする場合、又は建築物の壁面の上端から10メートルの範囲において、 縦の長さ5メートル以下の切り文字とする場合は、この限りでない。)とし、複数の広 告物を連続して設置する場合は、その大きさ、設置する位置及び間隔を揃えるものとす る。ただし、建築物の形状等により、当該基準の適合が難しいと判断される場合は、可 能な限りとするものとする。 (6)接地範囲の開口部の上部に設置する壁面看板は、縦の長さ1メートル以下とし、かつ、 同一の寸法で統一することを推奨するものとする。 枠付懸垂幕等は、設置しないものとする。 懸 垂 幕 (1) 窓面広告物又は窓裏広告物に表示する文字の大きさは、縦の長さ0.6メートル以下 面 を基本とするものとする。 広 (2) 窓面広告物又は窓裏広告物は、窓面に直接貼り付けず、室内側に表示することを推奨 告 するものとする。 (3) 窓面広告物の面積の合計は、当該広告物を設置する壁面について、階ごとの窓面積の 物 合計の20パーセント以下とし、窓裏広告物の面積の合計は、当該広告物を設置する壁 窓 面について、階ごとの窓面積の合計に20パーセントを乗じた面積から窓面広告物の面 裏 積を差し引いた面積以下とするものとする。ただし、仮設広告物の場合、共同住宅にお 広 ける居住者の入居開始前に行う入居募集若しくは販売広告のために表示し、若しくは設

告物屋上広告物	置する場合、窓面広告物及び窓裏広告物の1壁面あたりの面積の合計が当該壁面の3パーセント以下の場合又は窓に直接貼り付けて表示する広告物を表示若しくは設置しない場合は、この限りでない。なお、切り文字の場合は、当該切り文字の面積に2分の1を乗じて計算することができるものとする。  (4)窓面広告物又は窓裏広告物を複数階の窓面に設置する場合は、設置位置及び幅を統一するものとする。ただし、仮設広告物の場合は、この限りでない。  建築物の上部を利用する広告物は、設置しないものとする。ただし、建築物の主たる壁面の垂直線上の上部に設ける目隠しの工作物を利用して、当該建築物の名称又はこれに類するものを切り文字で表示する場合は、この限りでない。
袖看板	<ul><li>(1) 袖看板は、接地範囲以外の位置には設置しないものとする。</li><li>(2) 接地範囲に設置する袖看板の下端は、接地面から2.5メートル以上とするものとする。</li><li>(3) 接地範囲に設置する袖看板は、大きさ及び接地面からの高さを統一し、縦の長さ0.7メートル以下、壁面からの出幅1メートル以下とするものとする。</li></ul>
バナーフラッグ	バナーフラッグの大きさは、横の長さ1メートル以下とし、地上からの高さを揃えて設置 するものとする。
置看板、立看板及び広告旗	置看板、立看板及び広告旗(バナーフラッグを除く。)は、設置しないものとする。
広告塔·広告板 映像装	<ul> <li>(1)広告塔及び広告板は、縦の長さ2.5メートル以下、横の長さ5メートル以下、表示面積の合計25平方メートル以下とするものとする。ただし、建築物の名称又はこれに類するものを表示する広告塔又は広告板を敷地の入口付近に設置する場合は、縦の長さ6メートル以下、横の長さ1.5メートル以下、表示面積の合計18平方メートル以下とするものとする。</li> <li>(2)広告塔及び広告板は、主要な入口あたり1か所(敷地の入口付近に設置する場合は、敷地の入口あたり1か所)の設置を基本とし、やむを得ず複数設置する場合は、できるだけ集約化するとともに、大きさ及び位置を揃えるよう努めるものとする。</li> <li>(1)画像、文字等の映像を映し出す広告物は、接地範囲のみの設置とし、その数は、1壁面当たり1か所(当該壁面が複数のテナントに使用されている場合には、1のテナント当たり1か所)までとするものとする。</li> </ul>
電柱等利用広告物	(2) 画像、文字等の映像を映し出す広告物の規模は、1壁面当たり3平方メートル以下とするものとする。 電柱等利用広告物は、設置しないものとする。ただし、電柱等の所有者若しくは管理者が管理する必要により表示し、若しくは設置する場合又は国若しくは地方公共団体が公共的目的をもって表示し、若しくは設置する場合は、この限りでない。
適用除外	(1) 次に掲げるものに該当する場合で、景観形成方針と合致しており、かつ、周辺の景観形成に支障がないと認められる場合は、屋外広告物等に関する行為の制限を適用しないものとする。 ア 法令によって規定された表示方法によって表示し、又は設置することが義務付けられている場合

- イ 公共的目的をもって表示し、又は設置する場合
- ウ 道標等の誘導案内を目的として表示し、又は設置する場合
- エ 公職選挙法 (昭和25年法律第100号) による選挙運動のために表示し、又は設置する場合
- オ 冠婚葬祭又は祭礼等のため、一時的に表示し、又は設置する場合
- カ 即時に取り外し、又は取り付けができる方法で設置する場合で、表示面積が1平方メートル以下の場合
- キ 一般の歩行者が、道路、公開空地等から容易に望めない部分に表示し、又は設置する場合
- ク その他市長が認める場合
- (2) 地区外の建築物等に表示、又は設置された屋外広告物で、地区内に突出するものについては、屋外広告物等に関する行為の制限を適用しないものとする。

景 観		7 中丸子東部地区における景観形成の考え方及び行為の制限	
景観形成の考え方	<ul><li>(1)隣接する高層住宅からなだらかに下降するスカイラインの形成と、「くらしの軸」のコンセプトを踏まえた落ち着きの感じられる中低層の街なみの創出</li><li>(2)ゆとりのあるオープンスペースと、それを彩る緑のうるおいによる良質な居住環境の創出</li><li>(3)通りとの連続性が感じられる歩道状空地等の確保</li></ul>		
行為の制限(建築物又は工作物の形態意匠の制限)	施設計画及び建築物等のデザイン	<ul> <li>(1)商業又は業務機能を有する建築物の低層部は、大きな開口部や開放的なデザインとし、ガラス等を用いて内部の活動が見えるようにするなどにぎわいの演出に配慮するものとする。</li> <li>(2)低層部は、中高層部のデザインと切り替え、歩行者の目線でまとまりが感じられる街なみを演出するものとする。</li> <li>(3)低層部は、ヒューマンスケールを演出するため、デザインに変化をもたせるなど壁面の分節化を工夫するものとする。</li> <li>(4)建築物の壁面が長大となる場合は、スリットを設けるか、又は壁面のデザインを分節化する等、圧迫感を軽減させる工夫に努めるものとする。</li> <li>(5)建築物の外壁の素材は、汚れにくく、変色しにくい等、美観の持続性に配慮した質の高い素材を使用するものとする。</li> <li>(6)建築物付帯施設又は屋外設備類は、設置位置、垣、柵等の囲いの形態等に配慮して、周辺から直接見えにくくするとともに、建築物と一体的にデザインするよう努めるものとする。</li> <li>(7)窓のデザインは、壁面全体のバランスを考え、配置、形状及び割り付けに配慮するものとする。</li> <li>(8)商業又は業務機能を有する建築物では、通りと接する部分において、建築物の形状を工夫し、歩行者を引き込むような開放的な空間を創出するとともに、エントランス部を開放的なデザインとするよう努めるものとする。</li> <li>(9)日除けテントを設置する場合は、窓全面を覆ってはならず、その色彩は、原則として落ち着いたものとするものとする。</li> </ul>	
	外壁の色彩に関する制限	(1)「くらしの軸」沿いに立地することから、中高層部は高明度若しくは低彩度の色彩又は暖色系のアースカラーを、低層部は深みのある暖色系のアースカラーを基調とした、落ち着きのある街なみとなるよう配色を行うものとする。 (2)建築物等の外壁の色彩は、次に掲げる範囲内とするものとする。 ア 中高層部(地上10メートルを超える部分) マンセル値で色相5YRから4.9Yの範囲であり、明度8以上かつ彩度2以下又は明度5以上8未満かつ彩度4以下 イ 低層部(地上10メートル以下の部分) マンセル値で色相5YRから4.9Yの範囲であり、明度8以上かつ彩度2以下、明度5以上8未満かつ彩度4以下 イ 低層部(地上10メートル以下の部分) マンセル値で色相5YRから4.9Yの範囲であり、明度8以上かつ彩度2以下、明度5以上8未満かつ彩度4以下又は明度3以上5未満かつ彩度6以下 (3)建築物等の壁面の20パーセントを超えない範囲で使用するアクセントカラーについては、前号の基準は適用しないものとする。 街区全体で街なみに配慮した建築計画及び色彩計画を定めており、かつ、都市景観審議会専門部会の意見を聴いて、市長が認めた場合、又は表面に着色していない自然石、木材、土壁、ガラス等の素材自体が持つ色彩で、かつ、周辺の街なみと調和する場合においては、外壁の色彩に関する制限によらない色彩を使用できるものとする。	
	民有地、敷地、通路及び広場	(1)くらしの軸沿いでは、通りと敷地の境界に塀及び柵を設けないよう努めるものとする。 (2)舗装材は、「くらしの軸」との連続性に配慮するとともに、自然を感じさせる素材とし、アースカラーを基調とするものとする。 (3)敷地内の舗装の仕上げは、歩道と調和するよう配慮するものとする。 (4)外壁の後退などにより生じた空間や広場は、道路等の公共空間と一体となった開放的な空間として整備するよう努めるものとする。 (5)敷地内通路については、自然素材又は質感のある舗装材を使用するよう努めるものとする。 (6)車止め、街灯、誘導サイン、ベンチその他の工作物は、シンプルで洗練されたデザインとするものとする。 (7)車止め等は、原則として「地」の色彩となる低明度の色又は金属等の素材色とするものとする。 (8)通り抜けが可能な通路、小広場等を設け、回遊性の確保及び奥行きのある歩行者空間	

	の	の形成に努めるものとする。
	デザ	
	イ	
	ン	
	照	(1) 屋外照明は、省エネルギー効果の高い物の使用に努めるとともに、原則として過度
	明明	に点滅する照明は使用しないものとする。
	のデ	(2)建築物の外構に設置される屋外照明で道路から視認されるものは、演色性が高く、か
	ザ	つ、温かみのある光源を基調とするものとする。
	イン	(3) 建築物の低層部の室内において使用する照明は、演色性が高く、かつ、温かみのある
		ものとするよう努めるものとする。ただし、にぎわいを演出する良質な景観照明、又は 用途上やむを得ない場合は、この限りでない。
		(4)光源の眩しさを考慮して、できるだけ光源が直接見えないように努めるとともに住宅
		地では、ヒューマンスケールに合わせた低い位置へ設置するよう努めるものとする。
		(5)屋外照明は、照度の確保及び外構デザインとの調和に配慮するものとする。
		(6) 夜間の景観を演出するために効果的に設置するよう努めるものとする。
	み	(1) 植栽は、多様な樹種を規則的に配置し、緑豊かな景観を創出するものとする。
	ک	(2)緑化の空間の演出等により、潤いのある景観の形成に努めるものとする。
	りの	(3)接道部、開放的な空間、建築物の屋上等は、可能な限り緑化に努めるものとする。
	デザ	
	サイ	
	シ	
	適	次の各号に該当する場合で、景観形成方針と合致しており、かつ、周辺の景観形成に支
	用	障がないと認められる場合は、建築物又は工作物の形態意匠の制限を適用しないものとす
	除外	る。
	714	(1) 法令によって規定された表示方法によって表示し、又は設置することが義務付けられ
		ている場合 (2)一般の歩行者が、道路、公開空地等から容易に望めない部分の場合
		(3) その他市長が認める場合
屋	<u></u>	(1)「低層部」とは、地上10メートル以下の部分をいう。
外	定義	(2)「中層部」とは、地上10メートルを超え地上45メートル以下の部分をいう。
広	"-	(3)「高層部」とは、地上45メートルを超える部分をいう。
告		(4)「接地範囲」とは、地上又は歩行者デッキ(以下「接地面」という。)に接している
物		階のうち、接地面に接している部分をいう。 (5) 「暗天手だ」 いは、 み等物 アはて (************************************
等   に		(5)「壁面看板」とは、建築物又は工作物(以下「建築物等」という。)の壁面(建築物 の主たる壁面の垂直線上の上部に設ける目隠しの工作物がある場合は、壁面に含むもの
関		とする。)に対して平面的に広告表示するもののうち、「壁面広告幕」、「窓面広告物」
す		及び「広告塔・広告板」を除いたものをいう。
る		(6)「壁面広告幕」とは、布、ビニール等に広告表示し、建築物等の壁面に対して平面的
行		に取り付けたものをいう。ただし、壁面に取り付けられた枠等に固定されたものは、壁
為		面看板とみなす。
(A)		(7)「ショーウィンドウ」とは、建築物の壁面に設置する掲出物件(外面がガラス等で覆
制限		われているものに限る。)を利用して広告表示するものをいう。 (8)「窓面広告物」とは、窓面の外側に広告表示するものをいう。
PIX		(9)「窓裏広告物」とは、窓、扉等のガラス部分の内側に表示される広告物で屋外から視し
		認されるものをいう。
		(10) 「枠付懸垂幕等」とは、「壁面看板」のうち、建築物等の壁面に取り付けられた枠に
		固定された布、ビニール等に広告表示するもので、一辺の長さが壁面看板の大きさの基
		準の一辺あたりの長さを超えるものをいう。
		(11) 「袖看板」とは、建築物等の壁面に取り付けられた工作物の突出面に広告表示するも
		のをいう。 (12)「バナーフラッグ」とは、建築物等の壁面を利用した工作物等につり下げて表示する
		(12) 「ハナーノブグラ」とは、建業物等の整面を利用した工作物等につり下げて表示する。
		(13) 「広告塔・広告板」とは、接地範囲の床又は地盤に固定した工作物等に広告表示され
		るものをいう。
		(14) 「電柱等利用広告物」とは、電柱その他の柱類(以下「電柱等」という。)を利用す
		る添加看板及び巻付け看板をいう。
		(15)「屋上広告物」とは、建築物の上部に広告表示するものをいう。

		(16	) 「仮設広告物」とは、表示期間が3月を超えないものをいう。ただし、壁面に取り付けられた枠等に固定されたもので、枠の設置期間が3月を超えるものを除く。
	下記の	配置	広告物は、できる限り集約化し、抑制に努めるとともに、位置や大きさを揃える等、 乱雑にならないような配置を工夫するものとする。
	各項目に	表示内容	広告物は、自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所等に表示するものに限るものとする。
	共通す	形状	広告物の形状は、切文字式とすることを推奨するものとする。
	9る事項	照明	<ul> <li>(1)電球等により点滅を繰り返す装置を使用した広告物は、設置しないものとする。</li> <li>(2)ネオン管灯を露出して使用する広告物は設置しないものとする。ただし、ネオン管灯(2色以内を推奨する。)を、切文字式の広告物の文字の一部として線状に使用する場合は、この限りでない。</li> <li>(3)「地」が発光する箱型内照式看板の使用は、避けることを推奨するものとする。</li> <li>(4)広告物の照明は、過度な明るさを避け、温かみのある雰囲気を演出する光源の使用を推奨するものとする。ただし、切文字式の広告物で、節度ある落ち着いた色合いと明るさの照明を使用する場合を除く。</li> </ul>
		色 彩 •	広告物のデザインは、色数及び文字数を可能な限り少なくするとともに、文字又は 図形の形状若しくは配置が乱雑にならないように配慮し、シンプルで洗練されたデザインとなるよう工夫するものとする。
		・文字のデザイン	<ul> <li>○ (1) 広告物に使用する色彩は、原則として3色(色相及び彩度が同じ値の色彩は、1色とみなす。)以内とし、蛍光色は使用しないものとする。</li> <li>(2) 広告物に使用する色彩の中に明度4以上かつ彩度4以上の色彩が含まれる場合は、広告物に使用する色彩の数を2色(色相及び彩度が同じ値の色彩は、1色とみなす。)以内とするよう努めるものとする。</li> <li>(3) 広告物の「地」の部分には、明度4以下又は彩度4以下の色彩を使用することを推奨する。ただし、やむを得ず広告物の「地」の部分に明度4かつ彩度4を超える色彩を使用する場合は、次に掲げる範囲内とするよう努めるとともに、広告物の文字の部分に使用する色彩を明度4以下又は彩度4以下とするよう努めるものとする。</li> <li>ア 色相0Rから9.9Rの範囲であり、明度5以下かつ彩度14以下、明度5を超え7以下かつ彩度8以下イ色相0YRから9.9YRの範囲であり、明度7以下かつ彩度10以下、明度6を超え7以下かつ彩度8以下ウ色相0Yから9.9Yの範囲であり、明度7以下かつ彩度10以下、由色相0GYから9.9Yの範囲であり、明度7以下かつ彩度10以下、か色相0GYから9.9Pの範囲であり、明度5以下かつ彩度10以下、カ色相0GYから9.9Pの範囲であり、明度5以下かつ彩度10以下、明度5を超え7以下かつ彩度8以下キ色相0RPから9.9RPの範囲であり、明度5以下かつ彩度12以下、明度5を超え7以下かつ彩度8以下</li> <li>(4)第1号から第3号に掲げる基準において、アクセントとして小さい面積(文字として使用する場合は文字以外の部分の面積の15パーセント以下、文字以外の部分で使用する場合は文字以外の部分の面積の15パーセント以下とし、かつ、その合計が広告面積の15パーセント以下であるものに限る。)で使用する色彩及で写真等(乱雑でないものに限る。)の一部として使用する色彩で市長が認めた場合については、適用しないものとする。</li> </ul>
			文字 (1) 広告物の文字面積は40パーセント以下とするとともに、原則として、広告物の文字面積の3分の2以上の部分を8文字以下(会社名等の単一の固有名称を使用する場合で、当該固有名称の文字数が8文字を超える場合は、当該固有名称の文字数とする。)の単一の文節で構成するよう努めるものとする。ただし、広告物の文字面積を20パーセント以下とした場合は、この限

りでない。 (2) 前号に掲げる基準において、広告物の文字面積の10分の9以上の部分を 4 文字以下の単一の文節で構成し、文字の大きさ、色、字体及び文字の水平 方向又は垂直方向の位置を揃える等、一定のまとまりを持たせて配置した場 合は、広告物の文字面積を50パーセントまで拡大できるものとする。 (3) 第1号に掲げる基準において、広告物の文字数を4文字以下の単一の文節 で構成し、文字の大きさ、色、字体及び文字の水平方向又は垂直方向の位置 を揃える等、一定のまとまりを持たせて配置した場合は、広告物の文字面積 を60パーセントまで拡大できるものとする。 (4) アルファベット等の音素文字等の場合は、第1号から第3号に掲げる基準 に係る文字数の算出を行う際に、文字数に2分の1を乗じて計算できるもの とする。 (5) 第1号から第4号に掲げる基準は、枠付懸垂幕等、仮設広告物又は接地範 囲に設置する2平方メートル以下の広告物については、適用しないものとす (1)壁面看板は、中層部の高さを超える位置に設置してはならないものとする。ただし、 高層部において、当該建築物の壁面の上端から10メートルの範囲において、当該建築 面 物の名称若しくはこれに類するものを切り文字で表示し、かつ、その面積に2分の1を 板 乗じて計算した面積の合計が、当該広告物を設置する主たる壁面の頂部から10メート ルの範囲の面積の15パーセント以下とする場合又は共同住宅における居住者の入居 壁 面 開始前に行う入居募集若しくは販売広告のために表示し、若しくは設置する場合は、こ 広 の限りでない。 告幕 (2)壁面広告幕は、中層部の高さを超える位置に設置してはならないものとする。ただし、 共同住宅における居住者の入居開始前に行う入居募集又は販売広告のために表示し、若 しくは設置する場合は、この限りでない。 (3) 低層部に設置する壁面看板及び壁面広告幕の面積の合計は、当該広告物を設置する壁 面の低層部の面積の10パーセント以下(切り文字の場合は、当該切り文字の面積に2 分の1を乗じて計算する。)とするものとする。ただし、ショーウィンドウの内側に設 置する場合又は共同住宅における居住者の入居開始前に行う入居募集若しくは販売広 告のために表示し、若しくは設置する場合は、この限りでない。 (4) 中層部に設置する壁面看板及び壁面広告幕の面積の合計は、当該広告物を設置する壁 面の中層部の面積の5パーセント以下(切り文字の場合は、当該切り文字の面積に2分 の1を乗じて計算する。)とするものとする。ただし、共同住宅における居住者の入居 開始前に行う入居募集又は販売広告のために表示し、若しくは設置する場合は、この限 りでない。 (5)壁面看板(仮設広告物及び枠付懸垂幕等を除く。)の大きさは、1点につき縦の長さ 5メートル以下、横の長さ5メートル以下(共同住宅における居住者の入居開始前に行 う入居募集若しくは販売広告のために表示し、若しくは設置する場合、縦の長さ3メー トル以下の切り文字とする場合、接地範囲の開口部の上部に設置するもので縦の長さ1 メートル以下とする場合、又は建築物の壁面の上端から10メートルの範囲において、 縦の長さ5メートル以下の切り文字とする場合は、この限りでない。)とし、複数の広 告物を連続して設置する場合は、その大きさ、設置する位置及び間隔を揃えるものとす る。ただし、建築物の形状等により、当該基準の適合が難しいと判断される場合は、可 能な限りとするものとする。 (6)接地範囲の開口部の上部に設置する壁面看板は、縦の長さ1メートル以下とし、かつ、 同一の寸法で統一することを推奨するものとする。 枠付懸垂幕等は、設置しないものとする。 付 懸垂 幕 窓 (1) 窓面広告物又は窓裏広告物に表示する文字の大きさは、縦の長さ0.6メートル以下 面 を基本とするものとする。 広 (2) 窓面広告物又は窓裏広告物は、窓面に直接貼り付けず、室内側に表示することを推奨 告 するものとする。 物 (3) 窓面広告物の面積の合計は、当該広告物を設置する壁面について、階ごとの窓面積の 合計の20パーセント以下とし、窓裏広告物の面積の合計は、当該広告物を設置する壁 窓 面について、階ごとの窓面積の合計に20パーセントを乗じた面積から窓面広告物の面

裏広告物 屋上広告物	積を差し引いた面積以下とするものとする。ただし、仮設広告物の場合、共同住宅における居住者の入居開始前に行う入居募集若しくは販売広告のために表示し、若しくは設置する場合、窓面広告物及び窓裏広告物の1壁面あたりの面積の合計が当該壁面の3パーセント以下の場合又は窓に直接貼り付けて表示する広告物を表示若しくは設置しない場合は、この限りでない。なお、切り文字の場合は、当該切り文字の面積に2分の1を乗じて計算することができるものとする。  (4)窓面広告物又は窓裏広告物を複数階の窓面に設置する場合は、設置位置及び幅を統一するものとする。ただし、仮設広告物の場合は、この限りでない。 建築物の上部を利用する広告物は、設置しないものとする。ただし、建築物の主たる壁面の垂直線上の上部に設ける目隠しの工作物を利用して、当該建築物の名称又はこれに類するものを切り文字で表示する場合は、この限りでない。
袖看板	(1) 袖看板の下端は、接地面から2.5メートル以上とするものする。 (2) 袖看板は、大きさ及び接地面からの高さを統一し、縦の長さ5メートル以下、壁面からの出幅1メートル以下とするものとする。
バナーフラッグ	バナーフラッグの大きさは、横の長さ1メートル以下とし、地上からの高さを揃えて設置するものとする。
置看板、立看板及び広告旗	置看板、立看板及び広告旗(バナーフラッグを除く。)は、設置しないものとする。
広告塔·広告板	(1) 広告塔及び広告板は、縦の長さ2.5メートル以下、横の長さ5メートル以下、表示面積の合計25平方メートル以下とするものとする。ただし、建築物の名称又はこれに類するものを表示する広告塔又は広告板を敷地の入口付近に設置する場合は、縦の長さ6メートル以下、横の長さ1.5メートル以下、表示面積の合計18平方メートル以下とするものとする。 (2) 広告塔及び広告板は、主要な入口あたり1か所(敷地の入口付近に設置する場合は、敷地の入口あたり1か所)の設置を基本とし、やむを得ず複数設置する場合は、できるだけ集約化するとともに、大きさ及び位置を揃えるよう努めるものとする。
映像装置	<ul><li>(1) 画像、文字等の映像を映し出す広告物は、接地範囲のみの設置とし、その数は、1壁面当たり1か所(当該壁面が複数のテナントに使用されている場合には、1のテナント当たり1か所)までとするものとする。</li><li>(2) 画像、文字等の映像を映し出す広告物の規模は、1壁面当たり3平方メートル以下とするものとする。</li></ul>
電柱等利用広告物	電柱等利用広告物は、設置しないものとする。ただし、電柱等の所有者若しくは管理者が管理する必要により表示し、若しくは設置する場合又は国若しくは地方公共団体が公共的目的をもって表示し、若しくは設置する場合は、この限りでない。
適用除外	(1) 次に掲げるものに該当する場合で、景観形成方針と合致しており、かつ、周辺の景観 形成に支障がないと認められる場合は、屋外広告物等に関する行為の制限を適用しない ものとする。 ア 法令によって規定された表示方法によって表示し、又は設置することが義務付け

られている場合

- イ 公共的目的をもって表示し、又は設置する場合
- ウ 道標等の誘導案内を目的として表示し、又は設置する場合
- エ 公職選挙法 (昭和25年法律第100号) による選挙運動のために表示し、又は設置する場合
- オ 冠婚葬祭又は祭礼等のため、一時的に表示し、又は設置する場合
- カ 即時に取り外し、又は取り付けができる方法で設置する場合で、表示面積が1平方メートル以下の場合
- キ 一般の歩行者が、道路、公開空地等から容易に望めない部分に表示し、又は設置する場合
- ク その他市長が認める場合
- (2) 地区外の建築物等に表示、又は設置された屋外広告物で、地区内に突出するものについては、屋外広告物等に関する行為の制限を適用しないものとする。

景観	8 新丸子東3丁目南部地区における景観形成の考え方及び行為の制限							
形成基	区分	大規模商業地区	住宅複合地区	沿道複合地区				
準	景観形成の考え方	<ul> <li>(1)「商業・にぎわいの軸」の中核を成す、活況溢れる一大交流拠点の形成</li> <li>(2)テーマ性のある質の高いデザインによる、街のゲートとしての機能の発揮</li> <li>(3)周辺街区との回遊性を向上させるゆとりのあるオープンスペース、通り抜け空間等の確保</li> <li>(4)通りとの連続性が感じられる歩道状空地等の確保</li> </ul>	(1) 先進的な都市型高層住宅としてのランドマーク性の発揮 (2) 効果的に配置された緑と低層部での建築デザインの切り替えによるヒューマンスケールに配慮した設えと、開放的で憩いの感じられる空間の創出 (3) 周辺街区との回遊性を向上させるゆとりのあるオープンスペース、通り抜け空間等の確保	(1) 沿道利用型の商業、業務、住宅等の複合機能の融合による、身近で親しみやすくにぎわいのある空間の形成(2) 建築物の緩やかな連続性による一体感の醸成(3) 周辺の道路整備等にあわせた、ゆとりと潤いのある街路空間の創出				
	行為の制限(建築物又は工作物の形態意匠の制限)	記計画及び建築物等のでザイン (2)建築物のででサインにで、大分にで、大分にで、大分にで、大分ので、大力をで、大力をで、大力をで、大力をで、大力をで、大力をで、大力をで、大力を	体のバランスを考え、配置、形状及とする。 る建築物では、通りと接する部分に 夫し、歩行者を引き込むような開放 に、エントランス部を開放的なデザ とする。 場合は、窓全面を覆ってはならず、 ち着いたものとするものとする。					
		(1)交流の核とない、はいければ、はいければ、はいければ、はいいではいいでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で	<ul> <li>(1)低層部は、高層部のデザ線で者の者の表別でする。</li> <li>(2)低層部は、とするを演出するものとする。</li> <li>(2)低層部は、とったがでででででででででででででででででででででででででででででででででででで</li></ul>					

	る。		
外壁の色彩に関す	(1)「商業・にぎわい」の軸沿いとなっカラーを基調とした温かみのあるをものとする。		(1)「水のゾーン」と同 一の色彩基準によ る、緩やかな連続性 による一体感の創 出を目指すものと する。
関する制限	は、マンセル値で色相 5 Y Rから 0 Yの範囲であり、 明度 8 以上かつ彩度 1 以 上 2 以下、明度 5 以上 8 末 満かつ彩度 1 以上 5 末と でであり、明度 3 以上 5 末と るものとする。 (3) 建築物等の壁面の 2 0 パーセントを超えない 一で使用するアクセン前カラーについては、ものとする。 準は適用しないものとする。 (3) はする。	建築物等の外壁の色彩は、次とである範囲の外壁の色彩は、次とである。 アルマ は いかり と で は の から の は いから の い い い い い い い い い い い い い い い い い い	(2) を (2) を (2) を (3) を (3) を (3) を (3) を (3) を (4) の (5) の (6) の (7) の (7) の (8) の (8) の (9) の (9) の (1) の (1) の (2) の (3) の (4) の (4) の (5) の (5) の (6) の (7) の (7) の (8) の (8) の (9) の (9) の (1) の (1) の (1) の (2) の (3) の (4) の (4) の (5) の (6) の (7) の (7) の (8) の (8) の (9) の (9) の (9) の (1) の (1) の (1) の (1) の (2) の (3) の (4) の (4) の (5) の (6) の (7) の (7) の (8) の (8) の (9) の
	表面に着色していない自然石、木材、 の基準によらないものとする。		
民有地、敷地、通路及び広場のデザイン	(1)通りと敷地の境界には、原則としとする。 (2)舗装材は、大規模商業地区と都で性に配慮するともに、自然を感じアースカラーを基調とするものとする。 (3)敷地内の舗装の仕上げは、歩道とする。 (4)外壁の後退などにより生じた空間と一体となった開放的な空間としとする。 (5)敷地内通路については、自然素材用するよう努めるものとする。 (6)車止め、街が、デザインとする。 (7)車止め等は、原則としている。 (7)車止め等は、原則としている。 (8)通り抜けが可能な通路、小広場等の表る歩行者空間の形成に対する。	市型複合地区間における連続 ごさせる素材とし、暖色系の ける。 と調和するよう配慮するもの 間や広場は、道路等の公もの はて整備するよう努めるもの 対又は質感のある舗装材を使 ンチその他の工作物は、シン の色彩となる低明度の色又は 等を設け、回遊性の確保及び	

		照明	(1)屋外照明は、省エネルギー 一効果の高い物の使用に	(1)屋外照明は、省エネルギー効果の高い物の使用に努めると	
		9万 の	努めるとともに、原則とし	ともに、原則として過度に点	
		デ	て過度に点滅する照明は	滅する照明は使用しないもの	
		ザ	使用しないものとする。	とする。	
		イン	(2)建築物の外構に設置され	(2)建築物の外構に設置される	
			る屋外照明で道路から視	屋外照明で道路から視認され	
			認されるものは、演色性が	るものは、演色性が高く、か	
			高く、かつ、温かみのある	つ、温かみのある光源を基調	
			光源を基調とするものと	とするものとする。	
			する。	(3)建築物の低層部の室内にお	
			(3)建築物の低層部の室内に	いて使用する照明は、演色性	
			おいて使用する照明は、演	が高く、かつ、温かみのあるも	
			色性が高く、かつ、温かみ	のとするよう努めるものとす	
			のあるものとするよう努	る。ただし、にぎわいを演出す	
			めるものとする。ただし、	る良質な景観照明、又は用途	_
			にぎわいを演出する良質	上やむを得ない場合は、この	
			な景観照明、又は用途上や	限りでない。	
			むを得ない場合は、この限	(4)光源の眩しさを考慮して、で	
			りでない。	きるだけ光源が直接見えない	
			(4) 光源の眩しさを考慮し	ように努めるとともに住宅地	
			て、できるだけ光源が直接	では、ヒューマンスケールに	
			見えないように努めるも	合わせた低い位置へ設置する	
			のとする。	よう努めるものとする。	
			(5)屋外照明は、照度の確保	(5)屋外照明は、照度の確保及び	
			及び外構デザインとの調	外構デザインとの調和に配慮	
			和に配慮するものとする。	するものとする。	
			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	(6) 夜間の景観を演出するため	
			めに効果的に設置するよ	に効果的に設置するよう努め	
			う努めるものとする。	るものとする。	
		み		的に配置し、緑豊かな景観を創出	
		みど	するものとする。		
		り	(2)緑化の空間の演出等により	、潤いのある景観の形成に努める	
		のデ	ものとする。		
		ザ	(3)接道部、開放的な空間、建	築物の屋上等は、可能な限り緑化	
		1	に努めるものとする。		
		ン			
		ेर्स	次の夕旦に該业十2担人で 見	観形成方針と合致しており、かつ、	国コの早知形式に古時が
		適田		観形成分野と古致しており、から、 又は工作物の形態意匠の制限を適用	
		用吟		スは工作物の形態息匠の制限を適用 示方法によって表示し、又は設置す	
		除 外	(1) 法令によって規定された表	かカ伝によつ (衣小し、Xは蔵直)9	ることが我伤刊りり私(
		ノト		開空地等から容易に望めない部分の	地合
			(3) その他市長が認める場合	四土地サルり付勿に主めない部分の	/ <i>*///</i>   □
		定	(1)「低層部」とは、地上10メ	<b>メートル以下の部分を</b> いう	
	屋从	走義		ートルを超え地上45メートル以	
	外広	衣	下の部分をいう。		
	告		(3)「高層部」とは、地上45メ	くートルを超える部分をいる	
	物			は歩行者デッキ(以下「接地面」と	
	等に			、接地面に接している部分をいう。	
	関			は工作物(以下「建築物等」とい	
	す		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	においては、建築物の壁面の垂直	_
	る行			ある場合は、壁面に含むものとす	
	為			示するもののうち、「壁面広告幕」、	
	$\mathcal{O}$			・広告板」を除いたものをいう。	
	制限			*ニール等に広告表示し、建築物等	
	PIX			付けたものをいう。ただし、壁面	
				されたものは、壁面看板とみなす。	
				建築物の壁面に設置する掲出物件	
			(・)・マョーフィマドソ」とは、	~ 本ツッエ回に以直1 319円が片	

		(外面がガラス等で覆われているものに限る。) を利用して広告	
		表示するものをいう。	
	( 8	3)「窓面広告物」とは、窓面の外側に広告表示するものをいう。	
	( 9	<ul><li>)「窓裏広告物」とは、窓、扉等のガラス部分の内側に表示され</li></ul>	
		る広告物で屋外から視認されるものをいう。	
	(1	0)「枠付懸垂幕等」とは、「壁面看板」のうち、建築物等の壁面に	
	(-	取り付けられた枠に固定された布、ビニール等に広告表示す	
		るもので、一辺の長さが壁面看板の大きさの基準の一辺あた	
		りの長さを超えるものをいう。	
	(1	1)「袖看板」とは、建築物等の壁面に取り付けられた工作物の突	
	(1	出面に広告表示するものをいう。	
	(1		
	(1	2)「バナーフラッグ」とは、建築物等の壁面を利用した工作物等	
	/-	につり下げて表示する旗又はこれらに類するものをいう。	
	(1	3)「広告塔・広告板」とは、接地範囲の床又は地盤に固定した工	
		作物等に広告表示されるものをいう。	
	(1	4)「電柱等利用広告物」とは、電柱その他の柱類(以下「電柱	
		等」という。)を利用する添加看板及び巻付け看板をいう。	
	(1	5)「屋上広告物」とは、建築物の上部に広告表示するものをいう。	
	(1	6)「仮設広告物」とは、表示期間が3月を超えないものをいう。	
		ただし、壁面に取り付けられた枠等に固定されたもので、枠	
		の設置期間が3月を超えるものを除く。	
下	ш-1	広告物は、できる限り集約化し、抑制に努めるとともに、	
	配置	位置や大きさを揃える等、乱雑にならないような配置を工夫	_
0		するものとする。	
各		広告物は、自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の	
項	表	事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所等に表示	
	一示	するものに限るものとする。	_
	容	9 3 8 0 1 に px 3 8 0 2 9 3 。	
共			
	形	広告物の形状は、切文字式とすることを推奨するものとす	
	状	る。	_
		(1) 電球等により点滅を繰り返す装置を使用した広告物は、	
る	照		
事	明	設置しないものとする。	
項		(2)ネオン管灯を露出して使用する広告物は設置しないもの	
		とする。ただし、ネオン管灯(2色以内を推奨する。)を、	
		切文字式の広告物の文字の一部として線状に使用する場	
		合は、この限りでない。	_
		(3)「地」が発光する箱型内照式看板の使用は、避けることを	
		推奨するものとする。	
		(4) 広告物の照明は、過度な明るさを避け、温かみのある雰	
		囲気を演出する光源の使用を推奨するものとする。ただ	
		し、切文字式の広告物で、節度ある落ち着いた色合いと明	
		るさの照明を使用する場合を除く。	
	色	広告物のデザインは、色数及び文字数を可能な限り少なくす	
	彩	るとともに、文字又は図形の形状若しくは配置が乱雑にならな	
		いように配慮し、シンプルで洗練されたデザインとなるよう工	_
	文	夫するものとする。	
	字	. (1) 庁生物には田才る免彰は 原則レトで3角(角相及	
	0	色   (1) 公日初に使用する日おは、原則として3日(日相及   彩   び彩度が同じ値の色彩は、1色とみなす。)以内とし、	
	デ	**	
	ーザ	(2)広告物に使用する色彩の中に明度4以上かつ彩度4	
	イ	以上の色彩が含まれる場合は、広告物に使用する色彩	
		の数を2色(色相及び彩度が同じ値の色彩は、1色と	_
		みなす。)以内とするよう努めるものとする。	
		(3) 広告物の「地」の部分には、明度4以下又は彩度4	
		以下の色彩を使用することを推奨するものとする。た	
		だし、やむを得ず広告物の「地」の部分に明度4かつ	
		彩度4を超える色彩を使用する場合は、次に掲げる範	
	1	囲内とするよう努めるとともに、広告物の文字の部分	

			に使用する色彩を明度4以下又は彩度4以下とする	
			よう努めるものとする。	
			ア 色相0 Rから9.9 Rの範囲であり、明度5以下	
			かつ彩度14以下、明度5を超え7以下かつ彩度8	
			以下	
			イ 色相 0 Y R から 9.9 Y R の範囲であり、明度 6	
			以下かつ彩度14以下、明度6を超え7以下かつ彩	
			度8以下	
			ウ 色相 0 Y から 2.4 Y の範囲であり、明度 8 以下	
			かつ彩度14以下	
			エ 色相2.5 Yから9.9 Yの範囲であり、明度7	
			以下かつ彩度10以下	
			オ 色相 0 G Y から 9 . 9 G Y の範囲であり、明度 7	
			以下かつ彩度10以下	
			カ 色相 O G から 9 . 9 P の範囲であり、明度 5 以下	
			かつ彩度10以下、明度5を超え7以下かつ彩度8	
			以下	
			キ 色相 O R P から 9 . 9 R P の範囲であり、明度 5	
			以下かつ彩度12以下、明度5を超え7以下かつ彩	
			度8以下	
			(4) 第1号から第3号に掲げる基準において、アクセン	
			トとして小さい面積(文字として使用する場合は文字	
			面積の15パーセント以下、文字以外の部分で使用す	
			る場合は文字以外の部分の面積の15パーセント以	
			下とし、かつ、その合計が広告面積の15パーセント	
			以下であるものに限る。)で使用する色彩、会社名等	
			に係るロゴタイプ(図形として一体的にデザインさ	
			れ、かつ、原則として、色彩、字体を含めた図形とし	
			て商標登録されたもの。)として使用する色彩及び写	
			真等(乱雑でないものに限る。)の一部として使用す	
			る色彩で市長が認めた場合については、適用しないも	
			のとする。	
			(1) 広告物の文字面積は40パーセント以下とするとと	
		文字	もに、原則として、広告物の文字面積の3分の2以上	
		<del>-</del>	の部分を8文字以下(会社名等の単一の固有名称を使	
			用する場合で、当該固有名称の文字数が8文字を超え	
			る場合は、当該固有名称の文字数とする。)の単一の	
			文節で構成するよう努めるものとする。ただし、広告	
			物の文字面積を20パーセント以下とした場合は、こ	
			の限りでない。	
			(2)前号に掲げる基準において、広告物の文字面積の1	
			0分の9以上の部分を4文字以下の単一の文節で構	
			成し、文字の大きさ、色、字体及び文字の水平方向又	
			は垂直方向の位置を揃える等、一定のまとまりを持た	
			せて配置した場合は、広告物の文字面積を50パーセ	
			ントまで拡大できるものとする。	
			(3) 第1号に掲げる基準において、広告物の文字数を4	
			文字以下の単一の文節で構成し、文字の大きさ、色、	
			字体及び文字の水平方向又は垂直方向の位置を揃え	
			る等、一定のまとまりを持たせて配置した場合は、広	
			告物の文字面積を60パーセントまで拡大できるも	
			のとする。	
			(4)アルファベット等の音素文字等の場合は、第1号か	
			ら第3号に掲げる基準に係る文字数の算出を行う際	
			に、文字数に2分の1を乗じて計算できるものとす	
			る。	
			(5) 第1号から第4号に掲げる基準は、枠付懸垂幕等、	
			仮設広告物乂は接地範囲に設置する2半万メートル	
			仮設広告物又は接地範囲に設置する2平方メートル 以下の広告物については、適用しないものとする。	

壁面看板・壁面広告幕

- (1)壁面看板は、接地範囲の 高さを超える位置に設置 してはならないものとす る。ただし、当該建築物の 名称若しくはテナントの 名称を表示する場合は、こ の限りでない。
- (2)壁面広告幕は、接地範囲 の高さを超える位置に設 置してはならないものと する。
- (3)接地範囲に設置する壁面 看板及び壁面広告幕の面 積の合計は、当該広告物の 設置する建築物の壁面面 接地範囲の面積の155 ーセント以下(切り文の 場合は、その面積に2分の 1を乗じて計算する。)と するものとする。ただし、 ショーウィンドウの内側 に設置する場合は、この限 りでない。
- (4)接地範囲以外に設置する 壁面看板の面積の合計は、 当該広告物を設置する建 築物の壁面の接地範囲以 外の部分の面積の5パー セント以下(切り文字の場 合は、その面積に2分の1 を乗じて計算する。)とす るものとする。
- (5)壁面看板(仮設広告物及 び枠付懸垂幕等を除く。) の大きさは、1点につき縦 の長さ5メートル以下、横 の長さ5メートル以下(接 地範囲の開口部の上部に 設置するもので縦の長さ 1メートル以下とする場 合又は縦の長さ3メート ル以下の切り文字とする 場合は、この限りでない。) とし、複数の広告物を連続 して設置する場合は、その 大きさ、設置する位置及び 間隔を揃えるものとする。 ただし、建築物の形状等に より、当該基準の適合が難 しいと判断される場合は、 可能な限りとするものと する。
- (6)接地範囲の開口部の上部 に設置する壁面看板は、縦 の長さ1メートル以下と し、かつ、同一の寸法で統 ーすることを推奨するも のとする。

- (1)壁面看板は、中層部の高さを 超える位置に設置してはなら ないものとする。ただし、高層 部において、当該建築物の主 たる壁面の上端から10メー トルの範囲に限り、当該建築 物の名称若しくはこれに類す るものを切り文字で表示し、 かつ、その面積に2分の1を 乗じて計算した面積の合計 が、当該広告物を設置する主 たる壁面の頂部から10メー トルの範囲の面積の15パー セント以下とする場合又は共 同住宅における居住者の入居 開始前に行う入居募集若しく は販売広告のために表示し、 若しくは設置する場合は、こ の限りでない。
- (2)壁面広告幕は、中層部の高さを超える位置に設置してはならないものとする。ただし、共同住宅における居住者の入居開始前に行う入居募集又は販売広告のために表示し、若しくは設置する場合は、この限りでない。
- (4)中層部に設置する壁面看板 及び壁面広告幕の面積の5る壁面広告物を設置する電子の は、当該広告物を設置するられる 面の5パ合は、中層部の面積の5パ合は、 中層部の面積の5パ合は、 当該切り文字の場合とり 当該切り文字の重積に2 とするようなでま算する。)とする ものとする。ただし、居開始に に行う入居募集又は販売くは に行う入居募集では に行う場合は、 この限りでない。
- (5)壁面看板(仮設広告物及び枠付懸垂幕等を除く。)の大きさは、1点につき縦の長さ5メートル以下、横の長さ5メートル以下(共同住宅における

\_

<b>************************************</b>	(1)枠付懸垂幕等は、できる だけ設置しないことと場合 だけ設置するのとまる やむを得ず設置する6月次の は、広告表示期間を6月次の ものを繰り返し表示した いものとする。 (2)枠付懸垂幕等の1壁面あ たりの面積の合計は、設置	居住者の大たされて、	
窓面広告物・窓裏内	する壁面の面積の3パーセント以下とし、かつ、1の建築物あたり2か所以内とするものとする。  (1)窓面広告物又は窓裏広告物に表示する文字の大きさは、縦の長さ0.6メートル以下を基本とするものとする。  (2)窓面広告物又は窓裏広告物は、窓面に直接貼り付けず、室内側に表示すること	(1)窓面広告物又は窓裏広告物に表示する文字の大きさは、縦の長さ0.6メートル以下を基本とするものとする。 (2)窓面広告物又は窓裏広告物は、窓面に直接貼り付けず、室内側に表示することを推奨するものとする。	
広告物	を推奨するものとする。 (3)窓面広告物の面積の合計は、当該広告物を設置する壁面について、階ごとの一を正との一を引いて、といるでは、当該では、当該では、当該でのでは、当該では、当該では、当びでは、では、当びでは、では、は、当びでは、では、は、当びでは、は、当びでは、は、当びでは、は、当びでは、は、当びでは、は、当びでは、は、当びでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	(3)窓面広告物の面積の合計は、 当該広告物を設置する壁面に ついて、階ごとの窓面積の合計の20パーセント以下合 計の20パーセント以下合 し、窓裏広告物の面積の合計 は、当該広告物を設置電窓 面について、階ごとのを 面について、階ごとのを でた面積から窓面を でた面積がた面積以下で設 でた面積がた面積以下で設 ものとする。ただし、仮設 告物の場合、共同住宅における居住者の入居開始前に行う	

	1	a team to the team of	a Hadda Wa Haa a a a sana ta dada	
		し、仮設広告物の場合、窓	入居募集若しくは販売広告の	
		面広告物及び窓裏広告物	ために表示し、若しくは設置	
		の1壁面あたりの面積の	する場合、窓面広告物及び窓	
		合計が当該壁面の3パー	裏広告物の1壁面あたりの面	
		セント以下の場合又は窓	積の合計が当該壁面の3パー	
		に直接貼り付けて表示す	セント以下の場合又は窓に直	
		る広告物を表示若しくは	接貼り付けて表示する広告物	
		設置しない場合は、この限	を表示若しくは設置しない場合は、この別りでもいった。	
		りでない。なお、切り文字	合は、この限りでない。なお、	
		の場合は、その面積に2分	切り文字の場合は、当該切り	
		の1を乗じて計算するこ	文字の面積に2分の1を乗じ	
		とができるものとする。	て計算することができるもの	
		(4)窓面広告物又は窓裏広告	とする。	
		物を複数階の窓面に設置	(4)窓面広告物又は窓裏広告物	
		する場合は、設置位置及び	を複数階の窓面に設置する場	
		幅を統一するものとする。	合は、設置位置及び幅を統一	
		ただし、仮設広告物の場合	するものとする。ただし、仮設	
		は、この限りでない。	広告物の場合は、この限りで	
		は、この成りてない。		
		( a ) 74 Marth on 1 days & 41 FE 3 or	21) of the state o	
	屋	(1)建築物の上部を利用する	建築物の上部を利用する広告物	
	上	広告物は、設置しないもの	は、設置しないものとする。	
	広	とする。ただし、当該建築		
	告	物の名称又はこれに類す		
	物	るものを切り文字で表示		
		し、次に掲げるものに該当		
		する場合は、1の建築物あ		
		たり1か所のみ設置する		
		ことができるものとする。		
		ア 建築物の壁面の垂直		
		線上の上部に設けるエ		
		作物を利用して表示す		
		る場合		
		イー階段室、昇降機塔、物ー		
		見塔その他これらに類		_
		する建築物の屋上部分		
		に直接表示する場合		
		(2)建築物の上部を利用する		
		広告物を掲出する工作物		
		(目隠しの工作物を除		
		く。) は、階段室、昇降機塔、		
		装飾塔、物見塔、屋窓その		
		他これらに類する建築物		
		の屋上部分又は棟飾、防火		
		壁の屋上突出部その他こ		
		れらに類する屋上突出物		
		を除いた建築物の上部か		
		ら換算した縦の長さを8.		
		5メートル以下とするも		
		のとする。		
[	袖	(1)接地範囲以外の位置には記	<b>2置しないものとする。</b>	
	看	(2)接地範囲に設置する袖看板	坂の下端は、接地面から2.5メー	
	板	トル以上とするものとする。		
	•	. , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	返は、大きさ及び接地面からの高さ	_
			メートル以下、壁面からの出幅1メ	
		ートル以下とするものとする		
		1/40/10 かんしょん	٥ لاه	

,	バナーフラッグの大きさは、根	黄の長さ1メートル以下とし、地上	
			_
3			
	/ >		
Ē	・ (1)置看板の規模は、縦の長	置看板、立看板及び広告旗は、設	
	き と1.2メートル以下、横	置しないものとする。	
ħ			
	いナフォのトナフ		
<u></u>	(-)		
月   木			
ĺ			
7.	ル以下、横の長さ0.6メ		
<u> </u>	_		_
ħ	MIHIW 0 11 500 1 500 11 4 70		
	は催物類の用に供する場		
	合は、この限りでない。		
	(3) 立看板は、設置しないも		
	のとする。		
	(4)置看板及び広告旗は、風		
	等で容易に転倒や移動し		
	ないことなど安全な方法		
	で設置するものとする。		
		(1) 古井堪耳水片井村 经页目	
7.	(1)広告塔及び広告板は、縦	(1)広告塔及び広告板は、縦の長	
计	の長さ2.5メートル以	さ2.5メートル以下、横の長	
I	. , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	さ5メートル以下、表示面積	
<u>, , , , , , , , , , , , , , , , , , , </u>	-   「	の合計25平方メートル以下	
<i>F</i>	;   ガメートル以下とするも	とするものとする。ただし、建	
木	え のとする。ただし、建築物	築物の名称又はこれに類する	
	の名称又はこれに類する	ものを表示する広告塔又は広	
	ものを表示する広告塔又	告板を敷地の入口付近に設置	
	は広告板を敷地の主要な	する場合は、縦の長さ6メー	
	入口付近に設置する場合	トル以下、横の長さ1.5メー	
	は、縦の長さ6メートル以	トル以下、表示面積の合計1	
	下、横の長さ1.5メート	8平方メートル以下とするも	
	ル以下、表示面積の合計1	のとする。	
	8平方メートル以下(表示	(2)広告塔及び広告板は、主要な	
	の内容が自動車等の誘導	入口あたり1か所(敷地の入	
	案内を主たる目的として	口付近に設置する場合は、敷	
	いるものについては、縦の	地の入口あたり1か所)の設置な其大り	
	長さ10メートル以下、横	置を基本とし、やむを得ず複	_
	の長さ2.5メートル以	数設置する場合は、できるだ	
	下、表示面積の合計25平	け集約化するとともに、大き	
	方メートル以下) とするも	さ及び位置を揃えるよう努め	
	のとする。	るものとする。	
	(2)主要な入口あたり1か所		
	(敷地の入口付近に設置		
	する場合は、敷地の入口あ		
	たり1か所)の設置を基本		
	とし、やむを得ず複数設置		
	する場合は、できるだけ集		
	約化するとともに、大きさ		
	及び位置を揃えるよう努		
	めるものとする。ただし、		
	敷地の入口付近に設置す		
	新地の八百円近に設置する、表示の内容が自動車等		
	の誘導案内を主たる目的		
	とし、縦の長さ10メート		

	<del>_</del>	
映像装置	ル以下、横の長さ2.5メートル以下、表示面積の合計25平方メートル以下ものについては、1敷地に1か所までの設置とするものとする。  (1) 画像、文字等の映像を映し出す広告物は、原則、接地範囲のみの設置とし、その数は、1壁面当たり1か所(当該壁面が複数のテナントに使用されていら当たり1か所)までとするものとする。ただし、当該広告物を設置しようとするを設置しようとするを設置しようとするを設置しようとするを設置しない場合は、1か所)までとするものとする。名(2) 画像、文字等の映像を映し出す広告物の規模は、1壁面当たり3平方メートル以下とするものとする。ただし、前号がいた1の建築物当たり1か所まで設置できる広告物に限り、接地範囲以外に1の建築物当たり1か所まで設置しない場合は、1を直当とするにし、1を当たがしまで設定できる広告物については、1を平方メートル以下とするものとする。ただし、前号ただしまに規定する広告物については、15平方メートル以下とするものとする。	
電柱等利用広告物	電柱等利用広告物は、設置しないものとする。ただし、電柱等の所有者若しくは管理者が管理する必要により表示し、若しくは設置する場合又は国若しくは地方公共団体が公共的目的をもって表示し、若しくは設置する場合は、この限りでない。	
適用除外	(1)次に掲げるものに該当する場合で、景観形成方針と合致しており、かつ、周辺の景観形成に支障がないと認められる場合は、屋外広告物等に関する行為の制限を適用しないものとする。ア 法令によって規定された表示方法によって表示し、又は設置することが義務付けられている場合イ 公共的目的をもって表示し、又は設置する場合ウ 道標等の誘導案内を目的として表示し、又は設置する場合エ 公職選挙法(昭和25年法律第100号)による選挙運動のために表示し、又は設置する場合オ 冠婚葬祭又は祭礼等のため、一時的に表示し、又は設置する場合カ 即時に取り外し、又は取り付けができる方法で設置する場合で、表示面積が1平方メートル以下の場合キ 一般の歩行者が、道路、公開空地等から容易に望めない部分に表示し、又は設置する場合ク その他市長が認める場合	_

	区内に突出するものについては、屋外広告物等に関する行為の	
	制限を適用しないものとする。	

9 小杉町3丁目中央地区における景観形成の考え方及び行為の制限

- (1)「シビック軸」と「商業・にぎわい軸」の結節点として活気と交流をもたらす商業機能と都 市型住居機能の融合
- (2) 先進的な都市型高層住宅としてのランドマーク性の発揮
- (3) 効果的に配置された緑と、ガラス素材等を多用した開放的な建築物低層部の設えによる、にぎわいや明るさの感じられる空間の創出

## 

ŕ

イ

旃

- (1)商業又は業務機能を有する建築物の低層部は、大きな開口部や開放的なデザインとし、ガラス等を用いて内部の活動が見えるようにするなどにぎわいの演出に配慮するものとする。
- (2) 低層部は、高層部のデザインと切り替え、歩行者の目線でまとまりが感じられる街なみを演出するものとする。
- (3) 低層部は、ヒューマンスケールを演出するため、デザインに変化をもたせるなど壁面の分節化を工夫するものとする。
- (4) 高層部は、ランドマーク性を強調した表情豊かなデザインを工夫するものとする。
- (5) 建築物の壁面が長大となる場合は、スリットを設けるか、又は壁面のデザインを分節 化する等、圧迫感を軽減させる工夫に努めるものとする。
- (6) 建築物の外壁の素材は、汚れにくく、変色しにくい等、美観の持続性に配慮した質の 高い素材を使用するものとする。
- (7) 建築物付帯施設又は屋外設備類は、設置位置、垣、柵等の囲いの形態等に配慮して、 周辺から直接見えにくくするとともに、建築物と一体的にデザインするよう努めるもの とする。
- (8)窓のデザインは、壁面全体のバランスを考え、配置、形状及び割り付けに配慮するものとする。
- (9) 商業又は業務機能を有する建築物では、通りと接する部分において、建築物の形状を 工夫し、歩行者を引き込むような開放的な空間を創出するとともに、エントランス部を 開放的なデザインとするよう努めるものとする。
- (10) 日除けテントを設置する場合は、窓全面を覆ってはならず、その色彩は、原則として落ち着いたものとするものとする。

壁の色彩に

関

す

る

制

狠

- (1)「シビック軸」と「商業・にぎわいの軸」の結節点上に立地することから、暖色系のアースカラーを基調とした温かみのある街なみとなるよう配色を行うものとする。
- (2) 建築物等の外壁の色彩は、次に掲げる範囲内とするものとする。
  - ア 高層部(地上20メートルを超える部分)

マンセル値で色相5YRから4.9Yの範囲であり、明度8以上かつ彩度1以下又は明度5以上8未満かつ彩度2以下

イ 低層部(地上20メートル以下の部分)

マンセル値で色相5YRから4.9Yの範囲であり、明度8以上かつ彩度2以下、明度5以上8未満かつ彩度4以下又は明度3以上5未満かつ彩度6以下

(3)建築物等の壁面の20パーセントを超えない範囲で使用するアクセントカラーについては、前号の基準は適用しないものとする。

街区全体で街なみに配慮した建築計画及び色彩計画を定めており、かつ、都市景観審議会専門部会の意見を聴いて、市長が認めた場合、又は表面に着色していない自然石、木材、土壁、ガラス等の素材自体が持つ色彩で、かつ、周辺の街なみと調和する場合においては、外壁の色彩に関する制限によらない色彩を使用できるものとする。

民有地

敷

地

通路

及

75

広

- (1) 通りと敷地の境界には、原則として塀及び柵を設けないものとする。
- (2)舗装材は、「シビック軸」と「商業・にぎわいの軸」の結節点上における一体性に配慮するとともに、自然を感じさせる素材とし、暖色系のアースカラーを基調とするものとする。
- (3) 敷地内の舗装の仕上げは、歩道と調和するよう配慮するものとする。
- (4) 外壁の後退などにより生じた空間や広場は、道路等の公共空間と一体となった開放的な空間として整備するよう努めるものとする。
- (5) 敷地内通路については、自然素材又は質感のある舗装材を使用するよう努める。
- (6) 車止め、街灯、誘導サイン、ベンチその他の工作物は、シンプルで洗練されたデザインとするものとする。
- (7) 車止め等は、原則として「地」の色彩となる低明度の色又は金属等の素材色とするものとする。

153

場のデザイン	(8) 通り抜けが可能な通路、小広場等を設け、回遊性の確保及び奥行きのある歩行者空間の形成に努めるものとする。
照明のデザイン	<ul> <li>(1)屋外照明は、省エネルギー効果の高い物の使用に努めるとともに、原則として過度に 点滅する照明は使用しないものとする。</li> <li>(2)建築物の外構に設置される屋外照明で道路から視認されるものは、演色性が高く、か つ、温かみのある光源を基調とするものとする。</li> <li>(3)建築物の低層部の室内において使用する照明は、演色性が高く、かつ、温かみのある ものとするよう努めるものとする。ただし、にぎわいを演出する良質な景観照明、又は 用途上やむを得ない場合は、この限りでない。</li> <li>(4)光源の眩しさを考慮して、できるだけ光源が直接見えないように努めるものとする。</li> <li>(5)屋外照明は、照度の確保及び外構デザインとの調和に配慮するものとする。</li> </ul>
みどりのデザイン	(6) 夜間の景観を演出するために効果的に設置するよう努めるものとする。 (1) 植栽は、多様な樹種を規則的に配置し、緑豊かな景観を創出するものとする。 (2) 緑化の空間の演出等により、潤いのある景観の形成に努めるものとする。 (3) 接道部、開放的な空間、建築物の屋上等は、可能な限り緑化に努めるものとする。
適用除外	次の各号に該当する場合で、景観形成方針と合致しており、かつ、周辺の景観形成に支障がないと認められる場合は、建築物又は工作物の形態意匠の制限を適用しないものとする。 (1)法令によって規定された表示方法によって表示し、又は設置することが義務付けられている場合 (2)一般の歩行者が、道路、公開空地等から容易に望めない部分の場合 (3)その他市長が認める場合
屋外広告物等に関する行為の制限定義	<ul> <li>(1)「低層部」とは、地上10メートル以下の部分をいう。</li> <li>(2)「中層部」とは、地上10メートルを超え地上45メートル以下の部分をいう。</li> <li>(3)「高層部」とは、地上45メートルを超える部分をいう。</li> <li>(4)「接地範囲」とは、地上又は歩行者デッキ(以下「接地面」という。)に接している階のうち、接地面に接している部分をいう。</li> <li>(5)「壁面看板」とは、建築物又は工作物(以下「建築物等」という。)の壁面(建築物の主たる壁面の垂直線上の上部に設ける目隠しの工作物がある場合は、壁面に含むものとする。)に対して平面的に広告表示するもののうち、「壁面広告幕」、「窓面広告物」及び「広告塔・広告板」を除いたものをいう。</li> <li>(6)「壁面広告幕」とは、布、ビニール等に広告表示し、建築物等の壁面に対して平面的に取り付けたものをいう。ただし、壁面に取り付けられた枠等に固定されたものは、壁面看板とみなす。</li> <li>(7)「ショーウィンドウ」とは、建築物の壁面に設置する掲出物件(外面がガラス等で覆われているものに限る。)を利用して広告表示するものをいう。</li> <li>(8)「窓面広告物」とは、窓面の外側に広告表示するものをいう。</li> <li>(9)「窓裏広告物」とは、窓、扉等のガラス部分の内側に表示される広告物で屋外から視認されるものをいう。</li> <li>(10)「枠付懸垂幕等」とは、「壁面看板」のうち、建築物等の壁面に取り付けられた枠に固定された布、ビニール等に広告表示するものでいる。</li> <li>(11)「柚看板」とは、建築物等の壁面を利用した工作物の突出面に広告表示するものをいう。</li> <li>(12)「バナーフラッグ」とは、建築物等の壁面を利用した工作物等につり下げて表示する旗又はこれらに類するものをいう。</li> <li>(13)「広告塔・広告板」とは、接地範囲の床又は地盤に固定した工作物等に広告表示されるものをいう。</li> <li>(14)「電柱等利用広告物」とは、電柱その他の柱類(以下「電柱等」という。)を利用する添加者板及び巻付け看板をいう。</li> <li>(15)「屋上広告物」とは、建築物の上部に広告表示するものをいう。</li> </ul>

		(16	3)「仮設広告物」とは、表示期間が3月を超えないものをいう。ただし、壁面に取り付
	下		けられた枠等に固定されたもので、枠の設置期間が3月を超えるものを除く。 広告物は、できる限り集約化し、抑制に努めるとともに、位置や大きさを揃える等、
	r 記 の	配置	広言物は、できる限り集制化し、抑制に劣めることもに、位直や入ささを捌える等、 乱雑にならないような配置を工夫するものとする。
	各	<b>=</b>	広告物は、自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容
	項目に	表示内容	を表示するため、自己の住所等に表示するものに限るものとする。
	共		広告物の形状は、切文字式とすることを推奨するものとする。
	通す	形状	広音物の形状は、別文子式と 9 ることを推奨 9 るものと 9 る。
	るす	照	(1)電球等により点滅を繰り返す装置を使用した広告物は、設置しないものとする。
	事項	明	(2) ネオン管灯を露出して使用する広告物は設置しない。ただし、ネオン管灯(2
	<b>-</b> 'A		色以内を推奨する。)を、切文字式の広告物の文字の一部として線状に使用する場合は、この関係でないすのよれる。
			合は、この限りでないものとする。 (3)「地」が発光する箱型内照式看板の使用は、避けることを推奨するものとする。
			(4) 広告物の照明は、過度な明るさを避け、温かみのある雰囲気を演出する光源の
			使用を推奨するものとする。ただし、切文字式の広告物で、節度ある落ち着いた
			色合いと明るさの照明を使用する場合を除く。
		色	広告物のデザインは、色数及び文字数を可能な限り少なくするとともに、文字又は
		彩	図形の形状若しくは配置が乱雑にならないように配慮し、シンプルで洗練されたデザ
		文	インとなるよう工夫するものとする。
		字	色   (1) 広音物に使用する色彩は、原則として3色 (色相及の彩度が同じ値の色彩   彩   は、1色とみなす。) 以内とし、蛍光色は使用しないものとする。
		0	(2) 広告物に使用する色彩の中に明度4以上かつ彩度4以上の色彩が含まれる
		デ	場合は、広告物に使用する色彩の数を2色(色相及び彩度が同じ値の色彩は、
		ザ	1色とみなす。) 以内とするよう努めるものとする。
		イン	(3) 広告物の「地」の部分には、明度4以下又は彩度4以下の色彩を使用する ことを推奨するものとする。ただし、やむを得ず広告物の「地」の部分に明
			度4かつ彩度4を超える色彩を使用する場合は、次に掲げる範囲内とするよ
			う努めるとともに、広告物の文字の部分に使用する色彩を明度4以下又は彩
			度4以下とするよう努めるものとする。
			ア 色相0 Rから9.9 Rの範囲であり、明度5以下かつ彩度14以下、明
			度5を超え7以下かつ彩度8以下
			イ 色相0YRから9.9YRの範囲であり、明度6以下かつ彩度14以下、 明度6を超え7以下かつ彩度8以下
			ウ 色相 0 Y から 2.4 Y の範囲であり、明度 8 以下かつ彩度 1 4 以下
			エ 色相 2.5 Y から 9.9 Y の範囲であり、明度 7 以下かつ彩度 1 0 以下
			オ 色相0GYから9.9GYの範囲であり、明度7以下かつ彩度10以下
			カ 色相0Gから9.9Pの範囲であり、明度5以下かつ彩度10以下、明
			度5を超え7以下かつ彩度8以下 キ 色相0RPから9.9RPの範囲であり、明度5以下かつ彩度12以下、
			明度5を超え7以下かつ彩度8以下
			(4)第1号から第3号に掲げる基準において、アクセントとして小さい面積(文
			字として使用する場合は文字面積の15パーセント以下、文字以外の部分で
			使用する場合は文字以外の部分の面積の15パーセント以下とし、かつ、そ
			の合計が広告面積の15パーセント以下であるものに限る。)で使用する色
			彩、会社名等に係るロゴタイプ(図形として一体的にデザインされ、かつ、原 則として、色彩、字体を含めた図形として商標登録されたもの。)として使用
			する色彩及び写真等(乱雑でないものに限る。)の一部として使用する色彩で
			市長が認めた場合については、適用しないものとする。
			文 (1) 広告物の文字面積は40パーセント以下とするとともに、原則として、広
			文
			名称を使用する場合で、当該固有名称の文字数が8文字を超える場合は、当
			該固有名称の文字数とする。)の単一の文節で構成するよう努めるものとする。ただし、広告物の文字面積を20パーセント以下とした場合は、この限
			りでない。
		•	<u> </u>

## (2) 前号に掲げる基準において、広告物の文字面積の10分の9以上の部分を 4 文字以下の単一の文節で構成し、文字の大きさ、色、字体及び文字の水平 方向又は垂直方向の位置を揃える等、一定のまとまりを持たせて配置した場 合は、広告物の文字面積を50パーセントまで拡大できるものとする。 (3) 第1号に掲げる基準において、広告物の文字数を4文字以下の単一の文節 で構成し、文字の大きさ、色、字体及び文字の水平方向又は垂直方向の位置 を揃える等、一定のまとまりを持たせて配置した場合は、広告物の文字面積 を60パーセントまで拡大できるものとする。 (4) アルファベット等の音素文字等の場合は、第1号から第3号に掲げる基準 に係る文字数の算出を行う際に、文字数に2分の1を乗じて計算できるもの とする。 (5) 第1号から第4号に掲げる基準は、枠付懸垂幕等、仮設広告物又は接地範 囲に設置する2平方メートル以下の広告物については、適用しないものとす (1)壁面看板は、中層部の高さを超える位置に設置してはならないものとする。ただし、 高層部において、当該建築物の壁面の上端から10メートルの範囲において、当該建築 面 物の名称若しくはこれに類するものを切り文字で表示し、かつ、その面積に2分の1を 板 乗じて計算した面積の合計が、当該広告物を設置する主たる壁面の頂部から10メート ルの範囲の面積の15パーセント以下とする場合又は共同住宅における居住者の入居 壁 面 開始前に行う入居募集若しくは販売広告のために表示し、若しくは設置する場合は、こ 広告 の限りでない。 (2)壁面広告幕は、中層部の高さを超える位置に設置してはならないものとする。ただし、 共同住宅における居住者の入居開始前に行う入居募集又は販売広告のために表示し、若 しくは設置する場合は、この限りでない。 (3) 低層部に設置する壁面看板及び壁面広告幕の面積の合計は、当該広告物を設置する壁 面の低層部の面積の15パーセント以下(切り文字の場合は、当該切り文字の面積に2 分の1を乗じて計算する。)とするものとする。ただし、ショーウィンドウの内側に設 置する場合又は共同住宅における居住者の入居開始前に行う入居募集若しくは販売広 告のために表示し、若しくは設置する場合は、この限りでない。 (4) 中層部に設置する壁面看板及び壁面広告幕の面積の合計は、当該広告物を設置する壁 面の中層部の面積の5パーセント以下(切り文字の場合は、当該切り文字の面積に2分 の1を乗じて計算する。)とするものとする。ただし、共同住宅における居住者の入居 開始前に行う入居募集又は販売広告のために表示し、若しくは設置する場合は、この限 りでない。 (5) 壁面看板(仮設広告物及び枠付懸垂幕等を除く。)の大きさは、1点につき縦の長さ 5メートル以下、横の長さ5メートル以下(共同住宅における居住者の入居開始前に行 う入居募集若しくは販売広告のために表示し、若しくは設置する場合、縦の長さ3メー トル以下の切り文字とする場合、接地範囲の開口部の上部に設置するもので縦の長さ1 メートル以下とする場合、又は建築物の壁面の上端から10メートルの範囲において、 縦の長さ5メートル以下の切り文字とする場合は、この限りでない。)とし、複数の広 告物を連続して設置する場合は、その大きさ、設置する位置及び間隔を揃えるものとす る。ただし、建築物の形状等により、当該基準の適合が難しいと判断される場合は、可 能な限りとする。 (6)接地範囲の開口部の上部に設置する壁面看板は、縦の長さ1メートル以下とし、かつ、 同一の寸法で統一することを推奨するものとする。 (1) 枠付懸垂幕等は、できるだけ設置しないこととし、やむを得ず設置する場合は、広告 表示期間を6月以内とした上で、同一内容のものを繰り返し表示しないものとする。 付 懸 (2) 枠付懸垂幕等の1壁面あたりの面積の合計は、設置する壁面の面積の3パーセント以 垂 下とし、かつ、1の建築物あたり2か所以内とするものとする。 幕 窓 (1) 窓面広告物又は窓裏広告物に表示する文字の大きさは、縦の長さ0.6メートル以下 面 を基本とするものとする。 広 (2)窓面広告物又は窓裏広告物は、窓面に直接貼り付けず、室内側に表示することを推奨 告 するものとする。 (3) 窓面広告物の面積の合計は、当該広告物を設置する壁面について、階ごとの窓面積の 物 合計の15パーセント以下とし、窓裏広告物の面積の合計は、当該広告物を設置する壁 窓 面について、階ごとの窓面積の合計に15パーセントを乗じた面積から窓面広告物の面 裏 積を差し引いた面積以下とするものとする。ただし、仮設広告物の場合、共同住宅にお

広告物 屋上広告	ける居住者の入居開始前に行う入居募集若しくは販売広告のために表示し、若しくは設置する場合、窓面広告物及び窓裏広告物の1壁面あたりの面積の合計が当該壁面の3パーセント以下の場合又は窓に直接貼り付けて表示する広告物を表示若しくは設置しない場合は、この限りでない。なお、切り文字の場合は、当該切り文字の面積に2分の1を乗じて計算することができるものとする。 (4)窓面広告物又は窓裏広告物を複数階の窓面に設置する場合は、設置位置及び幅を統一するものとする。ただし、仮設広告物の場合は、この限りでない。 建築物の上部を利用する広告物は、設置しないものとする。ただし、建築物の主たる壁面の垂直線上の上部に設ける目隠しの工作物を利用して、当該建築物の名称又はこれに類するものを切り文字で表示する場合は、この限りでない。
物	
袖看板	<ul><li>(1)接地範囲以外の位置には設置しないものとする。</li><li>(2)接地範囲に設置する袖看板の下端は、接地面から2.5メートル以上とするものとする。</li><li>(3)接地範囲に設置する袖看板は、大きさ及び接地面からの高さを統一し、縦の長さ0.7メートル以下、壁面からの出幅1メートル以下とするものとする。</li></ul>
バナ ー フラッ グ	バナーフラッグの大きさは、横の長さ1メートル以下とし、地上からの高さを揃えて設置するものとする。
置看板、立看板及び広告旗	<ul> <li>(1)置看板の規模は、縦の長さ1.2メートル以下、横の長さ0.9メートル以下とするものとする。</li> <li>(2)広告旗は、設置しないものとする。ただし、表示面が、縦の長さ1.8メートル以下、横の長さ0.6メートル以下のものを、表示期間が6月以内で、行事又は催物類の用に供する場合は、この限りでない。</li> <li>(3)立看板は、設置しないものとする。</li> <li>(4)置看板及び広告旗は、風等で容易に転倒や移動しないことなど安全な方法で設置するものとする。</li> </ul>
広告塔・広告板	<ul> <li>(1) 広告塔及び広告板は、縦の長さ2.5メートル以下、横の長さ5メートル以下、表示面積の合計25平方メートル以下とするものとする。ただし、建築物の名称又はこれに類するものを表示する広告塔又は広告板を敷地の入口付近に設置する場合は、縦の長さ6メートル以下、横の長さ1.5メートル以下、表示面積の合計18平方メートル以下とするものとする。</li> <li>(2) 広告塔及び広告板は、主要な入口あたり1か所(敷地の入口付近に設置する場合は、敷地の入口あたり1か所)の設置を基本とし、やむを得ず複数設置する場合は、できるだけ集約化するとともに、大きさ及び位置を揃えるよう努めるものとする。</li> </ul>
映像装置	(1) 画像、文字等の映像を映し出す広告物は、接地範囲のみの設置とし、その数は、1壁面当たり1か所(当該壁面が複数のテナントに使用されている場合には、1のテナント当たり1か所)までとするものとする。 (2) 画像、文字等の映像を映し出す広告物の規模は、1壁面当たり3平方メートル以下とするものとする。
電柱等利用広告物	電柱等利用広告物は、設置しないものとする。ただし、電柱等の所有者若しくは管理者が管理する必要により表示し、若しくは設置する場合又は国若しくは地方公共団体が公共的目的をもって表示し、若しくは設置する場合は、この限りでない。
適用除外	(1)次に掲げるものに該当する場合で、景観形成方針と合致しており、かつ、周辺の景観 形成に支障がないと認められる場合は、屋外広告物等に関する行為の制限を適用しない ものとする。 ア 法令によって規定された表示方法によって表示し、又は設置することが義務付け

られている場合

- イ 公共的目的をもって表示し、又は設置する場合
- ウ 道標等の誘導案内を目的として表示し、又は設置する場合
- エ 公職選挙法 (昭和25年法律第100号) による選挙運動のために表示し、又は設置する場合
- オ 冠婚葬祭又は祭礼等のため、一時的に表示し、又は設置する場合
- カ 即時に取り外し、又は取り付けができる方法で設置する場合で、表示面積が1平方メートル以下の場合
- キ 一般の歩行者が、道路、公開空地等から容易に望めない部分に表示し、又は設置する場合
- ク その他市長が認める場合
- (2) 地区外の建築物等に表示、又は設置された屋外広告物で、地区内に突出するものについては、屋外広告物等に関する行為の制限を適用しないものとする。

		10 小杉町3丁目東地区における景観形成の考え方及び行為の制限
景観形成の考え方	(2) (3)	)「シビック軸」と「商業・にぎわいの軸」の結節点として、活気と交流をもたらす商業機能 全都市型住居機能の融合 )通りと一体感のある歩道状空地やゆとりあるオープンスペースの確保 )効果的に配置された緑と、ガラス素材等を多用した開放的な建築物低層部の設えによる、 こぎわいや明るさの感じられる空間の創出
行為の制限(建築物又は工作物の形態意匠の制限)	施設計画・建築物等のデザイン	<ul> <li>(1)商業又は業務機能を有する建築物の低層部は、大きな開口部や開放的なデザインとし、ガラス等を用いて内部の活動が見えるようにするなど、にぎわいの演出に配慮するものとする。</li> <li>(2)低層部は、高層部のデザインと切り替え、歩行者の目線でまとまりが感じられる街なみを演出するものとする。</li> <li>(3)低層部は、ヒューマンスケールを演出するため、デザインに変化をもたせるなど壁面の分節化を工夫するものとする。</li> <li>(4)高層部は、ランドマーク性を強調した表情豊かなデザインを工夫するものとする。</li> <li>(5)建築物の壁面が長大となる場合は、スリットを設けるか、又は壁面のデザインを分節化する等、圧迫感を軽減させる工夫に努めるものとする。</li> <li>(6)建築物の外壁の素材は、汚れにくく、変色しにくい等、美観の持続性に配慮した質の高い素材を使用する。</li> <li>(7)建築物付帯施設又は屋外設備類は、設置位置、垣、柵等の囲いの形態等に配慮して、周辺から直接見えにくくするとともに、建築物と一体的にデザインするよう努めるものとする。</li> <li>(8)窓のデザインは、壁面全体のバランスを考え、配置、形状及び割り付けに配慮するものとする。</li> <li>(9)商業又は業務機能を有する建築物では、通りと接する部分において、建築物の形状を工夫し、歩行者を引き込むような開放的な空間を創出するとともに、エントランス部を開放的なデザインとするよう努めるものとする。</li> <li>(10)日除けテントを設置する場合は、窓全面を覆ってはならず、その色彩は、原則として落ち着いたものとする。</li> </ul>
	外壁の色彩に関する制限 民有地	<ul> <li>(1)「シビック軸」と「商業・にぎわいの軸」の結節点上に立地することから、暖色系のアースカラーを基調とした温かみのある街なみとなるよう配色を行うものとする。</li> <li>(2)建築物等の外壁の色彩は、次に掲げる範囲内とする。</li> <li>ア 高層部(地上20メートルを超える部分) マンセル値で色相5YRから2.4Yの範囲であり、明度8以上かつ彩度1以下又は明度5以上8未満かつ彩度2以下イ低層部(地上20メートル以下の部分) マンセル値で色相5YRから2.4Yの範囲であり、明度8以上かつ彩度2以下、明度5以上8未満かつ彩度4以下又は明度3以上5未満かつ彩度6以下</li> <li>(3)建築物等の壁面の20パーセントを超えない範囲で使用するアクセントカラーについては、前号の基準は適用しないものとする。</li> <li>(4)表面に着色していない自然石、木材、土壁、ガラス等の素材自体が持つ色彩は、外壁の色彩の基準によらないものとする。</li> <li>(1)通りと敷地の境界には、原則として塀及び柵を設けないものとする。</li> <li>(2)舗装材は、「シビック軸」と「商業・にぎわいの軸」の結節点上における一体性に配慮するとともに、自然を感じさせる素材とし、暖色系のアースカラーを基調とするものとする。</li> </ul>
	敷地・通路・広場	<ul> <li>(3)敷地内の舗装の仕上げは、歩道と調和するよう配慮するものとする。</li> <li>(4)広場等は、道路等の公共空間と一体となった開放的な空間として整備するよう努めるものとする。</li> <li>(5)敷地内通路については、自然素材又は質感のある舗装材を使用するよう努めるものとする。</li> <li>(6)車止め、街灯、誘導サイン、ベンチその他の工作物は、シンプルで洗練されたデザイ</li> </ul>

のとする。 (8) 通り抜けが可能な通路、小広場等を設け、回遊性の確保及び奥行きのある歩行者空間 の形成に努めるものとする。

(7) 車止め等は、原則として「地」の色彩となる低明度の色又は金属等の素材色とするも

のデザ

イン

	照明のデザイン みどりのデザイン	(3) (4) (5) (6) (1) (2)	)屋外照明は、省エネルギー効果の高い物の使用に努めるとともに、原則として過度に 点滅する照明は使用しないものとする。 )建築物の外構に設置される屋外照明で道路から視認されるものは、演色性が高く、かっ、温かみのある光源を基調とするものとする。 )建築物の低層部の室内において使用する照明は、演色性が高く、かつ、温かみのあるものとするよう努めるものとする。ただし、にぎわいを演出する良質な景観照明、又は 用途上やむを得ない場合は、この限りでない。 )光源の眩しさを考慮して、できるだけ光源が直接見えないように努めるものとする。 )屋外照明は、照度の確保及び外構デザインとの調和に配慮するものとする。 )屋外照明は、照度の確保及び外構デザインとの調和に配慮するものとする。 ) 夜間の景観を演出するために効果的に設置するよう努めるものとする。 )緑化は、限られた空間を有効に活用し、にぎわいに配慮しつつ、過度な植栽での街の 開放感が失われないよう効果的に行う。 )接道部、開放的な空間、建築物の屋上等は、可能な限り緑化に努めるものとする。
	適用除外	に支 とす (1 (2	)法令によって規定された表示方法によって表示し、又は設置することが義務付けられている場合 )一般の歩行者が、道路、公開空地等から容易に望めない部分の場合
屋外広告物等に関する行為の制限	定義	(1 (2 (3 (4 (5 (6 (7 (8 (9 (10 (11 (12 (13 (14 (15	) その他市長が認める場合 ) 「低層部」とは、地上10メートル以下の部分をいう。 ) 「中層部」とは、地上10メートルを超え地上45メートル以下の部分をいう。 ) 「高層部」とは、地上45メートルを超える部分をいう。 ) 「護地階」とは、地上45メートルを超える部分をいう。 ) 「壁面看板」とは、地上階又はデッキ部分に接している階をいう。 ) 「壁面看板」とは、建築物又は工作物(以下「建築物等」という。) の壁面 (建築物の主たる壁面の垂直線上の上部に設ける目隠しの工作物がある場合は、壁面に含むものとする。) に対して平面的に広告表示するもののうち、「壁面広告幕」、「枠付懸垂幕」及び「窓面広告物」を除いたものをいう。 ) 「壁面広告幕」とは、布、ビニール等に広告表示し、建築物等の壁面に対して平面的に取り付けたものをいう。ただし、壁面に取り付けられた枠に固定されたものは除く。) 「枠付懸垂幕」とは、建築物等の壁面に取り付けられた枠に固定された布、ビニール等に広告表示するもので、一辺の長さが壁面看板の大きさの基準の一辺あたりの長さを超えるものをいう。 ) 「窓面広告物」とは、窓、扉等のガラス部分の外側に広告表示するものをいう。 ) 「窓裏広告物」とは、寒郷等の壁面に取り付けられた工作物の突出面に広告表示するものをいう。 ) 「袖看板」とは、建築物等の壁面を利用した工作物等につり下げて表示する板又はこれらに類するものをいう。 ) 「広告塔・広告板」とは、接地階の床又は地盤に固定した工作物等に広告表示されるものをいう。 ) 「広告塔・広告板」とは、電柱その他の柱類(以下「電柱等」という。)を利用する添加看板及び巻付け看板をいう。 ) 「電柱等利用広告物」とは、電柱その他の柱類(以下「電柱等」という。)を利用する添加看板及び巻付け看板をいう。 ) 「電上広告物」とは、表示又は設置期間が3月以内であるものをいう。ただし、壁面に取り付けられた枠等に固定されたもので、枠の設置期間が3月を超えるものを除く。広告物は、できる限り集約化し、抑制に努めるとともに、位置や大きさを揃える
	記の各項目	置表示内容	等、乱雑にならないような配置を工夫するものとする。 広告物は、自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場に表示するものに限るものとする。

に   共   通	形状	広告物の形状は、切文字式とすることを推奨するものとする。
一する事項	照明	<ul> <li>(1)電球等により点滅を繰り返す装置を使用する広告物は、設置しないものとする。</li> <li>(2)ネオン管灯を露出して使用する広告物は設置しないものとする。ただし、ネオン管灯(2色以内を推奨する。)を、切文字式の広告物の文字の一部として線状に使用する場合は、この限りでない。</li> <li>(3)「地」が発光する箱型内照式看板の使用は、避けることを推奨するものとする。</li> <li>(4)広告物の照明は、過度な明るさを避け、温かみのある雰囲気を演出する光源の使用を推奨するものとする。ただし、切文字式の広告物で、節度ある落ち着いた色合いと明るさの照明を使用する場合を除く。</li> </ul>
	色彩	(1) 広告物に使用する色彩は、原則として3色(色相及び彩度が同じ値の色彩は、1色とみなす。)以内とし、蛍光色は使用しないものとする。 (2) 広告物に使用する色彩の中に明度4以上かつ彩度4以上の色彩が含まれる場合は、広告物に使用する色彩の数を2色(色相及び彩度が同じ値の色彩は、1色とみなす。)以内とするよう努めるものとする。 (3) 広告物の「地」の部分には、明度4以下又は彩度4以下の色彩を使用することを推奨するものとする。ただし、やむを得ず広告物の「地」の部分に明度4かつ彩度4を超える色彩を使用する場合は、次に掲げる範囲内とするよう努めるとともに、広告物の文字の部分に使用する色彩を明度4以下又は彩度4以下とするよう努めるものとする。 ア 色相0Rから9.9Rの範囲であり、明度5以下かつ彩度14以下、明度5を超え7以下かつ彩度8以下 イ 色相0Yから9.9Rの範囲であり、明度6以下かつ彩度14以下、明度6を超え7以下かつ彩度8以下 ウ 色相0Yから2.4Yの範囲であり、明度7以下かつ彩度10以下エ 色相2.5Yから9.9Yの範囲であり、明度7以下かつ彩度10以下カ 色相0Gから9.9Pの範囲であり、明度7以下かつ彩度10以下カ 色相0Gから9.9Pの範囲であり、明度5以下かつ彩度10以下カ 色相0Rから9.9RPの範囲であり、明度5以下かつ彩度10以下カ 色相0RPから9.9RPの範囲であり、明度5以下かつ彩度10以下カ 色相0RPから9.9RPの範囲であり、明度5以下かつ彩度10以下の表記を記え7以下かつ彩度8以下 で相0RPから9.9RPの範囲であり、明度5以下かつ彩度10以下、カーを記え7以下かつ彩度8以下 会相2RPから9.9RPの範囲であり、明度5以下かつ彩度12以下、明度5を超え7以下かか変度3以下のがで表記が表記が表記が表記が表記が表記が表記が表記が表記が表記が表記が表記が表記が表
	文字	<ul> <li>色彩 ウ 写真等(乱雑でないものに限る。)</li> <li>(1) 広告物の文字面積は40パーセント以下とするとともに、原則として、広告物の文字面積の3分の2以上の部分を8文字以下(会社名等の単一の固有名称を使用する場合で、当該固有名称の文字数が8文字を超える場合は、当該固有名称の文字数とする。)の単一の文節で構成するよう努めるものとする。ただし、広告物の文字面積を20パーセント以下とした場合は、この限りでない。</li> <li>(2) 前号に掲げる基準において、広告物の文字面積の10分の9以上の部分を4文字以下の単一の文節で構成し、文字の大きさ、色、字体及び文字の水平方向又は垂直方向の位置を揃える等、一定のまとまりを持たせて配置した場合は、広告物の文字面積を50パーセントまで拡大できるものとする。</li> <li>(3) 第1号に掲げる基準において、広告物の文字数を4文字以下の単一の文節で構成し、文字の大きさ、色、字体及び文字の水平方向又は垂直方向の位置を揃える等、一定のまとまりを持たせて配置した場合は、広告物の文字面積を60パーセントまで拡大できるものとする。</li> <li>(4) アルファベット等の場合は、前各号に掲げる基準に係る文字数の算出を行う際に、文字数に2分の1を乗じて計算できるものとする。</li> <li>(5) 前各号に掲げる基準は、枠付懸垂幕、仮設広告物又は接地階に設置する2平方メートル以下の広告物については、適用しないものとする。</li> </ul>

壁面看板・壁面広告	(1)壁面看板(仮設広告物を除く。)の大きさは、1点につき縦の長さ5メートル以下、横の長さ5メートル以下とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。 ア 共同住宅における入居開始前に行う入居者の募集又は販売のために設置する場合イ縦の長さ3メートル以下の切り文字とする場合ウ接地階の開口部の上部に設置するもので縦の長さ1メートル以下とする場合工建築物の壁面の上端から下方に垂直距離10メートルの範囲において、縦の長さ
幕	5メートル以下の切り文字とする場合 (2)壁面看板は、高層部又は当該建築物の壁面の上端から下方に垂直距離10メートルの範囲(低層部を除く)において、設置してはならないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。 ア 当該建築物の壁面の上端から10メートルの範囲において、当該建築物の名称又はこれに類するものを切り文字で表示し、かつ、その面積の合計が、当該広告物を設
	置する主たる壁面の頂部から10メートルの範囲の面積の30パーセント以下とする場合 イ 共同住宅における入居開始前に行う入居者の募集又は販売のために設置する場合 (3)壁面広告幕は、高層部に設置してはならないものとする。ただし、共同住宅における入居開始前に行う入居者の募集又は販売のために設置する場合は、この限りでない。 (4)中層部に設置する壁面看板及び壁面広告幕の面積の合計は、当該広告物を設置する壁
	面の中層部の面積の5パーセント以下(切り文字の場合は、当該切り文字の面積に2分の1を乗じて計算する。)とするものとする。ただし、共同住宅における入居開始前に行う入居者の募集又は販売のために設置する場合は、この限りでない。(5)低層部に設置する壁面看板及び壁面広告幕の面積の合計は、当該広告物を設置する壁面の低層部の面積の15パーセント以下(切り文字の場合は、当該切り文字の面積に2分の1を乗じて計算する。)とするものとする。ただし、共同住宅における入居開始前に行きる1日本の募集とは、この間にでない。
	に行う入居者の募集又は販売のために設置する場合は、この限りでない。 (6)複数の広告物を連続して設置する場合は、その大きさ、設置する位置及び間隔を揃えるものとするよう努めるものとする。 (7)接地階の出入り口の上部に設置する壁面看板は、縦の長さ1メートル以下とし、かつ、同一の寸法で統一することを推奨するものとする。
枠付懸垂幕等	枠付懸垂幕等は、設置しないものとする。
窓面広告物・窓裏広告	<ul> <li>(1)窓面広告物又は窓裏広告物に表示する文字の大きさは、縦の長さ0.6メートル以下を基本とするものとする。</li> <li>(2)広告物は、窓面に直接貼り付けず、室内側に表示することを推奨するものとする。</li> <li>(3)同一壁面を利用する窓面広告物と窓裏広告物の面積の合計は、当該広告物を設置する壁面における階ごとの窓面積の合計の20パーセント以下とする。ただし、次に掲げるものに該当する場合は、この限りではない。なお、切り文字の場合は、当該切り文字の面積に2分の1を乗じて計算することができるものとする。ア 仮設広告物の場合</li> </ul>
物	イ 共同住宅における入居開始前に行う入居者の募集若しくは販売のために設置する場合 ウ 窓面広告物及び窓裏広告物の1壁面あたりの面積の合計が当該壁面(高層部を除く)の3パーセント以下の場合 エ 窓に直接貼り付けて表示する広告物を表示若しくは設置しない場合 (4)窓面広告物又は窓裏広告物を複数階の窓面に設置する場合は、設置位置及び幅を統一するよう努めるものとする。
屋上広告物	建築物の上部を利用する広告物は、設置しないものとする。ただし、建築物の主たる壁面の垂直線上の上部に設ける目隠しの工作物を利用して、当該建築物の名称又はこれに類するものを切り文字で表示する場合は、この限りでない。
袖 看 板	袖看板は、接地階のみの設置とし、その下端までの高さを接地面から2.5メートル以上とし、その規模を縦の長さ0.7メートル以下、壁面からの出幅1メートル以下とするものとする。ただし、デッキ部分に接する階に設置する場合は、デッキ部分に接している壁面の

	みに設置することができる。
	バナーフラッグの大きさは、横の長さ1メートル以下とし、地上からの高さを揃えて設置
バナ	するものとする。
ĺ	
フラ	
ッ	
グ	
	(1)置看板の規模は、縦の長さ1.2メートル以下、横の長さ0.9メートル以下とする
置看	ものとする。
板、	(2) 広告旗は、設置しないものとする。ただし、行事又は催物類の用に供するために設置
立	する場合であって、次によるものとするときは、この限りでない。
看	ア 設置期間を6月以内とする場合
板及	イ その規模を縦の長さ1.8メートル以下、横の長さ0.6メートル以下とする場合
び	(3) 立看板は、設置しないものとする。
広告	(4)置看板及び広告旗は、風等で容易に転倒や移動しないことなど安全な方法で設置する
旗	ものとする。
広	(1) 広告塔及び広告板は、縦の長さ2.5メートル以下、横の長さ5メートル以下、表示
告	面積の合計25平方メートル以下とするものとする。ただし、建築物の名称又はこれに
塔	類するものを表示するものを敷地の入口付近に設置する場合は、縦の長さ6メートル以
	下、横の長さ1.5メートル以下、表示面積の合計18平方メートル以下とするものと
広	する。
告	(2) 広告塔及び広告板は、主要な入口あたり1か所(敷地の入口付近に設置する場合は、
板	敷地の入口あたり1か所)の設置を基本とし、やむを得ず複数設置する場合は、できる
	だけ集約化するとともに、大きさ及び位置を揃えるよう努めるものとする。
映	(1) 画像、文字等の映像を映し出す広告物は、接地階のみの設置とし、その数は、1壁面
<b>像</b> 装	当たり1か所(当該壁面が複数のテナントに使用されている場合には、1のテナント当 たり1か所)までとするものとする。
置	(2) 画像、文字等の映像を映し出す広告物の規模は、1壁面当たり3平方メートル以下と
	するものとする。
電	電柱等利用広告物は、設置しないものとする。ただし、電柱等の所有者若しくは管理者が
柱	管理する必要により表示し、若しくは設置する場合又は国若しくは地方公共団体が公共的目
等利	的をもって表示し、若しくは設置する場合は、この限りでない。
用	
広告	
物	
\-\d-	(1)次に掲げるものに該当する場合で、景観形成方針と合致しており、かつ、周辺の景観
適	形成に支障がないと認められる場合は、屋外広告物等に関する行為の制限を適用しない
除	ものとする。
外	ア 法令によって規定された表示方法によって表示し、又は設置することが義務付け
	られている場合
	イ 公共的目的をもって表示し、又は設置する場合
	ウ 道標等の誘導案内を目的として表示し、又は設置する場合
	エ 公職選挙法(昭和25年法律第100号)による選挙運動のために表示し、又は設置する場合
	直9 の場合 オ 冠婚葬祭又は祭礼等のため、一時的に表示し、又は設置する場合
	カ 即時に取り外し、又は取り付けができる方法で設置する場合で、表示面積が1平方
	メートル以下の場合
	キ 一般の歩行者が、道路、公開空地等から容易に望めない部分に表示し、又は設置す
	る場合
	クその他市長が認める場合
	(2)地区外の建築物等に表示、又は設置された屋外広告物で、地区内に突出するものにつ
	いては、屋外広告物等に関する行為の制限を適用しないものとする。

		11 武蔵小杉駅横須賀線口北地区における景観形成の考え方及び行為の制限
景観形成の考え方	隣 の形	接する「くらしの軸」の暖かさや「ものづくりの軸」を意識した端正さを兼ね備えた街なみ成
行為の制限(建築物又は工作物の形	施設計画及び建築物等のデザイン	<ul><li>(1)中高層部は、遠景を意識し、都会的な軽快さを演出する。</li><li>(2)低層部は、中高層部のデザインと切り替え、歩行者の目線でまとまりが感じられる後なみを演出する。</li><li>(3)低層部は、ヒューマンスケールを演出するため、デザインに変化をもたせるなど壁間の分節化を工夫する。</li><li>(4)商業又は業務機能を有する建築物の低層部は、にぎわいを演出するためにガラス等によりできるだけ内部の活動が見えるようにする。</li></ul>
態意匠の制限)	外壁の色彩に関する制限	(1)「くらしの軸」や「ものづくりの軸」を意識した、暖かさや端正さを兼ね備えた街がみとなるよう配色を行うものとする。 (2) 建築物等の外壁の色彩は、次に掲げる範囲内とする。 ア 中高層部(地上10メートルを超える部分) マンセル値で色相5YRから0Yの範囲であり、明度8以上かつ彩度1以下又が明度7以上8未満かつ彩度2以下 イ 低層部(地上10メートル以下の部分) マンセル値で色相5YRから0Yの範囲であり、明度8以上かつ彩度2以下、明度5以上8未満かつ彩度4以下又は明度3以上5未満かつ彩度6以下 (3)建築物等の壁面の20パーセントを超えない範囲で使用するアクセントカラーについては、前号の基準は適用しないものとする。 (4)街区全体で街なみに配慮した建築計画及び色彩計画を定めており、かつ、都市景観看議会専門部会の意見を聴いて、市長が認めた場合、又は表面に着色していない自然石木材、土壁、ガラス等の素材自体が持つ色彩で、かつ、周辺の街なみと調和する場合においては、外壁の色彩に関する制限によらない色彩を使用できるものとする。
	民有地、敷地、通路及び広場のデザイン	(1) 舗装の設えは、原則として道路歩道部との調和に配慮するとともに、道路に面する音分に設ける柵の構造は、可視可能なフェンス等を主体とした開放性の高いものとする(2) 舗装材は、くらしの軸の連続性に配慮し、自然を感じさせる素材とするとともに、カースカラーを基調とする。 (3) 車止め等の工作物は、原則として「地」の色彩となる低明度の色又は金属等の素材をとするものとする。
	照明のデザイン	<ul><li>(1)通りの照明は、演色性が高く、かつ、温かみのある光源を基調として用いる。ただし商業施設のにぎわいを演出する景観照明はこの限りでない。</li><li>(2)屋外照明は、省エネルギー効果の高い物の使用に努めるとともに、原則として過度に点滅する照明は使用しないものとする。</li></ul>

	みどりのデザイン	緑化は、限られた空間を有効に活用し、潤いの演出に配慮しつつ、過度な植栽で街の開放感が失われないよう効果的に行う。
-	適用除外	次のいずれかに該当する場合で、景観形成方針と合致しており、かつ、周辺の景観形成に支障がないと認められる場合は、建築物又は工作物の形態意匠の制限を適用しないものとする。 (1)法令によって規定された表示方法によって表示し、又は設置することが義務付けられている場合 (2)一般の歩行者が、道路、公開空地等から容易に望めない部分の場合 (3)その他市長が認める場合
屋外広告物等に関する行為の制限	定義	(1)「低層部」とは、地上10メートル以下の部分をいう。 (2)「中層部」とは、地上10メートルを超え地上45メートル以下の部分をいう。 (3)「高層部」とは、地上45メートルを超える部分をいう。 (4)「接地階」とは、地上階又はデッキ部分に接している階をいう。 (5)「壁面看板」とは、建築物又は工作物(以下「建築物等」という。)の壁面に対して平面的に広告表示するもののうち、「壁面広告幕」、「枠付懸垂幕」及び「窓面広告物」を除いたものをいう。 (6)「壁面広告幕」とは、布、ビニール等に広告表示し、建築物等の壁面に対して平面的に取り付けたものをいう。ただし、壁面に取り付けられた枠等に固定されたものは除く。 (7)「枠付懸垂幕」とは、建築物等の壁面に取り付けられた枠に固定された布、ビニール等に広告表示するもので、一辺の長さが壁面看板の大きさの基準の一辺あたりの長さを超えるものをいう。 (8)「窓面広告物」とは、窓、扉等のガラス部分の外側に広告表示するものをいう。 (9)「窓裏広告物」とは、窓、扉等のガラス部分の内側に表示される広告物で屋外から視認されるものをいう。 (10)「袖看板」とは、建築物等の壁面に取り付けられた工作物の突出面に広告表示するものをいう。 (11)「バナーフラッグ」とは、建築物等の壁面を利用した工作物等につり下げて表示する旗又はこれらに類するものをいう。 (12)「広告塔・広告板」とは、接地階の床又は地盤に固定した工作物等に広告表示されるものをいう。 (13)「電柱等利用広告物」とは、電柱その他の柱類(以下「電柱等」という。)を利用する添加看板及び巻付け看板をいう。 (14)「屋上広告物」とは、建築物の上部に広告表示するものをいう。ただし、壁面
	下記の各項目に共	に取り付けられた枠等に固定されたもので、枠の設置期間が3月を超えるものを除く。     広告物は、できる限り集約化し、抑制に努めるとともに、位置や大きさを揃える等、乱雑にならないような配置を工夫するものとする。     広告物は、自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場に表示するものに限るものとする。     広告物の形状は、切文字式とすることを推奨するものとする。
	共通する 事項	形状  (1) 電球等により点滅を繰り返す装置を使用する広告物は、設置しないものとする。 (2) ネオン管灯を露出して使用する広告物は設置しないものとする。ただし、ネオン管灯(2色以内を推奨する。)を、切文字式の広告物の文字の一部として線状に使用する場合は、この限りでない。 (3) 「地」が発光する箱型内照式看板の使用は、避けることを推奨するものとする。(4) 広告物の照明は、過度な明るさを避け、温かみのある雰囲気を演出する光源の使用を推奨するものとする。ただし、切文字式の広告物で、節度ある落ち着いた色合いと明るさの照明を使用する場合を除く。

(1) 広告物に使用する色彩は、原則として3色(色相及び彩度が同じ値の色彩は、1 色彩 色とみなす。) 以内とし、蛍光色は使用しないものとする。  $\mathcal{O}$ (2) 広告物に使用する色彩の中に明度4以上かつ彩度4以上の色彩が含まれる場合 は、広告物に使用する色彩の数を2色(色相及び彩度が同じ値の色彩は、1色とみ ザ なす。) 以内とするよう努めるものとする。 イ (3) 広告物の「地」の部分には、明度4以下又は彩度4以下の色彩を使用することを 推奨するものとする。ただし、やむを得ず広告物の「地」の部分に明度4かつ彩度 4を超える色彩を使用する場合は、次に掲げる範囲内とするよう努めるとともに、 広告物の文字の部分に使用する色彩を明度4以下又は彩度4以下とするよう努め るものとする。 ア 色相0Rから9.9Rの範囲であり、明度5以下かつ彩度14以下、明度5 を超え7以下かつ彩度8以下 イ 色相0YRから9.9YRの範囲であり、明度6以下かつ彩度14以下、明 度6を超え7以下かつ彩度8以下 色相0Yから2.4Yの範囲であり、明度8以下かつ彩度14以下 エ 色相2.5 Yから9.9 Yの範囲であり、明度7以下かつ彩度10以下 色相0GYから9.9GYの範囲であり、明度7以下かつ彩度10以下 色相0Gから9.9Pの範囲であり、明度5以下かつ彩度10以下、明度5 を超え7以下かつ彩度8以下 キ 色相0RPから9.9RPの範囲であり、明度5以下かつ彩度12以下、明 度5を超え7以下かつ彩度8以下 (4) 前各号に掲げる基準について、次のいずれかに掲げるものに該当し市長が認め た場合については適用しないものとする。 ア アクセントとして小さい面積(文字として使用する場合は文字面積の15パ ーセント以下、かつ文字以外の部分で使用する場合は文字以外の部分の面積の 15パーセント以下)で使用する色彩 会社名等に係るロゴタイプ(図形として一体的にデザインされ、かつ、原則 として、色彩、字体を含めた図形として商標登録されたもの。)として使用する 色彩 ウ 写真等(乱雑でないものに限る。) (1) 広告物の文字面積は40パーセント以下とするとともに、原則として、広告物の 字の 文字面積の3分の2以上の部分を8文字以下(会社名等の単一の固有名称を使用 する場合で、当該固有名称の文字数が8文字を超える場合は、当該固有名称の文 字数とする。)の単一の文節で構成するよう努めるものとする。ただし、広告物の ザ 文字面積を20パーセント以下とした場合は、この限りでない。 1 (2) 前号に掲げる基準において、広告物の文字面積の10分の9以上の部分を4文 字以下の単一の文節で構成し、文字の大きさ、色、字体及び文字の水平方向又は垂 直方向の位置を揃える等、一定のまとまりを持たせて配置した場合は、広告物の 文字面積を50パーセントまで拡大できるものとする。 (3) 第1号に掲げる基準において、広告物の文字数を4文字以下の単一の文節で構 成し、文字の大きさ、色、字体及び文字の水平方向又は垂直方向の位置を揃える 等、一定のまとまりを持たせて配置した場合は、広告物の文字面積を60パーセ ントまで拡大できるものとする。 (4) アルファベット等の場合は、前各号に掲げる基準に係る文字数の算出を行う際 に、文字数に2分の1を乗じて計算できるものとする。 (5) 前各号に掲げる基準は、枠付懸垂幕、仮設広告物又は接地階に設置する2平方メ ートル以下の広告物については、適用しないものとする。 壁 (1)壁面看板(仮設広告物を除く。)の大きさは、1点につき縦の長さ5メートル以下、 横の長さ5メートル以下とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この 面 看 限りではない。 板 ア 共同住宅における入居開始前に行う入居者の募集又は販売のために設置する場合 縦の長さ3メートル以下の切り文字とする場合 壁 接地階の開口部の上部に設置するもので縦の長さ1メートル以下とする場合 面 エ 建築物の壁面の上端から下方に垂直距離10メートルの範囲において、縦の長さ 広 5メートル以下の切り文字とする場合 (2)壁面看板は、高層部又は当該建築物の壁面の上端から下方に垂直距離10メートルの 告 範囲(低層部を除く)において、設置してはならないものとする。ただし、次の各号の 幕 いずれかに該当する場合は、この限りではない。 ア 当該建築物の壁面の上端から10メートルの範囲において、当該建築物の名称又

	はこれに類するものを切り文字で表示し、かつ、その面積の合計が、当該広告物を設置する主たる壁面の頂部から10メートルの範囲の面積の30パーセント以下とする場合 イ 共同住宅における入居開始前に行う入居者の募集又は販売のために設置する場合 (3)壁面広告幕は、高層部に設置してはならないものとする。ただし、共同住宅における入居開始前に行う入居者の募集又は販売のために設置する場合は、この限りでない。 (4)中層部に設置する壁面看板及び壁面広告幕の面積の合計は、当該広告物を設置する壁面の中層部の面積の5パーセント以下(切り文字の場合は、当該切り文字の面積に2分の1を乗じて計算する。)とするものとする。ただし、共同住宅における入居開始前に行う入居者の募集又は販売のために設置する場合は、この限りでない。 (5)低層部に設置する壁面看板及び壁面広告幕の面積の合計は、当該広告物を設置する壁面の低層部の面積の15パーセント以下(切り文字の場合は、当該切り文字の面積に2分の1を乗じて計算する。)とするものとする。ただし、共同住宅における入居開始前に行う入居者の募集又は販売のために設置する場合は、この限りでない。 (6)複数の広告物を連続して設置する場合は、その大きさ、設置する位置及び間隔を揃えるものとするよう努めるものとする。 (7)接地階の出入り口の上部に設置する壁面看板は、縦の長さ1メートル以下とし、かつ、同一の寸法で統一することを推奨するものとする。 枠付懸垂幕等は、設置しないものとする。
	(1) ボアドサルコルボ京ドサルフェニー・ファウィー・シル (※のFン・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
窓面広	(1)窓面広告物又は窓裏広告物に表示する文字の大きさは、縦の長さ0.6メートル以下 を基本とするものとする。 (2)広告物は、窓面に直接貼り付けず、室内側に表示することを推奨するものとする。
告	(2) 広音物は、窓面に直接貼り付けり、室内側に表示することを推奨するものとする。   (3) 同一壁面を利用する窓面広告物と窓裏広告物の面積の合計は、当該広告物を設置する
物	壁面における階ごとの窓面積の合計の20パーセント以下とする。ただし、次に掲げる
窓	ものに該当する場合は、この限りではない。なお、切り文字の場合は、当該切り文字の 面積に2分の1を乗じて計算することができるものとする。
裏	ア 仮設広告物の場合
広	イ 共同住宅における入居開始前に行う入居者の募集若しくは販売のために設置する
告   物	場合 ウ 窓面広告物及び窓裏広告物の1壁面あたりの面積の合計が当該壁面(高層部を除
1/2/	く)の3パーセント以下の場合
	エ 窓に直接貼り付けて表示する広告物を表示若しくは設置しない場合 (4)窓面広告物又は窓裏広告物を複数階の窓面に設置する場合は、設置位置及び幅を統一 するよう努めるものとする。
屋	建築物の上部を利用する広告物は、設置しないものとする。
上広	
告	
物	株式相比   校比戦の7 の部界上   フェア地方との表 (2 )   サブリン (2 )   リー・リー・リー・リー・リー・リー・リー・リー・リー・リー・リー・リー・リー・リ
袖看	袖看板は、接地階のみの設置とし、その下端までの高さを接地面から2.5メートル以上 とし、その規模を縦の長さ0.7メートル以下、壁面からの出幅1メートル以下とするもの
板	とする。ただし、デッキ部分に接する階に設置する場合は、デッキ部分に接している壁面の みに設置することができる。
バ	バナーフラッグの大きさは、横の長さ1メートル以下とし、地上からの高さを揃えて設置
ナー	するものとする。
- フ ラ	
ッググ	
置	置看板、立看板及び広告旗は、設置しないものとする。
看	
板、	

	<u>1</u>	
	看	
	板	
	及	
	び	
	広	
	告	
	旗	
	広	(1) 広告塔及び広告板は、縦の長さ2.5メートル以下、横の長さ5メートル以下、表示
	告	面積の合計25平方メートル以下とするものとする。ただし、建築物の名称又はこれに
	塔	類するものを表示するものを敷地の入口付近に設置する場合は、地の色を、マンセル値
	•	で明度4以下かつ彩度4以下又は彩度1以下とし、縦の長さ4メートル以下、横の長さ
	広	1. 5メートル以下、表示面積の合計12平方メートル以下とするものとする。
	告	(2) 広告塔及び広告板は、主要な入口あたり1か所(敷地の入口付近に設置する場合は、
	板	敷地の入口あたり1か所)の設置を基本とし、やむを得ず複数設置する場合は、できる
		だけ集約化するとともに、大きさ及び位置を揃えるよう努めるものとする。
	映	(1) 画像、文字等の映像を映し出す広告物は、接地階のみの設置とし、その数は、1壁面
	像	当たり1か所(当該壁面が複数のテナントに使用されている場合には、1のテナント当
	装	たり1か所)までとするものとする。
	置	(2) 画像、文字等の映像を映し出す広告物の規模は、1壁面当たり3平方メートル以下と
		するものとする。
	電	電柱等利用広告物は、設置しないものとする。ただし、電柱等の所有者若しくは管理者が
	柱	管理する必要により表示し、若しくは設置する場合又は国若しくは地方公共団体が公共的目
	等	的をもって表示し、若しくは設置する場合は、この限りでない。
	-	印をもうくなかし、石しくは改画する勿口は、この成りくない。
	利	
	用	
	広	
	告	
	物	
<u> </u>		
	適	(1) 次に掲げるものに該当する場合で、景観形成方針と合致しており、かつ、周辺の景観
	用	形成に支障がないと認められる場合は、屋外広告物等に関する行為の制限を適用しない
	除	ものとする。
	外	ア 法令によって規定された表示方法によって表示し、又は設置することが義務付け
		られている場合
		イ 公共的目的をもって表示し、又は設置する場合
		ウ 道標等の誘導案内を目的として表示し、又は設置する場合
		エ 公職選挙法(昭和25年法律第100号)による選挙運動のために表示し、又は設
		置する場合
		オ 冠婚葬祭又は祭礼等のため、一時的に表示し、又は設置する場合
		カ 即時に取り外し、又は取り付けができる方法で設置する場合で、表示面積が1平方
		メートル以下の場合
		キ 一般の歩行者が、道路、公開空地等から容易に望めない部分に表示し、又は設置す
		る場合
		クーその他市長が認める場合
		(2)地区外の建築物等に表示、又は設置された屋外広告物で、地区内に突出するものにつ
		いては、屋外広告物等に関する行為の制限を適用しないものとする。

景観			12 小杉町2丁目地区における景観形成の考え方及び行為の制限
形成	景観形		)「医療と文教の軸」との連続性に配慮した、暖かさや安らぎが感じられる潤いのある街なみの形成 ) 通りと一体感のある歩道状空地やゆとりあるオープンスペースの確保
基準	ル成の考え方	(3	) 効果的に配置された緑と建築物の低層部においてデザインを切り替えることにより、ヒューマンスケールに配慮した設えによる、暖かさや安らぎが感じられる空間の創出
	?   行為の制限(建築物又は工作物の形態意匠の制限)	施設計画・建築物等のデザイン 外壁の色彩に関する制限 民	(1)商業又は業務機能を有する建築物の低層部は、大きな開口部や開放的なデザインとし、ガラス等を用いて内部の活動が見えるようにするなど、にぎわいの演出に配慮するものとする。 (2) 低層部は、高層部のデザインと切り替え、歩行者の目線でまとまりが感じられる街なみを演出するものとする。 (3) 低層部は、ドューマンスケールを演出するため、デザインに変化をもたせるなど壁面の分節化を工夫するものとする。 (4) 高層部は、ランドマーク性を強調した表情豊かなデザインを工夫するものとする。 (5) 建築物の壁面が長大となる場合は、スリットを設けるか、又は壁面のデザインを分節化する等、圧迫感を軽減させる工夫に努めるものとする。 (6) 建築物の外壁の素材は、汚れにくく、変色しにくい等、美観の持続性に配慮した質の高い素材を使用する。 (7) 建築物付帯施設又は屋外設備類は、設置位置、垣、柵等の囲いの形態等に配慮した質の高い素材を使用する。 (8) 窓のデザインは、壁面全体のバランスを考え、配置、形状及び割り付けに配慮するものとする。 (8) 窓のデザインは、壁面全体のバランスを考え、配置、形状及び割り付けに配慮するものとする。 (9) 商業又は業務機能を有する建築物では、通りと接する部分において、建築物の形状を工夫し、歩行者を引き込むような開放的な空間を創出するとともに、エントランス部を開放的なデザインとするよう努めるものとする。 (1) 「医療と文教の軸」沿いに立地することから、暖色系のアースカラーを基調とした温かみのある街なみとなるよう配色を行うものとする。 (2) 建築物等の外壁の色彩は、次に掲げる範囲内とする。 ア 高層部(地上20メートル(文教地区にあっては10メートル)を超える部分)(ア)マンセル値で色相0Rから9、9Rの範囲であり、明度8以上かつ彩度1以下(イ)マンセル値で色相1のRから9、9Yの範囲であり、明度8以上かつ彩度2以下で(ウ)マンセル値で色相5Yから9、9Yの範囲であり、明度5以上8未満かつ彩度2以下(イ)マンセル値で色相5Yから9、9Yの範囲であり、明度5以上8未満かつ彩度2以下(イ)マンセル値で色相5Yから9、9Yの範囲であり、明度5以上8未満かつ彩度4以下(ウ)マンセル値で色相5Yから9、9Yの範囲であり、明度5以上8未満かつ彩度4以下(対)マンセル値で色相5Yから9、9Yの範囲であり、明度3以上8未満かつ彩度2以下(エ)マンセル値で色相5Yから9、9Yの範囲であり、明度3以上8未満かつ彩度2以下(エ)マンセル値で色相5Yから9、9Yの範囲であり、明度3以上8未満かつ彩度2以下(エ)マンセル値で色相5Yから9、9Yの範囲であり、明度3以上8未満かつ彩度2以下は、前号の基準によらないものとする。 (4)表面に着色していない自然名、木材、上壁、ガラス等の素材自体が持つ色彩は、外壁の色彩の基準によらないものとする。
		有地	<ul><li>(2)舗装材は、「医療と文教の軸」との連続性に配慮するとともに、自然を感じさせる素材とし、暖色系のアースカラーを基調とする。</li><li>(3)敷地内の舗装の仕上げは、歩道と調和するよう配慮するものとする。</li></ul>
		敷地	(4) 広場等は、利用者の交流を誘発するデザインを施し、暖かさやにぎわいのある空間と して整備するよう努めるものとする。
		•	(5) 敷地内通路については、自然素材又は質感のある舗装材を使用するよう努めるものと

道 足 万 七	(6) 車止め、街灯、誘導サイン、ベンチその他の工作物は、シンプルで洗練されたデザインとする。 (7) 車止め等は、原則として「地」の色彩となる低明度の色又は金属等の素材色とするも
9	(8) 通り抜けが可能な通路、小広場等を設け、回遊性の確保及び奥行きのある歩行者空間 の形成に努めるものとする。 げ
月 月 0 ラ	(1)屋外照明は、省エネルギー効果の高い物の使用に努めるとともに、原則として過度に 点滅する照明は使用しないものとする。 (2)建築物の外構に設置される屋外照明で道路から視認されるものは、演色性が高く、か つ、温かみのある光源を基調とするものとする。
3 0 2 1	(1) 植栽は、医療と文教の軸の連続性に配慮し、季節を感じさせる街路景観を創出するものとする。 (2)緑化の空間の演出等により、多様な交流や潤いのある景観の形成に努めるものとする。 (3)接道部、開放的な空間、建築物の屋上等は、可能な限り緑化に努めるものとする。
道月	日 に支障がないと認められる場合は、建築物又は工作物の形態意匠の制限を適用しないもの とする。
屋外広告物等に関する行為の制限	(1)「低層部」とは、地上10メートル以下の部分をいう。

	/15	
		5)「仮設広告物」とは、表示又は設置期間が3月以内であるものをいう。ただし、壁面 に取り付けられた枠等に固定されたもので、枠の設置期間が3月を超えるものを除く。
記の		広告物は、できる限り集約化し、抑制に努めるとともに、位置や大きさを揃える 等、乱雑にならないような配置を工夫するものとする。
各 項 目 に	表示内容	広告物は、自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場に表示するものに限るものとする。
共通	形	広告物の形状は、切文字式とすることを推奨するものとする。
うる事項	照明	<ul> <li>(1)電球等により点滅を繰り返す装置を使用する広告物は、設置しないものとする。</li> <li>(2)ネオン管灯を露出して使用する広告物は設置しないものとする。ただし、ネオン管灯(2色以内を推奨する。)を、切文字式の広告物の文字の一部として線状に使用する場合は、この限りでない。</li> <li>(3)「地」が発光する箱型内照式看板の使用は、避けることを推奨するものとする。</li> <li>(4)広告物の照明は、過度な明るさを避け、温かみのある雰囲気を演出する光源の使用を推奨するものとする。ただし、切文字式の広告物で、節度ある落ち着いた色合いと明るさの照明を使用する場合を除く。</li> </ul>
	色彩	(1) 広告物に使用する色彩は、原則として3色(色相及び彩度が同じ値の色彩は、1色とみなす。)以内とし、蛍光色は使用しないものとする。 (2) 広告物に使用する色彩の中に明度4以上かつ彩度4以上の色彩が含まれる場合は、広告物に使用する色彩の数を2色(色相及び彩度が同じ値の色彩は、1色とみなす。)以内とするよう努めるものとする。 (3) 広告物の「地」の部分には、明度4以下又は彩度4以下の色彩を使用することを推奨するものとする。ただし、やむを得ず広告物の「地」の部分に明度4かつ彩度4を超える色彩を使用する場合は、次に掲げる範囲内とするよう努めるとともに、広告物の文字の部分に使用する色彩を明度4以下又は彩度4以下とするよう努めるものとする。ア色相0Rから9.9Rの範囲であり、明度5以下かつ彩度14以下、明度6を超え7以下かつ彩度8以下イ色相0YRから9.9YRの範囲であり、明度6以下かつ彩度14以下、明度6を超え7以下かつ彩度8以下ウ色10以下かつ彩度8以下な相10Yから2.4Yの範囲であり、明度7以下かつ彩度10以下オ色相10Gから9.9Yの範囲であり、明度7以下かつ彩度10以下カ色10Gから9.9Pの範囲であり、明度5以下かつ彩度10以下カ色相10Gから9.9Pの範囲であり、明度5以下かつ彩度10以下、カ色相10Gから9.9Pの範囲であり、明度5以下かつ彩度10以下、明度5を超え7以下かつ彩度8以下キ色相10RPから9.9RPの範囲であり、明度5以下かつ彩度12以下、明度5を超え7以下かつ彩度8以下
	文字	た場合については適用しないものとする。 ア アクセントとして小さい面積(文字として使用する場合は文字面積の15パーセント以下、かつ文字以外の部分で使用する場合は文字以外の部分の面積の15パーセント以下)で使用する色彩 イ 会社名等に係るロゴタイプ(図形として一体的にデザインされ、かつ、原則として、色彩、字体を含めた図形として商標登録されたもの。)として使用する色彩 ウ 写真等(乱雑でないものに限る。)  (1) 広告物の文字面積は40パーセント以下とするとともに、原則として、広告物の文字面積の3分の2以上の部分を8文字以下(会社名等の単一の固有名称を使用する場合で、当該固有名称の文字数が8文字を超える場合は、当該固有名称の文字数とする。)の単一の文節で構成するよう努めるものとする。ただし、広告物の文字面積を20パーセント以下とした場合は、この限りでない。 (2) 前号に掲げる基準において、広告物の文字面積の10分の9以上の部分を4文字以下の単一の文節で構成し、文字の大きさ、色、字体及び文字の水平方向又は
		垂直方向の位置を揃える等、一定のまとまりを持たせて配置した場合は、広告物の文字面積を50パーセントまで拡大できるものとする。

## (3) 第1号に掲げる基準において、広告物の文字数を4文字以下の単一の文節で構 成し、文字の大きさ、色、字体及び文字の水平方向又は垂直方向の位置を揃える 等、一定のまとまりを持たせて配置した場合は、広告物の文字面積を60パーセ ントまで拡大できるものとする。 (4) アルファベット等の場合は、前各号に掲げる基準に係る文字数の算出を行う際 に、文字数に2分の1を乗じて計算できるものとする。 (5) 前各号に掲げる基準は、枠付懸垂幕、仮設広告物又は接地階に設置する2平方 メートル以下の広告物については、適用しないものとする。 (1)壁面看板(仮設広告物を除く。)の大きさは、1点につき縦の長さ5メートル以下、 横の長さ5メートル以下とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この 面 限りではない。 板 ア 共同住宅における入居開始前に行う入居者の募集又は販売のために設置する場合 イ 縦の長さ3メートル以下の切り文字とする場合 辟 面 ウ 接地階の開口部の上部に設置するもので縦の長さ1メートル以下とする場合 エ 建築物の壁面の上端から下方に垂直距離10メートルの範囲において、縦の長さ 告 5メートル以下の切り文字とする場合 (2)壁面看板は、高層部又は当該建築物の壁面の上端から下方に垂直距離10メートルの 範囲(低層部を除く)において、設置してはならないものとする。ただし、次の各号の いずれかに該当する場合は、この限りではない。 ア 当該建築物の壁面の上端から10メートルの範囲において、当該建築物の名称又 はこれに類するものを切り文字で表示し、かつ、その面積の合計が、当該広告物を設 置する主たる壁面の頂部から10メートルの範囲の面積の30パーセント以下とす る場合 イ 共同住宅における入居開始前に行う入居者の募集又は販売のために設置する場合 (3)壁面広告幕は、高層部に設置してはならないものとする。ただし、共同住宅における 入居開始前に行う入居者の募集又は販売のために設置する場合は、こ この限りでない。 (4) 中層部に設置する壁面看板及び壁面広告幕の面積の合計は、当該広告物を設置する壁 面の中層部の面積の5パーセント以下(切り文字の場合は、当該切り文字の面積に2分 の1を乗じて計算する。)とするものとする。ただし、共同住宅における入居開始前に 行う入居者の募集又は販売のために設置する場合は、この限りでない。 (5) 低層部に設置する壁面看板及び壁面広告幕の面積の合計は、当該広告物を設置する壁 面の低層部の面積の15パーセント以下(切り文字の場合は、当該切り文字の面積に2 分の1を乗じて計算する。)とするものとする。ただし、共同住宅における入居開始前 に行う入居者の募集又は販売のために設置する場合は、この限りでない。 (6) 複数の広告物を連続して設置する場合は、その大きさ、設置する位置及び間隔を揃え るものとするよう努めるものとする。 (7)接地階の出入り口の上部に設置する壁面看板は、縦の長さ1メートル以下とし、かつ、 同一の寸法で統一することを推奨するものとする。 枠付懸垂幕等は、設置しないものとする。 懸 垂 幕 (1) 窓面広告物又は窓裏広告物に表示する文字の大きさは、縦の長さ0.6メートル以下 を基本とするものとする。 面 広 (2) 広告物は、窓面に直接貼り付けず、室内側に表示することを推奨するものとする。 告 (3) 同一壁面を利用する窓面広告物と窓裏広告物の面積の合計は、当該広告物を設置する 物 壁面における階ごとの窓面積の合計の20パーセント以下とする。ただし、次に掲げる 窓 ものに該当する場合は、この限りではない。なお、切り文字の場合は、当該切り文字の 裏広 面積に2分の1を乗じて計算することができるものとする。 ア 仮設広告物の場合 告 イ 共同住宅における入居開始前に行う入居者の募集若しくは販売のために設置する ウ 窓面広告物及び窓裏広告物の1壁面あたりの面積の合計が当該壁面(高層部を除 く)の3パーセント以下の場合 エ 窓に直接貼り付けて表示する広告物を表示若しくは設置しない場合 (4)窓面広告物又は窓裏広告物を複数階の窓面に設置する場合は、設置位置及び幅を統一

するよう努めるものとする。

屋上広告物	建築物の上部を利用する広告物は、設置しないものとする。
袖看板	袖看板は、接地階のみの設置とし、その下端までの高さを接地面から2.5メートル以上とし、その規模を縦の長さ0.7メートル以下、壁面からの出幅1メートル以下とするものとする。ただし、デッキ部分に接する階に設置する場合は、デッキ部分に接している壁面のみに設置することができる。
バナーフラッグ	バナーフラッグの大きさは、横の長さ1メートル以下とし、地上からの高さを揃えて設置するものとする。
置看板、	置看板、立看板及び広告旗は、設置しないものとする。
立看板及び広告旗	
広告塔·広告板	(1) 広告塔及び広告板は、縦の長さ2.5メートル以下、横の長さ5メートル以下、表示面積の合計25平方メートル以下とするものとする。ただし、建築物の名称又はこれに類するものを表示するものを川崎駅丸子線に接する敷地の入口付近に設置する場合は、地の色を、マンセル値で明度4以下かつ彩度4以下又は、彩度1以下とし、縦の長さ4メートル以下、横の長さ1.5メートル以下、表示面積の合計12平方メートル以下とするものとする。 (2) 広告塔及び広告板は、主要な入口あたり1か所(敷地の入口付近に設置する場合は、敷地の入口あたり1か所)の設置を基本とし、やむを得ず複数設置する場合は、できるだけ集約化するとともに、大きさ及び位置を揃えるよう努めるものとする。
映像装置	(1) 画像、文字等の映像を映し出す広告物は、接地階のみの設置とし、その数は、1壁面当たり1か所(当該壁面が複数のテナントに使用されている場合には、1のテナント当たり1か所)までとするものとする。 (2) 画像、文字等の映像を映し出す広告物の規模は、1壁面当たり3平方メートル以下とするものとする。
電柱等利用広告物	電柱等利用広告物は、設置しないものとする。ただし、電柱等の所有者若しくは管理者が管理する必要により表示し、若しくは設置する場合又は国若しくは地方公共団体が公共的目的をもって表示し、若しくは設置する場合は、この限りでない。
適用除外	(1)次に掲げるものに該当する場合で、景観形成方針と合致しており、かつ、周辺の景観形成に支障がないと認められる場合は、屋外広告物等に関する行為の制限を適用しないものとする。 ア 法令によって規定された表示方法によって表示し、又は設置することが義務付けられている場合 イ 公共的目的をもって表示し、又は設置する場合 ウ 道標等の誘導案内を目的として表示し、又は設置する場合 エ 公職選挙法(昭和25年法律第100号)による選挙運動のために表示し、又は設置する場合 カ 記婚葬祭又は祭礼等のため、一時的に表示し、又は設置する場合 カ 即時に取り外し、又は取り付けができる方法で設置する場合で、表示面積が1平方

	メートル以下の場合
	キ 一般の歩行者が、道路、公開空地等から容易に望めない部分に表示し、又は設置す
	る場合
	ク その他市長が認める場合
	(2)地区外の建築物等に表示、又は設置された屋外広告物で、地区内に突出するものにつ
	いては、屋外広告物等に関する行為の制限を適用しないものとする。

		13 小杉町1・2丁目地区における景観形成の考え方及び行為の制限	
景観形成の考え方	(1)「医療と文教の軸」との連続性に配慮した、暖かさや安らぎが感じられる潤いのある街なみの形成 (2) 通りと一体感のある歩道状空地やゆとりあるオープンスペースの確保 (3) 効果的に配置された緑と建築物の低層部においてデザインを切り替えることにより、ヒューマンスケールに配慮した設えによる、暖かさや安らぎが感じられる空間の創出		
行為の制限(建築物又は工作物の形態意匠の制限)	施設計画・建築物等のデザイン	<ul> <li>(1)商業又は業務機能を有する建築物の低層部は、大きな開口部や開放的なデザインとし、ガラス等を用いて内部の活動が見えるようにするなど、にぎわいの演出に配慮するものとする。</li> <li>(2)低層部は、高層部のデザインと切り替え、歩行者の目線でまとまりが感じられる街なみを演出するものとする。</li> <li>(3)低層部は、ヒューマンスケールを演出するため、デザインに変化をもたせるなど壁面の分節化を工夫するものとする。</li> <li>(4)高層部は、ランドマーク性を強調した表情豊かなデザインを工夫するものとする。</li> <li>(5)建築物の壁面が長大となる場合は、スリットを設けるか、又は壁面のデザインを分節化する等、圧迫感を軽減させる工夫に努めるものとする。</li> <li>(6)建築物の外壁の素材は、汚れにくく、変色しにくい等、美観の持続性に配慮した質の高い素材を使用する。</li> <li>(7)建築物付帯施設又は屋外設備類は、設置位置、垣、柵等の囲いの形態等に配慮して、周辺から直接見えにくくするとともに、建築物と一体的にデザインするよう努めるものとする。</li> <li>(8)窓のデザインは、壁面全体のバランスを考え、配置、形状及び割り付けに配慮するものとする。</li> <li>(9)商業又は業務機能を有する建築物では、通りと接する部分において、建築物の形状を工夫し、歩行者を引き込むような開放的な空間を創出するとともに、エントランス部を開放的なデザインとするよう努めるものとする。</li> <li>(10)目除けテントを設置する場合は、窓全面を覆ってはならず、その色彩は、原則として</li> </ul>	
	外壁の色彩に関する制限	落ち着いたものとする。 (1)「医療と文教の軸」沿いに立地することから、暖色系のアースカラーを基調とした温かみのある街なみとなるよう配色を行うものとする。 (2) 建築物等の外壁の色彩は、次に掲げる範囲内とする。 ア 高層部 (地上20メートルを超える部分) (ア)マンセル値で色相0Rから9.9Rの範囲であり、明度8以上かつ彩度1以下(イ)マンセル値で色相0YRから4.9YRの範囲であり、明度8以上かつ彩度1以下(ウ)マンセル値で色相5Yから9.9Yの範囲であり、明度8以上かつ彩度1以下イ低層部(地上20メートル以下の部分) (ア)マンセル値で色相0Rから9.9Rの範囲であり、明度3以上8未満かつ彩度1以上2以下(イ)マンセル値で色相0YRから4.9YRの範囲であり、明度5以上8未満かつ彩度1以上2以下(ウ)マンセル値で色相5YRから4.9YRの範囲であり、明度5以上8未満かつ彩度1以上4以下又は明度3以上5未満かつ彩度1以上4以下(ウ)マンセル値で色相5YRから4.9Yの範囲であり、明度5以上8未満かつ彩度1以上4以下(カ)マンセル値で色相5YRから4.9Yの範囲であり、明度5以上8未満かつ彩度1以上2以下(エ)マンセル値で色相5Yから9.9Yの範囲であり、明度3以上8未満かつ彩度1以上2以下(オ)マンセントを超えない範囲で使用するアクセントカラーについては、前号の基準は適用しないものとする。 (4)表面に着色していない自然石、木材、土壁、ガラス等の素材自体が持つ色彩は、外壁の色彩の基準によりないものとする。	
	民有	<ul><li>(1)通りと敷地の境界には、原則として塀及び柵を設けないものとする。</li><li>(2)舗装材は、「医療と文教の軸」との連続性に配慮するとともに、自然を感じさせる素</li></ul>	

- (2)舗装材は、「医療と文教の軸」との連続性に配慮するとともに、自然を感じさせる素 材とし、暖色系のアースカラーを基調とする。
- (3) 敷地内の舗装の仕上げは、歩道と調和するよう配慮するものとする。
- (4) 広場等は、利用者の交流を誘発するデザインを施し、暖かさやにぎわいのある空間と して整備するよう努めるものとする。

地

敷

地

		к •	(5)敷地内通路については、自然素材又は質感のある舗装材を使用するよう努めるものと
		通 路	する。 (6) 車止め、街灯、誘導サイン、ベンチその他の工作物は、シンプルで洗練されたデザイ
		広	ンとする。 (7) 車止め等は、原則として「地」の色彩となる低明度の色又は金属等の素材色とするも
		場	のとする。
		のデ	(8)通り抜けが可能な通路、小広場等を設け、回遊性の確保及び奥行きのある歩行者空間 の形成に努めるものとする。
		ザ	ONDIACE WE GOLD TO
		1	
		ン	(1)屋外照明は、省エネルギー効果の高い物の使用に努めるとともに、原則として過度に
		照明	「一点減する照明は使用しないものとする。
		のデ	(2) 建築物の外構に設置される屋外照明で道路から視認されるものは、演色性が高く、か
		ザ	つ、温かみのある光源を基調とするものとする。 (3)建築物の低層部の室内において使用する照明は、演色性が高く、かつ、温かみのある
		イン	(3) 建築物の低層部の室内において使用する照明は、顔色性が高く、がう、温がみのある     ものとするよう努めるものとする。ただし、にぎわいを演出する良質な景観照明、又は
			用途上やむを得ない場合は、この限りでない。
			(4) 光源の眩しさを考慮して、できるだけ光源が直接見えないように努めるものとする。 (5) 屋外照明は、照度の確保及び外構デザインとの調和に配慮するものとする。
			(6) 夜間の景観を演出するために効果的に設置するよう努めるものとする。
		み	(1) 植栽は、医療と文教の軸の連続性に配慮し、季節を感じさせる街路景観を創出するも
		どり	のとする。 (2) 急ルの空間の深山笠により、名様な方法の測しのなる早期の形式に放めるよのしまる
		りの	(2)緑化の空間の演出等により、多様な交流や潤いのある景観の形成に努めるものとする。 (3)接道部、開放的な空間、建築物の屋上等は、可能な限り緑化に努めるものとする。
		デ	(1) Steph ( passed of Eligible
		ザ	
		イン	
		適用	次のいずれかに該当する場合で、景観形成方針と合致しており、かつ、周辺の景観形成 に支障がないと認められる場合は、建築物又は工作物の形態意匠の制限を適用しないもの
		除	とする。
		外	(1)法令によって規定された表示方法によって表示し、又は設置することが義務付けられ ている場合
			(2) 一般の歩行者が、道路、公開空地等から容易に望めない部分の場合
-	П	Ų.	(3) その他市長が認める場合         (1)「低層部」とは、地上10メートル以下の部分をいう。
	屋外	定義	(2)「中層部」とは、地上10メートルを超え地上45メートル以下の部分をいう。
	広告		(3)「高層部」とは、地上45メートルを超える部分をいう。
	告物等に		(4)「接地階」とは、地上階又はデッキ部分に接している階をいう。 (5)「壁面看板」とは、建築物又は工作物(以下「建築物等」という。)の壁面(建築物の
			主たる壁面の垂直線上の上部に設ける目隠しの工作物がある場合は、壁面に含むものと
	関す		する。)に対して平面的に広告表示するもののうち、「壁面広告幕」、「枠付懸垂幕」及び
	る 行		「窓面広告物」を除いたものをいう。 (6)「壁面広告幕」とは、布、ビニール等に広告表示し、建築物等の壁面に対して平面的
	為の		に取り付けたものをいう。ただし、壁面に取り付けられた枠等に固定されたものは除く。
	制		(7)「枠付懸垂幕」とは、建築物等の壁面に取り付けられた枠に固定された布、ビニール 等に広告表示するもので、一辺の長さが壁面看板の大きさの基準の一辺あたりの長さを
	限		母に公古ながするもので、 近の民でが至面有板の人ででの基準の 近めにすめ民でで 超えるものをいう。
			(8)「窓面広告物」とは、窓、扉等のガラス部分の外側に広告表示するものをいう。
			(9)「窓裏広告物」とは、窓、扉等のガラス部分の内側に表示される広告物で屋外から視 認されるものをいう。
			(10)「袖看板」とは、建築物等の壁面に取り付けられた工作物の突出面に広告表示するも
			のをいう。 (11)「バナーフラッグ」とは、建筑物質の度面を利用した工作物質につり下げて事子する
			(11)「バナーフラッグ」とは、建築物等の壁面を利用した工作物等につり下げて表示する
			(12)「広告塔・広告板」とは、接地階の床又は地盤に固定した工作物等に広告表示される     ものをいう。

		る添加看板及び巻付け看板をいう。 4)「屋上広告物」とは、建築物の上部に広告表示するものをいう。 5)「仮設広告物」とは、表示又は設置期間が3月以内であるものをいう。ただし、壁面 に取り付けられた枠等に固定されたもので、枠の設置期間が3月を超えるものを除く。
下記の	配置	広告物は、できる限り集約化し、抑制に努めるとともに、位置や大きさを揃える 等、乱雑にならないような配置を工夫するものとする。
各項目に	表示内容	広告物は、自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場に表示するものに限るものとする。
共通す	形状	広告物の形状は、切文字式とすることを推奨するものとする。
る事項	照明	<ul> <li>(1)電球等により点滅を繰り返す装置を使用する広告物は、設置しないものとする。</li> <li>(2)ネオン管灯を露出して使用する広告物は設置しないものとする。ただし、ネオン管灯(2色以内を推奨する。)を、切文字式の広告物の文字の一部として線状に使用する場合は、この限りでない。</li> <li>(3)「地」が発光する箱型内照式看板の使用は、避けることを推奨するものとする。</li> <li>(4)広告物の照明は、過度な明るさを避け、温かみのある雰囲気を演出する光源の使用を推奨するものとする。ただし、切文字式の広告物で、節度ある落ち着いた色合いと明るさの照明を使用する場合を除く。</li> </ul>
	色彩	(1) 広告物に使用する色彩は、原則として3色(色相及び彩度が同じ値の色彩は、1色とみなす。)以内とし、蛍光色は使用しないものとする。 (2)広告物に使用する色彩の中に明度4以上かつ彩度4以上の色彩が含まれる場合は、広告物に使用する色彩の数を2色(色相及び彩度が同じ値の色彩は、1色とみなす。)以内とするよう努めるものとする。 (3)広告物の「地」の部分には、明度4以下又は彩度4以下の色彩を使用することを推奨するものとする。ただし、やむを得ず広告物の「地」の部分に明度4かつ彩度4を超える色彩を使用する場合は、次に掲げる範囲内とするよう努めるとともに、広告物の文字の部分に使用する色彩を明度4以下又は彩度4以下とするよう努めるものとする。 ア 色相0Rから9.9Rの範囲であり、明度5以下かつ彩度14以下、明度6を超え7以下かつ彩度8以下 イ 色相0YRから9.9YRの範囲であり、明度6以下かつ彩度14以下、明度6を超え7以下かつ彩度8以下 ウ 色相0Yから2.4Yの範囲であり、明度7以下かつ彩度10以下本色相0GYから9.9Pの範囲であり、明度7以下かつ彩度10以下本色相0GYから9.9Pの範囲であり、明度7以下かつ彩度10以下、色相0GYから9.9Pの範囲であり、明度5以下かつ彩度10以下、から2を超え7以下かつ彩度8以下 年 色相0RPから9.9Pの範囲であり、明度5以下かつ彩度12以下、明度5を超え7以下かつ彩度8以下 (4)前各号に掲げる基準について、次のいずれかに掲げるものに該当し市長が認めた場合については適用しないものとする。アクセントとして小さい面積(文字として使用する場合は文字以外の部分の面積の15パーセント以下、かつ文字以外の部分で使用する場合は文字以外の部分の面積の15パーセント以下)で使用する色彩
	文字	(1) 広告物の文字面積は40パーセント以下とするとともに、原則として、広告物の文字面積の3分の2以上の部分を8文字以下(会社名等の単一の固有名称を使用する場合で、当該固有名称の文字数が8文字を超える場合は、当該固有名称の文字数とする。)の単一の文節で構成するよう努めるものとする。ただし、広告物の文字面積を20パーセント以下とした場合は、この限りでない。 (2) 前号に掲げる基準において、広告物の文字面積の10分の9以上の部分を4文

字以下の単一の文節で構成し、文字の大きさ、色、字体及び文字の水平方向又は 垂直方向の位置を揃える等、一定のまとまりを持たせて配置した場合は、広告物 の文字面積を50パーセントまで拡大できるものとする。 (3) 第1号に掲げる基準において、広告物の文字数を4文字以下の単一の文節で構 成し、文字の大きさ、色、字体及び文字の水平方向又は垂直方向の位置を揃える 等、一定のまとまりを持たせて配置した場合は、広告物の文字面積を60パーセ ントまで拡大できるものとする。 (4) アルファベット等の場合は、前各号に掲げる基準に係る文字数の算出を行う際 に、文字数に2分の1を乗じて計算できるものとする。 (5) 前各号に掲げる基準は、枠付懸垂幕、仮設広告物又は接地階に設置する2平方 メートル以下の広告物については、適用しないものとする。 (1)壁面看板(仮設広告物を除く。)の大きさは、1点につき縦の長さ5メートル以下、 横の長さ5メートル以下とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この 面 看 限りではない。 板 ア 共同住宅における入居開始前に行う入居者の募集又は販売のために設置する場合 イ 縦の長さ3メートル以下の切り文字とする場合 壁 面 接地階の開口部の上部に設置するもので縦の長さ1メートル以下とする場合 広 エ 建築物の壁面の上端から下方に垂直距離10メートルの範囲において、縦の長さ 告 5メートル以下の切り文字とする場合 (2) 壁面看板は、高層部又は当該建築物の壁面の上端から下方に垂直距離10メートルの 範囲(低層部を除く)において、設置してはならないものとする。ただし、次の各号の いずれかに該当する場合は、この限りではない。 ア 当該建築物の壁面の上端から10メートルの範囲において、当該建築物の名称又 はこれに類するものを切り文字で表示し、かつ、その面積の合計が、当該広告物を設 置する主たる壁面の頂部から10メートルの範囲の面積の30パーセント以下とす る場合 イ 共同住宅における入居開始前に行う入居者の募集又は販売のために設置する場合 (3)壁面広告幕は、高層部に設置してはならないものとする。ただし、共同住宅における 入居開始前に行う入居者の募集又は販売のために設置する場合は、この限りでない。 (4)中層部に設置する壁面看板及び壁面広告幕の面積の合計は、当該広告物を設置する壁 面の中層部の面積の5パーセント以下(切り文字の場合は、当該切り文字の面積に2分 の1を乗じて計算する。)とするものとする。ただし、共同住宅における入居開始前に 行う入居者の募集又は販売のために設置する場合は、この限りでない。 (5)低層部に設置する壁面看板及び壁面広告幕の面積の合計は、当該広告物を設置する壁 面の低層部の面積の15パーセント以下(切り文字の場合は、当該切り文字の面積に2 分の1を乗じて計算する。)とするものとする。ただし、共同住宅における入居開始前 に行う入居者の募集又は販売のために設置する場合は、この限りでない。 (6) 複数の広告物を連続して設置する場合は、その大きさ、設置する位置及び間隔を揃え るものとするよう努めるものとする。 (7)接地階の出入り口の上部に設置する壁面看板は、縦の長さ1メートル以下とし、かつ、 同一の寸法で統一することを推奨するものとする。 枠付懸垂幕等は、設置しないものとする。 付 懸垂 幕 等 (1) 窓面広告物又は窓裏広告物に表示する文字の大きさは、縦の長さ0.6メートル以下 を基本とするものとする。 面 広 (2) 広告物は、窓面に直接貼り付けず、室内側に表示することを推奨するものとする。 告 (3) 同一壁面を利用する窓面広告物と窓裏広告物の面積の合計は、当該広告物を設置する 壁面における階ごとの窓面積の合計の20パーセント以下とする。ただし、次に掲げる 物 ものに該当する場合は、この限りではない。なお、切り文字の場合は、当該切り文字の 窓 面積に2分の1を乗じて計算することができるものとする。 裏 ア 仮設広告物の場合 広 イ 共同住宅における入居開始前に行う入居者の募集若しくは販売のために設置する 告 場合 物 ウ 窓面広告物及び窓裏広告物の1壁面あたりの面積の合計が当該壁面(高層部を除 く) の3パーセント以下の場合

	エ 窓に直接貼り付けて表示する広告物を表示若しくは設置しない場合 (4)窓面広告物又は窓裏広告物を複数階の窓面に設置する場合は、設置位置及び幅を統一 するよう努めるものとする。
屋上広告物	建築物の上部を利用する広告物は、設置しないものとする。ただし、建築物の主たる壁面の垂直線上の上部に設ける目隠しの工作物を利用して、当該建築物の名称又はこれに類するものを切り文字で表示する場合は、この限りではない。(※医療文教地区のみ)
袖看板	袖看板は、接地階のみの設置とし、その下端までの高さを接地面から2.5メートル以上 とし、その規模を縦の長さ0.7メートル以下、壁面からの出幅1メートル以下とするもの とする。ただし、デッキ部分に接する階に設置する場合は、デッキ部分に接している壁面の みに設置することができる。
バナーフラッグ	バナーフラッグの大きさは、横の長さ1メートル以下とし、地上からの高さを揃えて設置するものとする。
置看板、	置看板、立看板及び広告旗は、設置しないものとする。
立看板及び広告旗	
広告塔・広告板	(1) 広告塔及び広告板は、縦の長さ2.5メートル以下、横の長さ5メートル以下、表示面積の合計25平方メートル以下とするものとする。ただし、医療文教地区にあっては、建築物の名称又はこれに類するものを表示するものを敷地の入口付近に設置する場合は、地の色を、マンセル値で明度4以下かつ彩度4以下又は、彩度1以下とし、縦の長さ4メートル以下、横の長さ1.5メートル以下、表示面積の合計12平方メートル以下とするものとする。 (2) 広告塔及び広告板は、主要な入口あたり1か所(敷地の入口付近に設置する場合は、敷地の入口あたり1か所)の設置を基本とし、やむを得ず複数設置する場合は、できるだけ集約化するとともに、大きさ及び位置を揃えるよう努めるものとする。
映像装置	(1) 画像、文字等の映像を映し出す広告物は、接地階のみの設置とし、その数は、1壁面当たり1か所(当該壁面が複数のテナントに使用されている場合には、1のテナント当たり1か所)までとするものとする。 (2) 画像、文字等の映像を映し出す広告物の規模は、1壁面当たり3平方メートル以下とするものとする。
電柱等利用広告物	電柱等利用広告物は、設置しないものとする。ただし、電柱等の所有者若しくは管理者が管理する必要により表示し、若しくは設置する場合又は国若しくは地方公共団体が公共的目的をもって表示し、若しくは設置する場合は、この限りでない。
適用除外	(1)次に掲げるものに該当する場合で、景観形成方針と合致しており、かつ、周辺の景観 形成に支障がないと認められる場合は、屋外広告物等に関する行為の制限を適用しない ものとする。 ア 法令によって規定された表示方法によって表示し、又は設置することが義務付け られている場合 イ 公共的目的をもって表示し、又は設置する場合 ウ 道標等の誘導案内を目的として表示し、又は設置する場合 エ 公職選挙法(昭和25年法律第100号)による選挙運動のために表示し、又は設
	- 台級位于は、四年201年の15年7100万月による位于圧到りために扱かし、入は以

置する場合

- オ 冠婚葬祭又は祭礼等のため、一時的に表示し、又は設置する場合
- カ 時に取り外し、又は取り付けができる方法で設置する場合で、表示面積が1平方メートル以下の場合
- キ 一般の歩行者が、道路、公開空地等から容易に望めない部分に表示し、又は設置する場合
- ク その他市長が認める場合
- (2)地区外の建築物等に表示、又は設置された屋外広告物で、地区内に突出するものについては、屋外広告物等に関する行為の制限を適用しないものとする。

凩
翻
H)L
狀,
<u>'</u>
九人
Ħ.
ح
淮
1

観 形

成

# 考 え 方 行為 $\mathcal{O}$ 制 限 建 築 物

作

物

 $\mathcal{O}$ 形

態

意

匠

 $\mathcal{O}$ 制

限

### 14 小杉町1丁目地区における景観形成の考え方及び行為の制限

- (1) 駅前空間と一体となったにぎわい・交流空間の創出
- (2) 武蔵小杉駅北口の回遊性を高める、安全で快適な歩行者空間の形成
- (3) 等々力緑地へ向かう武蔵小杉駅北口周辺の玄関口にふさわしい緑の空間の創出
- (4)「医療と文教の軸」との連続性に配慮した、温かさや安らぎが感じられる潤いのある街なみ の形成

### 施 設 計 画 建 築 又は 0 ザ 工

- (1) 建築物の配置や歩行者動線は、武蔵小杉駅北口の歩行者ネットワークや回遊性を踏ま えてデザインする。
- (2)歩行者の目線でまとまりが感じられる街なみを創出するため、低層部と高層部はデザ インを切り替える。
- (3) 低層部は、多様な人々にとって快適な空間となるよう、ヒューマンスケールに配慮し たデザインになるよう工夫する。
- (4) 高層部は、空になじむよう落ち着いたデザインにする。
- (5) 建築物の壁面が長大となる場合は、スリットを設けるか、又は壁面のデザインを分節 化する等、圧迫感を軽減させる工夫をする。
- (6) 建築物の外観に使用する素材は、経年変化やメンテナンス等を考慮し、良好な景観を 持続させる質の高いものを選定する。
- (7) 建築物付帯施設又は屋外設備類は、設置位置、垣、柵等の囲いの形態等に配慮して、 周辺から直接見えにくくするとともに、建築物と一体的にデザインする。
- (8)窓のデザインは、壁面全体のバランスを考え、単調又は乱雑にならないよう配置、形 状及び割り付けを工夫する。
- (9) 商業又は業務機能を有する建築物では、通りや駅前空間、ペデストリアンデッキと接 する部分において、建築物のデザインを工夫し、歩行者を引き込むようなにぎわいのあ る空間を創出するとともに、エントランス部はガラス等を用いた開放的なデザインとす
- (10) ペデストリアンデッキの下は、できるだけ開放性を確保し、快適な環境になるよう工 夫する。
- (11) 日除け幕等を設置する場合は、窓全面を覆ってはならず、その色彩は、原則として落 ち着いたものとする。
- (12) JR 南武線の高架に近接している南面低層部では、鉄道からの車窓景観を意識し、緑の しつらえや建物内部のにぎわいを見せる等により、単調にならないよう魅力的なデザ インとする。

### 外 憵 $\mathcal{O}$ 色 彩 12 閣 す

る

制

限

- (1)「医療と文教の軸」沿いに立地することから、暖色系のアースカラーを基調とした温 かみのある街なみとなるよう配色を行う。
- (2) 建築物等の外壁の色彩は、次に掲げる範囲内とする。

高層部(地上30メートルを超える部分)

- (ア)マンセル値で色相0Rから4.9YRの範囲であり、明度8以上かつ彩度1以下 又は明度5以上8未満かつ彩度2以下
- (イ)マンセル値で色相5YRから4.9Yの範囲であり、明度4以上かつ彩度2以下
- (ウ)マンセル値で色相5Yから9.9Yの範囲であり、明度8以上かつ彩度1以下又 は明度5以上8未満かつ彩度2以下
- 低層部(地上30メートル以下の部分)
- (ア)マンセル値で色相ORから9.9Rの範囲であり、明度8以上かつ彩度1以下又 は明度3以上8未満かつ彩度2以下
- (イ)マンセル値で色相0YRから4.9YRの範囲であり、明度5以上かつ彩度2以 下又は明度3以上5未満かつ彩度4以下
- (ウ)マンセル値で色相5YRから4.9Yの範囲であり、明度8以上かつ彩度2以下 又は明度3以上8未満かつ彩度4以下
- (エ)マンセル値で色相5Yから9.9Yの範囲であり、明度8以上かつ彩度1以下又 は明度3以上8未満かつ彩度2以下
- (3) 建築物等の壁面の20パーセントを超えない範囲で使用するアクセントカラーについ ては、前号の基準は適用しない。ただし、アクセントカラーで構成されたまとまりのあ る面とみなせる部分の面積については、壁面の5%を超えない範囲とする。
- (4)表面に着色していない自然石、木材、土壁、ガラス等の素材自体が持つ色彩は、外壁 の色彩の基準によらない。

### 181

戊	
場	ト ンとし、居心地がよく、にぎわいのある空間づくりをする。
•	(2)通りやペデストリアンデッキは、潤いやにぎわいを感じながら、安全で快適に歩くこ
通	
路	
ラ	
サ	↑ (4)敷地内の舗装の仕上げは、周辺道路の歩道等と調和させるとともに、道路との境界に
1	は塀及び柵を設けないこととする。ただし、安全上やむを得ない場合はこの限りでない。
ン	(5)ペデストリアンデッキの接続部において、素材やパターンが異なる場合には、境界を
	調和させるデザインとする。
	(6) 敷地西側は、「医療と文教の軸」として連続性を持たせたデザインとする。
	(7) 車止め、街灯、誘導サイン、ベンチその他の工作物は、シンプルで洗練されたデザイ
	ンとする。
	(8) 車止め等は、原則として中・低明度の色彩又は自然素材とし、周囲と調和させる。
F	g (1)照明は、省エネルギー効果の高い物の使用に努めるとともに、原則として過度に点滅
り	
0	
)   1	
,	・   ・・甘調しより たが)  「っだよ」、た合山はより白所もの明は  この四りつより、
١	🗸   (3)照明は、光源のまぶしさを考慮して、光源が直接見えないようにする。また、明るさ
	の確保及び外構デザインとの調和に配慮する。
	(4) 夜間の景観を演出するために効果的に設置する。
	(5) フットライトやポールライト等を用いて、安全に歩行できる明るさを確保した上で、
	街のにぎわいを演出する。
7,	(1)等々力緑地へ向かう武蔵小杉駅北口駅前として、地域の特性を踏まえた多様な樹種を
کے	活用し、平面的・立体的に広がりのある緑の空間を創出する。
Ŋ	(2) 植栽は、「医療と文教の軸」の連続性に配慮し、季節を感じさせる街路景観を創出す
O.	う る。
ラ	( ) > 11. 03.10. = 11. / 11.
サ	( ) / / / / / / / / / / / / / / / / / /
1	***** = 1-1/1 = **** 141/- ** - 1
ン	( - ) 1/4 - 1/2 - 2/2 - 1/4 - 2/6
	(6) 地域と協働でみどりを育てる仕組みづくりに努める。
道	7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7
月	
) )	- / - ·
夕	(=) [2, 1, 1, 2, 1, 1, 2, 1, 2, 1, 2, 1, 2, 1, 2, 1, 2, 1, 2, 1, 2, 1, 2, 1, 2, 1, 2, 2, 2, 2, 2, 2, 2, 2, 2, 2, 2, 2, 2,
	ている場合
	(2) 一般の歩行者が、道路、公開空地等から容易に望めない部分の場合
	(3) その他市長が認める場合

### 5 鹿島田駅西部地区

5 月	<b>東島田</b>	駅四台	以地区				
景観計画特定地区の区域							
景観形成方	基本目標	(2)	<ul><li>)利便性の高い地域生活拠点にふさわしい「先進性と暮らしやすさの調和した景観づくり」</li><li>)隣接する高層建築物との調和が醸し出す「シンボリックな景観づくり」</li><li>)2つの駅を結ぶ「にぎわいと交流の景観づくり」</li><li>)憩いと安らぎを感じさせる「みどりと潤いの景観づくり」</li></ul>				
針	方針	(2 (3 (4	) JR鹿島田駅とJR新川崎駅を結ぶ人工地盤や公開空地のネットワークにより、快適で 回遊性の高い交流空間を形成する。 ) 隣接する高層建築物との「群」による先進的なイメージの遠景と、ヒューマンスケール にあわせた生活感の感じられる近景が一体的に構成された街なみを形成する。 ) 居住者に憩いと安らぎを与える、落ち着きと親しみの感じられる住宅景観と、賑わいの 中にも地区としての一定の調和が感じられる商業・業務景観を形成する。 ) 連続感のある緑のネットワークを形成することで、季節の彩りが映える瑞々しい街路景 観を形成する。				
景観形	行為の	区分	A地区 B地区				
// 成基準	>制限(建築物又は工作物の形態意匠の制限)	施設計画・建築物等のデザイン	(1) 地域の中心的な生活利便施設にふさわしい、テーマ性のある質の高いデザインとするとともに、隣接地区からの動線と連動したデザインを工夫するものとする。 (2) 単調なイメージとならないよう、外装材等による変化のあるデザインを工夫し、ヒューマンスケールを演出するものとする。 (3) 壁面及び階段状のテラス、屋上等を活用し、可能な限り緑化するとともに、石材、木材等又はそれらに類似した風合いを持つ素材を効果的に使用した、自然を感じさせるデザインとするものとする。 (1) 建築物の壁面が長大となる場合は、スリットを設けるか、又は壁面のデザインに変化をもたせるなど壁面の分節化を工夫するものとする。 (1) 建築物の低層部は、周辺の建築物との連続性に配慮したデザインとするものとする。 (3) 建築物の低層部は、大きな開口部や開放的なデザインとし、ガラス等を用いて内部の活動が見えるようにするなど、にぎわいの演出に配慮するものとする。 (4) 建築物の低層部は、大きな開口部や開放的なデザインとし、ガラス等を用いて内部の活動が見えるようにするなど、にぎわいの演出に配慮するものとする。 (5) バルコニーは外部に露出させず、建築物の外壁のフレームの中に組み込む等、一体				

的なデザインとするよう努めるものとする。
(6)建築物付帯施設や屋外設備類は、設置位置、垣、柵等の囲いの形態等に配慮し、周辺から直接見えにくくするとともに、建築物と一体的にデザインするよう努めるものとする。
(7)建築物付帯施設や屋外設備類は、可能な限り緑化等で修景するとともに、その色彩は、建築物本体及び周辺の景観と調和するよう配慮するものとする。
(8)窓のデザインは、壁面全体のバランスを考え、配置、形状及び割り付けに配慮するものとする。
(9)通りと接する部分又は歩行者デッキに接する部分では、建築物の形状を工夫し、歩行者を引き込むようなオープンスペース的な空間を創出するとともに、エントランス

部を開放的なデザインとするよう努めるものとする。 (10) 目除けテントを設置する場合は、窓全面を覆ってはならないものとする。

(11) 日除けテントの色彩は、原則として落ち着いたものとする。

**介壁の色彩に関する制理** 

- (1) 暖かみのある街なみとなるよう、暖 色系のアースカラーを基調とした、色 彩計画とするものとする。
- (2) 建築物等の外壁の色彩は、マンセル 値で色相5YRから4.9Yの範囲で あり、明度3以上8未満かつ彩度4以 下又は、明度8以上かつ彩度2以下
- (3) 建築物等の壁面の20パーセントを 超えない範囲で使用するアクセントカ ラーについては、第2号の基準は適用 しないものとする。
- (1) 周辺との調和に配慮した街なみとなるよう、低層部は、暖色系のアースカラーを基調とし、中高層部は、明度が高く、彩度が低い色彩を基調とした、色彩計画とするものとする。
- (2) 建築物等の外壁に色彩は、次の各号の範囲内とするものとする。
  - ア 中高層部(地上10メートルを超 える部分をいう。)は、マンセル値 で色相5YRから4.9Yの範囲で あり、明度5以上かつ彩度1以下
  - イ 低層部(地上10メートル以下の 部分をいう。)は、マンセル値で色 相5YRから4.9Yの範囲であ り、明度3以上8未満かつ彩度4以 下又は、明度8以上かつ彩度2以下
- (3) 建築物等の壁面の20パーセントを 超えない範囲で使用するアクセントカ ラーについては、第2号の基準は適用 しないものとする。

街区全体で街なみに配慮した建築計画及び色彩計画を定めており、かつ、都市景観審議会専門部会の意見を聴いて、市長が認めた場合、又は表面に着色していない自然石、木材、土壁、ガラス等の素材自体が持つ色彩で、かつ、周辺の街なみと調和する場合においては、上記基準によらない色彩を使用できるものとする。

民有地 敷地・通路

広

- (1) JR鹿島田駅とJR新川崎駅を結ぶペデストリアンデッキは、歩行者の視線から多様に変化する景観づくりを行うとともに、遠景においても、周辺の景観と調和し、ペデストリアンデッキ自体も全体で統一感のあるデザインとするものとする。
- (2)舗装材は、自然を感じさせる素材とするとともに、基調となる暖色系のアースカラーにグレーを配色するものとする。
- (3) 通りと敷地の境界には、原則として塀及び柵を設けないものとする。
- (4) 敷地内の舗装の仕上げは、歩道と調和するよう配慮するものとする。
- (5) 外壁の後退などにより生じた空間や広場は、道路等の公共空間と一体となった開放的な空間として整備するよう努めるものとする。
- (6) 敷地内通路については、自然素材又は質感のある舗装材を使用するよう努めるものとする。
- (7) 車止め、街灯、誘導サイン、ベンチその他の工作物は、シンプルで洗練されたデザインとするものとする。
- (8) 車止め等は、原則として「地」の色彩となる低明度の色彩又は金属等の素材色とするものとする。
- (9) 通り抜けが可能な通路、小広場等を設け、回遊性の確保及び奥行きのある歩行者空間の形成に努めるものとする。

照明のデ

ザ

- (1) 屋外照明は、省エネルギー効果の高い物の使用に努めるとともに、周辺の環境に配慮した節度あるものとし、原則として過度に点滅する照明は使用しないものとする。
- (2) 建物の外構に設置される屋外照明で道路から視認されるものは、演色性が高く、かつ、暖かみのある光源を基調とするものとする。
- (3) 建築物の低層部の室内において使用する照明は、演色性が高く、かつ、暖かみのあ

184

る良質な景観照 努めるものとす 間の景観を演出す 上等は、可能な限 創出するものとす 創出するものとす ののしない表別である。 近のしない表別である。 では、可能な限 がいるものとす。 がいるものとす。 では、可能な限 がいるものとす。 がいるものとす。 では、できます。 では、できます。 では、できます。 ににする。 ににする。 にことなる。 にことな。 にことなる。 にことなる。 にことな
間の景観を演出す 上等は、可能な限 創出するものとす 的な緑化空間を創 辺の景観形成に支 用しないものとす ことが義務付けら
上等は、可能な限 創出するものとす 的な緑化空間を創 辺の景観形成に支 用しないものとす ことが義務付けら
創出するものとす 的な緑化空間を創 辺の景観形成に支 用しないものとす ことが義務付けら
的な緑化空間を創 辺の景観形成に支 用しないものとす ことが義務付けら
辺の景観形成に支 用しないものとす ことが義務付けら
用しないものとすことが義務付けら
用しないものとす
合
の部分をいう。 う。)に接してい 。)の壁面(建築含品広告幕」、「で変数をでする。 一般のでは、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般

	_	
各項目に	表示内容	広告物の表示内容は、自家広告物に限るものとする。
共通す	形状	広告物の形状は、切文字式とすることを推奨するものとする。
る事項	照明	<ul> <li>(1)電球等により点滅を繰り返す装置を使用した広告物は、設置しないものとする。</li> <li>(2)ネオン管灯を露出して使用する広告物は設置しないものとする。ただし、ネオン管灯(2色以内を推奨するものとする。)を、切文字式の広告物の文字の一部として線状に使用する場合は、この限りでない。</li> <li>(3)「地」が発光する箱型内照式看板の使用は、避けることを推奨するものとする。</li> <li>(4)広告物の照明は、過度な明るさを避け、暖かみのある雰囲気を演出する光源の使用なが概点でする。</li> </ul>
		使用を推奨するものとする。ただし、切文字式の広告物で、節度ある落ち着いた 色合いと明るさの照明を使用する場合は、この限りでない。
	色彩・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	広告物のデザインは、色数及び文字数を可能な限り少なくするとともに、文字又 は図形の形状若しくは配置が乱雑にならないように配慮し、シンプルで洗練された デザインになるよう工夫するものとする。
	・文字のデザイン	(1) 広告物に使用する色彩は、原則として3色以内とし、蛍光色は使用しないものとする。また、広告物に使用する色彩の中に明度4以上かつ、彩度4以上の色彩が含まれる場合は、広告物に使用する色彩の数を2色以内とするよう努めるものとする。 (2) 広告物の「地」の部分には、明度4以下又は彩度4以下の色彩を使用することを推奨するものとする。ただし、やむを得ず広告物の「地」の部分に明度4かつ彩度4を超える色彩を使用する場合は、次の各号に掲げる範囲内とするよう努めるとともに、広告物の文字の部分に使用する色彩を明度4以下又は彩度4以下とするよう努めるものとする。ア色相0Rから9.9Rの範囲であり、明度5以下かつ彩度14以下、明度7以下かつ彩度8以下イ色相0YRから9.9YRの範囲であり、明度6以下かつ彩度14以下、中色相0Yから2.4Yの範囲であり、明度7以下かつ彩度10以下、中色相0Gから9.9Yの範囲であり、明度7以下かつ彩度10以下、中色相0Gから9.9Yの範囲であり、明度7以下かつ彩度10以下、お色相0Gから9.9Pの範囲であり、明度5以下かつ彩度10以下、カ色相0Gから9.9Pの範囲であり、明度5以下かつ彩度10以下、カークロののでは、明度7以下かつ彩度8以下も色相0RPから9.9RPの範囲であり、明度5以下かつ彩度12以下又は、明度7以下かつ彩度8以下も色相0RPから9.9RPの範囲であり、明度5以下かつ彩度12以下又は、明度7以下かつ彩度8以下も向とであり、明度5以下かつ彩度12以下又は、明度7以下かつ彩度8以下
		(4)第1号及び第2号の基準は、アクセントとして小さい面積(文字として使用する場合は文字面積の15パーセント以下、文字以外の部分で使用する場合は文字以外の部分の面積の15パーセント以下とし、かつ、その合計が広告面積の15パーセント以下であるものに限る。)で使用する色彩、会社名等に係るロゴタイプ(図形として一体的にデザインされ、かつ、原則として、色彩、字体を含めた図形として商標登録されたもの。)として使用する色彩及び写真等(乱雑でないものに限る。)の一部として使用する色彩で市長が認めた場合については、適用しないものとする。  (1)広告物の文字面積は40パーセント以下とするとともに、原則として、広告物の文字面積の3分の2以上の部分を8文字以下(会社名等の単一の固有名称を使用する場合で、当該固有名称の文字数が8文字を超える場合は、当該固有名称の文字数とする。)の単一の文節で構成するよう努めるものとする。ただし、広告物の文字面積を20パーセント以下とした場合は、この限りでない。

- (2) 第1号に掲げる基準において、広告物の文字面積の10分の9以上の部分を4文字以下の単一の文節で構成し、文字の大きさ、色、字体及び文字の水平方向又は垂直方向の位置を揃える等、一定のまとまりを持たせて配置した場合は、広告物の文字面積を50パーセントまで拡大できるものとする。
- (3) 第1号に掲げる基準において、広告物の文字数を4文字以下の単一の文 節で構成し、文字の大きさ、色、字体及び文字の水平方向又は垂直方向の 位置を揃える等、一定のまとまりを持たせて配置した場合は、広告物の文 字面積を60パーセントまで拡大できるものとする。
- (4) アルファベット等の音素文字等の場合は、第1号、第2号及び第3号に 掲げる基準に係る文字数の算出を行う際に、文字数に2分の1を乗じて計 算できるものとする。
- (5) 第1号、第2号、第3号及び第4号に掲げる基準は、枠付懸垂幕等、仮設 広告物又は接地範囲に設置する2平方メートル以下の広告物については、 適用しないものとする。

壁面看板・壁面広告墓

- (1)壁面看板は、接地範囲を超える位置に設置してはならないものとする。ただし、当該建築物の名称若しくはテナントの名称を表示する場合は、この限りでない。
- (2)壁面広告幕は、接地範囲の高さを超える位置に設置してはならないものとする。
- (3)接地範囲に設置する壁面看板及び壁面広告幕の面積の合計は、当該広告物を設置する壁面の接地範囲の面積の15パーセント以下(切り文字の場合は、その面積に2分の1を乗じて計算する。)とするものとする。ただし、ショーウィンドウの内側に設置する場合は、この限りでない。
- (4)接地範囲以外に設置する壁面看板の面積の合計は、当該広告物を設置する壁面の接地範囲以外の部分の面積の5パーセント以下(切り文字の場合は、その面積に2分の1を乗じて計算する。)とするものとする。
- (5)壁面看板(仮設広告物及び枠付懸垂幕等を除く。)の大きさは、1点につき縦の長さ5メートル以下、横の長さ5メートル以下とするものとする。ただし、接地範囲の開口部の上部に設置するもので、縦の長さ1メートル以下とした場合、又は縦の長さ3メートル以下の切り文字とする場合は、この限りでない。
- (6) 複数の広告物を連続して設置する場合は、その大きさ、設置する位置及び間隔を揃えるものとする。ただし、建築物の形状等により、当該基準の適合が難しいと判断される場合は、可能な限りとする。
- (7)接地範囲の開口部の上部に設置する 壁面看板は、縦の長さ1メートル以下 とし、かつ、同一の寸法で統一するこ とを推奨する。

- (1)壁面看板は、中層部の高さを超える 位置に設置してはならないものとす る。ただし、高層部において、当該建 築物の主たる壁面の頂部から10メートルの範囲に限り、当該建築物の名称 若しくはこれに類するものを切り文1 を乗じて計算した面積の合計が、当該 広告物を設置する主たる壁面の頂部から10メートルの範囲の面積の15パーセント以下とする場合又は共同住宅 における居住者の入居開始前に行う入 居募集若しくは設置する場合は、この限りでない。
- (2)壁面広告幕は、中層部の高さを超える位置に設置してはならないものとする。ただし、共同住宅における居住者の入居開始前に行う入居募集又は販売広告のために表示し、若しくは設置する場合は、この限りでない。
- (3) 中層部に設置する壁面看板及び壁面 広告幕の面積の合計は、当該広告物を 設置する壁面の中層部の面積の5パー セント以下(切り文字の場合は、その 面積に2分の1を乗じて計算する。) とするものとする。ただし、共同住宅 における居住者の入居開始前に行う入 居募集又は販売広告のために表示し、 若しくは設置する場合は、この限りで ない。
- (4) 低層部に設置する壁面看板及び壁面 広告幕の面積の合計は、当該広告物を 設置する壁面の低層部の面積の15パーセント以下(切り文字の場合は、その面積に2分の1を乗じて計算する。)とするものとする。ただし、ショーウィンドウの内側に設置する場合 又は共同住宅における居住者の入居開始前に行う入居募集若しくは販売広告のために表示し、若しくは設置する場合は、この限りでない。
- (5)壁面看板(仮設広告物及び枠付懸垂 幕等を除く。)の大きさは、1点につ

1	
	き縦の長さ5メートル以下、横の長さ5メートル以下とするものとする。ただし、共同住宅における居住者の入居開始前に行う入居募集若しくは販売広告のために表示し、若しくは設置する場合、接地範囲の開口部の上部に設置するもので、縦の長さ1メートル以下とした場合、縦の長さ3メートル以下の切り文字とする場合、又は建築物の主たる壁面の頂部から10メートルの範囲において、縦の長さ5メートル以下の切り文字とする場合は、この限りでない。  (6)複数の広告物を連続して設置する場合は、その大きさ、設置する位置及び間隔を揃えるものとする。ただし、建築物の形状等により、当該基準の適合が難しいと判断される場合は、可能な限りとする。 (7)接地範囲の開口部の上部に設置する壁面看板は、縦の長さ1メートル以下とし、かつ、同一の寸法で統一
	することを推奨するものとする。
枠付懸垂幕等	枠付懸垂幕等は設置しないものとする。
-	(1) 変面広生物又は変重広生物に基示する立字の大きさは、縦の長さり、6メートルビ
窓面広告物・窓裏広告物	<ul> <li>(1)窓面広告物又は窓裏広告物に表示する文字の大きさは、縦の長さ0.6メートル以下を基本とするものとする。</li> <li>(2)窓面広告物又は窓裏広告物は、窓面に直接貼り付けず、室内側に表示することを推奨するものとする。</li> <li>(3)窓面広告物及び窓裏広告物の面積(切り文字の場合は、その面積に2分の1を乗じて計算する。)の合計は、当該広告物を設置する壁面について、階ごとの窓面積の合計の20パーセント以下とするものとする。ただし、仮設広告物の場合、共同住宅における居住者の入居開始前に行う入居募集若しくは販売広告のために表示し、若しくは設置する場合、窓面広告物及び窓裏広告物の1壁面あたりの面積の合計が当該壁面の3パーセント以下の場合又は窓に直接貼り付けて表示する広告物を表示若しくは設置しない場合は、この限りでない。</li> <li>(4)窓面広告物又は窓裏広告物を複数階の窓面に設置する場合は、設置位置及び幅を統一するものとする。ただし、仮設広告物の場合は、この限りでない。</li> </ul>
屋上広告物	建築物の上部を利用する広告物は、設置しないものとする。ただし、建築物の主たる壁面の垂直線上の上部に設ける目隠しの工作物を利用して、当該建築物の名称、又はこれに類するものを切り文字で表示する場合は、この限りでない。
袖看板	<ul><li>(1)接地範囲に設置する袖看板の下端は、接地面から2.5メートル以上とするものとする。</li><li>(2)接地範囲に設置する袖看板は、大きさ及び接地面からの高さを統一し、縦の長さ0.7メートル以下、壁面からの出幅1メートル以下とするものとする。</li><li>(3)袖看板は、接地範囲以外の位置には設置しないものとする。</li></ul>
バナーフラッグ	バナーフラッグの大きさは、横の長さ1メートル以下とし、地上からの高さを揃えて設置するものとする。

置看板、	置看板、立看板及び広告旗(バナーフラッグを除く。)は、設置しないものとする。
立看板等	
広告塔・広告板	(1) 広告塔及び広告板は、縦の長さ2.5メートル以下、横の長さ5メートル以下、表示面積の合計25平方メートル以下とするものとする。ただし、建築物の名称又はこれに類するものを表示する広告塔又は広告板を敷地の入口付近に設置する場合は、縦の長さ6メートル以下、横の長さ1.5メートル以下、表示面積の合計18平方メートル以下とするものとする。 (2) 広告塔及び広告板は、主要な入口あたり1か所(敷地の入口付近に設置する場合は、敷地の入口あたり1か所)の設置を基本とし、やむを得ず複数設置する場合は、できるだけ集約化するとともに、大きさ及び位置を揃えるよう努めるものとする。
映像装置	(1) 画像、文字等の映像を映し出す広告物は、接地範囲のみの設置とし、その数は、1壁面当たり1か所(当該壁面が複数のテナントに使用されている場合には、1のテナント当たり1か所)までとするものとする。 (2) 画像、文字等の映像を映し出す広告物の規模は、1壁面当たり3平方メートル以下とするものとする。
電柱等利用広告物	電柱等利用広告物は、設置しないものとする。ただし、電柱等の所有者若しくは管理者が管理する必要により表示し、若しくは設置する場合又は国若しくは地方公共団体が公共的目的をもって表示し、若しくは設置する場合は、この限りでない。
適用除外	次の各号に該当する場合で、景観形成方針と合致しており、かつ、周辺の景観形成に支障がないと認められる場合は、屋外広告物等に関する行為の制限を適用しないものとする。また、地区外の建築物等に表示、又は設置された屋外広告物で、地区内に突出するものについては、屋外広告物等に関する行為の制限を適用しないものとする。 (1) 法令によって規定された表示方法によって表示し、又は設置することが義務付けられている場合 (2) 公共的目的をもって表示し、又は設置する場合 (3) 道標等の誘導案内を目的として表示し、又は設置する場合 (4) 公職選挙法(昭和25年法律第100号)による選挙運動のために表示し、又は設置する場合 (5) 冠婚葬祭又は祭礼等のため、一時的に表示し、又は設置する場合 (6) 即時に取り外し、又は取り付けができる方法で設置する場合 (6) 即時に取り外し、又は取り付けができる方法で設置する場合 (7) 一般の歩行者が、道路、公開空地等から容易に望めない部分に表示し、又は設置する場合 (8) その他市長が認める場合

### 6 新川崎地区

観 計 画 特定 地 区  $\mathcal{O}$ 区 E В D Α C (1) 地域特性を活かした景観づくり 観 本 (2) ゆとりと潤いのある街路景観づくり 形成方針 目 (3) コミュニティを育む景観づくり 標 (4) まちの顔をつくる景観づくり 方 (1)地域の景観資源である加瀬山を活かした景観づくりを行う。 (2) 地区に沿った鉄道からの視点に配慮した景観づくりを行う。 (3) 創造のもりを中心とした、連続感のある緑のネットワークと、まとまりある緑の拠点を つくり、潤いと彩りに溢れた景観づくりを行う。 (4) 快適で一体感のあるヒューマンスケールによる街路景観づくりを行う。 (5) 地区周辺住民等も利用できるオープンスペースや、店舗などを含めた生活利便施設を活 かした、賑わいと親しみのもてる景観づくりを行う。 (6) 交通広場を中心とした地区としてのランドマーク性をもつ、まとまりある建物景観づく (7) 研究開発や先端科学技術によるものづくり施設がもたらす、次世代型都市としての先進 性が感じられる景観づくりを行う。 区 景観形成基準 Е В C $\Box$ Α 分  $\mathcal{O}$ 制 (1) 地区の顔にふさわしい個性ある施設デザインとするものとする。 限 (2) 建築物の「裏」を感じさせないようにするものとする。 設 (建 計 (3) 電車の車窓からの景観に配慮するものとする。 画 築 (4)素材については、汚れにくいものや劣化しにくいもの等、美観の持続性に配慮する 物 ものとする。 建 又は 築 (5)周辺市街地への圧迫感を低減するため、建築物の高さ等に応じて、適宜、壁面を後 物等 工 退させるものとする。 作物 (6)中・高層部は、分節化やスリットを設ける等により、圧迫感の低減や単調なイメー  $\mathcal{O}$ デザ ジにならないよう努めるものとする。  $\mathcal{O}$ 形 (7) 低層部は単調なイメージにならないよう、外装材等による変化あるデザインとし、 イン 態意匠 ヒューマンスケールを演出するものとする。 (8) 街路沿いには、集会所やエントランスロビー等のコミュニティを醸成する施設を 積極的に設けるものとする。  $\mathcal{O}$ 制 (9) 建築物や付帯施設及び屋外設備類は、できる限り緑化等により修景し、緑豊かな街 限 路の演出に努めるものとする。 (10) 駐車場やゴミ置き場等建築物の附帯施設は、外部から直接見えないよう位置や囲 いの配置に配慮するものとする。また、できる限り緑化等により修景し、周辺環境と の調和に努めるものとする。 (11) 屋外階段は、建築物と一体化してデザインするよう努めるものとする。 (1) ハイテク産(1)片廊下等が(1) ものづく(1)ハイテク産(1)片廊下等が

	業の先進性や	単調に連続	り・研究開発	業の先進性	単調に連続
	優れた企業イ	するデザイ	の拠点であ	や優れた企	するデザイ
	メージを感じ	ンは避ける	るとともに、	業イメージ	ンは避ける
	させる洗練さ	ものとする。	市民文化創	を感じさせ	ものとする。
	れた外観とす	(2)バルコニー	造の促進地	る洗練され	(2)バルコニー
	るものとす	等は、建築物	区として、暖	た外観とす	等は、建築物
	る。	と一体化さ	かみのある	るものとす	と一体化さ
		せたデザイ	外観とする	る。	せたデザイ
		ンとするも	ものとする。		ンとするも
		のとする。ま			のとする。ま
		た、バルコニ			た、バルコニ
		ー等に現れ			ー等に現れ
		る物干しや			る物干しや
		エアコンの			エアコンの
		室外機等は、			室外機等は、
		周辺から見			周辺から見
		えにくい工			えにくい工
		夫をするも			夫をするも
		のとする。			のとする。
		(3)商業施設等			(3)商業施設等
		は、賑わいや			は、賑わいや
		楽しさを演			楽しさを演
		出するため、			出するため、
		外部から内			外部から内
		部の活動が			部の活動が
		見えるガラ			見えるガラ
		ス等の素材			ス等の素材
		を多用する			を多用する
		とともに、明			とともに、明
		るく軽快さ			るく軽快さ
		を感じさせ			を感じさせ
		るデザイン			るデザイン
		とするもの			とするもの
		とする。	11-1-1	N. (1. N. )	とする。
外		みに配慮した建築			
壁	議会専門部会の意				
の	材、土壁、ガラス				和する場合にお
色彩に	いては、以下の基準	· ·			- 1111111
に	(1)新しさや先体		(1)「もり」と		に端性を感じさせ ストラ 807ストラ
関す		よう、明るいモノ	一体化した		さるよう、明るい
る		とした色彩計画と	潤いと暖か		を基調とした色彩 R L L Z
制	するものとする		みを感じさ	計画とするも	
限	(2)建築物の外型		せる街なみ		壁の色彩は、マン
		5 Y R から 5 Y の 月度 3 以上かつ彩	となるよ	.,	目5 Y R から5 Y
			う、アース カラーを基		)、明度3以上か
	度1以下とする (3)建築物の壁面	·	調とした色	る。	下とするものとす
		で使用するアクセ	彩計画とす	-	画の20パーセ
		ついては、前号の	おものとす		・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
		ないものとする。	るものとする。		一については、
	本年は週刊 しん	* 1.00 5 3 30	る。 (2)建築物の		は適用しないもの
			外壁の色彩	とする。	随用 ひないもの
			は、マンセ	⊂ 7 °√o	
			ル値で色相		
			5 Rから 5		
			Yの範囲で		
			あり、明度		
			3以上8未		
			満かつ彩度		

				2以下とす	
				るものとす	
				3.	
				(3)建築物の 壁面の20	
				型面の20	
				未満の範囲	
				で使用する	
				アクセント	
				カラーにつ	
				いては、前 号の基準は	
				適用しない	
				ものとす	
				る。	
- 本仏	事件				配慮するものとする。
敷地	敷地		界には柵を設けな	いなど、開放感の	ある空間の演出に努めるものとす
	•	る。	田如の結状はって	) 1. ハナ、甘油 1.	ナス学的生学如しのごばくいの声
	通路		乔部の舗装は、モ 慮するものとする		する道路歩道部とのデザインの連
	広	(1)敷地	(1) 交通広場	。 (1)地区内の	(1)敷地境界部には、低木と高
	場場	境界部	に面する	緑の中心	木をバランス良く配置した
	のデ	には、	部分は、壁	地として、	立体感のある緑地帯を設け
	ザ	低木と	面を後退	積極的な	るものとする。
	イン	高木を バラン	させるな	緑化を図	
		ス良く	ど、市民が 利 用 で き	り、かつ、 多彩 な 樹	
		配置し	る空地を	種をより	
		た立体	確保する	自然に近	
		感のあ	とともに、	い状態に	
		る緑地	開放的な	配置する	
		帯を設	空間とな	ことで、緑	
		けるも のとす	るよう整 備するも	豊かな「も り」を形成	
		る。	のとする。	するよう	
		_ 0	_ , _ 0	努めるも	
				のとする。	
				(2)多様な市	
				民活動が	
				展 開 で き るよう、空	
				地を確保	
				するとと	
				もに、舗装	
				の設えは、	
				「もり」と	
				一体化す るアース	
				カラーを	
				基調とす	
				るものと	
		(1\ □ Ы П77	田)나 라니나나)~ ri	する。	町南小フ しょっ りゅ がいい
	照明	, ,			配慮するとともに、外構デザインの演出に努めるものとする。
	$\mathcal{O}$				で関山に劣めるものとする。 が直接見えないよう努めるものとす
	デザ	る。			
	イ				ら視認されるものは、演色性が高
	ン	く、かつ	、暖かみのある光	源を基調とするも	のとする。

		T	(1) 建筑版	た引き立てるし	しまに 皿玉の段	ろいた感じる トふ	多彩な樹種を選択
		みど		を引き立てると 努めるものとす		ついを感じなより	多杉は惻惶と迭八
		りの					、この軸と市街地
		デ				=	て、積極的に歩道 る開放的な空間と
		ザイ	-	努めるものとす		C C , MR (0) 034 U	の開放的な空间と
		ン	( <b>1</b> ) 는 H &	), L \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \	の引きしの法体性	アエコキナンチャト	ــــــــــــــــــــــــــــــــــــــ
	道路・	道路・				に配慮するものと とするものとする	·
	交	交通					
	交通広場等	広					
	場等	場等					
	の公	のデ					
	公共用	ザイ					
	地	シ					
		照明		眩しさを考慮し	て、なるべく光源	が直接見えないよ	う努めるものとす
		$\mathcal{O}$	る。 (2)屋外照	明は、演色性が	高く、かつ、暖か	みのある光源を基	調とするものとす
		デザ	る。				
		イン					
		み				選択するよう努め	るものとする。 、この軸と市街地
		どり				· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	、この軸と巾街地   、街路樹による連
		のデ			よう努めるものと	=	
		ザイ					
		シ					
	適	涉	ての各号に該当*	する場合で、景篠	見形成方針と合致し	しており、かつ、周	辺の景観形成に支
	適用除	障がする		れる場合は、建	築物又は工作物の	形態意匠の制限を	適用しないものと
	外		*	て規定された表	示方法によって表	示し、又は設置す	ることが義務付け
			られている場	_		dett. 3 2 . dep () = 1	10.0
			2) 一般の歩行 3) その他市長		開空地等から容易(	こ望めない部分の	場合
屋	区	( )		,, he, , a , , ,			
外広	分		A	В	С	D	E
告	完	(1	)「接地階」と	 は、地上又は歩	L 行者デッキ(以下	「接地面」という。	)に接している階
物	定義	( 6	をいう。	1. 注 建熔炉工		<b>(中) な Han な</b> 」	
等の		( 2					。)の壁面(建築物 合は、壁面に含む
行							[[二] [[二] [[三] [[三] [[三] [[三] [[三] [[三]
為の		( :	_	· -	を除いたものをい ニール等に広告表	-	壁面に対して平面
制							に固定されたもの
限			は、壁面看板		外側に広告表示す	-7 t 0 to 1 2	
				_			広告物で屋外から
			視認されるも	· -		tabout table - File-rely and	20 11 22 2 2 2 15 2
		(6			ī看板」のうち、建 広告表示するもの		り付けられた枠に
		(7	7)「袖看板」と				面に広告表示する
		10	ものをいう。	5 ッガ」しは 7 <del>1</del> 4	筑物学の段子と利	田上を工作物生に	へり下げてまニナ
		( 8	<u> </u>	ソン」とは、建	余物寺の壁面を利 の方の でする の方の でする の方の でする の方の でする の方の でする の方の でする の方の でする の方の でする の方の でする の方の でする の方の でする の方の でする の方の でする の方の でする の方の でする の方の でする の方の 	用した工作物等に	つり下げて表示す

		( 9	る旗又はこれらに類するものをいう。 ))「広告塔・広告板」とは、接地面の地盤又は床に固定した工作物等に広告表示され
		(1	るものをいう。 0)「立看板等」とは、容易に移動させることができる状態で立てられ、又は工作物等 に立て掛けられている立看板その他これに類する広告物又は掲出物件(これらを支
		(1	える台を含む。)をいう。 1)「広告旗」とは、容易に移動させることができる状態で立てられ、又は容易に取り
		(1)	外すことができる状態で工作物等に取り付けられている広告の用に供する旗(これ)らを支える台を含む。)をいう。 2)「置看板」とは、接地階の床又は地盤に接した床に固定させることなく自立して置
		(1.	かれた工作物等に広告表示されるもののうち、「立看板等及び広告旗」を除いたもの をいう。
			3)「電柱等利用広告物」とは、電柱その他の柱類(以下「電柱等」という。)を利用する添加看板及び巻付け看板をいう。
			4)「屋上広告物」とは、建築物の上部に設置された工作物等に広告表示するものをいう。
		(1	5)「仮設広告物」とは、表示期間が3月を超えないものをいう。ただし、壁面に取り 付けられた枠等に固定されたもので、枠の設置期間が3月を超えるものを除く。
	下記の	配置	広告物は、できる限り集約化し、抑制に努めるとともに、位置や大きさを揃える 等、乱雑にならないような配置を工夫するものとする。
	各項目	デザ	(1) 電車の車窓からの景観に配慮した広告物を設置するものとする。 (2) 広告物のデザインは、色数及び文字数を可能な限り少なくするとともに、文
	目に共通	ッイン	字又は図形の形状若しくは配置が乱雑にならないように配慮し、シンプルで洗練されたデザインとなるよう工夫するものとする。
	に共通する事	表示	広告物の表示内容は、自家広告物に限るものとする。
	項	内容	
		形状	広告物の形状は、切文字式とすることを推奨するものとする。
		照明	広告物は、点滅し、又はネオン管、LED等を露出する装置は使用しないものと する。
		在	□ (1) 広告物に使用する色彩は、原則として3色以内とし、蛍光色は使用し
		色彩・	色   (1) 広告物に使用する色彩は、原則として3色以内とし、蛍光色は使用し   彩   ないものとする。また、広告物に使用する色彩の中に明度4以上かつ彩   度4以上の色彩が含まれる場合は、広告物に使用する色彩の数を2色以
		文字	内とするよう努めるものとする。
		のデザ	(2) 広告物の「地」の部分には、明度4以下又は彩度4以下の色彩を使用 することを推奨するものとする。ただし、やむを得ず広告物の「地」の
		イ	部分に明度4かつ彩度4を超える色彩を使用する場合は、次の各号に掲
		ン	げる範囲内とするよう努めるとともに、広告物の文字の部分に使用する 色彩を明度4以下又は彩度4以下とするよう努めるものとする。
			ア 色相 0 R から 9 . 9 R の範囲であり、明度 5 以下かつ彩度 1 4 以 下、又 は明度 7 以下かつ彩度 8 以下
			イ 色相 0 Y R から 9 . 9 Y R の範囲であり、明度 6 以下かつ彩度 1 4
			以下、又は明度7以下かつ彩度8以下 ウ 色相0Yから2.4Yの範囲であり、明度8以下かつ彩度14以下
			エ 色相2.5 Yから9.9 Yの範囲であり、明度7以下かつ彩度10
			以下 オ 色相0GYから9.9GYの範囲であり、明度7以下かつ彩度10
			以下 カ 色相 0 G から 9 . 9 P の範囲であり、明度 5 以下かつ彩度 1 0 以
			下、又は明度7以下かつ彩度8以下 キ 色相0RPから9.9RPの範囲であり、明度5以下かつ彩度12
			以下、又は明度7以下かつ彩度8以下
			(3)第1号に掲げる基準において、色相及び彩度が共通し、明度のみが異なる色彩は、1色とみなすものとする。また、第1号及び第2号に掲げ

		る基準において、アクセントとして小さい面積(文字として使用する場
		合は文字面積の15パーセント以下、文字以外の部分で使用する場合は
		文字以外の部分の面積の15パーセント以下とし、かつ、その合計が広
		告面積の15パーセント以下であるものに限る。)で使用する色彩、会社 名等に係るロゴタイプ(図形として一体的にデザインされ、かつ、原則
		として、色彩、字体を含めた図形として商標登録されたもの。)として使
		用する色彩及び写真等(乱雑でないものに限る。)の一部として使用する
		色彩で市長が認めた場合については、適用しないものとする。
		(1) 広告物の文字面積は40パーセント以下とするとともに、原則として、 広告物の文字面積の3分の2以上の部分を8文字以下(会社名等の単一の
		文字 広告物の文字面積の3分の2以上の部分を8文字以下(会社名等の単一の 固有名称を使用する場合で、当該固有名称の文字数が8文字を超える場合
		は、当該固有名称の文字数とする。)の単一の文節で構成するよう努めるも
		のとする。ただし、広告物の文字面積を20パーセント以下とした場合は、
		この限りでない。 (2)第1号に掲げる基準において、広告物の文字面積の10分の9以上の部
		分を4文字以下の単一の文節で構成し、文字の大きさ、色、字体及び文字
		の水平方向又は垂直方向の位置を揃える等、一定のまとまりを持たせて配
		置した場合は、広告物の文字面積を50パーセントまで拡大できるものと
		節で構成し、文字の大きさ、色、字体及び文字の水平方向又は垂直方向の
		位置を揃える等、一定のまとまりを持たせて配置した場合は、広告物の文
		字面積を60パーセントまで拡大できるものとする。
		(4) アルファベット等の音素文字等の場合は、第1号、第2号及び第3号に 掲げる基準に係る文字数の算出を行う際に、文字数に2分の1を乗じて計
		第できるものとする。
		(5) 第1号、第2号、第3号及び第4号に掲げる基準は、仮設広告物又は接
		地階に設置する2平方メートル以下の広告物については、適用しないもの
	D40	とする。 (1)壁面広告幕は、設置しないものとする。ただし、仮設広告物は除くものとする。
	壁面	(2)中高層階に設置する壁面看板については、遠景、中景を意識した色彩とし、建築物
	看 板	の3階以上に設置する壁面看板に使用できる色彩は、次の各号に掲げる範囲内とす
	11/2	
1 1	□ <b>⊹</b>	るものとする。ただし、切文字式とする場合又は写真等(乱雑でないものに限る。) の一部として使用する免彩の場合はこの限りではない
	· 壁 面	るものとする。たたし、切又子式とする場合又は与具等(乱雑でないものに限る。) の一部として使用する色彩の場合はこの限りではない。 ア 色相0Rから9.9Yの範囲は彩度10未満
	面広	の一部として使用する色彩の場合はこの限りではない。 ア 色相 0 R から 9 . 9 Y の範囲は彩度 1 0 未満 イ 色相 0 G Y から 9 . 9 G の範囲は彩度 8 未満
	面	の一部として使用する色彩の場合はこの限りではない。 ア 色相 0 R から 9 . 9 Y の範囲は彩度 1 0 未満 イ 色相 0 G Y から 9 . 9 G の範囲は彩度 8 未満 ウ 色相 0 B G から 9 . 9 B の範囲は彩度 6 未満
	面広	の一部として使用する色彩の場合はこの限りではない。 ア 色相 O R から 9 . 9 Y の範囲は彩度 1 O 未満 イ 色相 O G Y から 9 . 9 G の範囲は彩度 8 未満 ウ 色相 O B G から 9 . 9 B の範囲は彩度 6 未満 エ 色相 O P B から 9 . 9 P の範囲は彩度 8 未満
	面広	の一部として使用する色彩の場合はこの限りではない。 ア 色相 0 R から 9 . 9 Y の範囲は彩度 1 0 未満 イ 色相 0 G Y から 9 . 9 G の範囲は彩度 8 未満 ウ 色相 0 B G から 9 . 9 B の範囲は彩度 6 未満
	面広	の一部として使用する色彩の場合はこの限りではない。 ア 色相 0 R から 9 . 9 Y の範囲は彩度 1 0 未満 イ 色相 0 G Y から 9 . 9 G の範囲は彩度 8 未満 ウ 色相 0 B G から 9 . 9 B の範囲は彩度 6 未満 エ 色相 0 P B から 9 . 9 P の範囲は彩度 8 未満 オ 色相 0 R P から 9 . 9 R P の範囲は彩度 9 未満 (3) 建築物の 2 階以下に表示し、又は設置する壁面看板は、大きさ及び設置する高さを統一し、かつ、縦の長さを 1 . 0 メートル以下とするものとする。
	面広	の一部として使用する色彩の場合はこの限りではない。 ア 色相 0 R から 9 . 9 Y の範囲は彩度 1 0 未満 イ 色相 0 G Y から 9 . 9 G の範囲は彩度 8 未満 ウ 色相 0 B G から 9 . 9 B の範囲は彩度 6 未満 エ 色相 0 P B から 9 . 9 P の範囲は彩度 8 未満 オ 色相 0 R P から 9 . 9 R P の範囲は彩度 9 未満 (3)建築物の 2 階以下に表示し、又は設置する壁面看板は、大きさ及び設置する高さを統一し、かつ、縦の長さを 1 . 0 メートル以下とするものとする。 同一壁面を利 接地階以外 同一壁面を利用するすべての壁面看板の面積は、
	面広	の一部として使用する色彩の場合はこの限りではない。 ア 色相 0 R から 9 . 9 Y の範囲は彩度 1 0 未満 イ 色相 0 G Y から 9 . 9 G の範囲は彩度 8 未満 ウ 色相 0 B G から 9 . 9 B の範囲は彩度 6 未満 エ 色相 0 P B から 9 . 9 P の範囲は彩度 8 未満 オ 色相 0 R P から 9 . 9 R P の範囲は彩度 9 未満 (3)建築物の 2 階以下に表示し、又は設置する壁面看板は、大きさ及び設置する高さを統一し、かつ、縦の長さを 1 . 0 メートル以下とするものとする。 同一壁面を利 接地階以外 同一壁面を利用するすべての壁面看板の面積は、用するすべての に設置する壁 合計で 5 平方メートル以下とし、かつ、壁面の全面で
	面広	の一部として使用する色彩の場合はこの限りではない。 ア 色相 0 R から 9 . 9 Y の範囲は彩度 1 0 未満 イ 色相 0 G Y から 9 . 9 G の範囲は彩度 8 未満 ウ 色相 0 B G から 9 . 9 B の範囲は彩度 6 未満 エ 色相 0 P B から 9 . 9 P の範囲は彩度 8 未満 オ 色相 0 R P から 9 . 9 R P の範囲は彩度 9 未満 (3)建築物の 2 階以下に表示し、又は設置する壁面看板は、大きさ及び設置する高さを統一し、かつ、縦の長さを 1 . 0 メートル以下とするものとする。 同一壁面を利 接地階以外 同一壁面を利用するすべての壁面看板の面積は、
	面広	の一部として使用する色彩の場合はこの限りではない。 ア 色相 0 R から 9 . 9 Y の範囲は彩度 1 0 未満 イ 色相 0 G Y から 9 . 9 G の範囲は彩度 8 未満 ウ 色相 0 B G から 9 . 9 B の範囲は彩度 6 未満 エ 色相 0 P B から 9 . 9 P の範囲は彩度 9 未満 オ 色相 0 R P から 9 . 9 R P の範囲は彩度 9 未満 (3) 建築物の 2 階以下に表示し、又は設置する壁面看板は、大きさ及び設置する高さを統一し、かつ、縦の長さを 1 . 0 メートル以下とするものとする。 同一壁面を利 接地階以外 同一壁面を利用するすべての壁面看板の面積は、日まるすべての に設置する壁を制で 5 平方メートル以下とし、かつ、壁面の全面で壁面看板の面積 面看板の面積 利用するすべての壁面看板の合計の面積は、15 平は、合計で 5 平方 の合計は、当 方メートル以下とするものとする。ただし、事務所、メートル以下と 該広告物を設 研究所の用途に供する施設で、自己の氏名、名称、商
	面広	の一部として使用する色彩の場合はこの限りではない。 ア 色相 0 R から 9 . 9 Y の範囲は彩度 1 0 未満 イ 色相 0 G Y から 9 . 9 G の範囲は彩度 8 未満 ウ 色相 0 B G から 9 . 9 B の範囲は彩度 6 未満 エ 色相 0 P B から 9 . 9 P の範囲は彩度 9 未満 オ 色相 0 R P から 9 . 9 R P の範囲は彩度 9 未満 (3)建築物の 2 階以下に表示し、又は設置する壁面看板は、大きさ及び設置する高さを統一し、かつ、縦の長さを 1 . 0 メートル以下とするものとする。 同一壁面を利 接地階以外 同一壁面を利用するすべての壁面看板の面積は、合計で 5 平方 に設置する壁 利用するすべての壁面看板の面積は、15 平は、合計で 5 平方 の合計は、当 方メートル以下とするものとする。ただし、事務所、メートル以下と 該広告物を設 研究所の用途に供する施設で、自己の氏名、名称、商し、かつ、壁面の 置する壁面の 標等を掲出する壁面看板又は建築物の接地階に表示
	面広	の一部として使用する色彩の場合はこの限りではない。 ア 色相 0 R から 9 . 9 Y の範囲は彩度 1 0 未満 イ 色相 0 G Y から 9 . 9 G の範囲は彩度 8 未満 ウ 色相 0 B G から 9 . 9 B の範囲は彩度 6 未満 エ 色相 0 P B から 9 . 9 P の範囲は彩度 8 未満 オ 色相 0 R P から 9 . 9 R P の範囲は彩度 9 未満 (3)建築物の 2 階以下に表示し、又は設置する壁面看板は、大きさ及び設置する高さを統一し、かつ、縦の長さを 1 . 0 メートル以下とするものとする。 同一壁面を利 接地階以外 同一壁面を利用するすべての壁面看板の面積は、合計で 5 平方メートル以下とし、かつ、壁面の全面で壁面看板の面積 面看板の面積 有板の面積 は、合計で 5 平方メートル以下とし、かつ、壁面の全面では、合計で 5 平方 メートル以下とするものとする。ただし、事務所、がまた。かつ、壁面の 置する壁面の 標等を掲出する壁面看板の面積は算入しないを面で利用する 接地階以外の し、若しくは設置する壁面看板の面積は算入しない
	面広	の一部として使用する色彩の場合はこの限りではない。 ア 色相 0 R から 9 . 9 Y の範囲は彩度 1 0 未満 イ 色相 0 G Y から 9 . 9 G の範囲は彩度 8 未満 ウ 色相 0 B G から 9 . 9 B の範囲は彩度 6 未満 エ 色相 0 P B から 9 . 9 P の範囲は彩度 9 未満 オ 色相 0 R P から 9 . 9 R P の範囲は彩度 9 未満 (3)建築物の 2 階以下に表示し、又は設置する壁面看板は、大きさ及び設置する高さを統一し、かつ、縦の長さを 1 . 0 メートル以下とするものとする。 同一壁面を利 接地階以外 同一壁面を利用するすべての壁面看板の面積は、合計で 5 平方 に設置する壁 利用するすべての壁面看板の面積は、15 平は、合計で 5 平方 の合計は、当 方メートル以下とするものとする。ただし、事務所、メートル以下と 該広告物を設 研究所の用途に供する施設で、自己の氏名、名称、商し、かつ、壁面の 置する壁面の 標等を掲出する壁面看板又は建築物の接地階に表示
	面広	の一部として使用する色彩の場合はこの限りではない。 ア 色相 0 R から 9 . 9 Y の範囲は彩度 1 0 未満 イ 色相 0 G Y から 9 . 9 G の範囲は彩度 8 未満 ウ 色相 0 B G から 9 . 9 B の範囲は彩度 6 未満 エ 色相 0 P B から 9 . 9 P の範囲は彩度 9 未満 オ 色相 0 R P から 9 . 9 R P の範囲は彩度 9 未満 (3) 建築物の 2 階以下に表示し、又は設置する壁面看板は、大きさ及び設置する高さを統一し、かつ、縦の長さを 1 . 0 メートル以下とするものとする。 同一壁面を利 用するすべての に設置する壁
	面広	の一部として使用する色彩の場合はこの限りではない。 ア 色相のRから9.9Yの範囲は彩度10未満 イ 色相のGYから9.9Gの範囲は彩度8未満 ウ 色相のBGから9.9Bの範囲は彩度8未満 エ 色相のPBから9.9Pの範囲は彩度8未満 オ 色相のRPから9.9RPの範囲は彩度9未満 (3)建築物の2階以下に表示し、又は設置する壁面看板は、大きさ及び設置する高さを統一し、かつ、縦の長さを1.0メートル以下とするものとする。 同一壁面を利 用するすべての 壁面看板の面積 接地階以外 に設置する壁 面看板の面積は、15平方メートル以下とするものとする。ただし、事務所、対・トル以下と 該広告物を設し、かつ、壁面の 音がで5平方メートル以下とするものとする。ただし、事務所、研究所の用途に供する施設で、自己の氏名、名称、商標等を掲出する壁面看板のは建築物の接地階に表示し、若しくは設置する壁面看板の面積は算入しないものとする。 なの合計の面積 5パーセントは、15平方メートル以下とするものとする。
	面広	の一部として使用する色彩の場合はこの限りではない。 ア 色相0 Rから9.9 Yの範囲は彩度10未満 イ 色相0 G Yから9.9 Gの範囲は彩度8未満 ウ 色相0 B Gから9.9 B の範囲は彩度6未満 エ 色相0 P Bから9.9 P の範囲は彩度9未満 (3)建築物の2階以下に表示し、又は設置する壁面看板は、大きさ及び設置する高さを統一し、かつ、縦の長さを1.0メートル以下とするものとする。 同一壁面を利用するすべての壁面看板の面積は、に設置する壁面を利用するすべての壁面看板の面積は、に設置する壁面を利用するすべての壁面看板の面積は、15平方メートル以下とし、かつ、壁面の全面で面看板の面積は、当が大ートル以下とするものとする。ただし、事務所、研究所の用途に供する施設で、自己の氏名、名称、商置する壁面のく立ての壁面看板の合計の面積に表示と、かつ、壁面の音ので、接地階以外のすべての壁面看板の合計の面積に表示と、方メートル以下とするものとする。をものとする。ただし、事務所、研究所の用途に供する施設で、自己の氏名、名称、商標等を掲出する壁面看板の面積は算入しないまっての壁面看板の合計の面積のとする。
	面広	の一部として使用する色彩の場合はこの限りではない。 ア 色相のRから9.9Yの範囲は彩度10未満 イ 色相のGYから9.9Gの範囲は彩度8未満 ウ 色相のBGから9.9Bの範囲は彩度8未満 エ 色相のPBから9.9Pの範囲は彩度8未満 オ 色相のRPから9.9RPの範囲は彩度9未満 (3)建築物の2階以下に表示し、又は設置する壁面看板は、大きさ及び設置する高さを統一し、かつ、縦の長さを1.0メートル以下とするものとする。 同一壁面を利 用するすべての 壁面看板の面積 接地階以外 に設置する壁 同一壁面を利用するすべての壁面看板の面積は、15平方メートル以下と は、合計で5平方 の合計は、当 方メートル以下とするものとする。ただし、事務所、研究所の用途に供する施設で、自己の氏名、名称、商標等を掲出する壁面看板の合計の面積は第分しないものとする。 を掲出する壁面看板の面積は算入しないものとする。 がつの壁面看板の合計の面積 5パーセントは、15平方メー 以下とするものとする。
	面広	の一部として使用する色彩の場合はこの限りではない。 ア 色相のRから9.9 Yの範囲は彩度10未満 イ 色相のG Yから9.9 Gの範囲は彩度8未満 ウ 色相のB Gから9.9 Bの範囲は彩度6未満 エ 色相のP Bから9.9 Pの範囲は彩度9未満 オ 色相のR Pから9.9 R Pの範囲は彩度9未満 (3) 建築物の2階以下に表示し、又は設置する壁面看板は、大きさ及び設置する高さを統一し、かつ、縦の長さを1.0メートル以下とするものとする。 同一壁面を利 用するすべての壁面看板の面積は、15平方メートル以下とし、かつ、壁面の全面で利用するすべての壁面看板の面積は、15平メートル以下とし、かつ、壁面の全面で利用するすべての壁面看板の合計の面積は、15平が大の大・ルの、壁面の全面で対別用するすべての壁面看板の合計の面積は、15平が大・ルの、壁面の全面で接地階以外のすべての壁面看板の面積は、当該広告物を設し、かつ、壁面の全面で接地階以外のすべての壁面看板の面積の音が完成の出土を変更がある。ただし、事務所、研究所の用途に供する施設で、自己の氏名、名称、商標等を掲出する壁面看板の面積は算入しないものとする。ただし、事務所、研究所の用途に供するを変更するとする。ただし、事務所、研究所の用途に供するを変更するとする。ただし、事務所、研究所の用途に供するを変更するに表示し、おります。
	面広	の一部として使用する色彩の場合はこの限りではない。 ア 色相 0 R Pから 9 . 9 Y の範囲は彩度 8 未満 ウ 色相 0 B Gから 9 . 9 B の範囲は彩度 6 未満 エ 色相 0 P Bから 9 . 9 P の範囲は彩度 8 未満 オ 色相 0 R Pから 9 . 9 R P の範囲は彩度 9 未満 オ 色相 0 R Pから 9 . 9 R P の範囲は彩度 9 未満 オ 色相 0 R Pから 9 . 9 R P の範囲は彩度 9 未満 オ 色相 0 R Pから 9 . 9 R P の範囲は彩度 9 未満 オ 色相 0 R Pから 9 . 9 R P の範囲は彩度 9 未満 オ 色相 0 R Pから 9 . 9 R P の範囲は彩度 9 未満 オ 色相 0 R Pから 9 . 9 R P の範囲は彩度 9 未満 オ 色相 0 R P から 9 . 9 R P の範囲は彩度 9 未満 オ 色相 0 R P から 9 . 9 R P の範囲は彩度 9 未満 オ 色相 0 R P から 9 . 9 R P の範囲は彩度 9 未満 オ 色相 0 R P から 9 . 9 R P の範囲は彩度 9 未満 オ 色相 0 R P から 9 . 9 R P の範囲は彩度 9 未満 オ 色相 0 R P から 9 . 9 R P の範囲は彩度 9 未満 オ 色相 0 R P から 9 . 9 R P の範囲は彩度 9 未満 オ 色相 0 R P から 9 . 9 R P の範囲は彩度 9 未満 オ 色相 0 R P から 9 . 9 R P の範囲は彩度 9 未満 サ 本語を表示した。  「一壁面を利用するすべての壁面看板の面積は、1 5 平 方メートル以下とするものとする。ただし、事務所、商会計は、当 方メートル以下とするものとする。ただし、事務所、研究所の用途に供するを掲出する壁面看板の面積は算入しないものとする。ただし、事務所、研究所の用途に供する。 い かつ、壁面看板の面積は算入しないものとする。ただし、事務所、研究所の用途に供する。ただし、事務所、研究所の用途に供する。ただし、事務所、研究所の用途に供する。とする。名称、商標等を掲出する壁面看板の面積は算入しないものとする。ただし、事務所、研究所の用途に供する。とする。名称、商標等を掲出する壁面看板の面積は算入しないものとする。名称、商標等を掲出する壁面看板の面積は算入しないものとする。名称、商標等を掲出する壁面看板の面積は算入しないものとする。名称、商標等を掲出する壁面看板の面積は算入しない音が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表
	面広	の一部として使用する色彩の場合はこの限りではない。 ア 色相のRから9.9 Yの範囲は彩度10未満 イ 色相のG Yから9.9 Gの範囲は彩度8未満 ウ 色相のB Gから9.9 Bの範囲は彩度6未満 エ 色相のP Bから9.9 Pの範囲は彩度9未満 オ 色相のR Pから9.9 R Pの範囲は彩度9未満 (3) 建築物の2階以下に表示し、又は設置する壁面看板は、大きさ及び設置する高さを統一し、かつ、縦の長さを1.0メートル以下とするものとする。 同一壁面を利 用するすべての壁面看板の面積は、15平方メートル以下とし、かつ、壁面の全面で利用するすべての壁面看板の面積は、15平メートル以下とし、かつ、壁面の全面で利用するすべての壁面看板の合計の面積は、15平が大の大・ルの、壁面の全面で対別用するすべての壁面看板の合計の面積は、15平が大・ルの、壁面の全面で接地階以外のすべての壁面看板の面積は、当該広告物を設し、かつ、壁面の全面で接地階以外のすべての壁面看板の面積の音が完成の出土を変更がある。ただし、事務所、研究所の用途に供する施設で、自己の氏名、名称、商標等を掲出する壁面看板の面積は算入しないものとする。ただし、事務所、研究所の用途に供するを変更するとする。ただし、事務所、研究所の用途に供するを変更するとする。ただし、事務所、研究所の用途に供するを変更するに表示し、おります。

		物の接地階に表示し、若しくは設置する壁面看板の面積は算入しないものとする。
	窓面広告物・窓裏広告物	<ul><li>(1)窓面広告物は、設置しないものとする。</li><li>(2)窓裏広告物は、窓裏に直接貼り付けて表示しないものとする。</li><li>(3)窓裏広告物の面積(切文字の場合は、その面積に2分の1を乗じて計算する。)の合計は、当該窓面積の50パーセント以下とするものとする。</li></ul>
_	枠付懸垂幕等	枠付懸垂幕等は、設置しないものとする。
	袖看板	<ul><li>(1) 袖看板の設置は1か所とし、上端は地上から5メートル以下、下端は地上から2. 5メートル以上とするものとする。</li><li>(2) 袖看板の規模は、縦および横の長さを0.9メートル以下とするものとする。</li></ul>
	バナーフラッグ	バナーフラッグの大きさは、横の長さ1メートル以下とし、地上からの高さを揃えて 設置するものとする。
	広告塔・広告板	(1) 広告塔及び広告板は、主要な出入口あたり1か所(敷地の出入口付近に設置する場合は、敷地の出入口あたり1か所)を基本とし、やむを得ず複数設置する場合は、できるだけ集約化するとともに、大きさ及び位置を揃えるよう努めるものとする。 (2) 広告塔及び広告板の規模は、縦の長さ4.5メートル以下、横の長さ1.2メートル以下とするものとする。ただし、縦の長さ2.5メートル以下のものは、横の長さ4メートル以下とすることができる。
	立看板、広告旗及び置看板	<ul><li>(1)立看板等及び広告旗は、設置しないものとする。ただし、入居募集又は仮設広告物で、規模、色彩、設置位置について周辺の環境に配慮したものは除く。</li><li>(2)置看板の規模は、縦の長さ1.2メートル以下、横の長さ0.9メートル以下とするものとする。</li></ul>
	屋上広告物	屋上広告物は、設置しないものとする。ただし、建築物の主たる壁面の垂直線上の上部に設ける目隠しの工作物を利用して、自己の名称、店名又はそれに係わる商標を切り文字で表示する場合は、この限りでない。
	映像装置	電光表示装置等により映像を映し出す広告物又は掲出物件は、設置しないものとする。
	電 柱	電柱等利用広告物は、設置しないものとする。ただし、電柱等の所有者若しくは管理者が管理する必要により表示し、若しくは設置する場合又は国若しくは地方公共団体が公

 , ,		
	等利用広告物	共的目的をもって表示し、若しくは設置する場合は、この限りでない。
	適用除外	次の各号に該当する場合で、景観形成方針と合致しており、かつ、周辺の景観形成に支障がないと認められる場合は、屋外広告物等に関する行為の制限を適用しないものとする。また、地区外の建築物等に表示又は設置された屋外広告物で、地区内に突出するものについては、屋外広告物等に関する行為の制限を適用しないものとする。 (1)法令によって規定された表示方法によって表示し、又は設置することが義務付けられている場合
		<ul> <li>(2)公共的目的をもって表示し、又は設置する場合</li> <li>(3)道標等の誘導案内を目的として表示し、又は設置する場合</li> <li>(4)公職選挙法(昭和25年法律第100号)による選挙運動のために表示し、又は設置する場合</li> <li>(5)冠婚葬祭又は祭礼等のため、一時的に表示し、又は設置する場合</li> <li>(6)即時に取り外し、又は取り付けができる方法で設置する場合で、表示面積が1平方メートル以下の場合</li> <li>(7)一般の歩行者が、道路、公開空地等から容易に望めない部分に表示し、又は設置する場合</li> </ul>
		(8) その他市長が認める場合

### 7 鷺沼駅前地区

7	鷺沼駅前均	也区		
景観計画特定地区の区域				
景観形成方針	1 基本目標	<ul><li>(1)協働のまちにふさわしい「にぎわいや温かみ」を感じ、コミュニティが育まれる街なみづくり</li><li>(2)歴史・文化ある宮前区の住宅地にふさわしい「安らぎや誇り」を感じ、住み続けたくなる街なみづくり</li><li>(3)豊かな自然を守り育む宮前区の丘陵部にふさわしい「自然や地形」を感じ、歩いて楽しい街なみづくり</li></ul>		
	2 方針	<ul> <li>(1)明るく広がりのある交流空間を創出する。</li> <li>(2)人の動きが感じられる開放的な空間構成とする。</li> <li>(3)様々な世代がくつろいで過ごせる落ち着いた空間を創出する。</li> <li>(4)区民が愛着と誇りをもてるランドマークを形成する。</li> <li>(5)坂道や起伏など地区を貫く尾根線が作り出す地形を活かし、魅力的な歩行空間を形成する。</li> <li>(6)地区の「庭」として、将来にわたり豊かな自然を身近に感じる街路景観・街区を形成する。</li> </ul>		
景観形成基準	行為の制限(建築物又は工作物の形態意匠の制限)施設計画・建築物等のデザイン	<ul> <li>(1)シルエットに配慮した質の高い形態・意匠とするとともに、落ち着きのあるデザインとする。</li> <li>(2)周辺の地形等を踏まえ、鷺沼駅へのアクセスに配慮した建築物の配置や歩行者動線計画とする。</li> <li>(3)商業又は業務機能を有する建築物の中低層部は、大きな開口部など開放的なデザインとし、ガラス等を用いて内部の活動が見えるようにするなど、にぎわいの演出をする。</li> <li>(4)中低層部は、歩行者の目線でまとまりが感じられる街なみを演出するため、高層部のデザインと切り替える。</li> <li>(5)中低層部は、ヒューマンスケールの親しみやすさを演出するため、デザインに変化をもたせるなど壁面の分節化を工夫する。</li> <li>(6)高層部は、空になじむよう落ち着いた色彩にする。</li> <li>(7)建築物や工作物の壁面が長大となる場合は、意匠上の工夫や緑の活用などにより圧迫感を軽減させる。</li> <li>(8)照明灯やベンチ、ストリートファニチャーなどの工作物は、周辺の景観に調和し、空間の質を向上させるデザインとする。</li> <li>(9)建築物の外観に使用する素材は、汚れにくいものや変色しにくいものなど、可能な限り、美観の持続性に配慮した質の高いものを選定する。</li> <li>(10)建築物付帯施設又は屋外設備類は、設置位置、垣、柵等の囲いの形態等に配慮して、周辺から直接見えにくくするとともに、建築物と一体的にデザインもよう努める。</li> <li>(11)密のデザインは、壁面全体のバランスを考え、配置、形状及び割り付けを工夫する。</li> <li>(12)商業又は業務機能を有する建築物では、通りに面する部分において、建築物の形状を工夫し、歩行者を引き込むような開放的な空間を創出するとともに、エントランス部を開放的なデザインとするよう努める。</li> <li>(13)日除け幕等を設置する場合は、窓全面を覆ってはならず、その色彩は、原則として落ち着いたものとする。</li> </ul>		

に		(ア)適用部位	(イ) 色彩			(ウ) 面積基準
関す		(7) 旭州印加	色相	明度	彩度	(ソ) 叫棋基準
る	ア	高層部	0YR~4.9Y	5以上9未満	2以下	建築物等の高層部において基調色として
制限		(地上45メートルを超える部分)	5Y~9.9Y	8以上9未満	1以下	観の 95%以上使用すること
				5以上8未満	2以下	***************************************
	1	高層部	0YR~9.9Y	4以上5未満	2以下	建築物等の高層部においてアクセントか
	_	(地上45メートルを超える部分)	00.000	011110 + #	O F N I 4 N T	して外観の5%未満の使用とすること
	ウ	中低層部 (地上45メートル以下の部分)	0R~9.9R	8以上9未満3以上8未満	0.5以上1以下 0.5以上2以下	建築物等の中低層部において基調色と 外観の80%以上使用すること
		(地工43メードル以下の部分)	0YR~4.9YR		0.5以上2以下	77歳の6070以上使用すること
			01K~4.91K	3以上5未満	0.5以上4以下	
			5YR~4.9Y	8以上9未満	0.5以上2以下	_
			21004.31	3以上8未満	0.5以上4以下	
			5Y~9.9Y	8以上9未満	0.5以上4以下	+
			J1~5.31	3以上8未満	0.5以上1以下	
	I	中低層部	0R~9.9R	9以上	1以下	建築物等の中低層部において強調色と
		(地上45メートル以下の部分)	010~3.3K	3以上9未満	0.5 未満	外観の20%未満の使用とすること
		TOT I DO I MAN I MININT		3 未満	2以下	> 1 単元~> ~ ○ ハンハハミットス・コース・ひーこ
			0YR~4.9Y	9以上	2以下	-
			0110-1.51	3以上9未満	0.5 未満	
				3未満	4以下	
			5Y~9.9Y	9以上	1以下	-
				3以上9未満	0.5 未満	
				3 未満	2以下	
			0GY~9.9RP	_	1以下	
	7	中低層部	すべて	すべて	すべて	建築物等の中低層部においてアクセント
		(地上45メートル以下の部分)				として外観の5%未満の使用とすること
云昜・ 通り	(2)	() 既存の商店街との () 歩道状空地の舗装/ を設けないこととす。 () 舗装材の色彩は、 () る素材とし、アース	ぎわいを感 繋がりに配 は、道路歩道 る。ただし、	じながら、3 interpretation にある。 interpretation にある。	安全で快適にはせるとともになる。となるとともになる。	歩くことができる空間にす こ、道路との境界には塀及
のデザインあかりのデザイ	(1	なじむような形態・ )照明は、省エネルギ 滅する照明は使用した )建築物の外構に設置 テラスに面する室内に を基調とする。ただ	ドー効果の高ないこととで ないこととで はされる屋外 において使り し、にぎわい	高いものの使 する。 照明で道路 用する照明に いを演出する	から視認され は、演色性が <sub>「</sub> る良質な景観」	とともに、原則として過度 いるもの及び地上階または 高く、かつ、温かみのある 照明は、この限りでない。 ないようにする。また、明

適
用
除
外

次のいずれかに該当する場合で、景観形成方針と合致しており、かつ、周辺の景観形成に支障がないと認められる場合は、建築物又は工作物の形態意匠の制限を適用しない。

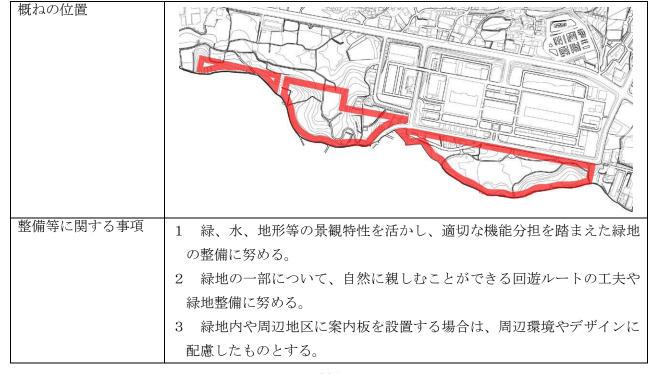
- (1) 法令によって規定された表示方法によって表示し、又は設置することが義務付けられている場合
- (2) 一般の歩行者が、道路、公開空地等から容易に望めない部分の場合
- (3) その他市長が認める場合

1 景観重要公園、緑地等

### (1) 生田緑地

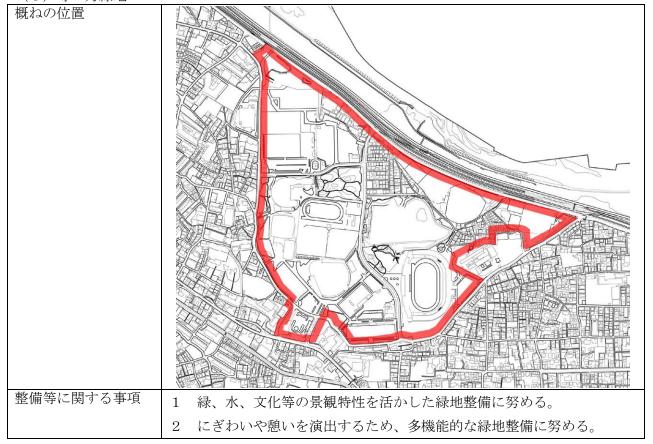
# 概ねの位置 1 緑、水、地形等の景観特性を活かし、にぎわいや憩いを演出するため、自然とのふれあいや親水性を意識した緑地の整備に努める。 2 うるおいと彩りを演出するため、緑の保全を行い、季節ごとに特色のある植栽を施すように努める。 3 周辺環境やデザインに配慮した案内板等の設置に努める。 4 回遊ルートには、周辺環境やデザインに配慮したサイン類の設置に努める。 5 緑地内に設置する施設のデザインは、生田緑地の豊かな緑との調和に配慮する。

### (2) 菅生緑地



別表第2 第7章 景観重要公共施設の整備及び占用許可等の基準に関する事項関係

# (3) 等々力緑地



### 2 景観重要道路等

## (1) 川崎駅東口駅前広場

#